

第 14 次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画について

1 概要

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）及び環境省が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」に基づき県において策定している当該計画について、現行計画の期間が令和 8 年度末となっていることから、次期計画を策定するもの。

2 計画期間

いずれも令和 9 年度から令和 13 年度

3 第 14 次鳥獣保護管理事業計画について（詳細は資料 2 により説明）

人と野生鳥獣との適切な関係の構築と生物多様性の保全を図ることを目標とし、本県における鳥獣の保護及び管理の方向性について示すとともに、鳥獣保護区の指定や鳥獣の捕獲許可、特定鳥獣管理計画の作成などに関する事項を定めるもの。

4 第二種特定鳥獣管理計画について

(1) 目的

生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等について、当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させる、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることを目的としている。

本県では、シカ、ツキノワグマ、カモシカ、イノシシの 4 種の獣類について計画を策定しており、ニホンザルの生息区域及び生息数の拡大に伴う農作物被害が増加していることから、被害低減に向けて、新たにニホンザルの計画を策定する。

(2) 各計画の概要（各計画の詳細は資料 3～7 により説明）

計画の名称	計画作成の目的	策定のポイント
第 6 次ツキノワグマ管理計画	地域個体群の安定的な存続を前提に、推定生息数の低減による人身被害及び農林業被害等の低減	生息頭数 3,400 頭への低減、ゾーニング管理によるエリアごとの管理手法の導入等
第 7 次シカ管理計画	個体数の適正な水準までの減少及び農林業と自然植生等への被害の軽減	生息数推定結果に基づく捕獲目標設定（年 3 万頭以上）、密度管理手法による重点捕獲地域の設定
第 6 次カモシカ管理計画	地域個体群の安定的な維持及び農林業被害の軽減	（現行を踏襲）
第 4 次イノシシ管理計画	生息域及び農業被害の軽減	生息数推定結果に基づき積極捕獲を継続、密度管理手法による重点捕獲地域の設定
第 1 次ニホンザル管理計画	地域個体群の維持を図りつつ、農作物被害等の軽減	群れの加害レベルと被害防除対策の実施状況を踏まえた個倒数管理の実施

5 策定スケジュール

年度	時期	主な手続き等
R 8	(10 月予定)	国の「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」公表
	10 月 28 日	岩手県環境審議会自然・鳥獣部会（諮問・素案審議）
	11～12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間案の調整（審議会での意見を踏まえ修正） ・ 関係機関への意見照会 ・ パブリックコメント実施 ・ 上記を踏まえた最終案の調整
	1 月	岩手県環境審議会自然・鳥獣部会（最終案に対する答申）
	1 月～2 月	関係団体等への法定協議
	3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県議会への報告、決裁 ・ 国への報告
R 9	4 月 1 日	計画施行

次期第二種特定鳥獣管理計画の素案の概要

獣種（次期）	ツキノウグマ（第6次）	ニホンジカ（第7次）	イノシシ（第4次）	カモシカ（第6次）	ニホンザル（第1次）
特 徴	・ <u>自然増加率は14.5%程度（国）</u> 。メスは4歳程度で繁殖可能。1回で1～2頭出産 ・ 群れは作らず、基本的には単独行動	・ <u>自然増加率は21%程度</u> 。メスは早ければ1歳から繁殖可能。通常は年に1頭を出産 ・ オス、メスで群れを作る	・ <u>自然増加率は56%程度</u> 。メスは1歳から繁殖可能。1回で2～4頭出産 ・ 複数のメスと子供による群れを作る	・ <u>自然増加率は数%</u> 。メスは2～3歳で繁殖可能。年に1頭を出産するが毎年でない ・ 群れは作らず単独行動	・ <u>自然増加率は数%から10%強</u> （環境要因によって増減） ・ メスは6～7歳で初産。2～3年に1頭を出産。 <u>10～100頭程度の群れを作る</u>
捕獲実績（R7）	1,271頭＋緊急銃猟4頭 （合計1,275頭）	32,143頭	3,072頭	H25以降捕獲実績なし	5頭（R6許可実績）
対象地域	県内全域 ・ 北奥羽地域（国の保護管理ユニットに相当） ・ 北上山地地域（同上）	県内全域 ・ 北上山地南部：高密度段階 ・ 北上山地北部：定着段階 ・ 奥羽山脈地域：侵入段階	県内全域 ・ 奥羽山脈：定着地域 ・ 北上山地：侵入地域	県内全域 ・ 奥羽山脈 ・ 北上山地	・ 五葉山山系（釜石、大船渡、住田） ・ その他山系（宮古、大槌） ・ 上記以外（ハナレザルは県内全域）
推定個体数	・ R7推定で5,200頭 （北奥羽：2,200頭、北上山地：3,000頭） ※ R 2：3,700頭 （北奥羽：1,700頭、北上山地：2,000頭） ・ 現計画策定時から1,500頭多く、 <u>北奥羽に加え北上山地も増加が顕著</u>	・ R7推定個体数は12.7万頭 ※ H30：10.7万頭 〈参考〉H30の推定個体数を遡及して再推計した推定個体数は約14万頭（捕獲強化で個体数は減少） 捕獲実績から、 <u>北上山地北部の生息域の拡大が確認</u> される（北上山地南部は高密度のまま）。	・ 新たに個体数推定を行った結果、 R6推定個体数は6,223頭 ※ これまでは個体数推定なし <u>生息域が全県に拡大し、北上山地も定着と判断</u>	・ R7推定個体数は7,451頭と微減 ※ R 2：7,468頭	・ R7調査では、県内に10群以上の存在が判明（五葉山周辺8群以上、大槌1群、宮古1群以上）。うち 4群を調査し208頭確認 ・ 新たな群れの存在も確認しており、令和8年度も調査中 。 ※ <u>五葉山山系の詳細な分布や調査結果は、別添「参考3」のとおり</u>
課 題	・ 現計画のR8末の個体数目標3,400頭を大幅に上回っており、 一層の個体数管理が必要 ・ 人身被害、農林業被害も増加傾向 にあり、被害低減の対策強化が必要 ＜R 7 農業被害額（速報値）：約 1 億2,000万円＞ （R6比・＋約8 300万円）	・ 県内全域で生息密度が上昇しており、 一層の捕獲が必要 ・ 農林業被害も高止まり の状況であり、被害低減の対策強化が必要 ＜R 7 農業被害額（速報値）：2億5,000万円＞ （R6比・＋約1 600万円）	・ 県内の 生息域が拡大傾向 にあり、生息域拡大の歯止めをかけるため、 一層の捕獲が必要 ・ 農業被害が上昇傾向 にあり、被害低減の対策強化が必要 ＜R 7 農業被害額（速報値）：約6,400万円＞ （R6比・＋約1 800万円）	・ 農林業被害は低水準で推移。 現行の対策の維持で足りる状況 ＜R 7 農業被害額（速報値）：834万円＞ （R6比・▲215万円）	・ 県内の 生息域の拡大が見込まれており、生息数調査の継続が必要 ・ 農業被害も増加 していることから、被害低減の対策強化が必要 ＜R 7 農業被害額（速報値）：約600万円＞ （R6比・＋約250万円）
素案の概要	・ 約3,400頭 （北奥羽：約1,300頭、北上山地：約2,100頭） まで低減 ※ <u>目標等に影響を及ぼす科学的知見が得られ場合（R8に国実施の地域個体群ごとの個体数推定結果等）には、見直しを実施</u> ・ ゾーニング管理の推進 次の各ゾーンの目的のもとで対策を実施 『排除エリア』（人身被害等の発生防止） 『管理強化エリア』（クマの定着や排除エリアへの侵入防止） 『緩衝地帯』（人間活動とクマの生息の両立） 『コア生息地』（生息環境を保全）	・ R7の推定個体数及び自然増加率を踏まえ、現計画での2.5万頭での捕獲では個体数の抑制と農林業被害の低減とならないことから、捕獲を強化し、 年3万頭を最少捕獲目標数に設定 （R13末までに10～11万頭程度と推定） ※ R8目標：2.7万頭	・ 自然増加率が高く、 積極的な捕獲の推進の方向を継続 する（捕獲目標数は定めず、積極的な捕獲として、これまでの捕獲実績を上回る捕獲をめざす）	・ 当面、 個体群の維持 とする（特別天然記念物の保護の観点も考慮）。	・ 管理ユニット（五葉山山系、その他山系の2つ）ごとに 個体群を維持することを目標に、必要に応じて最低限の個体数管理（捕獲） を実施する。
捕獲方針	主に人身被害の低減に向けて、 ・ 毎年度、 捕獲目標数を設定 ・ 捕獲許可方針を見直し 原則、『 排除エリア 』『 管理強化エリア 』は 捕獲。緩衝地帯は追い払い ・ 特例配分の許可期間を90日から1年に拡大 ・ 緩衝地帯の春季捕獲を全県に拡大 ※ <u>詳細な論点は、別添「参考1」のとおり</u>	・ 農林業被害の低減を図るため、生息密度をモニタリングしながら、 重点捕獲地域を設定 （捕獲データ・糞塊調査結果を踏まえた密度分布を考慮して、毎年度設定） ※ <u>重点捕獲地域の設定の考え方は、別添「参考2」のとおり</u>	・ 農業被害の低減を図るため、生息密度をモニタリングしながら、 重点捕獲地域を設定 （捕獲データ・痕跡調査等を踏まえた密度分布を考慮して、毎年度設定） ※ <u>重点捕獲地域の設定の考え方は、別添「参考2」のとおり</u>	・ 対策を講じてもなお被害低減とならない場合に限り、文化庁・県の許可を経て捕獲	・ 群れの加害レベルと被害防除対策レベルを考慮し、必要な場合に捕獲を実施 。捕獲方法は、レベルを踏まえて設定（群れ捕獲、部分捕獲、選択捕獲）。 ※ <u>詳細な設定の考え方は、別添「参考4」のとおり</u>
生息環境管理・被害防除対策	・ 緩衝帯整備 （藪や河川の刈り払い等） ・ 侵入防止柵の設置、誘引物の管理等	・ 侵入防止柵の設置、追い払い等	・ 侵入防止柵の設置、追い払い等	・ 忌避剤の散布、防護網の設置等	・ 侵入防止柵の設置、追い払い等
捕獲の担い手確保・育成（共通）	【第 14次鳥獣保護管理事業計画に盛り込む】 ・ 新規狩猟免許取得者は増加傾向（R7：587人）にあるが、捕獲従事者の高齢化が進行 ・ クマ、ニホンザル等の捕獲に対応した技術の習得が必要 ・ クマ肉（全部）、シカ肉（一部）はH24年度から出荷制限指示が継続。ジビエ活用の推進が課題 ・ 捕獲従事者の負担軽減に向け、個体処理の体制確保が課題				
			⇒ 捕獲従事者の確保に向け、担い手研修の実施。中・長期的視点での確保策の検討 ⇒ 獣種に対応した捕獲技術の研修の実施 （一部新規） ⇒ 放射性物質検査の継続と公表。検査をクリアしたジビエの 利用推進のための普及啓発等の実施 ⇒ 先進的な個体処理方法の共有、 地域ごとに処理状況等を踏まえて市町村・関係団体と個体処理の在り方を検討（新規）		

【参考１】第６次ツキノワグマ管理計画策定の方向性（案）

項目		現状	課題	次期管理計画の方向性（案）
1	推定個体数及び個体数管理目標	<p>○推定生息数</p> <p>約5,200頭（第５次計画期首：約3,700頭）</p> <p>うち北上山地地域個体群 推定値 約3,000頭</p> <p>北奥羽地域個体群 推定値 約2,200頭</p> <p>○個体数管理目標</p> <p>第５次ツキノワグマ管理計画（令和４～８年度。以下「現行計画」という。）においては、県内の推定生息数を４次計画期首の約3,400頭を目安に個体数管理を推進することとしている。</p>	<p>・個体数の大幅増</p> <p>令和６年度及び７年度に行った調査に基づく個体数推計は約5,200頭となり、現行計画の期首の3,700頭と比較して大幅に増加している。</p> <p>・全国統一手法による個体数推計の実施（環境省）</p> <p>環境省において、令和８年度から全国統一的な手法で保護管理ユニット（当県で言えば、青森、宮城にまたがる北上山地保護管理ユニット、秋田、青森にまたがる北奥羽保護管理ユニット）ごとに個体数推定を実施。※保護管理ユニットは、地域個体群と同一。</p> <p>保護管理ユニットごとの目標個体数は、当該推計結果を踏まえて、国及び関係県等で構成する広域協議会で調整が行われる予定。このため、本県の個体数管理目標は関係機関との調整を図ったうえで設定する必要がある。</p> <p>※ 東北地方で生息する保護管理ユニットの推計は、令和８年度末の予定。</p>	<p>(1) 推定個体数</p> <p>約5,200頭（北上山地：約3,000頭、北奥羽：約2,200頭）</p> <p>(2) 個体数管理目標</p> <p>暫定的に約3,400頭（北上山地：約2,100頭、北奥羽：約1,300頭）とする（現行計画の管理目標据え置き）</p> <p>ただし、次の場合は、計画期間途中での計画改定を行う。</p> <p>ア) 国によるユニットごとの個体数推計により、本県のツキノワグマの推計生息数に影響を及ぼす科学的知見が得られた場合</p> <p>イ) 広域協議会において、国や隣県との間で、北奥羽保護管理ユニット及び北上山地保護管理ユニットにおける各県の管理目標等の調整が整うなど、目標の変更が必要となった場合</p>
2	個体数管理に係る基本目標	<p>現行計画の基本目標は以下のとおり。</p> <p>本県における人とツキノワグマの緊張感ある共存関係を構築するため、以下の目標を定める。</p> <p>ア 人身被害の防止及び農林業等被害の軽減</p> <p>イ 本県に生息する地域個体群の長期にわたる安定的な維持</p>	<p>・推定個体数及び被害状況を踏まえた目標設定</p> <p>現行計画期首に比較して推定生息数が増加していることや、令和５年度及び令和７年度の大量出沒での人身被害の増加を踏まえ、人とクマの軋轢減少のための個体数管理（減少）を目標に位置付ける必要がある。</p>	<p>計画の基本目標を以下のとおりとする。</p> <p>本県における人とツキノワグマの軋轢の解消するため、以下の目標を定める。</p> <p>ア) 本県に生息する地域個体群を長期にわたり安定的に存続させることを前提に、県内のクマの推定生息数を低減させる</p> <p>イ) 人身被害の発生を低減させ、ゼロに向けた取組を推進するとともに、農林業被害の発生を軽減させる</p>
3	ゾーニング管理	<p>現行計画では、生息環境管理において人とクマの「棲み分け」について言及し、県の考え方や役割分担を整理。</p>	<p>・ゾーンごとの施策実施</p> <p>国のガイドラインにおいて、人身被害及び農林水産被害などの軋轢を軽減しつつ、地域個体群を保全していくことを目的に、ゾーニング管理を行うこととされており、ゾーンごとの施策の方向性を明らかにする必要がある。</p> <p>現行計画には、具体的な施策や捕獲の考え方が明確に記載されていない。</p>	<p>ゾーニング管理は、次の区分で実施する。</p> <p>◇排除エリア（人身被害等の発生や経済的損失の防止）</p> <p>◇管理強化エリア（クマの定着や排除エリアへの侵入の防止）</p> <p>◇緩衝地帯（人間活動とクマの生息の両立）</p> <p>◇コア生息地（クマにとって良好な生息環境を保全）</p> <p>なお、ゾーンごとの具体的な対策・役割分担等は「岩手県ゾーニング管理指針」として別に定める。</p>

項目		現状	課題	次期管理計画の方向性（案）
4	捕獲数の管理	有識者等で構成する「ツキノワグマ管理検討協議会」において、推定生息数、農林業被害の発生状況、前年度までの捕獲数、堅果類の豊凶状況等を勘案し、 毎年度、捕獲上限数を設定 して捕獲数の管理をしていたところ。	・国のガイドラインへの対応 ガイドライン では、個体数（個体群）管理は目標個体数を設定した上で、目標個体数の達成に向け、 捕獲目標数を定め、捕獲を実施 することとされているが、 本県は、上限数設定 となっている。 ・個体数管理（低減）の強化の必要性 現行計画 では、 3,700頭から3,400頭を目安に管理 することとしているものの、捕獲上限数を超えた場合の 自粛要請 や、捕獲した場合にあっても可能な限り 非捕殺による方法を検討 することが位置付けられており、捕獲しすぎによる個体群への影響を考慮していたこと。 現行計画期首に比較して推定生息数が増加 していることや、令和５年度及び令和７年度の大量出沒での 人身被害の増加 を踏まえ、 個体数の低減を図る必要 がある。	計画期末までに推定生息数を約3,400頭まで低減させるため、毎年度捕獲する 捕獲目標数を定め、捕獲を実施 する。 なお、 捕獲目標数は 、地域個体群ごとに、 捕獲上限と下限の目安（目標範囲）を設定 することとし、「ツキノワグマ管理検討協議会」において、前年度の推定個体数（前年度までの捕獲数や自然増加率から推定値を算出）を踏まえて、 毎年度設定 する。
5	捕獲許可方針 ①捕獲後の処理	捕獲後の個体を 致死処分 する場合は、 第13鳥獣保護管理事業計画 において、「 できる限り苦痛を与えない方法 によるよう指導する」こととしている。 第13次計画及び現行計画 においては、方法の 具体例等は示していない 。	・苦痛を与えない方法の明確化 一部自治体におけるクマの致死処分方法に関して議論があり、「できる限り苦痛を与えない方法」の具体的な例示を示す必要がある。	クマ捕獲個体の 致死処分方法 について、「捕獲数の管理」の項目に、次の 内容を新たに位置 づける。 （力） 捕獲後の処理 第14次鳥獣保護管理事業計画に基づき、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によることとする（ただし、人身被害のおそれがある緊急の場合は除く）。なお、できる限り苦痛を与えない方法とは、 例示すれば次の方法 がある。 ① 第一種銃猟免許を受けた者による 銃器の使用 ② 獣医師又は麻酔研究者による 麻酔薬の投与 ③ 電気止め刺し器 の使用（頭部（脳）への通電あるいは一次麻酔等により意識を消失させた後の使用が望ましい） ④ その他、 ①から③までと同等と認められる方法
6	捕獲許可方針 ②追払いの原則	被害をもたらす問題個体であったとしても、 まずは追払い をし、 それでも出沒するものに対して捕獲 を実施。	・市街地出沒対応 市街地（人の生活圏）に出沒した場合、 追払いが困難 な状況がある。 また、追払いを実施したとしても、 再度出沒 する可能性が高い。 ・捕獲の抑制につながっている可能性 追払いを原則とするために、捕獲が抑制されているとの指摘がある。	ゾーニング管理指針に基づく管理を実施。 ア） 排除エリア 及び 管理強化エリア は、原則として 捕獲 。 （捕獲が実施できない場合、又は追払い等により被害発生防止が図られる場合は、この限りでない） イ） 緩衝地帯 は、原則として 追払い 。 ただし、県が行う指定管理捕獲、春季捕獲を除く。 ※春季捕獲は、後述 8

項目		現状	課題	次期管理計画の方向性（案）
7	捕獲許可方針 ③許可期間	<p>クマの捕獲許可期間は、30日を限度としている。</p> <p>ただし、特例許可（※）は90日を限度としている（現行計画において90日に延長）</p> <p>※緊急時等の円滑な対応と許可事務手続きの簡素化を目的として、市町村ごとに配分頭数を設定し、その範囲内であらかじめ市町村からの申請を受けて行う捕獲許可のこと。</p>	<p>・特例許可期間の延長</p> <p>現行計画において、許可期間を30日から 90日に延長しているものの、許可期間が短く、市町村の事務的負担が生じているとの意見がある。</p> <p>また、近年、11月以降、冬眠期に入っても出沒がみられており、継続した警戒及び対応が必要となっている。</p> <p>なお、本計画の上位計画である第13次鳥獣保護管理事業計画においては、「原則として被害が生じている次期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期」とされており、現在策定作業中の第14次計画においても同様とする予定。</p>	<p>捕獲許可期間は、30日を限度とする。</p> <p>ただし、特例許可については、1年（4/1～3/31）を限度とする。</p> <p>※通常許可期間を延長しない理由</p> <p>有害以外の目的による捕獲もあることから、現行の30日のままとする。</p>
8	春季捕獲	<p>本県では、伝統的猟法の存続による狩猟技術の維持、狩猟資源の持続的な利用による個体数調整等を目的として、地域及び期間を限定して実施。</p> <p>現行計画の下では、従前から春季捕獲を実施していた2市町（八幡平市と西和賀町）に5市町（花巻市、北上市、奥州市、雫石町、金ケ崎町）を加えた7市町のみ春季捕獲を可能としている（全て北奥羽地域個体群の市町村のみ）。</p> <p>※ 具体的な実施地区、許可等については、別途実施要領で定めている。</p>	<p>・実施地区拡大の要請</p> <p>北上山地地域個体群の市町村からも春季捕獲の実施希望があるが、現行計画検討時点で北上山地地域個体群の個体数が増加していないことを理由に追加していない。</p> <p>・国における春期管理捕獲の実施支援</p> <p>国では、クマ被害対策パッケージ（令和7年11月）で、クマの個体数管理の強化の一環として、春期のクマ捕獲の推進を掲げている。</p> <p>・隣県の状況</p> <p>北奥羽地域個体群を共有する秋田県などは個体数調整を目的として、全市町村を対象に捕獲を許可している。</p>	<p>北上山地地域個体群の個体数の増加が確認されるとともに、国における春期捕獲の推進に対応し、春季捕獲の実施地域を全県に拡大する。</p> <p>ただし、全県で実施する場合、コア生息地での捕獲が進み、地域個体群の維持に影響を与える可能性があることから、伝統的猟法の存続等を目的とする従前の7市町村以外は、緩衝地帯での捕獲に限定する。</p> <p>なお、コア生息地での捕獲を行う場合であっても、現行計画と同様、穴グマ猟と親子連れの捕獲については、引き続き禁止とする。また、今回拡大する緩衝地帯における捕獲についても、同様に禁止とする。</p>
9	放獣、学習付け放獣	<p>放獣については、地域住民の理解及び放獣対象地等の条件が確保でき、放獣可能な状態で捕獲できた個体については、可能な範囲において柔軟に放獣について検討することとしている。</p>	<p>・放獣における安全確保</p> <p>放獣には、麻酔捕獲等が必要であったり、放獣場所が確保されない等の理由から、放獣が実施されている例は少ない。</p> <p>・第二種特定鳥獣としての管理の必要性</p> <p>クマが指定管理鳥獣に指定されていること、県の第二種特定鳥獣（生息数を適正な水準に減少させる）であることに鑑み、他県の計画のように、捕獲後は原則捕殺（放獣を例外とする）旨の記載が必要との意見がある。</p> <p>【現行計画期間中の放獣の状況】</p> <p>令和4年度：総捕獲頭数419頭中、放獣12頭</p> <p>令和5年度：総捕獲頭数898頭中、放獣28頭</p> <p>令和6年度：総捕獲頭数450頭中、放獣1頭</p> <p>令和7年度：総捕獲頭数1,275頭中、放獣15頭</p>	<p>ゾーニング管理指針に基づく管理を実施。（前述6②に同じ）</p> <p>ア）排除エリア及び管理強化エリアは、原則として捕殺。</p> <p>イ）緩衝地帯は、原則として追払い。</p> <p>ただし、県が行う指定管理捕獲、春季捕獲を除く。</p> <p>※春季捕獲は、前述8</p> <p>なお、錯誤捕獲が発生した場合、錯誤捕獲個体は原則放獣とするが、放獣の作業に伴い人身被害が発生するおそれがある場合や、放獣により地域住民へ人身被害が発生するおそれがある排除エリア及び管理強化エリアにおける捕獲の場合には、捕殺とする。</p>

項目		現状	課題	次期管理計画の方向性（案）
10	モニタリング調査（生息頭数調査）	<p>科学的かつ計画的な管理の基礎となる生息状況を把握するため、平成21年度以降、ヘアトラップによる手法を用いた生息数調査を実施。</p> <p>国において、令和８年度以降、国において、統一的な手法を用いて、保護管理ユニットの個体数推定を行う予定。（東北地方に所在するユニットについては、平成８年度に調査に着手。）</p> <p>ツキノワグマに関する調査は、カメラトラップ調査及びRAI（非誘因カメラ）調査を実施。</p> <p>※カメラトラップ調査：ユニット内で代表値となる生息密度（絶対密度）を算出</p> <p>RAI調査：密度勾配（相対密度）の推定、人の生活圏、クマの生息域での生息状況把握</p>	<p>・調査手法変更の必要性検討</p> <p>当県で実施してきたヘアトラップ調査を第６次計画期間も継続するか、国の調査（カメラトラップ調査）手法に合わせて変更するか検討が必要。</p> <p>ただし、国の調査の詳細は、年度末に明らかになる調査結果を待つ必要がある。</p> <p>・県のヘアトラップ調査との相関性の検討</p> <p>県が直近で実施した（令和６～7年度）個体数推計と国が実施している個体数推計との整合性を図る必要があるが、相関性は現時点で不明。</p>	<p>国の調査結果は、令和８年度末まで明らかにならないため、県の調査方法の変更の必要性の判断ができないことから、第６次計画には次のとおり記載する。</p> <p>県内全域におけるツキノワグマの個体数推定を目的とした大規模ヘアトラップ調査については、個体数管理目標の達成状況の評価に資するため、計画期間内に調査を実施する。</p> <p>ただし、令和８年度に実施予定の国の調査結果を踏まえ、調査手法の見直し等を検討する。</p>

表Ⅲ-5 クマのゾーニング管理におけるゾーンの区分、目的、定義、区分の考え

区分	目的	定義	区分の考え※
排除 エリア	人身被害等の発生や 経済的損失の防止	人の安全や生産活動を最優先させるゾーン。市街地等 や集落、農地に加え、市街地等の中に位置する河川・河 畔林等を含む。 排除エリアは、前ガイドラインでは「排除地域」及び「防除 地域」を合わせたゾーンであり、補足資料では「人の生 活圏」が該当。	設定
管理強化 エリア	クマの定着や排除エ リアへのクマの侵入 の防止	クマの定着や排除エリアへのクマの侵入を防止するた めに、積極的に対策（捕獲等・生息環境管理・被害防除 対策）を実施するゾーン。 管理強化エリアは、補足資料では「管理強化ゾーン」が 該当。	設定
緩衝地帯	人間活動とクマの生 息の両立	コア生息地を除くクマの生息域となるゾーン（※緩衝地 帯の中にも排除エリアと管理強化エリアが設定可能）。	確保
コア 生息地	クマにとって良好な 生息環境を保全	地域個体群の安定的な維持を図るため、クマにとって 良好な生息環境を保全するゾーン（※コア生息地の中にも 排除エリアと管理強化エリアが設定可能）。	確保

※線引きするゾーンを「設定」、線引きの有無は必須ではなく概念や該当場所のイメージを関係者で共有するゾ
ーンを「確保」とした。

ゾーン毎のクマ捕獲対応

区分	定義	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
排除エリア	人の安全や生産活動を最優先させるゾーン。市街地等や集落、農地に加え、市街地等の中に位置する河川・河畔林等も含む。	有害捕獲（主体：市町村）											
管理強化エリア	クマの定着や排除エリアへのクマの侵入を防止するために、積極的に対策を実施するゾーン	有害捕獲（主体：市町村）											
		【指定管理捕獲（主体：県）（直営及び委託）】市町村の有害捕獲支援（ycs）											
緩衝地帯※1	コア生息地を除くクマの生息域となるゾーン	指定管理捕獲（主体：県）（直営及び委託）											
		春季捕獲※2											
コア生息地※1	地域個体群の安定的な維持を図るため、良好な生息環境を保全するゾーン	春季捕獲※3											
		春季											

※1 原則、有害捕獲は実施しないが、人身被害をもたらした問題個体を捕獲する場合もあり

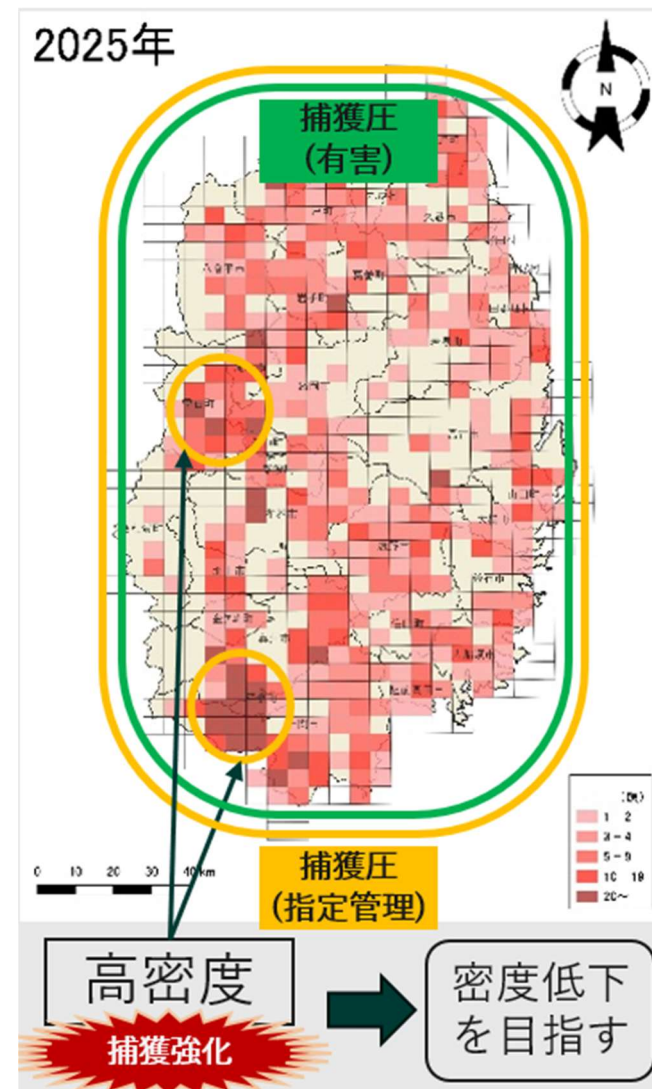
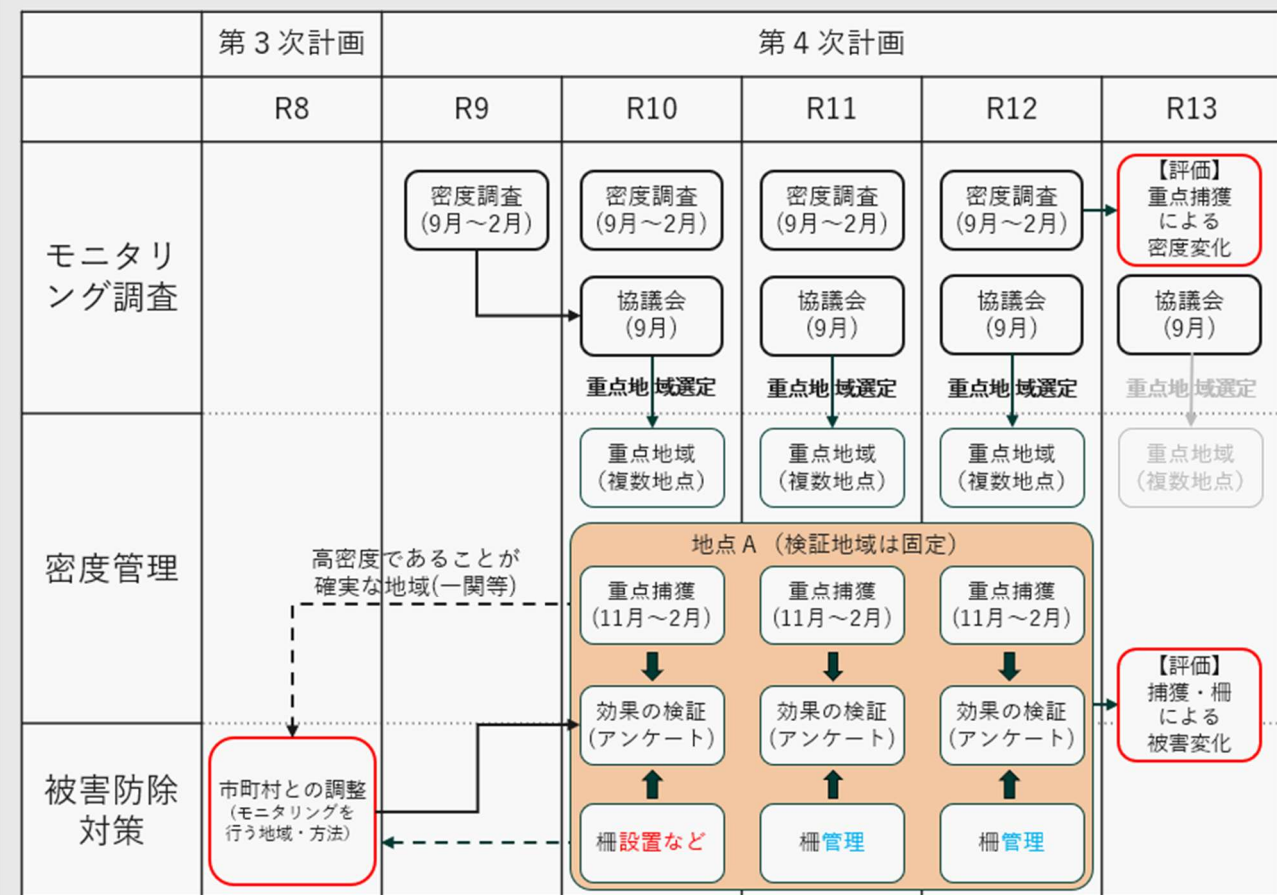
※2 市町村主体で、3/15～5/14の期間に実施（全市町村において実施可能）

※3 市町村主体で、3/15～5/14の期間に実施（伝統的猟法の保全等を目的に、従来から実施している7市町のみ実施可能）

※4 狩猟については、ゾーンによる実施の可否はない。狩猟登録をし（狩猟者主体）、狩猟期（11/1～2月末日）に鳥獣保護区・特定猟具禁止区域等の禁止区域以外で実施可能

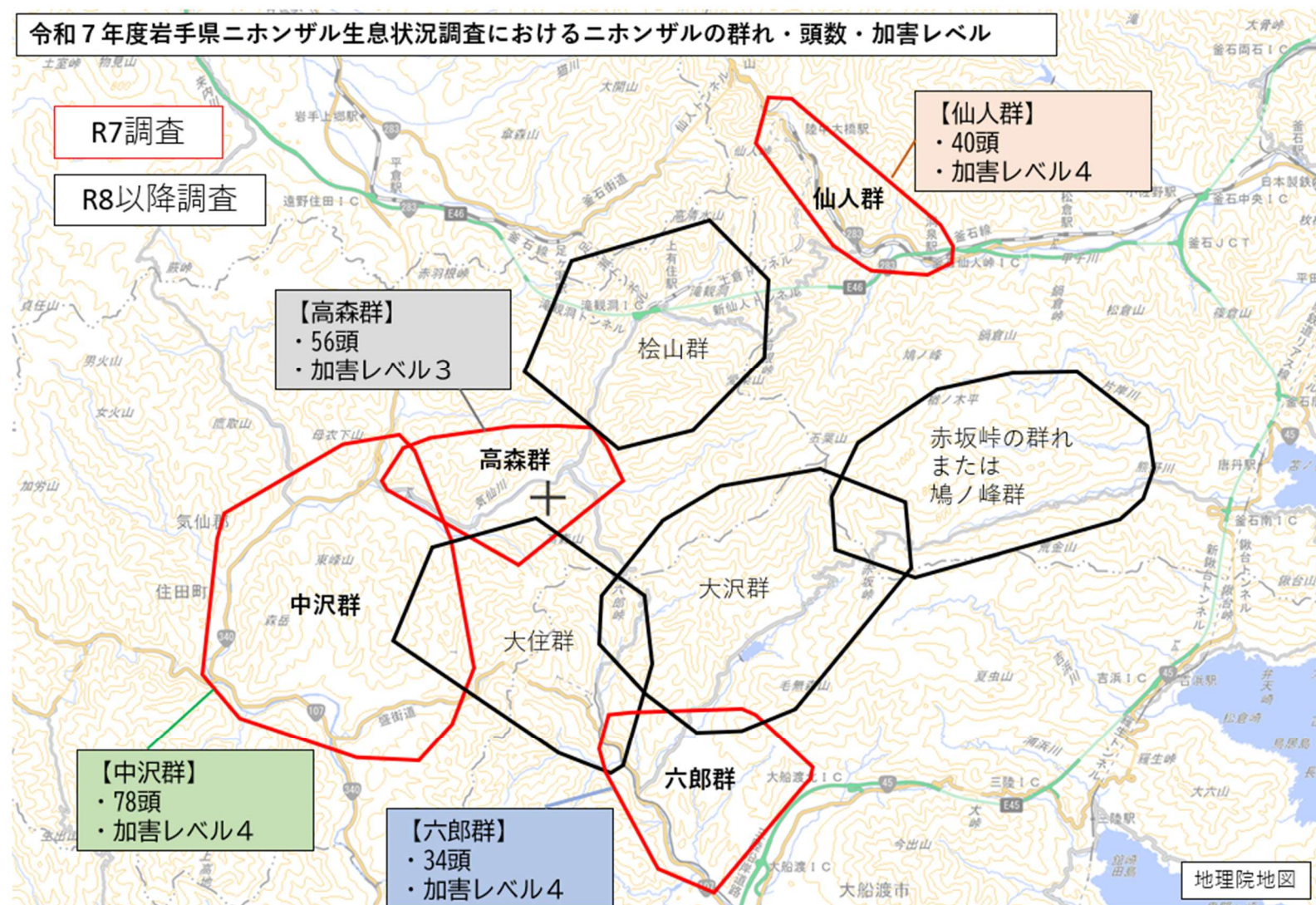
【参考2】シカ、イノシシの重点捕獲地域の設定方法（イノシシの事例）

重点捕獲及び防護柵設置の実施と検証のイメージ



【参考 3】

ニホンザルに係る五葉山山系の詳細な分布や調査結果 (R7)



上記以外にも、大槌町、宮古市で群れを確認している（宮古市の群れは令和7年度調査で新たに確認）。

【参考4】

ニホンザルの「群れの加害レベル」と「被害防除対策レベル」を考慮した対策の概要

(1) 「群れの加害レベル」の判定手法

表Ⅱ-1-1 加害レベル判定表

ポイント	出没頻度	平均的な出没規模	人への反応	集落の農作物被害状況	生活被害
0	山奥にいるためみかけない	群れは山から出てこない	遠くにいても、 人の姿を見るだけで逃げる	被害集落はない	被害なし
1	季節的にみかける時がある	2、3頭程度 of 出没が多い または群れのごく一部が出没	遠くにいても、 人が近づくと逃げる	軽微な被害を受けている集落がある	宅地周辺のみかける
2	通年、週に1回程度 どこかの集落でみかける	10頭未満の出没が多い または群れの一部が出没	遠くにいる場合逃げないが、 20m以内までは近づけない	大きな被害(生産量の10%程度)を受けている集落がある	庭先に来る、屋根に登る
3	通年、週に2、3回近く どこかの集落でみかける	10～20頭程度 of 出没が多い または群れの半数程度が出没	群れの中に、20mまで近づいても 逃げないサルがいる	甚大な被害(生産量の30%以上、または被害の精神的苦痛が大きい、被害者が怒っている、耕作を諦める)を受けている集落がある	器物を損壊する 倉庫に侵入する
4	通年、ほぼ毎日 どこかの集落でみかける	20頭以上の出没が多い または群れの全体(あるいは大半)が出没	10mまで近づいても逃げない、または 威嚇するサルがいる	甚大な被害を受けている集落が3集落以上ある、または行動域内の過半数の集落に甚大な被害が発生している	住居侵入が常態化 (繰り返し発生する)

それぞれの項目における判定は、現地調査（群れ探索行動特性調査（ルートセンサス）や直接観察など）、アンケート調査（被害状況調査など）、群れの監視員など被害対策の従事者からの情報、専門家によるチェックといった方法（複数の方法が望ましい）での総合的な評価に基づいて行う。

表Ⅱ-1-2 加害レベル

加害レベル	合計ポイント
0	0
1	1-2
2	3-7
3	8-12
4	13-17
5	18-20

(2) 「被害防除対策レベル」の判定手法

レベル	対策の実施	群れ遊動域内の集落における被害防除対策		
		防護柵等の設置	追い払い・追い上げ	環境整備
A	全ての取組みを実施している項目が2つ以上	<ul style="list-style-type: none">被害が発生した農地の8割以上で防護柵等設置設置した防護柵等の定期メンテナンスが実施されている	<ul style="list-style-type: none">地域で組織的に追い払いを実施/追い上げを実施	<ul style="list-style-type: none">地域ぐるみで誘因物除去に取り組んでいる
B	全ての取組みを実施している項目が2つ以上	<ul style="list-style-type: none">被害が発生した農地の5割以上で防護柵等を設置設置した防護柵等の定期メンテナンスが実施されている	<ul style="list-style-type: none">積極的に追い払いを行う人が複数人いる	<ul style="list-style-type: none">複数人が誘因物除去に取り組んでいる
C	全ての取組みを実施している項目が2つ以上	<ul style="list-style-type: none">被害が発生した農地で防護柵等の設置に取り組んでいる	<ul style="list-style-type: none">積極的に追い払いを行う人がいる	<ul style="list-style-type: none">誘因物除去に取り組んでいる人がいる
共通事項		必須	・群れの遊動域等の調査を実施していること。	
		任意	・必要に応じ、群れの遊動域内に所在する集落を対象として、上記対策項目に係る研修会や訓練等が、地域の実状に併せて開催されていること。	
D	共通事項を満たさず、A～Cに該当しない（未判定含む）			

(3) 「群れの加害レベル」と「被害防除対策レベル」を組み合わせた対策の検討

加害レベル	被害防除 対策レベル	群れの 規模	捕獲方法
4 以上	A	群れの規模 に拠らず	群れ捕獲 ※ただし、次を満たすこと ・群れの除去以外に被害が低減できないこと ・管理ユニットが消滅しないこと ・上記について、協議会で意見を徴すること
	B以上	大	部分捕獲もしくは選択捕獲
		中	
		小	選択捕獲
	C以下	大	部分捕獲もしくは選択捕獲
		中	選択捕獲
		小	
3	B以上	大	部分捕獲もしくは選択捕獲
		中	選択捕獲
		小	
	C以下	大	部分捕獲もしくは選択捕獲
		中	選択捕獲
		小	原則、捕獲は実施せず被害防除に努める。 被害が発生する等やむを得ない場合は、選択捕獲。
2	B以上	大	部分捕獲もしくは選択捕獲
		中	原則、捕獲は実施せず被害防除に努める。 被害が発生する等やむを得ない場合は、選択捕獲。
		小	
	C以下	捕獲は実施しない。被害防除に努める。	
1		捕獲は実施しない。被害防除に努める。	
0		捕獲は実施しない。 耕作放棄地や集落等に出没しないか、動向把握を行う。	
未判定		加害レベル 2 と同様の取扱いとする。	
ハナレザル等		追い払いを実施し、必要に応じて誘引物管理等を実施する。 被害が発生した場合は、当該個体の捕獲を実施する。	
著しく加害性 が高い個体		上記評価にかかわらず、選択捕獲	

第14次鳥獣保護管理事業計画（素案）の概要

〈策定の根拠、計画の位置づけ等〉

◇策定の根拠：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条及び「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」

◇位置づけ：鳥獣の保護及び管理を図るための事業（鳥獣保護管理事業）を計画的に実施するために、都道府県知事が策定するもので、法、国の指針、いわて県民計画（2019～2028）等を踏まえ、鳥獣保護区、鳥獣の捕獲等の許可、鳥獣の生息状況等の調査等に関する事項を定める。

◇計画の期間：令和9年度～令和13年度

〈現状と課題〉

◇特定の鳥獣の生息数増加と生息域拡大に伴う人的被害・農林水産業被害の抑制に向けた管理の取組が必要【継続】

（生息数が減少している鳥獣の保護に向けた取組は継続）

◇ツキノワグマ等の危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入防止対策が必要【新規】

◇人材の育成・配置を中・長期的視点から計画的に進める必要【新規】

〈目標〉

ネイチャーポジティブの推進による、「人と鳥獣との適切な関係の構築と生物多様性の保全」

〈計画の概要〉

◇鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

- 1 鳥獣保護区の指定
- 2 鳥獣保護区特別保護地区の指定

◇鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

◇鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

- 1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方
- 2 捕獲許可基準の設定
- 3 目的別の捕獲許可の基準

◇特定猟具使用禁止区域、特定用具使用制限区域、猟区並びに指定猟法禁止区域に関する事項

- 1 特定猟具使用禁止区域
- 2 指定猟法禁止区域

◇特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

第二種特定鳥獣管理計画

◇危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入の防止に関する事項【新規】

◇鳥獣の生息状況の調査に関する事項

◇鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項【拡充】

- 1 鳥獣の保護及び管理の現場を支える人材（追加）
- 2 担い手育成及び確保（中長期視点での人材育成）
- 3 鳥獣保護センターの運営

◇その他

- 1 狩猟の適正化
- 2 傷病鳥獣救護
- 3 油等による水鳥の汚染対策
- 4 感染症への対応
- 5 普及啓発
- 6 野生鳥獣肉における放射性物質への対応
- 7 捕獲した鳥獣の個体処理への対応【新規】

【今回追加等する主な項目】

- 1 危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入防止に関する事項
- 2 捕獲、生息環境管理・被害防除対策、関係機関との調整を担う人材の配置
- 3 中・長期的視点に立った人材育成・配置
- 4 クマ、イノシシ等の獣種に応じた専門的な技術の習得機会の確保
- 5 錯誤捕獲※された外来鳥獣等の対応方針
（※シカやイノシシを捕獲するためのわなに、意図しない鳥獣がかかること）
- 6 野生獣肉活用の推奨、個体処理に関し、市町村等の意見を踏まえ、処理の在り方を検討

〈第二種特定鳥獣管理計画〉

人とのあつれきが深刻化している鳥獣の生息数及び生息域を適正な水準にすることが目的。計画の期間は令和9年度～令和13年度。

- 1 ツキノワグマ
→地域個体群の適正な管理と人身被害及び農林業被害の抑制
- 2 ニホンジカ
→地域個体群の適正な管理と捕獲の強化による農林業被害の軽減
- 3 イノシシ
→生息域拡大の抑制及び農作物被害の抑制
- 4 カモシカ
→地域個体群の維持及び農林業被害の低減
- 5 ニホンザル【新規】
→地域個体群の適正な管理と農林業被害の抑制

現計画からの追加・変更事項は朱書き記載部分です。

第 14 次鳥獣保護管理事業計画 (素案)

令和 9 年 4 月 1 日から

5 年間

令和 14 年 3 月 3 1 日まで

令和 9 年 3 月

岩 手 県

目 次

第一	計画の期間	
1	計画の期間	2
第二	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	2
1	鳥獣保護区の指定	2
2	特別保護地区の指定	7
3	休猟区の指定	9
4	鳥獣保護区の整備等	10
第三	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	11
1	鳥獣の人工増殖	11
2	放鳥獣	11
第四	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	11
1	鳥獣の区分と保護及び管理の考え方	11
2	捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項	12
3	目的別の捕獲許可の基準	14
4	その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	24
第五	特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域、猟区及び指定猟法禁止区域に関する事項	26
1	特定猟具使用禁止区域の指定	26
2	特定猟具使用制限区域の指定	31
3	猟区の設定のための指導	31
4	指定猟法禁止区域	31
第六	第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項	32
1	第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針	32
2	第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針	32
第七	危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入の防止に関する事項	33
1	計画的な管理施策	33
2	適切な情報発信	34
第八	鳥獣の生息状況等の調査に関する事項	34
1	方針	34
2	鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	34
3	法に基づく諸制度の運用状況調査	37
4	新たな技術の研究開発・普及	38
第九	鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	39
1	鳥獣の保護及び管理を進める行政機関	39
2	鳥獣の保護及び管理の現場を支える人材	39
3	鳥獣保護巡視員	40
4	保護及び管理の担い手の育成及び確保	40
5	鳥獣保護管理センター等の設置	43
6	取締り	44

7	必要な財源の確保	44
第十	その他.....	44
1	鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	44
2	狩猟の適正化.....	45
3	傷病鳥獣救護への対応	46
4	油等による汚染に伴う水鳥の救護	48
5	感染症への対応.....	48
6	普及啓発.....	50
7	野生鳥獣肉における放射性物質への対応	52
8	捕獲した鳥獣の個体処理への対応	52

はじめに

野生鳥獣（以下「鳥獣」という。）は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、人間の豊かな生活のために欠かすことのできないものである。

本県は、北海道に次ぐ全国2位の森林面積を有し、「三陸復興国立公園」と「十和田八幡平国立公園」の2つの国立公園をはじめ、2つの国定公園、7つの県立自然公園が存在する等、全国に誇れる優れた自然環境に恵まれており、人間と自然との共生が図られ、日常生活の中でも身近に自然にふれあうことができる環境にある。また、こうした豊かで多様な自然環境の中で、森林生態系の食物連鎖の頂点に立つイヌワシ等の希少野生動植物をはじめ、我が国に生息・生育する植物・昆虫類の約3割、哺乳類の約4割、鳥類の約5割の種が本県に生息・生育しており、豊かな自然環境に恵まれ、多様な動植物相を有している。

一方、近年は、本県の絶滅の恐れがある野生動植物を取りまとめた『いわてレッドデータブック』に1,236種の生物が掲載されているが、種によっては生息環境の悪化等に伴い生息数の減少等が懸念される状況にある一方、人の生活圏への鳥獣の進出が大きな社会問題となっており、ツキノワグマの人的被害の増加や、ニホンジカ、イノシシ等による農林業被害が恒常的に発生している。また早池峰山におけるニホンジカによる高山植物の食害も発生している。このため、鳥獣を適切に保護しつつ、人と鳥獣との適切な関係の構築を通じて、両者のあつれきの最小化を図り、これらの問題の解決を目指すことが求められる。令和4年（2022）年に採択された生物多様性に関する新たな世界目標では、2030年までに生物多様性の損失を止め、回復させる、いわゆるネイチャーポジティブが目標として掲げられ、その中において、絶滅危惧種の絶滅回避、人間と野生生物とのあつれきの最小化等の行動が各国に求められており、国では令和5年3月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」を制定し、生態系の健全性の回復、自然を活用した社会課題の解決、ネイチャーポジティブ経済の実現などの5つ柱の施策を推進することとされた。そのうち、鳥獣の管理の分野については、種の保全に配慮しつつ、野生鳥獣とのあつれき緩和に向けた取組を強化するため、「里地里山の自然資源利用やゾーニング等を通じた人と自然の棲み分け」等の生息環境管理に取り組むこととされた。

さらに、令和7年9月に改正施行された「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号。以下「法」という。）では、クマやイノシシの危険鳥獣へ人の日常生活圏への侵入防止に関する事項について、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的指針」に新たに対策を盛り込むとともに、人の日常生活圏に侵入した場合等の緊急銃猟制度が設けられた。こうした状況を踏まえ、県においても、危険鳥獣の被害防止対策や緊急時の対応が迅速かつ的確に行えるよう、市町村や関係団体と連携しながら、体制を整備することとしている。

県では「いわて県民計画（2019～2028）」並びに「岩手県環境基本計画」に基づき、多様で優れた環境を守り次世代に引き継ぐため、生物多様性の保全・自然との共生に取り組むこととしており、令和8年3月にはこうした動向等を踏まえて「岩手県環境基本計画」を改訂し、ネイチャーポジティブの要素等を新たに盛り込み、自然環境保全活動の促進や、野生動植物との共生の推進、鳥獣被害の抑制等に取り組むこととしている。

こうした状況を踏まえ、法第4条の規定に基づき、人と鳥獣との適切な関係の構築と生物多様性の保全を図ることを目標とし、第14次鳥獣保護管理事業計画（以下「計画」という。）を策定する。

第一 計画の期間

1 計画の期間

(1) 計画の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とする。

(2) 計画の見直し

計画の期間中であっても、鳥獣を巡る自然条件、社会条件等に大きな変化が生じたときは、必要に応じて本計画の見直しを行うこととする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

ア 指定に関する中長期的な方針

本県では、第13次計画の終了時までには県土の約8.4%にあたる129箇所・127,780haを鳥獣保護区に指定し、鳥獣の保護繁殖及び生息環境の保全を図ってきた。

鳥獣保護区は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を禁止しその安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより鳥獣の保護を図ることを目的とするものである。必要に応じて保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまで指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切か考慮した上で、新規指定又は存続期間の更新を検討する。

なお、鳥獣保護区の指定及び見直しに当たっては、関係者の合意形成に努めるとともに、人と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意するほか、次の事項に配慮する。

(ア) 鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全するとともに、自然環境の変化等に適切に対応するという観点から、鳥獣保護区の存続期間は、原則として10年間とする。

(イ) 鳥獣保護区の指定及び見直しに当たっては、鳥獣の生息状況、生息環境等に関する科学的知見に基づき、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、地域の鳥獣の保護の見地から当該鳥獣の保護のため重要と認める区域について指定する。

なお、県全体の生物多様性の保全に資するため、偏りなく配置するよう配慮する。**また鳥獣保護区の維持管理手法を含め、人の日常生活圏への危険鳥獣の侵入に繋がらないよう配慮する。**

(ウ) 希少鳥獣等の生息地であって、その保護上必要な区域について、鳥獣保護区の指定に努める。

なお、営巣地や営巣中心域等が特定されることによって、繁殖に影響を及ぼすことが危惧される場合には、指定区域の範囲に配慮する。

(エ) 自然公園法（昭和32年法律第161号）、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）等により保護されている地域のうち、鳥獣の保護上重要な地域について、できる限り鳥獣保護区に包含するよう考慮する。

(オ) 鳥獣保護区周辺における生物多様性の確保や農林水産業等の維持に資するよう、特定

猟具使用禁止区域等狩猟を制限する区域の配置との連携・調整に努める。

なお、特定猟具使用禁止区域等について、鳥獣保護区に移行できるものは、移行することを検討する。

(カ) 本計画の期間中に期間満了となる鳥獣保護区については、鳥獣の生息状況の変化や必要性に応じて区域及び指定区分の見直しを行いながら、期間更新について検討する。

(キ) 鳥獣保護区内やその周辺において、当初の指定目的を果たさなくなった場合や、野生鳥獣による農林水産物や生活環境への被害が発生している場合は、指定期間内においても指定区域の縮小や指定の廃止を検討する。

イ 指定区分ごとの方針

指定区分	方 針
(ア) 森林鳥獣生息地の保護区	森林に生息する鳥獣の保護を図り、地域の生物多様性の確保にも資するため、鳥獣の生息状況や生息環境を考慮して指定する。
(イ) 大規模生息地の保護区	行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相の保護を図り、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するため、必要な地域について指定に努める。
(ウ) 集団渡来地の保護区	干潟、湿地、湖沼、岩礁等に集団で渡来する鳥獣の保護を図るため、鳥類の渡りのルート等を踏まえた上で、採餌、休息又はねぐらとするための後背地や水面等も可能な限り含めて、必要な地域について指定に努める。
(エ) 集団繁殖地の保護区	島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等に集団で繁殖する鳥獣の保護を図るため、その繁殖地のうち、採餌、休息又はねぐらとするための後背地や水面等も可能な限り含めて、必要な地域について指定に努める。
(オ) 希少鳥獣生息地の保護区	希少鳥獣等の生息地のうち、保護上必要な地域について指定する。
(カ) 生息地回廊の保護区	生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯等であって鳥獣の移動経路となっている地域、又は鳥獣保護区に設定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち、必要な地域について指定に努める。
(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区	市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要な地域、又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要な地域について指定に努める。

① 総括表

本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区						計画期間中の増減*	計画終了時の鳥獣保護区*※
R9	R10	R11	R12	R13	計(E)		
							79
						▲ 164	89,706
							1
							16,262
							4
							3,516
							3
							75
							8
							6,044
							32
							11,975
							127
						▲ 164	127,578

* 箇所数はB-E
面積はB+C-D-E

* 箇所数はA+B-E
面積はA+B+C-D-E

注3 「計画期間中の増減」の森林鳥獣生息地及び計欄の面積には、面積精査による増減分を含む。

② 鳥獣保護区の指定計画

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

指定計画なし

(イ) 大規模生息地の保護区

指定計画なし

(ウ) 集団渡来地の保護区

指定計画なし

(エ) 集団繁殖地の保護区

指定計画なし

(オ) 希少鳥獣生息地の保護区

指定計画なし

(カ) 生息地回廊の保護区

指定計画なし

(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区

指定計画なし

③ 既指定鳥獣保護区の変更計画（期間更新を含む。）

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の 存続期間	変 更 理 由	備 考
				異動前の 面積	異動面積	異動後の 面積			
R9	身	雫石川東部	期間更新	104	0	104	R9. 11. 1 ～R19. 10. 31		
	身	高松公園	期間更新	60	0	60			
	身	盛岡市湯沢	期間更新	21	0	21			
	森	岩洞湖	期間更新	1,680	0	1,680			
	森	八幡平市金沢	期間更新	545	0	545			
	森	葛巻町平庭	期間更新	560	0	560			
	森	豊沢ダム	期間更新	250	0	250			
	身	展勝地	期間更新	590	0	590			
	身	遠野市小友	期間更新	179	0	179			
	森	胆沢ダム	期間更新	648	0	648			
	森	仙人峠	期間更新	527	0	527			
	身	釜石	期間更新	219	0	219			
	森	大槌町尺丈沢	期間更新	121	0	121			
	希	宮古市蛸山	期間更新	647	0	647			
	森	船越半島	期間更新	730	0	730			
	森	山田町小谷鳥	期間更新	800	0	800			
	希	岩泉町小本	期間更新	225	0	225			
	森	洋野町滝沢	期間更新	720	0	720			
		18箇所		8,626	0	8,626			

年度	指定 区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の 存続期間	変 更 理 由	備 考
				異動前の 面積	異動面積	異動後の 面積			
R10	森 森 森 森 森 森 身 身 森 森 身 森 森 希 希 森 森 森	盛岡市小貝沢 八幡平市安比高原 雫石町篠崎 毒ヶ森 早池峰山 遠野市上郷中山 西和賀町志賀来山 奥州市水沢大師山 大窪山五葉山 三陸町首崎 釜石市外山 宮古市佐賀部 宮古市刈屋 岩泉町伏屋 岩泉町追子沢 普代村黒崎 野田村横合 洋野町青菜畑	期間更新 期間更新 期間更新 期間更新 期間更新 期間更新 期間更新 期間更新 期間更新 期間更新 期間更新 期間更新 期間更新 期間更新 期間更新 期間更新 期間更新 期間更新	2,323 445 236 1,834 8,150 232 108 40 915 34 75 100 1,369 1,357 362 306 310 94	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 △ 164 0	2,323 445 236 1,834 8,150 232 108 40 915 34 75 100 1,369 1,357 362 306 146 94	R10. 11. 1 ～R20. 10. 31 <		

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の存続期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
R11	大森森森森森身繁森森森	八幡平 滝沢市滝沢 葛巻町外川 花巻市戸塚森森林公園 焼石連峰 宮古市十二神山 山田町船越大島 久慈市侍浜 久慈市山根 久慈溪流	期間更新 期間更新 期間更新 期間更新 期間更新 期間更新 期間更新 期間更新 期間更新 期間更新	16,262 1,707 1,110 23 7,189 120 18 200 668 2,086	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	16,262 1,707 1,110 23 7,189 120 18 200 668 2,086	R11.11.1 ～R21.10.31		
計		10箇所		29,383	0	29,383			

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の存続期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
R12	森森森森森森森身森森	八幡平市矢神岳 滝沢市砂込 雫石町 葛巻町黒森 岩手町 五葉山 陸前高田市箱根山 宮古市崎山 浄土ヶ浜・蛸の浜 二戸市上斗米 鳥越	期間更新 期間更新 期間更新 期間更新 期間更新 期間更新 期間更新 期間更新 期間更新 期間更新 期間更新	675 457 2,280 1,255 3,837 2,489 40 1,089 241 1,265 182	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	675 457 2,280 1,255 3,837 2,489 40 1,089 241 1,265 182	R12.11.1 ～R22.10.31		
計		11箇所		13,135	0	13,135			

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の存続期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
R13	森森森森森	家畜改良センター岩手牧場 北上市飛勢城 奥州市前沢月山 宮古市川井達曾部 洋野町種市中野西部 九戸村夏間木	期間更新 期間更新 期間更新 期間更新 期間更新 期間更新	868 129 90 978 1,090 51	0 0 0 0 0 0	868 129 90 978 1,090 51	R13.11.1 ～R23.10.31		
計		6箇所		3,206	0	3,206			

注 指定区分は、次のとおり。

森⇒森林鳥獣生息地、大⇒大規模生息地、渡⇒集団渡来地、繁⇒集団繁殖地、
希⇒希少鳥獣生息地、回⇒生息地回廊、身⇒身近な鳥獣生息地

(参考) 国指定鳥獣保護区の指定状況（更新等は環境省が行う。）

区分	名 称	所在地	面 積	存 続 期 間	備 考
繁殖	三貫島鳥獣保護区	釜石市	30ha	R3.11.1～R23.10.31	全域が特別保護地区に指定
繁殖	日出島鳥獣保護区	宮古市	8ha	R4.11.1～R24.10.31	全域が特別保護地区に指定

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

ア 指定に関する中長期的な方針

本県では、鳥獣保護区の区域内において、特に鳥獣の生息環境の保全を必要とする場所について、水面の埋立て、工作物の新築等一定の行為が規制される特別保護地区の指定に努めてきたところであり、第13次計画終了時までに10箇所(6,154ha)を指定した。

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、今後においても特別保護地区の指定に努めるとともに、本計画の期間中に期間満了となる8箇所(6,136ha)を、引き続き指定(再指定)する。ただし、指定期間内に鳥獣の生息状況が変化する等の事情が発生した場合は、指定区域の変更や指定廃止も検討することとする。

なお、特別保護地区の指定には至らないが、鳥獣保護区のうち希少鳥獣生息地及び集団繁殖地の保護区については、その重要性に鑑み、関係者等に対して生息環境の保全について配慮を求める。

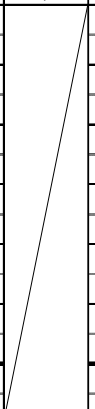
イ 指定区分ごとの方針

指 定 区 分	方 針
(ア) 森林鳥獣生息地の保護区	良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定する。
(イ) 大規模生息地の保護区	猛禽類や大型鳥獣を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定する。
(ウ) 集団渡来地の保護区	渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定に努める。
(エ) 集団繁殖地の保護区	保護対象となる鳥獣の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定する。
(オ) 希少鳥獣生息地の保護区	保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な広範囲の区域について指定に努める。
(カ) 生息地回廊の保護区	保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定に努める。
(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区	鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定する。

ウ 特別保護指定区域

集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について指定するよう努める。

(2) 特別保護地区指定計画

指定区分		特別保護 地区指定 の目標	既指定特 別保護地 区（Ａ）		本計画期間に指定する特別保護地区（再指定を含む）						
					R9	R10	R11	R12	R13	計（Ｂ）	
森林鳥獣生息地	箇所 面積ha	40 8,987	6 4,326	箇所 変動面積	1	2	1	2		6	
大規模生息地	箇所 面積ha		1	箇所			1			1	
			1,742	変動面積							
	箇所										
	変動面積										
集団渡来地	箇所 面積ha			箇所							
集団繁殖地	箇所 面積ha		2	箇所							
			19	変動面積							
希少鳥獣生息地	箇所 面積ha			箇所							
生息地回廊	箇所 面積ha			箇所							
				変動面積							
身近な鳥獣生息地	箇所 面積ha	1	箇所				1			1	
		67	変動面積								
計	箇所 面積ha	10	箇所	1	2	2	3			8	
		6,154	変動面積								

[illegible]

本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区						計画期間中の増減＊	計画終了時の特別保護地区＊＊
R9	R10	R11	R12	R13	計（E）		
						6	12
							4,326
						1	2
							1,742
(計画なし)							
							2
							19
						1	2
							67
						8	18
							6,154

＊箇所数はB-E
面積はB+C-D-E

＊ ＊箇所数はA+B-E
＊ ＊面積はA+B+C-D-E

注1 国指定鳥獣保護区特別保護地区（集団繁殖地2箇所、38ha）は除く。

注2 森林鳥獣生息地の指定の目標の算定方法は、次のとおり

- ① 箇所数 = 本計画終了時の森林鳥獣生息地の保護区の箇所数 $79 \times 1/2 \approx 40$ 箇所
 ② 面積 = " の面積 $89,870\text{ha} \times 1/10 = 8,987\text{ha}$

(3) 特別保護地区の指定内訳

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定地域		備考
	指定区分	鳥獣保護区名称	指定面積ha	存続期間	指定面積	存続期間	指定面積ha	存続期間	
R9	森林鳥獣生息地	岩洞湖	1,680	H29.11.1～R9.10.31	620	H29.11.1～R9.10.31			
	計	1箇所	1,680		620				
R10	森林鳥獣生息地	盛岡市小貝沢	2,323	H30.11.1～R10.10.31	101	H30.11.1～R10.10.31			
	計	1箇所	2,323		101				
R10	森林鳥獣生息地	早池峰山	8,150	H30.11.1～R10.10.31	2,422	H30.11.1～R10.10.31			
	計	1箇所	8,150		2,422				
R11	大規模生息地	八幡平	16,262	R1.11.1～R11.10.31	1,742	R1.11.1～R11.10.31			
	計	1箇所	16,262		1,742				
R11	集団繁殖地	山田町船越大島	18	R1.11.1～R11.10.31	18	R1.11.1～R11.10.31			
	計	1箇所	18		18				
R12	森林鳥獣生息地	五葉山	2,489	R2.11.1～R12.10.31	1,151	R2.11.1～R12.10.31			
	計	1箇所	2,489		1,151				
R12	森林鳥獣生息地	滝沢市砂込	457	R2.11.1～R12.10.31	15	R2.11.1～R12.10.31			
	計	1箇所	457		15				
R12	身近な鳥獣生息地	浄土ヶ浜・蛸の浜	241	R2.11.1～R12.10.31	67	R2.11.1～R12.10.31			
	計	1箇所	241		67				
合計		8箇所	31,620		6,136				

注1 鳥獣保護区特別保護地区の新規指定は、予定していない。

3 休猟区の指定

本計画期間中は休猟区を指定しない。ただし、狩猟鳥獣の生息数を回復する必要がある場合は、下記により指定を検討する。

- (1) 休猟区は、可猟地域における狩猟鳥獣生息数の回復を図るためのものであり、鳥獣の減少傾向や繁殖適地を考慮しながら、分布に偏りがないように指定する。
- (2) これまでの指定効果等から、休猟区の存続期間は原則として2年間とする。
- (3) 道路、河川、鉄道等の現地で容易に確認できる境界線により区域を設定するよう努める。
- (4) 休猟区において、第二種特定鳥獣管理計画の対象鳥獣であるツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシを狩猟により捕獲することが、第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るため特に必要と認められるときは、第二種特定鳥獣を狩猟により捕獲することができる区域（以下「特定休猟区」という。）への指定に努め、特定計画の効果的・効率的な目標達成を図る。

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

- ア 鳥獣保護区の指定又は区域拡大を予定する区域等について、鳥獣の生息状況、生息環境、開発の動向等について調査を行い、指定等の検討資料とする。
- イ 鳥獣保護区の指定目的を達成するため、それぞれの鳥獣保護区の自然環境等に配慮しながら管理施設、利用施設等の整備・充実を図る。
- ウ 鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう、必要な標識を設置するとともに、管理施設の充実に努める。
- エ 人と鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図る観点から、ネイチャーセンターの観察路、観察舎等及び鳥獣保護区の給餌・給水施設等の利用施設について、必要に応じて整備（維持補修等を含む。）に努める。
- オ 鳥獣保護巡視員が定期的に鳥獣保護区を巡視するとともに、必要に応じて指定前後の状況等を調査する等、鳥獣保護区の管理の充実に努める。

(2) 整備計画

ア 管理施設の整備

区 分	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
鳥獣保護区の標識の設置 (県内一円)	18箇所 100枚	18箇所 150枚	10箇所 130枚	11箇所 150枚	6箇所 40枚
管理施設（ネイチャーセンター）の 整備（滝沢鳥獣保護区）	必要に応じて整備（維持補修等を含む。）に努める。				

イ 利用施設の整備

区 分	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
観察路、観察舎等（ネイチャーセンター） の整備（滝沢鳥獣保護区）	必要に応じて整備（維持補修等を含む。）に努める。				
その他の施設（鳥獣保護区の給餌・ 給水施設等）の整備（県内一円）	必要に応じて整備（維持補修等を含む。）に努める。				

ウ 調査、巡視等の計画

区 分	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
巡視（県内一円） （鳥獣保護巡視 員）	箇所数	129	129	129	129
	人 員	75	75	75	75
調 査	必要に応じて管理のための調査を実施する。				

(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区等の概要

鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には、法第28条の2の規定に定める保全事業の実施により生息環境の改善に努める。

保全事業を行うに当たっては、県は、関係者の意見を聞き、当該鳥獣保護区の保護に関する指針において、保全事業の目標、区域及び事業内容を定める。

県又は市町村は、保全事業を実施するときは、この指針に適合した保全事業の実施計画を作成するとともに、土地の所有者等の合意形成、関係機関等との調整を図る。

なお、保全事業の実施後においても目標達成の状況のモニタリング等に努める。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

現在、県では人工増殖を実施していないが、希少鳥獣等の人工増殖については、種の保存のため、今後、取り組むことも想定されることから、鳥獣保護センターにおいて必要な情報の蓄積に努める。

県以外の機関で行われている希少鳥獣等の人工増殖（放鳥獣を含む。）については、必要な支援に努める。

2 放鳥獣

県では、昭和 40 年度からキジの放鳥を開始し、平成 16 年度までは毎年 1,000～2,000 羽放鳥していたが、平成 17 年度からは 800～900 羽、平成 21 年度からは 200～500 羽程度放鳥してきた。（そのほかに、猟友会、市町村等でも放鳥している）。

しかし、放鳥効果測定調査のため装着した標識の回収率が低く、環境に順応して定着できる個体の割合が低いと考えられること、放鳥数とキジの捕獲数の関連性が認められないことを踏まえ、本計画期間中はキジの放鳥を行わない。

狩猟鳥獣である哺乳類及び外来鳥獣並びに生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、原則として、放鳥獣を行わない。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

(1) 希少鳥獣

法第 2 条第 4 項に基づき環境省令で定める鳥獣及び国のレッドリストにおいて絶滅危惧種ⅠA、ⅠB 類又はⅡ類あるいは県のレッドリストにおいて同等の取扱いがなされている鳥獣とし、レッドリスト又はレッドデータブックの見直しに合わせて対象種を見直すこととする。これらの種においては、適切な情報管理の下、生息状況や生息環境の把握に努めるとともに、必要な保護及び管理のための措置を講じる。

(2) 狩猟鳥獣

狩猟鳥獣のうち、キジ、ヤマドリについては、生息環境の悪化等により生息数の減少が懸念されたことから、捕獲等の禁止（全部又は一部の期間）の措置を講じてきた。本計画の期間中においても、捕獲等の禁止の措置を維持しつつ、生息状況等の把握に努めながら適切な措置を講じる。

また、その他の狩猟鳥獣については、生息状況、捕獲状況等の把握に努めながら、必要に応じて保護及び管理のための措置を講じる。

(3) 外来鳥獣

外来鳥獣は、本来本県に生息地を有しておらず、人為的な導入もしくは生息域の拡大により侵入してきた鳥獣とし、農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、積極的な狩猟及び被害の防止の目的での捕獲を推進して、その被害の防止を図る。また、自然分布域を超えて国内の他地域に人為的に野外導入されることがないように、適正飼養等の普及啓発に努める。特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）に基づく特定外来生物は、同法に基づく計画的な防除を実施する。

(4) 指定管理鳥獣

法第 2 条第 5 項の規定に基づき環境省令で定める鳥獣とする。

なお、県内における指定管理鳥獣の生息状況や被害状況等を勘案の上、必要と認められるときは、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

(5) 一般鳥獣

上記(1)～(4)以外の鳥獣とし、地域個体群の増減の動向、被害の発生状況等を踏まえ、必要な保護及び管理のための措置を講じる。

2 捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項

(1) 許可しない場合の基本的考え方

次のような場合には、法第 9 条に規定される鳥獣の捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下「捕獲等」という。）又は鳥類の卵の採取等（採取又は損傷をいう。以下「採取等」という。）を許可しない。

ア 捕獲等又は採取等の後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲等又は採取等の目的が異なると判断される場合

イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、絶滅のおそれを著しく増加させる等鳥獣の保護又は生物多様性に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。

ウ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させる等、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合

エ 捕獲等又は採取等によって第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合

オ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがある場合

カ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは社寺境内、墓地の静穏の保持に著しい支障が生じる場合

キ 愛がんのための飼養を目的としている場合

ク 法第 36 条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号。以下「施行規則」という。）第 45 条の規定に基づく捕獲等を行う場合。ただし、法第 37 条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

ケ 法第 38 条第 2 項に規定される住居集合地域等における銃猟により捕獲等を行う場合。ただし、法第 34 条の 2 の規定に基づき市町村が実施する緊急銃猟又は法第 38 条の 2 の規定による都道

府県知事の許可を受けた麻醉銃猟については、この限りでない。

(2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっては、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法等について条件を付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

また、第二種特定鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のために必要がある場合においては、適切な条件を付すものとする。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

ア わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲等については、次の基準を満たす場合に許可する。ただし、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期及びツキノワグマやカモシカの生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができる。また、鳥類の捕獲については、防除対策によって被害が防止できないと認められる場合に限り、わなの使用を許可することができるものとする。

使用目的	基準
① 獣類の捕獲等の目的 (③の場合を除く。)	<ul style="list-style-type: none">くくりわなを使用する方法の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。とらばさみは認めない。ただし、学術研究又は希少鳥獣の保全・救護等の特定の目的において、個体への損傷の程度、錯誤捕獲を防止するための措置等に基づき、当該猟具を使用することがやむを得ないと判断される場合はこの限りではない。
② イノシシ及びニホンジカの捕獲等の目的	くくりわなを使用する方法の場合は、アの規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。
③ ツキノワグマの捕獲等の目的	はこわなに限ること。
④ 小型の鳥獣の捕獲等の目的	わな猟免許を有しない者が、自己責任の下で、はこわなを使用する方法の場合は、縦・横・高さの合計が概ね160センチメートル以下であること。

イ 標識の装着に関する基準

法第9条第12項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類等の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に

慎重に取り扱う。

種の保存法の国内希少野生動植物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には、捕獲を認める。なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認める。

(5) 鉛汚染が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛汚染が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造及び素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。また、捕獲許可にあたっては、非鉛弾への切り替えを促進・支援する取組に努める。

3 目的別の捕獲許可の基準

3-1 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

ア 研究の目的及び内容

次の（ア）から（エ）までのいずれにも該当するものであること。

（ア） 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

（イ） 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

（ウ） 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。

（エ） 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、一般に公表されるものであること。

イ 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。

ウ 鳥獣の種類・数

研究の目的を達成するために必要な種類又は数（羽、頭又は個）。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭又は個）とする。

エ 期間

1年以内。

オ 区域

研究の目的を達成するために必要な区域とする。

カ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

（ア） 法第12条第1項又は第2項の規定に基づき禁止されている猟法（以下「禁止猟法」

という。)ではないこと。

- (イ) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りでない。

キ 捕獲等又は採取等後の措置

- (ア) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。
- (イ) 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該装置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。
- (ウ) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア 許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政担当職員又は国若しくは都道府県から委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

イ 鳥獣の種類・数

標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各 2,000 羽以内、3 年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各 1,000 羽以内、その他の者においては同各 500 羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

ウ 期間

1 年以内。

エ 区域

規則第 7 条第 1 項第 7 号イからチまでに掲げる区域は除く。

オ 方法

網、わな又は手捕。

カ 捕獲等又は採取等後の措置

足環を装着し放鳥する。

なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

3-2 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護

原則として以下の許可基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

ア 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護巡視員その他特に必要と認められる者

イ 鳥獣の種類・数

第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）であること。

ウ 期間

第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。

なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応すること。

エ 区域

第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

オ 方法

可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法をとること。

(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護巡視員その他特に必要と認められる者。

イ 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。

ウ 期間

1年以内。

エ 区域

申請者の職務上必要な区域

オ 方法

禁止猟法は認めない。

(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護巡視員その他特に必要と認められる者

イ 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。

ウ 期間

1 年以内。

エ 区域

必要と認められる区域。

オ 方法

禁止猟法は認めない。

3-3 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

ア 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所有する者（空気銃を使用する場合には第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。ただし、銃器の使用以外の方法による法人に対する許可であって、以下の（ア）から（エ）の条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者としてすることができる。

（ア） 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること

（イ） 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること

（ウ） 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと

（エ） 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

イ 鳥獣の種類・数

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）であること。

ウ 期間

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応すること。捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう配慮すること。

エ 区域

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

オ 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りでない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努める。

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（(2)において「被害」という。）の防止の目的の許可基準においては、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合（(2)において「予察」という。）についても許可する基準とする。

ア 被害の防止の目的での捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うこととし、生息状況や被害状況の把握に努めるとともに、市町村等関係機関との連携協力により進める。有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、被害防除施設の整備、未収獲物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努める。また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努める。

第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣についての管理の目的での捕獲は、原則として、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲とする。ただし、個別の被害防止の目的又は緊急時等のやむを得ない場合のみ、被害の防止を目的とした捕獲許可の対象とする。

イ 予察捕獲の基本的考え方

予察による有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という。）は、被害防除対策等を行ってなお恒常的に被害が発生し、捕獲を行ってその生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可する。

予察捕獲を実施する場合は、被害発生のおそれのある地域ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等を予察した鳥獣の種類別、地域別の被害発生予察表を作成する。ただし、指定管理鳥獣、外来鳥獣等及び第二種特定鳥獣管理計画に基づいて管理している鳥獣を除く。

予察捕獲については、捕獲等又は採取等の数の上限を設定する等、許可の方針を明らかにする。なお、予察捕獲の対象とする鳥獣による被害の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等適切に対応する。

ウ 鳥獣の適正管理の実施

（ア） 方針

農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、市町村等の関係機関との連携の下、鳥獣の生息状況や生活環境、農林業等の被害状況の把握に努め、効果的な被害防除対策を講じるとともに、有害鳥獣捕獲や狩猟を含む個体数管理等総合的な対策を推進する。

なお、被害の未然防止を図るため、まだ被害を受けていない地域住民等に対して加害鳥獣の生態や習性等に関する普及啓発にも努める。

（イ） 第二種特定鳥獣の被害防除対策

鳥獣のうち特に被害が顕著であり、かつ地域個体群の長期にわたる安定的な維持が必要であるとして第二種特定鳥獣としているツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、カモシカ及びニホンザルについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づき被害と個体群維持のバランスを図りながら総合的な対策を推進する。

（ウ） 地域レベルの防除対策の充実

被害が慢性的に発生している地域においては、必要に応じて、鳥獣の出現状況の把握・連絡、追い払い等の体制の整備、被害実態等の的確な把握、防護柵・電気柵等の防除技術の普及、効果的な取組事例の住民への情報提供等により、効果的な被害防除が図られるよう関係市町村の取組を促進する。

（エ） 被害の防止の目的での捕獲についての許可基準の設定

① 方針

有害鳥獣捕獲の許可は、被害の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結

果、被害が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに行う。

狩猟鳥獣、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、カワラバト（ドバト）、ウソ、オナガ、ニホンザル以外の鳥獣については、被害が生じることは稀であるため、上記以外の鳥獣についての有害鳥獣捕獲の許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、有害鳥獣捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可する等、特に慎重に取り扱う。

なお、希少鳥獣等保護の必要性が高い種又は地域個体群については、更に慎重に取り扱う。

また、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等による被害の防止を図る場合は、当該鳥獣等に対して、有害鳥獣捕獲又は外来生物法の規定により適切に対処する。

① 許可基準

a 許可対象者等

(a) 有害鳥獣捕獲の許可申請者は、原則として、被害を受けた者若しくは被害を受けた者から依頼された者（以下「被害者等」という。）又は国、地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者等の法人（以下「法人」という。）とする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、被害を受けていない者等であっても申請できるものとする。

(b) 有害鳥獣捕獲の捕獲実施者（(a)の許可申請者をいう。ただし、法人にあっては、その許可に係る捕獲等又は採取等に従事する者（以下「従事者」という。）をいう。以下同じ。）は、銃器（装薬銃）を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合は第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者（当該狩猟免許の効力が停止中の者を除く。）とする。ただし、**銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって**、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、次に掲げる場合は、狩猟免許を有しない者でも捕獲等ができるものとする。

i 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合であって、次に掲げる場合

・住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合

・農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合

ii 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス及びドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合

iii 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合

iv 許可申請者が法人で、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含ま

れ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができる。この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行う。また、当該法人は、地域の関係者と十分な調整を図り、有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努める。

また、法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

(c) 有害捕獲に当たっては、捕獲実施者の中に被害発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者を含むこととする。また、被害等の発生状況に応じて共同又は単独による有害鳥獣捕獲の方法が適切に選択され、それに必要な人数となるようにする。

(d) 捕獲実施者は、適切に有害鳥獣捕獲を行うために下記のいずれかに該当する者とする。ただし、農林業者がその事業地内において、はこわなによりハクビシン及びアライグマを捕獲する場合及び3-3(2)ウ(エ)④a(b)ただし書き(20ページ)に掲げる、狩猟免許を有しない者が捕獲する場合を除く。

i 鳥獣被害対策実施隊(鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。)に任命された者又は地区猟友会長等の推薦を受けた者。

ii 捕獲しようとする期間中を対象とする、狩猟事故共済に加入する等、狩猟者登録を行う場合と同等の損害賠償責任能力を備えている者。

iii 銃を使用しない捕獲(ツキノワグマの捕獲を除く。)を実施する場合において、当該狩猟免許を所持している国及び地方公共団体の職員であって、職務により捕獲に従事しようとする者。

b 鳥獣の種類・捕獲等又は採取等の数

(a) 有害鳥獣捕獲の対象鳥獣の種類は、現に被害を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。

(b) 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数(羽、頭、個)とする。

(c) 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、次のいずれかに該当する場合のみ行う。

i 現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

ii 建築物等の汚染や巣材による送電鉄塔等の電気事故等を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

iii 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数(羽、頭、個)であるものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、i～iiiは適用しない。

c 期間

- (a) 原則として被害が生じている時期（予察捕獲の場合を除く。）のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であって、地域の実情に応じ、安全に配慮した適切な期間とする。
 - (b) 有害鳥獣捕獲の対象鳥獣以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は、できる限り避ける。
 - (c) 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲は、農林水産業等に係る被害の防止の重要性にかんがみ、適切な期間とするものとし、併せて、狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応する。
- d 区域
- (a) 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とする。ただし、外来鳥獣等を捕獲しようとする場合は、この限りでない。
 - (b) 被害が複数の市町村にまたがって発生する場合においては、被害の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、効果的に実施されるよう市町村等に要請する。
 - (c) 鳥獣保護区等で実施する場合は、他の鳥獣の繁殖等に支障が生じないよう慎重に取り扱う。集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、特に鳥獣の保護を図ることが必要な地域においては、更に慎重に取り扱う。
- e 方法
- (a) 有害鳥獣捕獲を実施する方法は、従来の捕獲実績を考慮した最も効果のある方法（銃器、網又はわな）による。
 - (b) 空気銃を使用した捕獲等は、中・小型鳥類に限る。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合（止めさし）はこの限りではない。
 - (c) 法第 15 条第 1 項の規定に基づき鉛製散弾を使用する猟法を禁止している指定猟法禁止区域においては、禁止された鉛製散弾は使用しない。
 - (d) (c)の禁止区域以外においても、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鉛が暴露する構造・素材の銃弾は使用しないよう努める。
 - (e) 有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を取り、結果として被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう注意する。
- f 鳥獣の種類別許可基準
- a から e に掲げるもの（以下この項において「共通許可基準」という。）のほか、許可権者及び鳥獣の種類別の許可基準を別表のとおりとする。

エ 被害がまれである又は従来の許可実績が僅少な種の取り扱い

被害等が生じることはまれであるか、又は従来の許可実績が僅少である一般鳥獣についての被害の防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定める等とともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を指導した上で許可する。

ただし、外来鳥獣及び指定管理鳥獣は、地域的に被害が僅少であっても、積極的な捕獲許可

をする。

(別表) 鳥獣の種類別の許可基準 (令和 9 年 4 月 1 日現在)

許可権者	鳥獣の種類	許可基準					備考
		許可申請者	捕獲等又は採取等の数	時期	期間	方法	
市町村	ツキノワグマ、ニホンザル以外の権限移譲された鳥獣	共通許可基準のとおり	共通許可基準のとおり。ただし、別表 1 に掲げるものを除く。	共通許可基準のとおり	共通許可基準のとおり	共通許可基準のとおり	鳥類の卵の採取等を除く。
県	外来鳥獣	共通許可基準のとおり	制限は設けない	制限は設けない	制限は設けない	銃器又はわな	
	その他の鳥獣 (環境大臣権限以外の鳥獣)	原則として地方公共団体。ただし、状況に応じて被害者等又は地方公共団体以外の法人も可能とする。	共通許可基準のとおり	共通許可基準のとおり	共通許可基準のとおり	共通許可基準のとおり	

※ ツキノワグマ及びニホンザルに係る許可基準については、それぞれの鳥獣の管理検討協議会で方針を決定し、「ツキノワグマ管理計画」、「ニホンザル管理計画」において規定する。

(別表 1) 捕獲実施者 1 人当たりの捕獲等の数の制限

鳥 獣 名	捕獲実施者 1 人当たりの捕獲等の数
スズメ、カラス類	200 羽以内
ヒヨドリ、カルガモ、キジバト、ノウサギ	50 羽以内

3-4 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲においては、原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

ア 許可対象者

博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者

イ 鳥獣の種類・数

展示の目的を達成するために必要な種類及び数 (羽、頭又は個)

ウ 期間

6 か月以内。

エ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

オ 方法

禁止猟法は認めない。

(2) 愛がんのための飼養の目的

愛がんのための飼養を目的とする捕獲等は認めない。

(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

ア 許可対象者

鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者

イ 鳥獣の種類・数

人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数（羽又は個）とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。

ウ 期間

6か月以内。

エ 区域

住所地と同一都道府県の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。）
ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

オ 方法

網、わな又は手捕

(4) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

ア 許可対象者

祭礼行事、伝統的な生活様式の継承に係る行為の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟や他の目的での捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）。

イ 鳥獣の種類・数

伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽、頭又は個）。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）。

ウ 期間

30日以内。

エ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

オ 方法

禁止猟法は認めない。ただし、矢を用いる場合であって、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性がないと認められる場合は、この限りでない。

(5) 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。

なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断する。また、公益上の目的で山林内の施設の点検、整備等への同行及びそれに伴う鳥獣の捕獲についてもその目的や必要性を十分踏まえた上で判断する。

4 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

4-1 捕獲許可した者への指導

(1) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような方法で埋設等することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として施行規則第 19 条で定められた場合を除く。）。豚熱（CSF）等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物等の処理を行うよう指導を徹底する。被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指導する。さらに、捕獲物等が鳥獣の保護及び管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導する。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、カモシカ及びツキノワグマについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、捕獲物を製品化して利用しようとする者の申請を受けて県が交付する目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせる。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成 7 年総理府告示第 40 号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

さらに、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第 9 条第 1 項の規定に反する場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図る。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努める。

(2) 従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適性を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

(3) 危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等へ周知するよう指導する。

(4) 錯誤捕獲の防止

わなの適正な使用を徹底することに加え、クマ類やカモシカ等の生息地であって錯誤捕獲のおそれがある場合には、地域の実情を踏まえた上で、クマ類やカモシカ等の出没状況を確認しながら、わなの形状、餌による誘引方法等の工夫に加え、設置場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲を防止するよう指導する。

特にクマは錯誤捕獲が生じると、個体の取扱が危険であるなどその対応に多大な労力を要する

ことなどから、わなの設置方法を工夫することなどにより錯誤捕獲の防止に努める。

また、錯誤捕獲した鳥獣を放獣する場合には迅速かつ安全な放獣が実施できるように、実施者に対して、事前の放獣体制の構築及び放獣場所の確保に努めるとともに、錯誤捕獲の実態について報告するよう指導する。なお、錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行い、適切に対応するなど、錯誤捕獲した鳥獣を捕獲等する場合は捕獲許可等の手続きを行うものとする。

4-2 許可権限の市町村長への委譲

県内各地に生息しており、それぞれの市町村において捕獲等の許可がなされても、これにより種の存続を脅かされるおそれの少ない鳥獣については、捕獲等の許可事務の迅速な対応と住民サービスの向上が図られることから、3-3(2)ウ(エ)④f「鳥獣の種類別許可基準」(22ページ)に掲げるとおり捕獲等の許可権限を引き続き市町村に移譲し、本計画の期間中においても対象種の拡大等について検討する。

市町村は、市町村長に有害捕獲許可権限が移譲されている鳥獣の捕獲許可については、法令、県条例及び規則、本計画及び第二種特定鳥獣管理計画に沿って適切に事務を遂行する。

また、県は、市町村の許可事務の執行状況について報告が行われるよう助言する。

4-3 鳥類の飼養登録

(1) 方針

野生の鳥類は、本来自然のままで保護・観察すべきものであり、愛がん飼養はその乱獲を助長するおそれもあることから、本県では、愛がんのための飼養を目的とした鳥獣の捕獲は、いかなる鳥獣についても原則として許可しないこととしている。

なお、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されている。

しかしながら、県内においても愛がんを目的とした野鳥の違法な捕獲や、不正な飼養が依然として見受けられる。啓発指導の実施、監視体制の強化等を図り、適正な対応に努める。

(2) 飼養適正化のための指導内容

ア 広報媒体等を利用して、県民に対し自然保護思想の普及を図る。

イ 現在飼養登録されている個体については、次によりその適正な管理を図る。

(ア) 登録票の更新は、飼養個体と装着登録票(足環)を照合し、確認した上で行う。

特に、平成元年度の装着許可証(現 装着登録票)の導入以前から更新されている等の長期更新個体の場合は、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認する等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で行う。

(イ) 装着登録票の毀損等による再交付は、原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。

ウ 他の都道府県において愛がん飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認し、不正な飼養が行われないようにする。

エ 違法飼養の防止を図るため、警察当局と連携を図りながら、担当職員、鳥獣保護巡視員等による定期的な巡回指導を行う。

オ 違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努める。

4－4 販売禁止鳥獣等の販売許可

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、次のア、イのいずれにも該当する場合に許可する。

ア 販売の目的が法第 24 条第 1 項又は法施行規則第 23 条に規定する目的に適合すること。

イ 捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売されることによって、違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれがないこと。

(2) 許可の条件

ヤマドリの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

オオタカの販売許可証を交付する場合に付する条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。

4－5 住宅集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項

県は、市街地周辺への鳥獣の出没に対応するため、民間団体の活用も含めた専門人材の配置に努める。

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃猟をする場合については、捕獲許可のほか、法第 38 条の 2 第 1 項の規定による知事の許可を得るとともに、麻酔薬の種類及び猟により危険猟法に該当する場合においては、法第 37 条の規定による環境大臣の許可を得る。

また、麻酔銃猟を実施する際は、県、警察、市町村、猟友会等が連携し、県民や捕獲従事者に危険が及ばない態勢で行う。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域、猟区及び指定猟法禁止区域に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

特定猟具使用禁止区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は静穏の保持のため、特定猟具の使用を禁止する区域である。

これまで、狩猟者と住民の接する機会が多く予想される地域、見通しが悪く事故発生の危険が高い地域等について、銃器の使用を禁止する特定猟具使用禁止区域（旧銃猟禁止区域）として指定に努めた結果、第 13 次計画終了時までに 87 箇所（84, 111ha）と計画を上回って指定され、銃猟による危険防止及び指定区域の静穏の保持に重要な機能を果たしている。

このことから、本計画の期間中においては、次の事項に留意し、特定猟具使用禁止区域の指定を進める。

ア 銃器・わなの使用に伴う危険の予防及び静穏の保持とともに、自然条件・社会条件の変化等に適切に対応するという観点から、特定猟具使用禁止区域の存続期間は、原則として 10 年間とする。

イ 学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、都市計画法上の都市施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所その他銃猟による事故発生のおそれのある区域等（銃猟に伴う危険を予防するための区域）について、特定猟具使用禁止区域に指定する。

ウ 特定猟具使用禁止区域が複数隣接しているときは、統合を進めて区域の明瞭化を図る。

エ わな猟に伴う危険を予防するための区域については、わな猟による事故発生のおそれが高まる等本計画の期間中に必要が生じた場合は、特定猟具使用禁止区域に指定するよう努める。

オ 本計画に記載されていない区域であっても、安全の確保や静穏の維持に必要と認められる場合は、特定猟具使用禁止区域の指定を検討する。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

		既指定特定 猟具使用禁 止区域 (A)		本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域					
				R9	R10	R11	R12	R13	計 (B)
銃猟に伴う危険を予防 する ための 区域	箇 所	187	箇所	1					1
	面積 ha	84,111	変動面積	66					66
わな猟に伴う危険を予 防 する ための 区域	箇 所		箇所						
	面積 ha		変動面積						

本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に区域縮小する特定猟具使用禁止区域					
R9	R10	R11	R12	R13	計 (C)	R9	R10	R11	R12	R13	計 (D)
			1		1	1		1			2
			38		38	273		36			309

本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域						計画期間中 の増減*	計画終了時の特定猟 具使用禁止区域**
R9	R10	R11	R12	R13	計 (E)		
						1	188
						△ 205	83,906
		(計画なし)					

* 箇所数はB-E

面積はB+C-D-E

** 箇所数はA+B-E

面積はA+B+C-D-E

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳（廃止、期間満了等を含む。）

銃猟に伴う危険を予防するための区域					
年度	特定猟具使用禁止区域の所在地	特定猟具使用禁止区域名称 ※いずれも銃器の使用を禁止。	指定面積ha	存続期間	備 考
R9	盛岡市	盛岡市生出	17	R9. 11. 1～ R19. 10. 31	再指定
	盛岡市	盛岡市生出第二	82		再指定
	八幡平市	八幡平市東八幡平	685		再指定
	八幡平市	八幡平市田山	58		再指定
	八幡平市	八幡平市新町	215		再指定
	葛巻町	葛巻町小苗代	22		再指定
	岩手町	岩手町大森	660		再指定
	岩手町	岩手町一方井	204		再指定
	花巻市	花巻市昌歆寺	25		再指定
	花巻市	花巻市	5,568		再指定
	花巻市	花巻市尻平川	31		再指定
	北上市	北上市	5,517		再指定
	遠野市	遠野市福泉寺・駒木	722		再指定
	遠野市	遠野市猿ヶ石川	2,923		再指定
	奥州市	奥州市水沢羽田	251		再指定
	奥州市	奥州市胆沢南都田本木	432		再指定
	奥州市	奥州市胆沢若柳供養塚蛸の手	750		再指定
	奥州市	奥州市胆沢若柳出店	106		再指定
	奥州市	奥州市胆沢小山外浦	143		再指定
	奥州市	奥州市衣川豊巻土屋	70		再指定
	平泉町	平泉町志羅山	270		再指定
	一関市	一関市千厩町千厩	558		再指定
	一関市	藤沢町藤沢	204		再指定
	大船渡市	大船渡市今出山電話ケーブル	65		再指定
	大船渡市	大船渡市三陸町吉浜	260		再指定
	住田町	住田町下大股電話ケーブル	52		再指定
	大槌町	大槌町大槌	193		再指定
	山田町	山田町豊間根	250		再指定
	岩泉町	岩泉町小本川	250		再指定
	久慈市	久慈市宇部	197		再指定
	普代村	普代村鳥居	91		再指定・縮小
	二戸市	二戸市	603		再指定
	二戸市	二戸市浄法寺	480		再指定
	一戸町	御所野遺跡	66		新規
	一戸町	一戸町奥中山高原スキー場	1205		再指定
	一戸町	一戸町一戸	264		再指定
	R9計	36	23,332		

R10	盛岡市	盛岡市旗井沢	65	R10. 11. 1～ R20. 10. 31	再指定
	花巻市	花巻市銭根	158		再指定
	花巻市	花巻市石鳥谷町八重畑	151		再指定
	奥州市	奥州市前沢合ノ沢	145		再指定
	奥州市	奥州市胆沢ひめかゆスキー場・衣川増沢	137		再指定
	一関市	一関市萩荘厳美	309		再指定
	一関市	一関市相川	37		再指定
	一関市	一関市花泉町金沢	108		再指定
	一関市	一関市花泉町涌津	26		再指定
	一関市	一関市東山町狢鼻溪	364		再指定
	大船渡市	盛川・大船渡湾	920		再指定
	大船渡市	大船渡市蛸ノ浦	97		再指定
	大船渡市	三陸町北里	176		再指定
	大船渡市	大窪山	576		再指定
	大船渡市	鷹生ダム	59		再指定
	陸前高田市	陸前高田市矢作	38		再指定
	陸前高田市	陸前高田市嶋部・気仙川	110		再指定
	住田町	住田町世田米駅	70		再指定
	住田町	住田町上有住土倉	35		再指定
	釜石市	釜石市日向	34		再指定
	釜石市	橋野鉄鉱山	7		再指定
	山田町	山田町田名部	20		再指定
	岩泉町	岩泉町浅内	40		再指定
	田野畑村	田野畑村尾肝要	20		再指定
	洋野町	洋野町城内	12		再指定
	洋野町	洋野町伝吉	57		再指定
	洋野町	洋野町金ヶ沢	127		再指定
	洋野町	洋野町水沢	155		再指定
	二戸市	二戸市猿越峠	40		再指定
R10計		29	4,093		
R11	八幡平市	八幡平市安比竜ヶ森	3,065	R11. 11. 1～ R21. 10. 31	再指定・縮小
	滝沢市	滝沢市柳沢	79		再指定
	滝沢市	滝沢市一本木上郷	154		再指定
	滝沢市	滝沢市滝沢	313		再指定
	葛巻町	葛巻町葛巻	80		再指定
	奥州市	奥州市前沢松ノ木沢	258		再指定
	奥州市	奥州市前沢岩堰川	147		再指定
	奥州市	岩手県林木育種場	95		再指定
	金ヶ崎町	金ヶ崎町東部地区	2,755		再指定
	金ヶ崎町	金ヶ崎町六原千貫石	914		再指定
	一関市	一関市花泉町大沢田	32		再指定
	大船渡市、住田町	長岩鉱山	824		再指定
	大船渡市	大船渡綾里電話ケーブル	43		再指定
	大船渡市	越喜来吉浜電話ケーブル	26		再指定
	大船渡市	大船渡住田電話ケーブル	36		再指定
	釜石市	釜石市鶴住居	169		再指定
	宮古市	宮古市中川井	14		再指定
	田野畑村	田野畑村長嶺	107		再指定
	田野畑村	田野畑村浜岩泉	170		再指定
R11計		19	9,281		

R12	八幡平市	八幡平市平笠	351	R12. 11. 1～	再指定
	雫石町	雫石町長山	656	R22. 10. 31	再指定
	葛巻町	葛巻町寺田	45		再指定
	矢巾町	矢巾町中央	517		再指定・拡大
	矢巾町	矢巾町流通センター	257		再指定
	花巻市	花巻市東和町土沢	400		再指定
	花巻市	花巻市東和町向田瀬	213		再指定
	遠野市	遠野市山喜	24		再指定
	奥州市	水沢測地観測所	46		再指定
	奥州市	奥州市国見平スキー場	210		再指定
	奥州市	奥州市江刺柏木沢	103		再指定
	奥州市	奥州市江刺宿ノ平・根木町	399		再指定
	一関市	藤沢町相川ダム	19		再指定
	一関市	藤沢町金越沢ダム	33		再指定
	一関市	藤沢町千松ダム	7		再指定
	大船渡市	三陸町綾里川ダム	8		再指定
	山田町	山田町四十八坂	250		再指定
	軽米町	軽米町山内	135		再指定
	軽米町	軽米町小軽米	51		再指定
	R12計	19	3, 724		
R13	盛岡市	盛岡市大ヶ生	18	R13. 11. 1～	再指定
	八幡平市	八幡平市松尾普請場	51	R23. 10. 31	再指定
	紫波町	紫波町中央	1, 140		再指定
	紫波町	紫波町長岡	36		再指定
	紫波町	紫波町水分	82		再指定
	紫波町	紫波町赤沢	79		再指定
	紫波町	紫波町彦部	148		再指定
	奥州市	奥州市胆沢若柳中横沢原	75		再指定
	一関市	一関市花泉町悪法師	22		再指定
	宮古市	宮古市小国	105		再指定
	野田村	野田村城内	636		再指定
	九戸村	九戸村江刺家	81		再指定
	R13計	12	2, 473		

2 特定猟具使用制限区域の指定

特定猟具使用制限区域は、休猟区解除直後の区域で狩猟者の集中的入猟が予想される地域について、危険防止の観点から必要に応じて、特定猟具（銃器・わな）の使用を制限する区域として指定するものであり、本計画の期間中に必要が生じた場合は、指定するよう努める。

3 猟区の設定のための指導

(1) 方針

猟区は、狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ、安全な狩猟の実施を図るために設定されるものである。計画期間内において新規設定する猟区については、その管理運営が適正となるよう指導する。

また、狩猟者の確保の社会的要請等を踏まえ、猟区管理者や狩猟団体等と連携し、猟区を活用した狩猟初心者育成等に努める。

(2) 設定指導の方法

本計画の期間中に県内において新たな猟区設定の計画等があったときは、適正な指導に努める。

4 指定猟法禁止区域

(1) 方針

ア 指定の考え方

本県では、鉛製散弾による鳥獣の鉛汚染が生じるおそれが高い、ガン・カモ類が多く飛来する区域3箇所（花巻・北上、胆沢・前沢、一関（合計1,827ha））について、平成12年度に鉛散弾規制地域に指定していたが、平成17年度からこれらの3箇所を指定猟法禁止区域に指定し、鉛製散弾を使用する猟法を禁止している。

イ 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等鳥獣の保護に支障がある場合、又は指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、許可しない。

ウ 条件の考え方

指定猟法による捕獲等の許可に当たっては、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について条件を付す。

(2) 指定猟法禁止区域指定計画

本計画の期間中においても、鉛製散弾による鳥獣の鉛汚染が生じている、あるいは生じるおそれのある区域が生じたときは、鳥獣の鉛中毒の状況等現状を把握・分析し、関係機関等と調整を行う等、必要に応じて鉛製散弾の使用を禁止する指定猟法禁止区域の指定を進める。

また、鉛製散弾を使用する猟法以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、情報の収集・分析を行い、関係機関等との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針

本県において、本計画の期間中に、生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められる場合には、当該鳥獣を対象に、第一種特定鳥獣保護計画の作成を検討する。

2 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針

(1) 計画の目的

第二種特定鳥獣管理計画は、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることを目的としている。

(2) 計画の作成方針

本県においては、次の第二種特定鳥獣について第二種鳥獣特定管理計画を作成し、それぞれの地域個体群の生息状況、被害等の実態及び地域の特性等に応じた管理の目標を設定する。**ニホンザルの生息区域が拡大し、地域個体群の適正な管理と農作物被害の抑制が必要と認められることから、本次計画から新たにニホンザルを対象に第二種鳥獣特定管理計画を作成する。**

なお、これ以外の鳥獣で人とのあつれきが顕著となり、本計画の期間中に総合的な管理対策を講じる必要が生じた場合は、当該鳥獣についての第二種特定鳥獣管理計画の作成を検討する。

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域
令和9年度	地域個体群の適正な管理と捕獲の強化による農林業被害の軽減。	ニホンジカ	令和9～13年度	全県
令和9年度	地域個体群の 適正な管理 と人身被害及び農林業被害の抑制。	ツキノワグマ	令和9～13年度	全県
令和9年度	地域個体群の安定的な維持と農林業被害の抑制。	カモシカ	令和9～13年度	全県
令和9年度	生息域拡大の抑制及び農林業被害の抑制。	イノシシ	令和9～13年度	全県
令和9年度	地域個体群の 適正な管理と農林業被害の抑制。	ニホンザル	令和9～13年度	全県

(3) 計画の作成・見直し

第二種特定鳥獣管理計画の作成は、法第7条の2の規定に基づくほか必要な検討・評価を行い、

適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適正な目標及び管理事業の設定を行う。

計画の目標の設定に当たっては、人と鳥獣との適切な関係を構築するという特定計画の目的に照らして目指すべき状態を具体的に設定するものとし、あらかじめ当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行い、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき、極力数値による評価が可能な管理の目標設定に努める。

目標の達成状況の評価のため、生息数や捕獲・目撃地点の分布等について、モニタリングを実施し、中長期的な視点での評価を行う。特に、農林業への被害軽減に向けては、農地や人工林など被害が発生している地域やその周辺で、加害個体を捕獲することとし、管理目的が達成されるよう、モニタリング結果に基づき必要に応じて捕獲数を見直すなど順応的な管理を行う。

評価の結果は、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ、計画や年度別実施計画へフィードバックすることにより計画を順応的に見直し、保護事業又は管理事業に反映させる。

(4) 管理事業

第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成するため、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の管理事業を実施する。実施に当たっては、県及び市町村等の関係主体が連携し、地域個体群の生息状況、農林業の被害状況、関係者の意見等も踏まえ総合的・体系的に実施する。

なお、鳥獣による被害対策は捕獲のみによる対応では不十分であることから、適切な目標設定の下で生息環境管理及び被害防除対策を実施することにより、被害発生未然防止に努める等、関係機関と連携して効果的な管理事業に取り組む。

なお、カモシカについては市町村において実施計画を作成する。

第七 危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入の防止に関する事項

1 計画的な管理施策

危険鳥獣（ツキノワグマ、イノシシ）の人の日常生活圏への侵入を防止するためには、捕獲等、生息環境管理、被害防除対策等について、長期的視点に立ち計画的な管理を行う。

(1) 捕獲等

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的として、捕獲許可を受けて行う第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的での捕獲等や指定管理鳥獣捕獲等事業により、人の日常生活圏に出没しないよう、山野において平時から長期的視点に立ち、計画的に捕獲等を行う。

(2) 生息環境管理

危険鳥獣の人の日常生活圏へ侵入を防止するためには、危険鳥獣の捕獲だけでなく、危険鳥獣が身を隠す場所をなくすなど利用しづらい環境を整備していく必要がある。森林・農地・河川等の管理部局や市町村と調整し、具体的には集落周辺の森林や耕作放棄地等において藪の刈り払いを行うとともに、河川敷などの市街地等への侵入ルートとなりうる緑地帯などにおいて、樹木の伐採や下草の定期的な刈り払い等を行う。

また、ツキノワグマについては、良好な生息環境の保全を図るコア生息地となる奥山や人間活

動とクマの生息の両立を図る緩衝地帯となる里山等において人工林からの針広混交林や広葉樹林への誘導、病虫害被害の防除等を行うことで、採餌環境を改善し人の日常生活圏に依存する個体を防ぐことにつなげる。

(3) 被害防除対策

危険鳥獣の被害防除対策としては、集落周辺における放任果樹、生ゴミ、コンポスト、未収穫作物等の誘引物を除去することで人の日常生活圏への出没を抑制する。また追い払いを行うことで、人に対する警戒心を植え付ける。市街地や住宅などの人の居住区、農地などの人の活動域においては、防護柵の設置が有効な場合もあり、必要に応じて設置を検討する。

危険鳥獣への具体的対策のうち、ツキノワグマに関しては、捕獲、生息環境管理及び被害防除対策の詳細に関しては「ツキノワグマ管理計画」において定めるものとし、緊急銃猟への対応等に関しては、「岩手県ツキノワグマ等市街地出没時対応マニュアル」において定めるものとする。

2 適切な情報発信

危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入を防止するためには、関係機関、地域住民等の理解と協力が必要である。このため、危険鳥獣に関する正しい知識や人の日常生活圏への侵入を防止するために必要な対策等について、適切に情報発信を行う。

ツキノワグマについては、越冬準備期に当たる秋期において、主要な食物が欠乏すると大量出没が発生し、人身被害が急増することから、出没予測を継続して実施するとともに、過去の出没事例から出没危険個所をあらかじめ抽出し、平時からの生息環境管理や被害防除対策の予防的な措置に活用する。

イノシシについては、被害を予防する観点から、モニタリング等により出没の兆候を把握し、出没の抑制に努める。

第八 鳥獣の生息状況等の調査に関する事項

1 方針

鳥獣の生息実態や鳥獣による被害状況等を把握するため、環境保健研究センターを中心として、**国、市町村**、鳥獣保護センターその他の関係機関、研究者等との連携を図りながら、科学的知見に基づいた調査を実施し、これらの調査結果等に基づき必要な対策を講じる。

また、鳥獣捕獲データの蓄積、生息状況調査等のために、国の捕獲情報収集システム等を活用する。

なお、鳥獣の生息状況等を的確に把握するため、鳥獣の体毛や糞等からのDNA解析の活用等によるより精度の高い生息数推定方法の開発等を進める。

2 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

(1) 方針

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、以下に掲げる調査を実施し、これらの調査結果等に基づき、必要な対策を講じる。

なお、調査の実施等に当たっては、関係機関との連携を図りつつ、被害対策調査の結果等の既存の情報を活用する等、情報収集の充実を図る。

(2) 鳥獣生息分布等調査

現地調査、アンケート調査、狩猟捕獲報告、既存資料の活用等により、県内に生息する鳥獣の種類、分布等を調査する。

保護対策が重視される種（イヌワシ等希少猛禽類等）や、被害が拡大傾向にある種（ニホンザル、イノシシ等）については、最新の調査に基づいた生息分布図を作成する。

特にニホンザル・イノシシについては、**第13次計画期間中に実施した生息状況調査等を踏まえ**、年間を通じた生息状況の把握、被害防止のための追い払いや、これらを含めた野生鳥獣を寄せ付けない集落の環境整備の指導普及等の**被害防除**対策を行う。

(3) 希少鳥獣等調査

過去（第6次～第8次鳥獣保護事業計画の期間内）において実施した野生鳥獣保護対策事業での生息実態調査の結果等を踏まえ、希少鳥獣等のうち早急に保護対策を講じる必要のある次に掲げる種については、必要な調査等を実施し、生息環境の変化、生息数の動向等の把握に努め、これらの調査結果等に基づき、鳥獣保護区等の指定や列状間伐による生息環境の整備等必要な保護対策を講じていく。

なお、調査や保護対策等の実施に当たっては、適切な情報管理の下、学識経験者等の意見を徴する等して、計画的な実施に努める。

また、その他の希少鳥獣等についても、生息状況等の把握に努め、必要に応じて保護対策を講じるとともに、それらの調査結果をいわてレッドデータブックの見直しに活用する。

調査対象鳥獣	年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
イヌワシ	令和9～13	・繁殖状況のモニタリング ・行動圏内における行動形態の調査 ・その他保護対策を講じるために必要な調査	県内全域	通年

（参考）野生鳥獣保護調査の実績

第1期調査(昭和62～平成元年度)	ツキノワグマ生息実態調査
第2期調査(平成2～4年度)	特殊鳥類生息実態調査
第3期調査(平成5～6年度)	小型ワシタカ類生息実態調査
第4期調査(平成7～8年度)	フクロウ科生息実態調査
第5期調査(平成8～10年度)	イヌワシ生息状況調査
第6期調査(平成10～12年度)	ツキノワグマ保護管理対策調査

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

ア 調査の概要

県内のガン・カモ・ハクチョウ等の渡来地において、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数、生態等の一斉調査を行うほか、主要な湖沼、河川等については、必要に応じて環境調査を実施し、その保護対策を検討する。また、調査員の判別能力の向上に努めるとともに、野鳥保護団体の協力を得ながら、調査精度の向上に努める。

イ 調査計画

対象地域名	調査年度	調 査 方 法	備 考
渡来地全域	令和 9 ～ 13	県内全域において、1 月に種毎に個体数を調査する。	個体数調査
県内数箇所	令和 9 ～ 13	対象地域周辺の開発状況、水面の利用状況、水質、餌の状況等について必要に応じて調査する。	保護対策調査

(5) 狩猟鳥獣生息状況調査

ア 方針

狩猟の適正化を推進するため、狩猟鳥獣の生息状況及び増減傾向、狩猟の実態等を調査し、これらの調査結果に基づき適切な狩猟対策を講じていく。

イ 狩猟鳥獣生息調査

(ア) 調査の概要

狩猟鳥獣（特定鳥獣を除く。）について、狩猟者及び有害鳥獣捕獲の捕獲実施者（以下「狩猟者等」という。）からの捕獲報告及び個体の回収等により生息分布、生息状況を把握し、捕獲数の減少が著しい種については、重点的に調査を行う。

(イ) 調査計画

対象鳥獣	調査年度	調 査 内 容	調 査 方 法	備 考
キジ・ヤマドリ	令和 9 ～ 13	出合い数、出合い場所等	狩猟者への聞き取り調査	初猟日
その他の狩猟鳥獣	令和 9 ～ 13	捕獲日、捕獲場所、捕獲数等	狩猟者等からの捕獲報告	通 年

ウ 狩猟実態調査

(ア) 調査の概要

狩猟者登録した狩猟者から返納された狩猟者登録証の捕獲報告等により、狩猟の実態を把握する。

(イ) 調査計画

対象種類	調査年度	調 査 内 容	調 査 方 法	備 考
狩猟鳥獣全種	令和 9 ～ 13	捕獲鳥獣の種類別数量、狩猟捕獲日数	狩猟者登録した狩猟者からの捕獲報告	約 3,600 人／年

(6) 第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査

ア 方針

第二種特定鳥獣については、科学的・計画的な管理を実施するため、生息状況、個体群動態、被害状況等を把握するための調査を引き続き実施し、これらの調査結果等を特定計画に反映させ、必要な管理対策を講じる。

イ 調査の概要

対象鳥獣名	調査年度	調査の方針
ニホンジカ	令和 9～13	ツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシについては、全県的に生息数が増加していると推測され、農林産物の被害や、人身被害や交通事故等生活環境への影響も増加の傾向にある。またカモシカについては、ニホンジカほどではないものの農林産物への食害が確認されている。さらにニホンザルについては、農作物被害が増加傾向にあり、生活環境被害も増加傾向にある。また、生息数の増加や生息域の拡大が懸念される状況である。これらの課題に対応するため、第二種特定鳥獣管理計画に基づいて必要な生息状況調査、繁殖状況調査、生息環境調査等を実施して生息地域や密度、環境への影響を把握し、その結果を生息数管理や被害対策等の管理施策に反映させる。
ツキノワグマ	令和 9～13	
カモシカ	令和 9～13	
イノシシ	令和 9～13	
ニホンザル	令和 9～13	

3 法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 鳥獣保護区等の指定及び管理状況に関する調査

鳥獣保護区及び休猟区の指定、管理等を適正に行うため、対象となる地域において鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の計画的・継続的な調査を行う。調査に当たっては、その内容を検討・決定の上、専門家等に依頼するほか、特別な技術を要しない調査は、調査目的に応じて、鳥獣の保護に関する普及啓発を図る観点から地域住民やボランティア団体等に依頼し、安全に配慮しながら実施する。

(2) 捕獲等情報収集調査

法に基づいて行われる捕獲（登録狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）においては、捕獲を行った者から、捕獲努力量、捕獲年月日、捕獲の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣（鳥）・成獣（鳥）の別、目撃数等から科学的な鳥獣の保護及び管理の推進に必要な項目を定め、報告させる※。特に、指定管理鳥獣については、これらの結果から、単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算定や、個体数の推定等を行い、生息状況や鳥獣捕獲等事業の効果等を評価する。

また、錯誤捕獲に関する情報収集についても、錯誤捕獲を防止し、安全かつ確実な捕獲技術の開発を進めていくうえで不可欠なものであり、捕獲効率の向上及び捕獲意欲の低下防止などの効果が期待される。そのため、必要な情報の項目（鳥獣種、数、捕獲日、場所、錯誤捕獲された際の状況及び捕獲後の対応等）を整理し、報告の仕組みについて検討した上で、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態の報告を求める。

※ 緊急銃猟の実施報告については環境省で取りまとめており、市町村は緊急銃猟を実施した際の報告を県を経由して行うことから、これに協力する。

(3) 制度運用の概況情報

県は、法に基づいて行う制度の運用の概況を把握し、鳥獣保護管理事業計画の作成又は変更にかつとも、国に情報提供する。

4 新たな技術の研究開発・普及

(1) 捕獲や調査等に係る技術の研究開発・普及

銃猟について、従来の巻き狩りのみならず、誘引狙撃や夜間銃猟等、様々な猟法を組み合わせた捕獲技術の開発・導入、わな猟については、新しい猟具の技術開発、I C T等を活用した捕獲技術の普及、錯誤捕獲が少なくかつ効率的に捕獲できるくくりわなやはこわなの導入等、これまで使用されていない手法も含めて捕獲技術の活用及びそのリスク評価を進める。

また、鳥獣の生息状況を効果的に把握するための調査技術について、その開発を進め普及に努める。

(2) 被害防除対策に係る技術開発・普及

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣による被害発生メカニズムを明らかにし、ドローンやI C T等の新たな技術も活用しながら、被害の防止、鳥獣の忌避や追い払い等の技術開発を進め、普及に努める。また、鳥獣の人の生活圏への出没による人身被害を予防する観点からも環境の管理等による鳥獣の誘引防止等の被害防除対策に資する技術開発を進め、普及に努める。

(3) 捕獲個体の活用や処分に係る技術開発・普及

捕獲した個体の有効活用や効率的な処分にに関する技術の導入を支援する。

第九 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣の保護及び管理を進める行政機関

(1) 方針

鳥獣の保護及び管理を進める鳥獣行政担当職員について、本庁（自然保護課）及び出先機関（広域振興局保健福祉環境部等）に必要な人員を配置するとともに、広域振興局長等への権限の委譲を進めてきたが、本計画の期間中においても現員の維持に努め、鳥獣保護管理事業の円滑な実施を図る。

なお、広域振興局の再編等の組織改正等があった場合は、適宜、配置を見直す。また、引き続き広域振興局長等に対する権限の委譲等に努める。

(2) 配置計画

区 分	現 況 (人)			計画終了時 (人)			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本庁【自然保護課】 (野生生物担当)	8	0	8	8	0	8	野生生物担当 8人 ・野生生物の保護及び管理、狩猟免許、狩猟者登録、鳥獣保護区等指定
出先機関【広域振興局等】 (保健福祉環境部)	10	0	10	10	0	10	広域振興局保健福祉環境部等 9人 シカ対策員 1人 ・野生生物の保護及び管理、傷病鳥獣の救護、狩猟免許、狩猟者登録、鳥獣保護区等指定

(3) 研修計画

計画的に鳥獣行政担当職員を対象とした研修を行うとともに、専門研修の受講等により、専門的知識の向上を図る。特に、第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成・実施等の鳥獣の保護及び管理を担当する職員については、必要な専門的知識について習得を図る。

名 称	主 催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的
広域振興局等担当者会議（研修会）	県	4月頃、随時	2回	全県	9人	鳥獣保護管理行政の基礎的知識の習得
野生鳥獣保護管理技術者研修会	環境省	通年	3回程度	全国	3人	第一種特定鳥獣の保護及び第二種特定鳥獣の管理に係る専門的知識の習得

2 鳥獣の保護及び管理の現場を支える人材

人と野生鳥獣とのあつれきが深刻となる中、有効な対策を行うためには、鳥獣の保護及び管理の現場を支える人材として、捕獲、生息環境管理や被害防除対策の各種対策、及び関係者との調整等を行う人材の配置が不可欠である。このことから、県では、ツキノワグマ対策に関し、県直営の指定管理捕獲等を担う野生動物管理専門員とツキノワグマの専門職員を配置しているところである。今後もツキノワグマをはじめとした鳥獣保護及び管理対策を担う人材の確保に努める。

市町村に対しては、市町村からの要請に応じて専門職員を派遣するとともに、専門人材の確保に向けて必要な助言等に努めていく。

3 鳥獣保護巡視員

(1) 方針

鳥獣保護巡視員は、鳥獣保護管理事業の円滑な運営と狩猟の適正な実施を期するため、鳥獣保護区等の管理、鳥獣保護思想の普及啓発及び狩猟者に対する指導等を行うことを目的としている。

その選任に当たっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟制度についての知識及び経験を有し、鳥獣の保護及び管理への熱意を有する者の中から任用し、業務量等を勘案して配置する。

なお、市町村合併の進展や広域振興局等の再編等があった場合は、適宜、鳥獣保護巡視員の配置や勤務条件等を見直すとともに、多様な人材の活用や自然環境等に関連する他の指導員制度との併任等について、今後検討する。

また、鳥獣保護巡視員について、地域における鳥獣保護管理に関する助言指導、鳥獣保護区における環境教育の推進といった新たな要請もあるとされていることから、岩手県鳥獣保護巡視員協議会を活用して、計画的に研修を行う等資質の向上に努める。

(2) 配置計画

基準設置数(A)	令和8年度末		年度別計画(増減)						充足率(C/A)
	人員(B)	充足率(B/A)	9	10	11	12	13	計(C)	
75人	75人	100%	0	0	0	0	0	75人	100%

(3) 年間活動計画

活動内容	実施時期(月)											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
違法捕獲パトロール	←											→
狩猟パトロール								←				→
鳥獣保護区等管理	←											→

(4) 研修計画

名称	主催	時期	回数	規模	人数	内容・目的
鳥獣保護巡視員研修会	自然保護課	6月頃	年1回	全県	75人	鳥獣保護巡視員として必要な実務的な知識の習得
	鳥獣保護巡視員協議会	9～11月頃	年4回	県内4ブロック	75人	鳥獣保護巡視員として必要な専門的な知識の習得と情報交換

4 保護及び管理の担い手の育成及び確保

(1) 方針

鳥獣の生息状況や農林業被害等の状況に応じて、有害鳥獣捕獲や第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の管理等の適正かつ効果的な実施及び地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、地域における鳥獣の保護及び管理の担い手となるべき人材の確保及び育成に努める。こうし

た取組については、中・長期的な視点に立って、計画的に実施する。

また、近年増加する市街地周辺への鳥獣の出没に対応するため、ガバメントハンターの確保・育成を市町村と連携し進める。

(2) 研修計画

鳥獣の生態を踏まえて鳥獣の生息状況等の把握や鳥獣捕獲等の活動を実施することができ、狩猟者並びに鳥獣捕獲等事業者の確保及び育成が図られるよう、研修等の実施に努める。

＜研修計画＞

名 称	主 催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣捕獲従事者養成事業（狩猟免許試験予備講習会）	県（委託）	6月～12月頃	3回	全県	470人／年	鳥獣保護管理行政の専門的知識の習得	週休日に実施
狩猟初心者向け研修会	県	1月～2月頃	2回	全県	60人／年	免許を取得して間もない狩猟者を対象とした、基礎的な知識と技能の習得	
一般県民向け研修会	県	8月頃	1回	全県	30人	狩猟に関心のある一般県民を対象に、狩猟の魅力や制度の概要を伝え、新たな捕獲の担い手を確保する	
ハンターブース出展	県	10月頃	1回	全県	1,000人	一般県民を対象に、狩猟の魅力を伝え、新たな捕獲の担い手を確保する	
鳥獣保護管理担当者会議（市町村）	県	4月	1回	全県	33人	野生鳥獣の保護及び管理に関する基礎的知識の習得	

(3) 狩猟者の確保及び育成のための対策

ア 狩猟者の動向

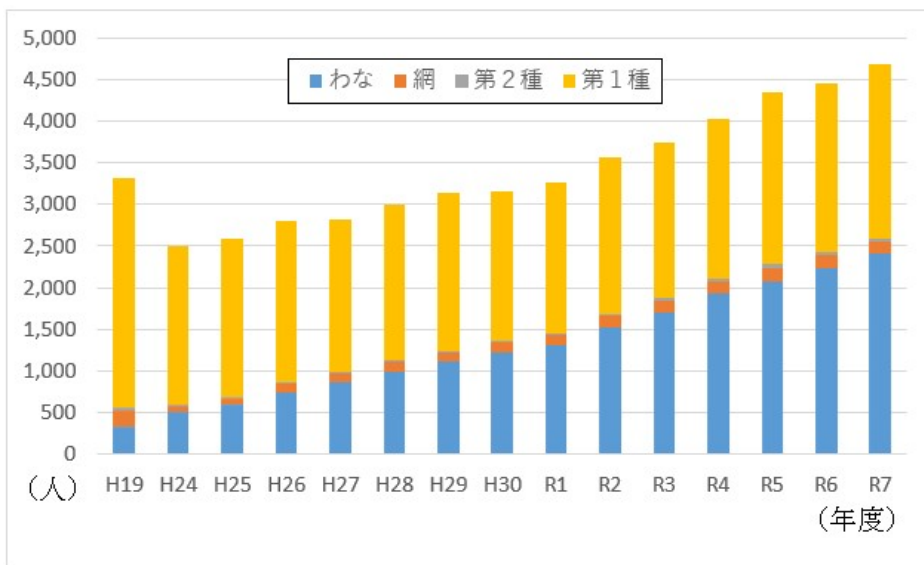
捕獲の担い手である狩猟者数は、狩猟免許所持件数をみると平成19年の3,300件程度から平成24年度には2,500件程度と減少傾向を示していたが、平成25年度から増加に転じ、令和7年度は4,700件程度で推移している。

狩猟免許所持者に占める60歳以上の割合は、平成22年度から令和元年度までは6割を超えているが、令和2年度以降は6割未満となり、年々低下している。

< 狩猟免許所持件数の推移（免許種類別） >

	H19	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
わな	339	503	590	740	868	997	1,108	1,221	1,314	1,517	1,703	1,938	2,077	2,231	2,404
網	192	73	77	102	111	121	119	127	122	142	144	137	163	164	149
第2種	27	19	19	14	11	13	15	15	20	26	30	28	38	40	32
第1種	2,753	1,900	1,904	1,946	1,820	1,864	1,904	1,788	1,812	1,873	1,858	1,921	2,061	2,014	2,097
計	3,311	2,495	2,590	2,802	2,810	2,995	3,146	3,151	3,268	3,558	3,735	4,024	4,339	4,449	4,682

< 狩猟免許所持件数の推移（免許種類別）の続き >



イ 確保及び育成の方針

狩猟者の減少や高齢化は、野生鳥獣の管理の円滑な実施に支障をきたすおそれがあることから、狩猟に対する県民の関心の喚起を行うとともに、狩猟免許試験の休日開催の継続や更なる受験機会の確保策を検討し、狩猟免許を取得しやすい環境の整備に努める。また、関係機関等と連携を図りながら、クマ、イノシシ等の獣種に応じた専門的な技術の習得や向上を目的とする研修会を行う等、狩猟者の確保・育成を推進する。

(4) 認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保

県及び市町村は、民間の保護及び管理の担い手の育成に努める。特に、指定管理鳥獣の管理については、県は、認定鳥獣捕獲等事業者等の技術向上のための支援をする。市町村は、自らが運営する鳥獣被害対策実施隊等の捕獲隊を編成、育成し、捕獲技術に加え、被害の防除対策を含めた知識及び技術の向上を図る。

(5) 中・長期的な視点に立った計画的な人材の育成・配置

県は、持続可能な鳥獣保護管理事業の実施体制のための必要な人材の育成・配置すべく、市町村と連携しながら、鳥獣による被害状況や捕獲を担う人材の現在の配置状況、将来的にも銃猟による捕獲が可能となる人数等を把握し、計画的な人材育成・配置に努めていく。

(6) 業務に係る理解醸成と職員の雇用管理上の措置

鳥獣行政担当職員に対し、社会通念上許容される範囲を超えた言動等や不当要求が寄せられるケースが生じている。このことから、県は、日頃から鳥獣行政の理解醸成に向けた広報を行うとともに、過度や苦情や不当要求等に対しては、「岩手県職員カスタマーハラスメント対策ガイドライン」（令和 7 年 8 月策定）に基づき適切に対処する。

5 鳥獣保護管理センター等の設置

(1) 鳥獣保護センター

ア 方針

鳥獣保護センターにおいては、令和 7 年度は 106 羽頭、第 13 次計画期間中も平均 100 羽頭前後の幼傷病野生鳥獣の救護を実施した。本計画の期間中においても、引き続き幼傷病野生鳥獣の野生復帰訓練を含む二次救護の拠点と位置付け、救護等に必要な獣医師の確保や施設の整備を行いながら、救護等を実施する。また、幼傷病野生鳥獣の救護、地域個体群保全への貢献、情報発信及び普及啓発等に資するため下記の役割を担う。

- (ア) 指定獣医師や幼傷病野生鳥獣保護飼養ボランティア（以下「鳥獣ボランティア」という。）等と連携し、救護等に必要な情報の共有を図る。
- (イ) 積極的な情報発信を行うとともに見学・体験学習等の受け入れを行い、野生鳥獣保護等に関する意識啓発を行う。
- (ウ) 野生動物の飼育施設として、大学・動物園等の研究・教育・展示等に協力する。

イ 鳥獣保護センター利用計画

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	利用の方針
岩手県 鳥獣保護 センター	昭和 46 平成 13 （一部改築） 平成 22～23 （一部改築）	滝沢市砂込 （滝沢市砂込鳥獣保護区内）	4.3ha （敷地）	管理棟 飼育棟 鳥類飼育舎 放飼場 池	幼傷病鳥獣の二次救護 及び野生復帰 情報発信、普及啓発 調査研究への協力

(2) 環境保健研究センター

ア 方針

環境保健研究センターは、県民の健康といわての環境を守るため、健康・環境に関する科学的・技術的拠点として平成 13 年度に設置されており、鳥獣に関する専門研究員を配置し、学識経験者や関係機関等との連携を図りながら、鳥獣の生息実態、個体群の動態等に関する専門的な調査研究等を推進する。

イ 研究内容等

研究対象	研究内容	研究期間(年度)
大型哺乳類	地理情報システムや遺伝子解析法を用いて、ツキノワグマやニホンジカ等の生息数の調査、適切な保護及び管理の方法を研究	令和 9～13
希少猛禽類	絶滅のおそれのあるイヌワシ等の保護を図るため、繁殖状況、行動圏、生息環境等を把握し、阻害要因等を解明し、適切な保護の方法を研究	令和 9～13

6 取締り

(1) 方針

狩猟事故及び違法捕獲等の未然防止を図るため、自然保護課及び広域振興局等の担当職員を引き続き司法警察員に任命するとともに、警察官、鳥獣保護巡視員、保護団体、狩猟者団体等との一層の連携を図りながら、取締りや立入検査を行う。

特に、かすみ網やとらばさみ、とりもち等による違法捕獲や違法飼養等については、重点的に取締りを実施するほか、狩猟期間中についても、狩猟者が多数出猟すると予想される時期には、巡回を強化する。

また、狩猟者の登録証交付時における狩猟事故防止研修会を引き続き実施し、法令遵守やマナーの周知徹底により、狩猟者の資質の向上に努める。

なお、狩猟に際し法令に違反した者については、迅速かつ適正に処分を行う。

(2) 年間計画

取締り事項	実施時期（月）											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
狩猟取締り								←				→
違法捕獲取締り	←											→
違法飼養取締り	←											→

7 必要な財源の確保

平成16年度の地方税法（昭和25年法律第226号）の改正により創設された狩猟税（目的税）について、その趣旨を踏まえ、狩猟者の確保や資質向上に向けた取組を進めるほか、狩猟者登録等の事務が円滑に行われるよう配慮する。

指定管理鳥獣捕獲等事業については、国の支援を受けつつ、必要な支出を講じる。

第十 その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

人間の社会経済活動と生物多様性は密接に関係しており、生物多様性の危機の多くは、人間と自然との関わりが原因となって発生している。本県においても、開発による自然環境の消失や、農山村の過疎化と担い手の減少による荒廃農地の発生や里山の手入れ不足、外来生物の侵入、地球温暖化の影響といった、野生動植物と人間との共生関係を含む生物多様性の4つの危機にさらされている。例えば、クマ、シカ、イノシシ等の野生動物の増加、生息域の拡大により、農林業被害や人身被害が発生している。このことを踏まえ、狩猟鳥獣の生息数の維持、生物多様性の維持と鳥獣被害の軽減が両立するよう、各施策を調整する必要がある。また、本計画と、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略等、他の法規等に基づく計画との内容が整合するよう、関係者と調整する必要がある。

本県の豊かな自然環境を次の世代に確実に引き継いでいくためには、県民一人ひとりが身近な問

題として生物多様性を意識し、行動につなげていくことが不可欠であることから、野生動植物の生息・生育調査を継続的に実施し、生物多様性に関する情報を提供することにより、各主体の取組での活用を促す等、生物多様性を社会全体に浸透させ、人と鳥獣との適切な関係の構築に取り組んでいく必要がある。

また、鳥獣保護管理事業の推進には、県・市町村において、捕獲、被害防除対策、関係機関との調整を担う人材の確保・育成を計画的に実施し、総合的な鳥獣保護管理事業が自律的かつ持続的に可能となる体制の構築が急務である。

2 狩猟の適正化

(1) 鳥獣の捕獲等の禁止等

本県においては、別に掲げるとおり、狩猟鳥獣のうち、生息環境の悪化等により生息数の減少が懸念されるキジ、ヤマドリについては、法第 12 条第 2 項の規定により捕獲等の禁止の措置を講じている。ニホンジカについては、その捕獲に猟犬を使用する猟法等の禁止の措置を講じているが、ニホンジカによる農業被害が恒常的に発生していることから、禁止措置の解除について検討する。

また、生息数の減少が著しく特に保護繁殖が必要な鳥獣については、狩猟鳥獣の指定見直し等を環境省に働きかけていくとともに、必要に応じて関係団体等と協議しながら、区域又は期間を定めての捕獲等の禁止又は捕獲数の制限等の措置について検討を行う。

なお、各種制限等の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直す。

<捕獲等の禁止又は狩猟期間の延長等の措置の状況>

鳥獣名	禁止又は狩猟期間の延長等の内容	区 域	措置の期間
キジ ヤマドリ (オスに限る)※1	毎年 1 月 16 日から 2 月 15 日まで捕獲禁止 (昭和 42 年から継続)	県内一円 (ただし、猟区を除く。)	令和 9 年 4 月 1 日から 令和 14 年 3 月 31 日まで
ニホンジカ	猟犬使用による捕獲禁止 (昭和 30 年から継続)	県内一円	昭和 30 年 12 月 6 日から 無期限 ※禁止の解除を検討する。
	毎年 2 月 16 日から 3 月 31 日まで 及び 11 月 1 日から同月 14 日まで 狩猟期間の延長		令和 9 年 4 月 1 日から 令和 14 年 3 月 31 日まで
イノシシ	毎年 2 月 16 日から 3 月 31 日まで 及び 11 月 1 日から同月 14 日まで 狩猟期間の延長	県内一円	令和 9 年 4 月 1 日から 令和 14 年 3 月 31 日まで
ツキノワ グマ	毎年 2 月 16 日から 2 月末日まで 及び 11 月 1 日から同月 14 日まで 狩猟期間の延長	県内一円	令和 9 年 4 月 1 日から 令和 14 年 3 月 31 日まで

※1 メスのキジ、ヤマドリについては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号）第 10 条第 1 項に基づき、令和 9 年 9 月 14 日まで捕獲を全面禁止とされていること。また、狩猟に係る捕獲頭数は、同規則第 10 条第 2 項

に基づき、1日当たりキジ及びヤマドリを合わせて合計2羽が上限とされていること。

※2 ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ及びニホンザルの狩猟期間については、それぞれの鳥獣の管理検討協議会で方針を決定している。

(2) 入猟者承認制度

入猟者承認制度は、鳥獣の適正な生息数を維持しつつ、狩猟を活用した農林業被害対策を進めるため、一定の区域に入猟する狩猟者の数を都道府県知事などが調整できる制度である。

孤立した狩猟鳥獣の地域個体群であって、狩猟鳥獣による農林水産業等への被害が発生している場合等、地域個体群の個体数管理に特に配慮しつつ、被害対策への取組が必要な場合においては、猟友会、農林水産業者等関係者の意見を適切に踏まえ、入猟者承認制度の運用について検討する。

3 傷病鳥獣救護への対応

(1) 方針

県民からの傷病鳥獣の救護要請に適切に対処し、当該鳥獣の野生復帰と鳥獣保護思想のより一層の推進を図るため、平成12年度から一般社団法人岩手県獣医師会の協力のもとに、指定獣医師による一次救護（応急治療）体制を構築しているが、本計画の期間中においても、その維持確保に努める。

傷病鳥獣の野生復帰訓練を含む二次救護の拠点施設である鳥獣保護センターにおいては、引き続き、必要な整備等を行いながら、救護等の業務を実施する。

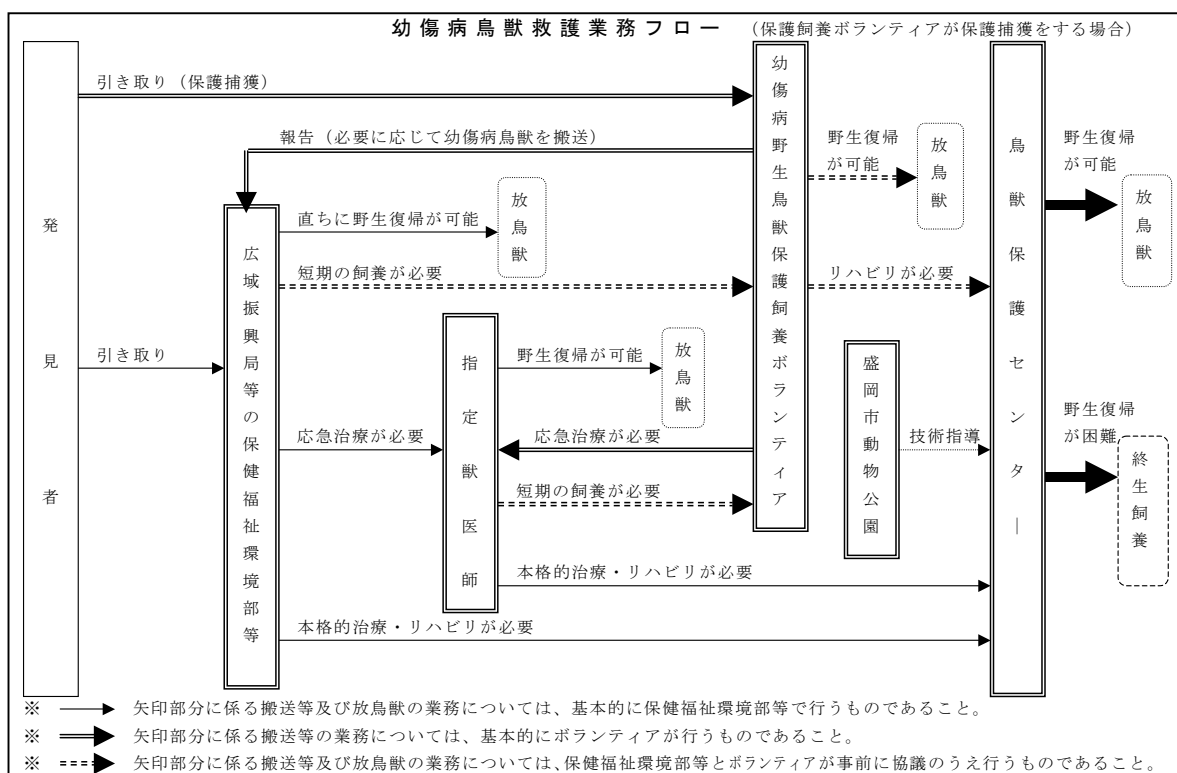
また、傷病鳥獣の野生復帰を促進するために、平成17年度から鳥獣ボランティア制度を本格実施しているが、本計画の期間中においても、その充実に努める。

なお、救護の実施に当たっては、次のフロー図のとおり、広域振興局等、一次救護（指定獣医師）、二次救護（鳥獣保護センター）、鳥獣ボランティア等の適切な連携を図るとともに、救護業務に必要な研修等を行い、効果的な活動を展開する。

傷病鳥獣を救護する際は、救護の目的及び意義を踏まえて、管理を行うことが必要な鳥獣以外の救護を優先する等の対応を図る。

(2) 地域個体群保全への貢献

傷病鳥獣受け入れのネットワーク等を活用し、地域個体群保全のための調査研究等に協力することを目的とした活動にも取り組んでいく。



(3) 救護個体の取扱い

救護個体の保護・収容等に当たっては、法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）、文化財保護法等関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続をとる。

野生復帰が不可能又は個体数の管理を行うことが必要な種については、アニマルウェルフェア（動物福祉）に配慮しながら、治療、繁殖・研究若しくは教育のための活用、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死等を検討する。なお、非狩猟鳥獣については、法に基づき、捕獲許可の有効期間の末日から起算して 30 日以内に飼養登録をしなければならないことに留意する。

本県では、年々多様化する傷病鳥獣の救護要請に適切に対応するため、平成 18 年 4 月から、指定獣医師及び鳥獣保護センターにおける救護対象から、明らかに感染症の疑いのあるものや重症のため適切な治療を施しても救命の見込みがないもの等、一定の傷病鳥獣については除くこととしたが、本計画の期間中においても、適時に救護対象の見直しを行う。

(4) 野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症対策

鳥獣保護センターに救護個体を収容するときは、必要に応じて野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症の有無を把握する。仮に感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）等の関係法令等の規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。さらに、周囲で家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 2 条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、適切な対応を取る。

なお、救護に携わる者に対しては、野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者や救護ボランティアに対し衛生管理等に関する研修を行う。

(5) 放野

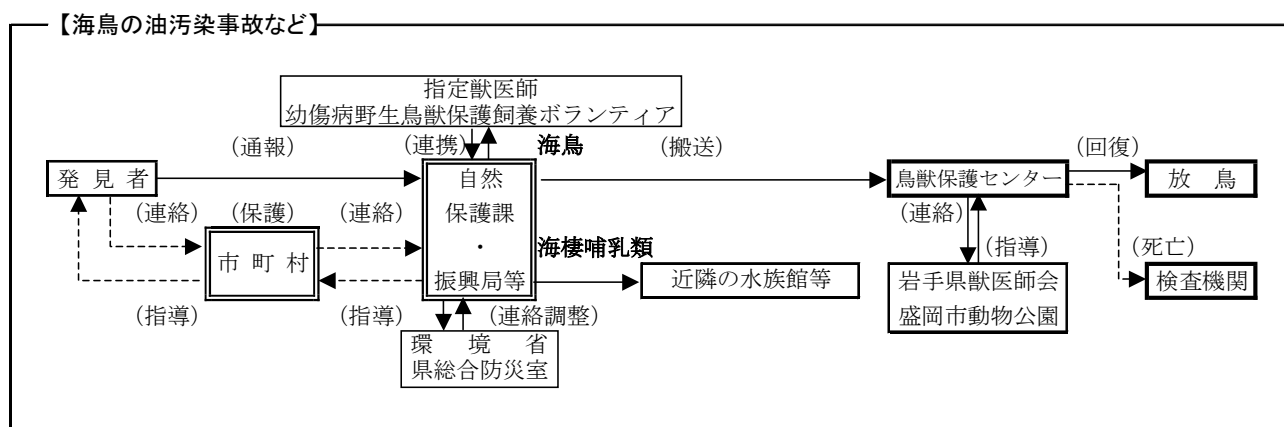
救護個体の傷病が治癒し、採餌能力、運動能力や警戒心が回復したことを確認したときは、原則として発見救護された場所で野生復帰させることとし、それが不適當又は困難な場合は、遺伝的になく乱を及ぼすことのないような場所を選定する。

また、感染症に関する検査や治療を行い、野生鳥獣の間で伝播する感染症を予防する。

4 油等による汚染に伴う水鳥の救護

海洋で油汚染事故が発生し、海鳥又は海棲哺乳類が被害を受けた場合は、次のフロー図のとおり、指定獣医師及び鳥獣ボランティア等と連携を図りながら、原則として、海鳥については鳥獣保護センターに搬送し、海棲哺乳類については近隣の水族館等の協力を得る。

なお、環境省の油汚染事故対策水鳥救護研修に職員を派遣し、救護に関する知識や技術の習得に努める。



5 感染症への対応

ワンヘルス・アプローチの観点を踏まえ、生物多様性の確保、人の生活や健康、家畜の飼養等に影響の大きい鳥獣に関する感染症に備え、専門的な知見に基づく情報収集や鳥獣の感染状況等に関する調査をはじめとしたサーベイランス等を実施し、情報の共有を行う。また、それらの感染症が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、事前に国との連絡体制を整備し、関係する機関等に加え、地域住民に対して適切な理解を促す等の普及啓発を行う。

また、これまでの行政機関による鳥獣に関する感染症対策では、主に関係省庁が所掌する家畜衛生や公衆衛生の観点から対策が議論され、環境省でもそれらの観点を踏まえた取組が実施されてきたが、昨今の野生鳥獣に関する感染症の動向やワンヘルス・アプローチの機運醸成を踏まえ、「One World-One Health」の理念に基づく対応の実施に努める。

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

主に鳥類の間で伝播する感染症であり、畜産業への影響も大きく、人を含む哺乳類への感染事例も報告されていることから、「野鳥等における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マ

ニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、適切な対応に努める。

野鳥等の異常死の早期発見や発生時の対応体制を強化するために、野鳥等の生息状況の把握、死亡野鳥調査等の野鳥等サーベイランスを実施する人材の育成・確保に努める。また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥等との関わりや野鳥等との接し方等について、住民への情報提供や普及啓発等を適切に実施する。

(2) 豚熱（CSF）、アフリカ豚熱（ASF）

平成 30 年に国内で 26 年ぶりに発生して以降、イノシシにおける豚熱（CSF）感染が継続して確認されていることから、本県において発生した際は周辺県や関係市町村と連携しながら防疫措置を含む捕獲強化等の対策を推進することにより、感染収束に努める。なお、捕獲を実施するに当たっては、都道府県や市町村から狩猟者や捕獲従事者に対し「CSF・ASF 対策としてのイノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和元年 12 月環境省・農林水産省公表）」等に基づいた防疫措置を徹底し、捕獲等を実施するよう指導する。また、ごみの放置禁止及びごみ置き場等における野生動物の接触防止対策等の徹底について、関係市町村、関係機関・団体等に対し、積極的に普及啓発を行う。

アフリカ豚熱（ASF）については、現在、国内での感染は確認されていないが、アジア地域で広く感染が拡大しており、国内への侵入リスクが高まっている。アフリカ豚熱（ASF）ウイルスが我が国に侵入し、野生イノシシにまん延した場合はその影響が大きいと考えられることから、野生イノシシにおける感染確認検査の実施や監視体制強化により、侵入防止に努める。また、国内でアフリカ豚熱の感染が確認された場合、速やかに必要な措置を講じることができるよう、発生時の対応体制を整備する。

(3) その他感染症

上記以外の野生鳥獣に関する感染症についても、可能な限り、情報収集等を行い、「野生鳥獣に関する感染症対策に係る鳥獣保護管理の取組方針」に基づき、鳥獣の保護及び管理に当たっての対応の必要性、対応方法等について検討する。

例えば、次に挙げるような感染症については、鳥獣における感染状況を早期に発見し、対応できるよう、情報収集・監視に努める。また、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等の把握、それら傷病個体等における感染症に関する検査等を通じた監視・注意喚起等や、関連機関との情報共有に努める。

ア 口蹄疫等の畜産業への影響が大きい家畜伝染病

イ SFTS（重症熱性血小板減少症候群）などのダニ媒介性感染症をはじめとする、既に国内での感染者が確認されている鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症

ウ 狂犬病等の現在国内原発の感染はないが、国内で発生した場合に影響が大きい鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症

エ ウエストナイル熱等の現在国内での感染はないが国内で発生した場合に希少鳥獣等への影響が懸念される感染症

オ その他、家畜衛生、公衆衛生、生物多様性へのリスクの観点から注視すべき感染症

6 普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

ア 方針

県民の鳥獣に対する理解と認識を深めるため、県等において各種の普及啓発活動等を推進する。普及啓発の際には、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣の保護及び管理が重要であり、捕殺が不可欠な場合があることについて、理解の促進を図ることとし、**対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明するよう努める**。また、捕獲した鳥獣を可能な限り食肉等として活用することを促進するよう努める。

また、愛鳥週間は広く県民に対して啓発を図る最適な機会であることから、野鳥観察会、自然観察会等の開催について、広報媒体やホームページを活用した普及活動の推進に努める。

併せて、雛及び出産直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して保護収容を行うことのないよう、県民に対し普及啓発を図る。

イ 事業の年間計画

事業内容	実施期間(月)											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
各種保護活動の支援・広報等	←											→
野鳥観察会等の開催	←											→
愛鳥ポスター作品コンクール		←							→			
「ヒナを拾わないで」キャンペーン	←			→								
環境省野生生物保護功労者の表彰		←	→									
野生生物保護活動発表大会への応募				←					→			
岩手県環境保全活動功労者の表彰								←	→			

ウ 愛鳥週間行事等の計画

	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	平成13年度
愛鳥週間行事	野鳥観察会、野生生物保護功労者表彰				

(2) 安易な餌付けの防止等

ア 方針

鳥獣に餌を与えたり、意図せずゴミ等を放置することで、鳥獣がそれらの食べ物に依存してしまったり、人馴れが進むことによって、生態系や鳥獣の保護及び管理への影響が生じるおそれがある。**特に、ハクチョウ等の渡り鳥については、高病原性鳥インフルエンザ拡大のリスクを高めてしまう可能性がある。また、クマについては、以下の(ア)～(ウ)のいずれの場合であってもクマの警戒心を喪失させ、「問題個体化」を直接的に招く極めて危険な行為であるため、これらの餌付けによって起こりうるリスクについて、特に普及啓発に努める。**

そのため、希少鳥獣等の保護のために行われる給餌等の特別な事例を除き、鳥獣への安易な餌付けの防止について、次の点に留意して、広報媒体を活用し、普及啓発に努める。

(ア) 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得ること。

- (イ) 観光事業者や観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。
- (ウ) 生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。
- (エ) 人獣共通感染症の予防を図ること。

イ 年間計画

重点項目	実施時期（月）												実施方法
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
安易な餌付けの防止の周知													ホームページ、テレビ、ラジオ、SNS等広報媒体

(3) 猟犬の適切な管理

猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させる等、猟犬の管理について狩猟者に注意を促す。

(4) 野鳥観察の森の活用

平成元年度に滝沢森林公園（面積 62ha）の敷地内に野鳥観察の森（16.25ha）が整備されており、その中心的な区域に野鳥観察施設（ネイチャーセンター）が整備されている。

野鳥観察の森及び野鳥観察施設は、県民が野鳥にふれあい親しむことができる絶好の場所として、訪れる人々が多いことから、各種普及啓発事業等を実施するとともに、環境教育の場としての活用を図る。

名 称	整備年度	施設の所在地	面 積	施設等の概要	利用の方針
野鳥観察の森 (野鳥観察施設 (ネイチャーセンター))	平成 元年度	滝沢市砂込 (滝沢鳥獣保護 区内)	16.25ha	ネイチャーセンター 自然観察路 野鳥観察舎 案内板 展示備品 普及パンフレット等	1 野鳥観察 2 自然観察 3 関係資料整備 4 展示の活性化 5 各種普及啓発事業の開催

(5) 小中学生等を対象とした普及啓発

身近な自然の中で野生生物の保護活動等を通じ、自然に親しみ、情緒豊かな次代を担う子どもたちを育てていくことは重要なことである。

そのため、県内の小中学生等を対象として、鳥獣保護思想等の高揚に関する普及啓発等に取り組む。

ア 愛鳥ポスターコンクール、野生生物保護活動発表大会等への積極的な参加がなされるよう周知を図る。

イ 鳥獣保護思想や自然保護思想の高揚に資する資料、ポスター、パンフレット等を配布する。

ウ 環境保全活動等取り組む内容に応じて、専門家、指導者等を紹介する。

エ 環境学習センターを活用した生態系保全等に関する普及啓発を行う。

(6) 法令の普及の徹底

法の適用除外等特に県民に関係のある事項については、広報誌、ポスター、パンフレット等により、その周知徹底を図るよう努める。

7 野生鳥獣肉における放射性物質への対応

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、県内の野生鳥獣肉からも放射性セシウムが検出されており、野生鳥獣肉のうちシカ肉、クマ肉、ヤマドリ肉について、国から出荷制限の指示が出されていることから、今後も、食用とされる可能性の高い野生鳥獣肉について、放射性物質検査を継続し、県民への情報提供に努める。また、野生獣肉の食用としての活用が円滑に進められるよう、関係機関と連携して対策を講じるとともに、食の安全・安心にも配慮しながら、野生獣肉の有効活用に対する県民理解の促進と気運の醸成に努める。

8 捕獲した鳥獣の個体処理への対応

近年、シカ、イノシシ、ツキノワグマ等の捕獲頭数が増加しており、今後も適正な管理を推進する観点から、捕獲頭数の増加が見込まれること、狩猟者の負担軽減の観点からも、捕獲した鳥獣の個体処理の体制確保が課題となっている。捕獲した個体の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）をはじめとした環境法令に基づき、生活環境への支障が生じないよう、適正に処理する必要がある。

このことから、適切な個体処理に向けて、有効な鳥獣の個体処理方法に関して先進事例等の情報収集はもとより、市町村などの処理状況を把握しつつ、市町村や関係機関との協議の機会を設け、地域ごとの個体処理の在り方について検討を進めていく。

第6次ツキノワグマ管理計画（素案）の概要

〈策定の根拠、計画の位置付け等〉

◇策定の根拠等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2及び第14次鳥獣保護管理計画

◇位置付け

生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理を図るために特に必要があると認めるときに策定できるもの。法、国の指針、いわて県民計画（2019～2028）等を踏まえ、鳥獣の管理の方針を定めるもの。

◇計画の期間

令和9年度～令和13年度

◇対象個体群

(1)北上山地地域個体群、(2)北奥羽地域個体群

〈現状と課題〉

◇生息状況

- 1 生息分布 県内全域
- 2 生息頭数 約 5,200 頭（推定）
（北上山地 約 3,000 頭、北奥羽 約 2,200 頭）

◇被害状況

- 1 農業被害 約 1 億 2,000 万円（R7 速報値）
- 2 人身被害 40 名（R7）

◇課題

中山間地域の人口減少等による人間活動の低下や耕作放棄地の増加等に伴いクマの生息域が拡大し、人身被害や農業被害などによる人とのあつれきが増大していることから、個体群の増加を抑制しつつ適切な保護・管理の推進が必要

〈基本目標〉

- 1 本県に生息する地域個体群を長期にわたり安定的に存続させることを前提に、**県内クマの推定生息数を低減させる**
- 2 人身被害の発生を低減させ、ゼロに向けた取組を推進するとともに、農林業等被害の発生を軽減させる

〈計画の概要〉

◇管理の実施

- 1 **ゾーニング管理【新規】**
次の各ゾーンの目的の下で施策等を実施
 - (1) 排除エリア（人身被害等の発生や経済的損失の防止）
 - (2) 管理強化エリア（クマの定着や排除エリアへのクマの侵入防止）
 - (3) 緩衝地帯（人間活動とクマの生息の両立）
 - (4) コア生息地（クマにとって良好な生息環境を保全）
- 2 個体数管理
約 3,400 頭（北上山地：約 2,100 頭、北奥羽：約 1,300 頭）**まで低減**
※ 目標等に影響を及ぼす科学的知見が得られた場合は見直しを実施
 - (1) 捕獲数の管理
毎年度捕獲目標数を設定
 - (2) 県による捕獲許可の方針【変更】
ア 排除エリア及び管理強化エリアは原則として捕獲。緩衝地帯は原則として追ひ払い
イ 捕獲後の処理方法の例示

- (3) 狩猟期間の延長
- (4) 春季捕獲【拡充】
緩衝地帯の春季捕獲を全県に拡大
- (5) 市町村による緊急時における捕獲許可事務の特例処理
- (6) 放獣
- (7) 指定管理鳥獣捕獲等事業の推進
- 3 生息環境管理
 - (1) クマのコア生息地における環境管理
 - (2) 緩衝地帯及び排除エリア・管理強化エリアにおける環境管理
- 4 被害防除対策
 - (1) 人身被害防除（ゾーンごとの対策実施）
 - (2) 農林業被害の防除
 - (3) 注意報の発表等による注意喚起
- 5 モニタリング
 - (1) 短期的モニタリング
ア 生息状況調査
イ 被害状況調査
 - (2) 中長期的モニタリング
ヘアトラップ調査による個体数推定

◇管理のために必要な事項

- 1 各機関等の果たす役割
県、市町村、集落・地域住民、管理検討協議会、地区管理協議会、狩猟者団体等の役割
- 2 人材の育成・確保
- 3 国及び隣接県との調整
国及び隣県と整合性の取れた管理の実施
- 4 NPO 等との連携
- 5 情報共有と普及啓発
- 6 錯誤捕獲の防止と対応

現計画からの追加・変更事項は朱書き記載部分です。

第 6 次ツキノワグマ管理計画 (素案)

令和 9 年 3 月

岩 手 県

目 次

1	計画策定の目的及び背景.....	1
(1)	計画策定の目的.....	1
(2)	計画策定の背景.....	1
2	管理すべき鳥獣の種類.....	2
3	計画の期間等.....	2
(1)	計画期間.....	2
(2)	計画の見直し.....	2
4	対象地域.....	2
5	ツキノワグマに関する現状.....	3
(1)	生息環境.....	3
(2)	地域個体群の区分.....	3
(3)	生息動向.....	4
(4)	捕獲状況.....	4
(5)	人身被害の状況.....	6
(6)	農林業被害の状況.....	7
(7)	被害防除の取組状況.....	7
(8)	モニタリング調査.....	9
(9)	春季捕獲.....	9
(10)	その他の取組状況.....	9
6	管理の目標.....	10
(1)	基本目標.....	10
(2)	目標を達成するための施策の基本的な考え方.....	10
7	管理の実施.....	10
(1)	ゾーニング管理.....	10
(2)	個体数管理.....	11
(3)	生息環境管理.....	15
(4)	被害防除対策.....	16
(5)	モニタリング調査.....	16
8	管理のために必要な事項.....	18
(1)	各機関・団体等の果たす役割.....	18
(2)	人材の確保育成.....	19
(3)	国及び他県との調整.....	19
(4)	NPO等との連携.....	19
(5)	情報共有と普及啓発.....	20
(6)	錯誤捕獲の防止等.....	20
(7)	毛皮等の流通管理.....	20

1 計画策定の目的及び背景

(1) 計画策定の目的

この第二種特定鳥獣管理計画は、県内に生息するツキノワグマを鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 7 条の 2 の規定に基づく第二種特定鳥獣として、個体数の増加を抑え、科学的かつ計画的な管理を実施することにより、地域個体群を長期にわたり安定的に存続させること前提として、人とツキノワグマとのすみ分けを図り、もって人とツキノワグマの軋轢の解消を目指すこと、また、いわて県民計画（2019～2028）及び岩手県環境基本計画並びに第 14 次鳥獣保護管理事業計画に基づき、多様で優れた環境を守り次世代に引き継ぐことを目的とする。

(2) 計画策定の背景

ア 背景

ツキノワグマは、西アジアからヒマラヤ山脈を含むインド亜大陸北部、東南アジア北部、中国北東部、海南島、極東ロシア、韓国、台湾に分布し、国内では本州以南に生息する森林性哺乳類の最大の種である。

ツキノワグマは地域的な減少が懸念されており、環境省のレッドデータブックでは四国等 5 つの地域個体群が「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定され、九州の個体群は絶滅したと考えられている。また、国際的には、ワシントン条約の附属書 I に掲載され、取引が規制されるとともに、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」では国際希少野生動植物種に指定され、譲渡し等が規制されている。

このような状況のなかで、本県を含む東北地方はツキノワグマの生息拠点の一つとなっており、ツキノワグマの安定的な存続を図る上で重要な地域となっている。

本県においては、昭和 62 年度から平成元年度までの 3 か年の間に、ツキノワグマの生息分布、生息数、その他生息実態を総合的に調査し、平成 2 年 4 月に「ニホンツキノワグマ生息実態調査報告書」としてまとめたが、この調査結果では、本県のツキノワグマの個体群は安定型であり、推定年間出産頭数と捕獲数のバランスがとれていることから、短期の間に絶滅するおそれはないものとされている。

しかしながら、ツキノワグマは年によって繁殖率が大きく変動するため、捕獲数と生息域の適切な管理を行わなければ、本県でも生息状況が悪化するおそれがある。

近年では、中山間地域の人口減少や高齢化による人間活動の低下、餌場や隠れ場所となる耕作放棄地の増加等により、全国的に多くの野生動物が生息域を拡大しており、ツキノワグマにおいても、市街地出没や農林業・人身被害等が発生し、人間との軋轢が増大している。

イ 計画策定の趣旨

このような状況の中、平成 11 年 6 月に鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（現在の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）が改正され、「保護管理」（Wildlife Management）という概念による特定鳥獣保護管理計画の制度が創設されたことから、個体数管理とともに生息環境の整備や被害防除対策を含む総合的な対策を推進するため、平成 15 年 3 月に「ツキノワグマ保護管理計画」（計画期間：平成 15～18 年度）（以下、1 次計画）を策定、平成 19 年 3 月には「第 2 次ツキノワグマ保護管理計画」（計画期間：平成 19 年～24 年度）（以下、2

次計画)を策定、さらに平成25年3月には「第3次ツキノワグマ保護管理計画」(計画期間：平成25～28年度)を策定した。

なお、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第46号)の施行に合わせて計画を一部変更し、第二種特定鳥獣管理計画に位置づけ、第3次ツキノワグマ管理計画(以下「3次計画」という。)とした。平成29年3月には「第4次ツキノワグマ管理計画」(計画期間：平成29年度～令和3年度)(以下「4次計画」という。)を策定、令和4年3月には「第5次ツキノワグマ管理計画」(令和4年度～令和8年度)(以下「5次計画」という。)を策定した。

1次計画においては、本県における第1期の計画として、県民の理解と協力の下に保護管理対策を実施するとともに、モニタリング調査等の結果に基づく「ツキノワグマの出没に関する注意報」の発表を実施、2次計画においては、生息動向調査手法の進化に伴う推定生息数の見直しや捕獲上限数の毎年度の設定を実施、3次計画においては、春季捕獲の再開や管理年次の見直しを実施、4次計画においては、推定生息数の見直しや狩猟期間の延長を実施、5次計画においては、個体数管理における個体数低減の方針や捕獲許可事務の特例処理に係る捕獲許可期間の延長を実施し、令和6年10月の一部改定により指定管理鳥獣捕獲等事業の推進を追加したが、クマの個体数の増加等により、人身被害・農作物被害が従前を上回る状況となっている。

以上から、適切な個体数管理を一層推進するため、「第6次ツキノワグマ管理計画」を策定する。

2 管理すべき鳥獣の種類

本県に生息する野生のツキノワグマ(*Ursus thibetanus*)とする。

3 計画の期間等

(1) 計画期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

(2) 計画の見直し

計画の期間内であっても、生息状況及び社会状況に大きな変化が生じた場合、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。また、本計画に示す目標等に影響を及ぼす科学的知見が得られた場合には、計画を見直すこととする。

4 対象地域

県全域とする。ただし、国指定鳥獣保護区(日出島、三貫島)の地域を除く。

なお、北奥羽地域個体群については青森県及び秋田県にまたがるものであることから、相互の情報共有を継続し、将来的には両県と連携し広域的に管理を進めていくことも検討する。

5 ツキノワグマに関する現状

(1) 生息環境

ツキノワグマの本来の生息地はブナ・ミズナラ等の広葉樹林である。本県における民有林（県有林・市町村有林含む）の広葉樹面積は、昭和 50 年度には約 449 千 ha であったのに対し、平成 25 年度は約 373 千 ha と減少したが、平成 30 年度には約 384 千 ha と近年は微増の傾向にある。

国有林の広葉樹面積は平成 13 年から 28 年まで約 178 千 ha とほとんど変化していない¹。また、奥羽山脈及び北上山地においては、原始的な森林生態系や希少な野生生物が生育・生息する森林について、厳格な保全・管理を行う保護林や野生生物の移動経路となる「緑の回廊」がそれぞれ設定されている。

また、国では木材自給率 50 %以上を目指しており、今後人工林の伐採地が増えることが予想されている。さらに、近年全国的に被害拡大が確認されているナラ枯れによるナラ類堅果の減少や開発行為等、ツキノワグマの生息地環境に大きく影響する事象もある。

一方、人とツキノワグマの緩衝域としての役割を果たしてきた里山周辺の森林は、近年は人の入り込みの減少や利用されなくなったこと等により奥山化し、ツキノワグマの良好な生息域となっている可能性がある。また、大型哺乳類の生息地となりうる耕作放棄地の面積も平成 17 年の 12,574ha から平成 22 年は 13,933ha、平成 27 年には 17,428ha と拡大傾向にあり²、人とツキノワグマのすみ分けがなされにくい状況となっており、中山間地の人口減少や高齢化に伴い、今後もこの傾向が続く可能性が高い。

(2) 地域個体群の区分

環境省においては、遺伝的特性、生物的特性及び山塊などの地理的要因により分けられた生物種の集団として地域個体群を区分しており、この区分によれば、本県のツキノワグマ地域個体群は北上山地地域個体群と北奥羽地域個体群の 2 つに区分される。

本計画では、ツキノワグマにとって大きな移動障害になっていると考えられる馬淵川（平糠川）及び北上川をもって地域個体群の境界とし、以東を北上山地地域個体群、以西を北奥羽地域個体群と区分する（図 1）。



図 1 地域個体群の区分

なお、環境省では、「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）令和 8

¹ 出典：森林管理局統計

² 出典：「農林業センサス（岩手県）」

年度版」において、ツキノワグマの広域的な保護・管理を行う便宜のため、既存の地域個体群の分布境界をもとに、行政界、交通網、河川、山塊等を考慮して、広域的な保護・管理を行うための行政単位を「保護管理ユニット」として定めており、本県の「北上山地地域個体群」は、青森県及び宮城県にまたがる「北上山地保護管理ユニット」、「北奥羽地域個体群」は、青森県及び秋田県にまたがる「北奥羽保護管理ユニット」に該当する。

(3) 生息動向

ア 調査方法

生息動向に係る調査を下記により行った（表 1）。

イ 生息分布

過去の生息状況調査から、全県での生息が確認されている。

ウ 推定個体数

令和 6 年度から 2 か年かけて行った大規模ヘアトラップ調査の結果、令和 7 年度末時点で、県内に生息する推定個体数はおおよそ 5,200 頭と推計された。

5 次計画開始時の推定生息数はおおよそ 3,700 頭であり、約 1,500 頭増加しており、これは近年の出没数及び捕獲数の増加と傾向が合致している。

しかし、野生生物の分布や個体数は短期的にも長期的にも変動し続けるという性質を持つこと（非定常性）、野生生物の分布や個体数、生存率や繁殖率等を正確に把握することは極めて困難であること（不確実性）等も考慮に入れる必要がある。

また、北上山地地域個体群は青森県及び宮城県にまたがる個体群であり、北奥羽地域個体群は青森県及び秋田県にまたがる個体群であるが、上記数値は岩手県内における個体数のみを記載している。なお、環境省では、令和 8 年度より全国統一手法により保護管理ユニット毎の調査を実施している。

エ 地域別の推定個体数

（ア） 北上山地地域個体群

県内個体数は、おおよそ 3,000 頭（95%信頼区間 2,518 頭～3,637 頭）と推定される。

（イ） 北奥羽地域個体群

県内個体数は、おおよそ 2,200 頭（95%信頼区間：1,947 頭～2,520 頭）と推定される。

(4) 捕獲状況

本県のツキノワグマ捕獲実績について、1 次計画が施行された平成 15 年度から令和 7 年度までの捕獲数を整理した（表 2）。

なお、交通事故等による死亡数は除外した。

ア 年間捕獲数

平成 15 年度から令和 7 年度までの 23 年間に於いて、年間平均で約 362 頭（雄 226 頭、雌 121 頭、不明 12 頭）となり、全ての年度において雄が雌の捕獲数を上回っている。

個体群別でみると、北上山地地域個体群は年間平均 221 頭、北奥羽地域個体群は年間平均 141 頭となり北上山地が上回るが、平成 18 年度、平成 24 年度には北奥羽で捕獲数が増加し、逆転している。

また、捕獲数の記録が残っている昭和 53 年度以降、捕獲数はほぼ 5 年を周期とするクマの大量出沒と同調する傾向にあったが、近年はほぼ 1 年おきに大量出沒が起きており、その年は捕獲数が増加している（図 2）。

イ 有害捕獲数

平成 15 年度から令和 7 年度までの 23 年間に於いて、有害捕獲は年間平均約 290 頭となっている。

個体群別でみると、北上山地地域個体群は年間平均 165 頭、北奥羽地域個体群は年間 124 頭となり北上山地が上回るが、平成 18 年度、平成 22 年度、平成 23 年度及び平成 24 年度には北奥羽が逆転している。

令和 3 年度から令和 7 年度までの月別でみると、有害捕獲数は 8 月が平均 143 頭と最も多く、次いで 10 月が平均 102 頭となっている（図 3）。平成 15 年から 23 年までのデータではツキノワグマの被害が出始める 5 月から 7 月と狩猟期前の 10 月から 11 月は平均 5 頭前後だったものが、平成 28 年度から令和 2 年度までのデータでは 5 月から 7 月の平均が 42 頭、令和 3 年度から令和 7 年度までのデータでは平均 71 頭と、有害捕獲が早い時期から行われる傾向があることから、ツキノワグマの里山への定着が示唆される。

また、捕獲数の記録が残っている昭和 53 年度以降、有害捕獲数の最少年は平成 7 年度の 14 頭であり、最多年は令和 7 年度の 1,151 頭となっているが、有害捕獲数は年間捕獲数と同調して変動する傾向にある。さらに、平成 12 年度以前は、狩猟捕獲数を下回る傾向にあったが、平成 13 年度以降は、逆に有害捕獲数が狩猟捕獲数を上回る状況となっており、特に大量出沒年でその傾向が顕著である。

ウ 狩猟捕獲数

平成 15 年度から令和 7 年度までの 23 年間に於いて、狩猟捕獲は年間平均約 63 頭となっている。平成 30 年度にツキノワグマの狩猟期間を延長して以降、年間平均は約 67 頭となっており、狩猟による捕獲数の若干の増加が認められる。

個体群別でみると、北上山地地域個体群は年間平均 47 頭、北奥羽地域個体群は年間平均 15 頭となり、北上山地が上回り、その差は有害捕獲数よりも大きい。

狩猟捕獲数は、年間捕獲数や有害捕獲数のような周期的変動は見られない。

平成 12 年度までは狩猟捕獲数が有害捕獲数を上回る状況であったが、平成 13 年度の大量出沒による有害捕獲数の激増を契機に、それ以降平成 17 年度以外は常に有害捕獲が狩猟捕獲を上回る状況となっており、差も広がる傾向にある。この要因としては、1 次計画が策定された平成 15 年度以降、捕獲上限数を設定し、平成 15 年度から平成 24 年度まで必要に応じ狩猟自粛要請を実施したことのほか、捕獲数の管理年次の始期を狩猟期としたことで狩猟自粛を行わなくなった平成 25 年度以降も、狩猟捕獲数の増加が認められないことは、狩猟者登録数の減少や原発事故による野生鳥獣肉出荷制限等の影響もあるものと思われる。一方で総捕獲数は増

加傾向にあり、ツキノワグマへの捕獲圧が狩猟から有害捕獲に転じていると言える。

エ 春季捕獲数

平成 25 年度から再開した春季捕獲については、八幡平市及び西和賀町の 2 市町で実施されていたが、令和 5 年度からは花巻市、北上市、奥州市、雫石町及び金ケ崎町を実施地域に追加し、捕獲数は年間平均約 15 頭となっている。

オ 指定管理捕獲数

令和 6 年 4 月の法改正により、クマ類（ツキノワグマ、ヒグマ）が指定管理鳥獣に指定されたことに伴い、令和 6 年度から実施している指定管理捕獲等事業による捕獲数については、地域を県内一部地域に限定して実施し、令和 6 年度は 1 頭、令和 7 年度は 38 頭となっている。

カ 緊急銃猟³捕獲数

令和 7 年 4 月に「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、クマ等の危険鳥獣が人の日常生活圏に出没した際に、市町村長の判断で銃猟が可能となる緊急猟制度が新たに創設された（令和 7 年 9 月施行）。

市町村による緊急銃猟の捕獲数は、令和 7 年度に 4 頭となっている。

(5) 人身被害の状況

本県におけるツキノワグマによる人身被害について、記録に残っている平成 5 年度から令和 7 年度までの 28 年間の発生状況を集計及び分析した。

ア 発生件数

人身被害は毎年発生があり、年平均 13 件 14 名、最多発生年は令和 5 年の 47 件、最少発生年は平成 8 年の 5 件となっている（図 4）。

このうち、死亡事故は、平成 13 年度及び平成 21 年度にそれぞれ 1 件（各 1 名）、令和 5 年度に 2 件（2 名）、令和 6 年度に 1 件（1 名）、令和 7 年度に 5 件（5 名）、令和 8 年度（5 月時点）に 3 件（3 名）発生しており、累計では 13 件（13 名）である。

イ 発生場所

発生場所を地域別に見ると、北上山地が 61%（299 件）、北奥羽が 39%（188 件）、環境別ではツキノワグマの本来の生息地である山間地での事故が 60%（294 件）、人里での事故が 32%（190 件）となっており、全体の割合では北上山地の山間部での発生が 40%と最も多くなっている。（図 5～7）。

ウ 発生時の状況

発生時の状況別で見ると、山間地では、山菜採り等（キノコ採り、釣り含む）が約 6 割を占め、人里では、農作業中や日常生活（散歩等）での発生が多い（図 8～9）。

³ 人の日常生活圏に危険鳥獣（クマ類及びイノシシ）が出没した際に、地域住民の安全確保の下、市町村長の判断により銃器を使用した捕獲が可能となる制度のこと。

特に、人里での発生の場合、北上山地では日常生活に加えて農作業中、北奥羽では日常生活での発生が多くなっている（図 10～13）。

エ 発生時期

全体では5月・6月及び8月・9月にピークが認められた（図 14）。

場所別でみると、人里では8月に最多となり、山間地では北上山地は5月に、北奥羽は10月に大きなピークが認められた（図 15、16）。山間地の事故の発生は春季、秋季ともに人が山菜採りやキノコ採りで山林内に入る時期と重なっていると考えられる。

オ 被害者の年齢と性別

最も多いのは、60代の男性であり次いで70代男性、50代男性の順に多い（図 17）。

カ 発生時間帯

平成5年度以降のうち発生時間帯を把握できた484件の内訳を見ると、午前11時前後が最も多く、次いで10時前後となっている（図 18）。

また、その発生割合から、昼間の時間帯の人身被害は主に山間地で発生しており、早朝や夕方以降は人里での発生が増える傾向が認められた（図 19）。

(6) 農林業被害の状況

農業被害については、果樹、野菜、飼料作物及び養蜂等について発生しており、被害額は概ね4,000万円台で推移していたが、大量出沒があった令和5年度は被害額が約1億円、令和7年度は約1億2千万円（速報値）となった（表3、図20）。

林業被害については、いわゆる「クマ剥ぎ」の被害が報告されている。

(7) 被害防除の取組状況

ア 人身被害防止

(ア) 情報発信

人身被害防止について、県では、ホームページやSNS、CM等の各種広報媒体を活用し、ツキノワグマによる人身被害を防止するための日頃の心構えや入山するときの心構えを示し、住民等への周知啓発を図っている。

また、平成18年2月に全国に先駆け「ツキノワグマの出沒に関する注意報等発表要領」を定め、同年3月にはこれまでのモニタリング調査等の研究成果を基に、ツキノワグマの出沒前（冬ごもり中）に「ツキノワグマの出沒に関する注意報（以下「注意報」という。）」を発表し、関係機関との連携の下、人身被害の防止に努めた。

その後も、大量出沒が見込まれる年（平成26年、平成28年、平成29年、令和元年から令和7年）には注意報を発表しているが、平成28年度には春先のクマの大量出沒の状況等を踏まえて6月に要領制定後初となる「ツキノワグマの出沒に関する警報」を発表し、更なる注意喚起を実施した。以降、令和5年度、令和7年度及び令和8年度にも警報を発表している。

また、岩手県内のクマの出没に関する情報を投稿・共有できるアプリ「Bears (ベアーズ)」を令和8年3月にリリースし、人身被害を防止するための情報発信を強化している。

さらに、ホームページに市町村等の取組を掲載する等、意識啓発の促進に取り組んでいる。市町村においては、ツキノワグマが出没した際における防災無線や広報車等での地域住民への周知、広報誌やホームページ等による意識啓発の促進、児童等へのクマよけ鈴の配布等、それぞれの市町村で独自の取組を実施している。

(イ) 環境整備

人の日常生活圏への出没防止のため、河川の刈払いや樹木伐採等、環境整備を実施したほか、人とツキノワグマのすみ分けを図るため、「岩手県ゾーニング管理指針」を作成し、指針に基づく施策を実施していく。

(ウ) 出没時の緊急対応

クマの市街地等へに出没に備え、県や市町村、警察、猟友会等で構成する緊急銃猟対策チームの設置や岩手県ツキノワグマ等市街地等出没時対応マニュアルの策定等、地域住民や捕獲従事者の安全確保をした上で捕獲ができる体制を構築するとともに、県内各地で市街地出没訓練の実施も進めている。

(エ) 人材確保

地域の実状に応じた被害防止対策を推進するため、野生動物の生態や対策に関して専門的な知識を有する野生動物管理専門職員を配置し、被害発生時の調査や市町村・関係団体への助言等を行っているほか、野生動物管理専門員を任用し、指定管理鳥獣捕獲や市町村からの要請に応じた緊急銃猟等への支援を行っている。

(オ) 市町村支援

上記の対策に加え、市町村が行う出没防止対策や緊急銃猟体制整備、人材確保等に対して、「岩手県指定管理鳥獣対策事業補助金交付要綱」に基づく市町村への財政支援を行っている。

イ 農林業被害防除

農林業被害防除については、市町村等関係機関を通じて、農業者等に対し、廃棄農畜産物や収穫残渣等の適正管理について周知徹底し、ツキノワグマを人里に誘引しないよう注意喚起を図っている。

また、平成19年12月には「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）が制定され、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための市町村被害防止計画に基づき、必要な財政措置や援助等が受けられることとなったことから、電気柵の設置等のほか、環境整備や捕獲体制整備等の総合的な対策が進められている※。ただし、同法律では市町村で被害防止計画を作成し、当該鳥獣の捕獲許可権限の委譲に都道府県知事が同意すれば、捕獲許可権限が委譲されることとしているが、ツキノワグマについては広域的な保護・管理の点から、被害防止計画で許可権限の委譲を求められた場合においても、委譲について同意しないこととしている。

※ 盛岡市猪去地区において、自治会が主体となり市が調整役となることで、平成 19 年から自治会、岩手大学農学部、猟友会、市の官民学協働による緩衝帯整備、電気柵の設置及び維持管理作業を実施。取組を始めるきっかけとなった平成 18 年度はリンゴの食害が甚大であったが、平成 26 年度以降の農作物被害は軽微となっている。

(8) モニタリング調査

ア 捕獲個体調査

捕獲個体の有効利用と管理計画へのフィードバックを目的として、平成 10 年から平成 26 年まで、捕獲個体の基礎情報の集積、繁殖状況の分析調査を実施した。

平成 10 年度から平成 23 年度の 14 年間に捕獲された個体のうち、個体情報が収集できた計 2,272 頭（北上山地地域個体群 1,432 頭、北奥羽地域個体群 840 頭）を対象として、性別、体格等の情報について集計した結果、近年捕獲される個体は、若齢小型化する傾向にあり、有害捕獲が多くなる 8 月から 9 月には、高齢で痩せた雄が多く捕獲される傾向がみられた。雌では、個体群間の体格差が見られるとともに、冬期間の体重が大幅に減少する傾向にあった。

平成 24 年度以降についても、調査を継続している。

イ 堅果類豊凶状況調査

ツキノワグマの出没予測及び注意報等発表の判断に資するため、ツキノワグマの出没と密接に関連するとされるブナ等堅果の豊凶状況について、平成 17 年度から 25 年度までシードトラップによる調査、平成 26 年度からは目視調査を実施しており、この調査結果を基に注意報を発表した（表 4）。

(9) 春季捕獲

平成 25 年度から実施している春季捕獲は、捕獲と併せて痕跡調査等を行っているが、捕獲されなかった目撃個体も多数存在しており、それらについて人への警戒心を付与する効果が期待される（表 5、図 21）。

(10) その他の取組状況

ア 学習付け移動放獣

ツキノワグマの非捕殺的な侵出防止対策を確立するため、平成 10 年度から平成 12 年度にかけて、学習付け移動放獣の実験調査を行い、その被害再発防止効果を検証し、平成 13 年 3 月にまとめられた「ツキノワグマ保護管理対策事業報告書－移動放獣技術マニュアル」（以下「移動放獣マニュアル」という。）に基づき、移動放獣が可能な個体については、移動放獣を実施している。

イ GPS テレメトリー調査

生息環境管理および被害対策防除の施策検討に資する基礎的資料とするため、平成 29 年から令和 2 年にかけて、雫石町内の集落周辺で捕獲された 14 個体（雄 6 個体、雌 8 個体）について GPS テレメトリー調査を実施した。GPS による位置情報から、夏季には多数の個体（92.9%）

が集落付近の山地に滞在する一方で、秋季には集落付近から離散する（最大で約 40km）傾向が見られ、一部の個体（64.3%）については岩手、秋田両県の往来が確認された。

ウ 薬剤耐性菌保有状況調査

人間生活圏への依存度を示す指標とされる薬剤耐性菌の保有状況については、215 検体（雄 125、雌 88、不明 2）について実施した結果、検出率は全体の 15.8%となり、調査対象個体の約 1 割強が人間生活圏に強く依存した個体であったことが示唆された。また、雌（11.4%）よりも雄（19.2%）で検出率が高く、捕獲された地域間で検出率に差が認められたことに加え、大量出沒翌年の捕獲個体での検出がない等の結果から、出沒頻度と人里近隣への定着との関連性が示唆された。

6 管理の目標

(1) 基本目標

本県における人とツキノワグマの軋轢の解消のため、以下の目標を定める。

- ア 本県に生息する地域個体群を長期にわたり安定的に存続させることを前提に、県内のクマの推定生息数を低減させる
- イ 人身被害の発生を低減させ、ゼロに向けて取組を推進するとともに、農業被害の発生を軽減させる

(2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

管理の実施に当たっては、「個体数管理」、「生息環境管理」、「被害防除対策」に総合的に取り組み、人との軋轢の状況や捕獲による地域個体群への影響をモニタリングしながら、対策の効果を検証・評価して、順応的に管理していく。特に人身被害及び農林業被害等の防止に関しては、有害捕獲のみに頼るのではなく、防除対策や生息環境整備等総合的な対策を講じることで、再発防止に努める。

なお、ツキノワグマと人との軋轢を解消するため、狩猟が果たしている役割を評価するとともに、ゾーニング（区域分け）等によるすみ分けを図り、総合的な取組への県民の理解を得られるよう積極的に普及啓発を行う。

また、科学的なモニタリングと分析を実施し、その結果をフィードバックすることにより、より効果的な施策推進に努め、必要に応じ見直しを行う。

7 管理の実施

基本的目標の達成のため、下記の施策を実施する。

(1) ゾーニング管理

ゾーニング管理とは、野生動物の生息状況や生息環境、人間活動等を考慮し、人と動物のすみ分けを図ることを目的に地域を区分（ゾーニング）し、各ゾーンの目的の下で施策等を実施していくことで、本計画では、「排除エリア」「管理強化エリア」「緩衝地帯」「コア生息地」の4つの区分でゾーニング管理を示す。なお、ゾーン毎の具体的な対策や役割分担等については、別

に定める「岩手県ゾーニング管理指針」による。

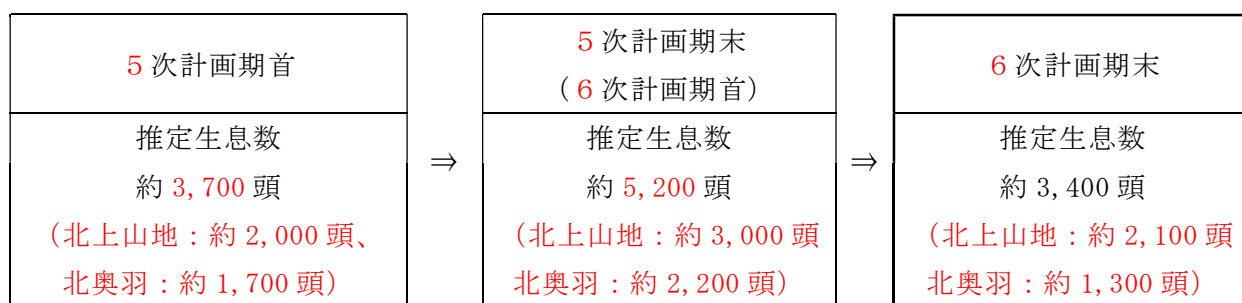
区分	目的	定義
排除エリア	人身被害等の発生や経済的損失の防止	人の安全や生産活動を最優先させるゾーン。市街地等や集落、農地に加え、市街地等の中に位置する河川・河畔林等を含む。
管理強化エリア	クマの定着や排除エリアへのクマの侵入の防止	クマの定着や排除エリアへのクマの侵入を防止するために、積極的に対策（捕獲等・生息環境管理・被害防除対策）を実施するゾーン
緩衝地帯	人間活動とクマの生息の両立	コア生息地を除くクマの生息域となるゾーン（※緩衝地帯の中にも排除エリアと管理強化エリアが設定可能）。
コア生息地	クマにとって良好な生息環境を保全	地域個体群の安定的な維持を図るため、良好な生息環境を保全するゾーン（※コア生息地の中にも排除エリアと管理強化エリアが設定可能）。

(2) 個体数管理

地域個体群を単位とした生息状況等を勘案し、地域個体群の維持を目標に個体数管理を下記のとおり実施する。

4次計画策定時点である10年前は、第5次計画期間内に発生した大量出没年の人身被害件数に比較すると人身被害等が少なく、また、死亡につながる事故が発生していない等、人とツキノワグマとの軋轢が現状より少なかったことから、本計画期末時点においても県内の生息数を4次計画の期首と同数の約3,400頭（北上山地：約2,100頭、北奥羽：約1,300頭）まで低減させることとして、捕獲による個体数管理を進める。

なお、本計画に示す目標等に影響を及ぼす科学的知見が得られた場合には、目標を見直すこととする。



ア 捕獲数の管理

(ア) 管理期間

捕獲数の管理は、4月1日から翌年の3月31日の1年間ごとに行う。

(イ) 捕獲目標数の設定

計画期末までに推定生息数を約3,400頭まで低減させるため、毎年度捕獲する捕獲目標

数を定め、捕獲を実施する。なお、捕獲目標数は、地域個体群ごとに、捕獲上限と下限の目安（目標範囲）を設定することとし、「ツキノワグマ管理検討協議会」において、次の事項を勘案の上、毎年度設定する。

- a 推定生息数
- b 生息分布
- c 農林業被害の発生状況
- d 前年度までの捕獲数
- e 餌となる堅果類の豊凶状況
- f その他自然的社会的状況

また、大量出沒が数年に1度の頻度で発生し、それに伴い捕獲数の変動が大きいことから、単年度の捕獲目標設定に加え、期末目標を見据えて複数年単位での捕獲目標数の設定について、検討協議会において検討する。なお、捕獲数が地域個体群の捕獲上限の目安に達することが予測されるとき又は達した場合であっても、捕獲自粛は要請せず、翌年度以降の捕獲を抑制する等、計画期間内の複数年で調整する。

（ウ） 捕獲数の把握

捕獲目標数の設定による個体数管理においては、捕獲数の迅速な把握と周知が必要となることから、地域個体群ごとの捕獲許可による捕獲又は狩猟による捕獲の数を常に把握する。

イ 県による捕獲許可の方針

ツキノワグマの捕獲許可については、地域個体群を長期にわたり安定的に維持することを前提とした上で、人との軋轢を軽減するため、ゾーニング管理の考え方に基づく効果的な捕獲を行う。

このため、捕獲許可に係る基本的な考え方を次のとおりとする。

（ア） 捕獲についての方針

ツキノワグマが、市街地や農地等、人の活動域である「排除エリア」及び侵入防止対策を強化する「管理強化エリア」に侵入した場合は、捕獲を原則とする（捕獲が実施できない場合、又は追払い等により被害発生防止が図られる場合は、この限りでない）。ただし、クマの生息地のうちコア生息地を除いた地域である「緩衝地帯」は原則追払いとする（春季捕獲及び指定管理捕獲を除く）。

（イ） 区域

被害防止に必要な区域とし、原則として「排除エリア」及び「管理強化エリア」とする。

（ウ） 期間

30日を限度とする。ただし、特例許可⁴については1年を限度とし、かつ年度を超えないものとする。

（エ） 頭数

被害防除の目的を達成するための必要な頭数とする。

⁴ 緊急時等の円滑な対応と許可事務手続きの簡素化を目的として、市町村ごとの配分頭数を設定し、その範囲内であらかじめ市町村からの申請を受けて行う捕獲許可のこと。

(オ) 方法

銃器又は箱わなによる。

(カ) 捕獲後の処理

第14次鳥獣保護管理事業計画に基づき、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によることとする(ただし、人身被害のおそれがある緊急の場合は除く)。

なお、できる限り苦痛を与えない方法とは、例示すれば次の方法がある。

- ① 第一種銃猟免許を受けた者による銃器の使用
- ② 獣医師又は麻酔研究者による麻酔薬の投与
- ③ 電気止め刺し器の使用(頭部(脳)への通電あるいは一次麻酔等により意識を消失させた後の使用が望ましい)
- ④ その他、①から③までと同等と認められる方法

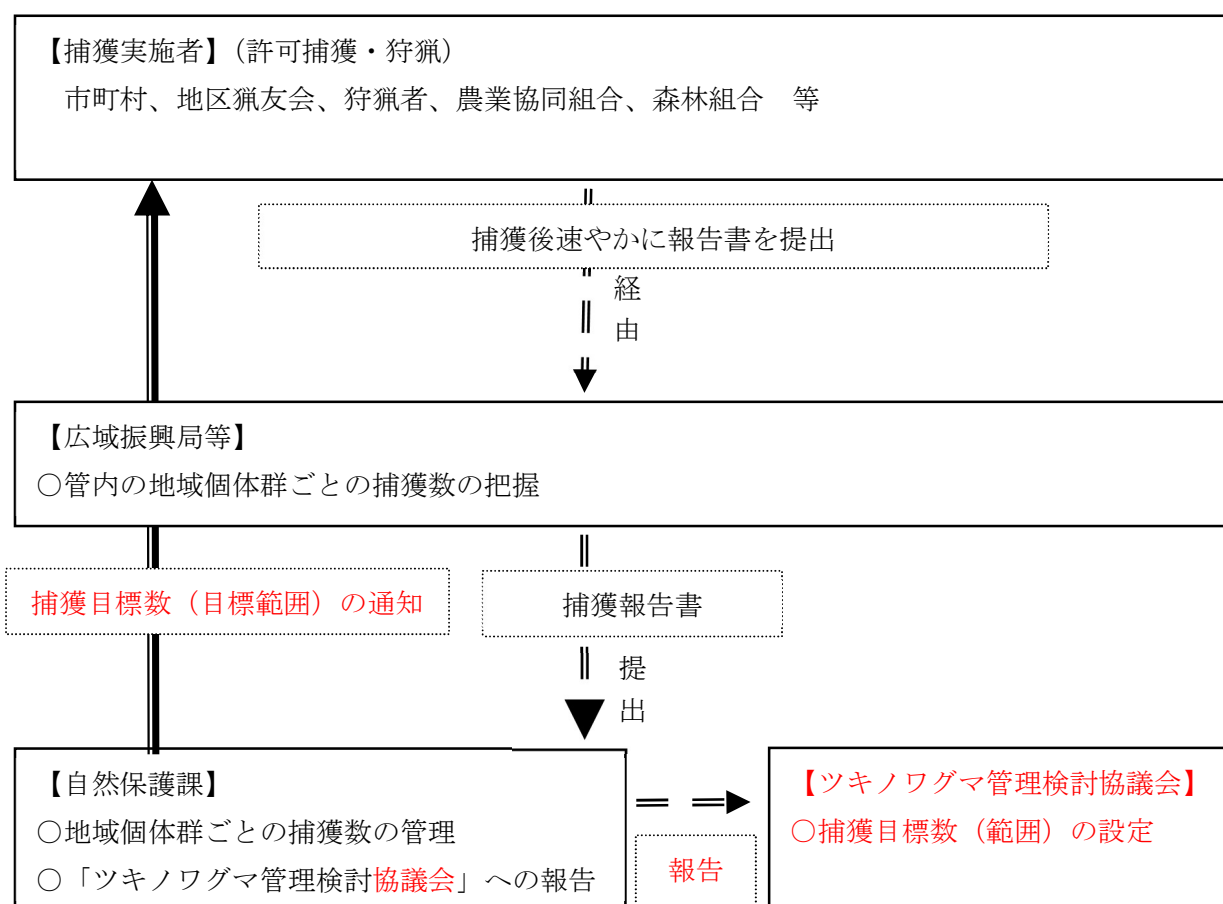


図 22 個体数管理の流れ

ウ 狩猟期間の延長

冬眠前及び冬眠明けのツキノワグマに対し、狩猟行為により人の怖さを学習させ、人里への出没等の抑制を図ることを目的に、ツキノワグマの狩猟期間を延長し、以下のとおりとする。

(延長前) 11月15日から翌年2月15日まで

(延長後) 11月1日から翌年2月末日まで

エ 春季捕獲

春季における捕獲は、伝統的な猟法の存続による狩猟技術の維持、狩猟資源の持続的な利用による個体数調整、銃器による追払い効果による被害の抑制等の効果が期待できるほか、クマ捕獲技術の伝承を図ることが可能である。それらの観点から、実施地域は県内全域に拡大するが、期間を限定して春季捕獲を認めることとする。ただし、伝統的な猟法としてあらかじめ県が認めている市町村はコア生息地での捕獲を認めるが、新たに拡大する市町村については、緩衝地帯のみの捕獲とする。

また、許可をする場合には下記の条件を付す。

- (ア) 穴グマ猟は禁止する。
- (イ) 親子連れの捕獲は親子とも認めない。
- (ウ) 捕獲隊を編成して実施し、持続的利用のため生息状況調査等を実施する。
- (エ) 許可の期間は3月15日から5月14日までのうちで必要と認められる期間とする。

オ 市町村による緊急時における捕獲許可事務の特例処理（緊急銃猟を除く）

- (ア) 人身に対する危害が発生した場合、又は危害が発生するおそれがあり、かつ、緊急を要すると認められる場合（緊急銃猟を除く。）の捕獲許可事務については、次に掲げる項目に該当する場合に限り、「岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例」（平成11年岩手県条例第62号）により処理する。
 - a 日常生活の範囲内で人身に対する危害が発生した場合（山菜等の採取その他の行楽、測量、農林業作業その他の業務のため山林に立ち入った場合を除く。）
 - b 人家又はその敷地内に侵入している場合
 - c 学校、病院その他の人が滞在し若しくは活動している施設又はその敷地内に侵入している場合
- (イ) 期間は原則として当日限りとする。ただし、必要に応じて1日単位で更新できる。
- (ウ) 方法は銃器又は箱わなによる。
- (エ) 市町村は、捕獲許可した事案について事後に県に報告するものとし、県は「ツキノワグマ管理検討協議会」において必要に応じ当該許可事案について報告する。

カ 放獣

排除エリア及び管理強化エリアに侵入した個体については、捕殺を原則とする。緩衝地帯について捕獲した個体については、地域住民の理解及び放獣対象地等の条件が確保でき、放獣可能な状態で捕獲できた場合、可能な範囲において放獣を選択できることとする。ただし、春季捕獲及び指定管理鳥獣捕獲についてはこの限りでない。

なお、錯誤捕獲が発生した場合、錯誤捕獲個体は原則放獣とするが、放獣の作業に伴い人身被害が発生するおそれがある場合や、放獣により地域住民へ人身被害が発生するおそれがある排除エリア及び管理強化エリアの捕獲の場合には、捕殺とする。

放獣体制の整備については、放獣適地の検討等、放獣地確保の取組を実施する。また、問題個体を特定し、選択的に捕獲することが人間との軋轢の軽減に有効であることから、捕獲経験のある個体を判別するための個体標識や捕獲時の適切な学習付けを行う技術者の確保等につ

いて関係者間で検討する。

キ 指定管理鳥獣捕獲等事業の推進

(ア) 目的

ツキノワグマの個体数の増加や生息域の拡大による市街地への出没や人身被害の増加、農林業被害の継続的な発生を踏まえ、捕獲の強化を通じた人身被害の防止及び農林業被害の軽減を目的として実施する。

(イ) 実施期間

令和 9 年 4 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日

(ウ) 実施区域

県内全域

(エ) 事業の目標

ツキノワグマの個体数の増加の抑制、人身被害の防止及び農林業被害の軽減を図るため、有害捕獲、春季捕獲及び狩猟の実施状況を踏まえ、年度ごとに捕獲数を設定する。

(オ) 実施方法

直営又は認定事業者等に委託

(カ) 実施結果の把握並びに評価

年度ごとに、捕獲実績に基づき分析及び評価を行い、人身及び農林業被害の情報やヘアトラップ調査等によるモニタリング調査結果とあわせてツキノワグマ管理検討協議会に報告する。

(キ) 実施者

岩手県

(3) 生息環境管理

地域個体群の維持と、人とツキノワグマの「すみ分け」を図るため、良質な広葉樹林の保全や、ゾーニングに応じた環境づくりを中長期的な観点から進める。

なお、ゾーン毎の具体的な対策や役割分担等については、別に定める「岩手県ゾーニング管理指針」による。

ア 「コア生息地」における環境管理

ツキノワグマと人との軋轢を解消するためには、本来の生息域がツキノワグマにとって住みよい状態で保全されている必要がある。これらの環境を復元し、保全・維持していくため、コア生息地の環境保全や生息域の連続性を確保する取組を推進する。

イ 「緩衝地帯」「管理強化エリア」「排除エリア」における環境管理

ツキノワグマによる農業被害及び人身被害を未然に防ぐためには、人の生活圏へのツキノワグマの侵入を阻止するとともに、お互いの生活圏が近接しない環境をつくる必要がある。「コア生息地」と「管理強化エリア」の境界に位置する「緩衝地帯」としての役割を果たしてきた里山の利用形態が衰退・変化する中、その環境を再構築するため、市町村及び地域と連携して緩衝帯の整備や誘引物の除去等の取組を推進する。

(4) 被害防除対策

人身被害及び農林業被害の発生を回避するため、優良事例を調査・分析するとともに、その事例を紹介し、情報発信を強化する。併せて、ゾーンごとに被害の発生状況や発生要因を踏まえた適切な対応に努める。

また、市町村及び関係機関の主体的な取組を促進するとともに、地区管理協議会を中心として関係機関が連携して生態及び生息動向等に関する情報を共有しながら、地域の実状に即した効果的な手法について検討し、実施する。

なお、ゾーン毎の具体的な対策や役割分担等については、別に定める「岩手県ゾーニング管理指針」による。

ア 人身被害防除

ゾーニングに応じて次のような対策を推進する。

(ア) 「コア生息地」における人身被害の回避

ツキノワグマの本来の生息地であり、基本的には入山者等の自己防衛が必要であることを踏まえ、市町村や関係機関と連携して自己防衛意識の啓発や出没情報の周知、誘引物(ゴミなど)の除去等の取組を実施する。

(イ) 「緩衝地帯」における人身被害の回避

人とツキノワグマとの不慮の遭遇等の可能性が高い地域であることを踏まえ、ツキノワグマの出没を抑止するよう誘引物の除去等や出没防止対策の推進等の対策を講じる。

(ウ) 「排除エリア」「管理強化エリア」における人身被害の回避

人間活動の活発な市街地であることを踏まえ、岩手県ツキノワグマ市街地等出没時対応マニュアルに基づき、人命の保護を第一として各関係機関の協力の下対応する。

イ 農林業被害の防除

農林業被害防除については、市町村を主体として、被害状況の把握や防除対策の実施等の対策を推進する。

ウ 注意報等による注意喚起

ツキノワグマの繁殖や人里への出没は、ブナ等の堅果類の豊凶が関係するとされ、これら堅果類の豊凶状況から大量出没を予想するほか、県内の出没情報等を基に総合的に判断し、適宜注意報等の発表による注意喚起を行う。

(5) モニタリング調査

野生動物の分布や個体数における「非定常性」や「不確実性」を踏まえ、本県ツキノワグマ個体群の科学的・計画的な管理の基礎となる生息動向、生息環境及び被害状況等を把握し、管理計画にフィードバックするため、短期的モニタリングと中長期的モニタリングを実施する。

特に、県内全域におけるツキノワグマの個体数推定を目的としたヘアトラップ調査について

は、個体数管理目標の達成状況の評価に資するため、計画期間内に調査を実施する。

ただし、令和 8 年度以降に国が実施する全国統一的手法による個体数調査の結果等を踏まえ、調査手法の見直し等を検討する。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災における福島原発事故の影響により、本県で捕獲されたクマの肉から基準値を超える放射性物質が検出され、国から平成 24 年 7 月に本県全域を対象とした出荷制限指示が出されている。これ以降、出荷制限解除のためのモニタリング検査を行っているが、令和 2 年度時点においても、県内の一部地域のクマ肉から基準値を超える放射性物質が検出されていることから、放射性物質の継続的な検査を行い、正しい情報の提供に努める。

ア 短期的モニタリング調査

調査項目		調査内容	調査方法
個体情報	捕獲記録	捕獲の日時・場所、個体の体重・体長・性別・年齢、子の有無、その他	捕獲報告票の収集
生息環境	堅果類の豊凶	結実状況、その他	定点調査 聞き取り
被害状況	人身被害	被害発生の日時・場所、被害者の年齢・性別、被害発生の状況、負傷の程度、対策の有無、他	人身被害報告書の収集
	農林業被害	被害発生の場所、被害の種目・面積・被害量・金額、その他	聞き取り
出没情報	目撃等の記録	クマの目撃、被害、痕跡等情報	聞き取り

イ 中長期的モニタリング調査

調査項目		調査内容	調査方法
被害防除	実施状況	被害防除実施の場所・方法・規模、その他	聞き取り
	効果	被害防除効果の程度、その他	
生息動向	生息状況	生息頭数調査、生息痕跡及びツキノワグマ個体の目撃場所、その他	観察調査、ヘアトラップ法による調査
その他	放射性物質汚染状況	ツキノワグマ体内における放射性物質濃度	サンプル分析

8 管理のために必要な事項

管理計画の目的を達成するため、県民の理解や協力を得ながら、国、県、市町村等の各機関、NPO等の民間団体や大学等の密接な連携の下に各種施策の実施に取り組むことができるよう、次に基づき計画を実施する。

(1) 各機関・団体等の果たす役割

ア 県

県は効果的に管理施策を実施、推進するため、個体数管理及び人身被害防止対策については環境部局、農林業被害防除対策については農林水産部局が主体となり以下の役割を担う。

- (ア) 管理計画の作成及び見直し、各種施策やモニタリングの実施、施策の評価
- (イ) 野生動物の生態や対策に関して専門的な知識を有する野生動物管理専門職員による市町村等の関係機関に対する生息環境管理及び被害防除対策等への必要な指導・助言
- (ウ) 管理計画の推進における国、県関係部局、市町村、隣接県及び関係機関等との調整
- (エ) 地区管理協議会における各種施策の取組促進
- (オ) ツキノワグマの生態等に関する啓発
- (カ) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施
- (キ) 大学や研究機関等との連携並びに各種調査研究の実施
- (ク) 野生鳥獣の被害防除に関する指導・助言ができる普及員の育成

イ 市町村

市町村は、管理計画に基づく施策を具体的に実施・推進するため、以下の役割を担う。

- (ア) 地域住民への普及啓発
- (イ) 各種被害防除対策、生息環境管理等の実施及び推進
- (ウ) 地域の自治会等の取組に対する協力
- (エ) 有害鳥獣捕獲・学習放獣の実施
- (オ) 管理施策全般への協力

ウ 地域の自治会等

地域の自治会等は、地域の被害防止のため、集落単位等の地域全体の防除対策について検討を行い、被害を防止するための環境整備等を行う。

エ ツキノワグマ管理検討協議会

学識経験者や関係団体等で構成するツキノワグマ管理検討協議会は、管理をよりの確に実施するため、以下の役割を担う。

- (ア) 管理計画の作成、評価及び見直し
- (イ) 管理施策についての必要な検討及び助言
- (ウ) モニタリング結果の評価・分析等

オ 地区管理協議会

地区管理協議会は、地域における保護・管理の核となり、関係者間で出沒動向等の情報共有を図りながら、被害防除の実施について協議するとともに、専門家を交えた研修会を実施する等、より効果的な被害防除を検討し、地域の取組について助言を行う。

カ ツキノワグマによる重大事故発生時における対策会議

ツキノワグマによる人身の食害事故が発生した場合には、発生地を所管する地区管理協議会の構成員に、学識経験者や県自然保護課等を加えて対策会議を設置し、被害拡大及び再発防止の対策について関係機関で協議を行い、その対応を決定する。

キ 狩猟者団体

狩猟者団体は鳥獣の生態を熟知する者であると同時に、鳥獣の保護及び管理の担い手として、管理計画を実施するため、以下の役割を担う。

(ア) 市町村・県等の要請に基づく捕獲等の必要な措置への協力

(イ) 行政、関係団体、地域住民等に対する被害防除等についての助言

ク 狩猟者

狩猟者は銃器による捕獲や追払い行為により、人の怖さを学習させる効果が期待できること、また、個体数管理に大きな役割を果たしていることから、以下の役割を担う。

(ア) 銃器による狩猟の実施

(イ) モニタリングのため、捕獲個体の情報及び検体の提供又は収集協力

(2) 人材の確保育成

管理施策を適切に推進するためには、専門的な知識や技術等を有する人材が適所に配置されることが求められていることから、関係機関の連携や研修機会の確保等により、有害捕獲等を適正に指導し、被害防除対策の普及等を行うことができる人材の育成及び確保に努める。

また、狩猟者は狩猟及び有害捕獲の重要な担い手となっているが、高齢化等による減少が懸念されることから、講習会及び狩猟免許試験等を適切に実施し、狩猟者の育成・確保に組織的に取り組む。

(3) 国及び他県との調整

本県に分布する地域個体群は隣県にまたがっているため、国及び各県と情報を共有し、協議を行いながら、整合性の取れた管理を実施する。

(4) NPO等との連携

ツキノワグマの学習付け移動放獣や、生息状況の調査や生息環境整備等については、行政のみの取組では限界があることから、NPO等の民間団体や大学等と積極的に連携し、パートナーシップの構築を進める。

(5) 情報共有と普及啓発

管理計画の主旨及び内容については、広く県民へ周知するため広報等を実施するほか、学校や公民館等との連携を図り、学校教育や生涯学習を通して、ツキノワグマの生態やツキノワグマとの適正な関わり方等についての啓発に努める。

また、モニタリング等の調査結果については捕獲従事者にフィードバックを行うほか、広く県民に情報公開することで管理に対する啓発に努める。

人身被害及び農林業被害防止対策については、各種媒体を利用して、県民に広く周知啓発を行う。

(6) 錯誤捕獲の防止等

ニホンジカやイノシシを捕獲するためのわなをツキノワグマの生息地域に設置する場合は、見回りを定期的に行い、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、**必要に応じてわなの設置場所を変更するとともに**、くくりわなの直径の規制（12cm 以下）の遵守や、クマ用の脱出口を設けた箱わなの使用、クマを誘引しにくい餌にする等、錯誤捕獲の防止に努める。

また、錯誤捕獲が発生した際に備え、民間事業者等と連携し、迅速かつ安全な放獣体制の整備を進める。**なお、放獣の作業に伴い人身被害が発生するおそれがある場合には、緊急的に捕殺を実施する体制を併せて整備する。**

さらに、市町村や狩猟者から捕獲報告票により錯誤捕獲に関する情報を収集・分析し、錯誤捕獲防止のための注意喚起等を行う。

(7) 毛皮等の流通管理

ツキノワグマは「絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律」において国際希少野生動植物に指定されており、原則として、輸出入及び国内における譲渡し等が規制されることとなるが、適法に捕獲されたクマ類については、譲渡し等の規制の適用除外とされている。

しかしながら、輸入された個体の譲渡し等の規制の実効性を高めるためには、国内で適法に捕獲されたクマ類についても、適正な流通の管理を図る必要があることから、捕獲個体の毛皮等を製品化して利用する者から製品化登録申請があった場合、申請者に対し目印票（製品タグ）を交付し、製品への装着を指導する。

第6次ツキノワグマ管理計画 (資料編)

令和9年3月

岩 手 県

表 1 生息動向調査

	2 次計画 (H19. 4～H25. 3)	3 次計画 (H25. 4～H29. 3)	4 次計画 (H29. 4～R4. 3)	5 次計画 (R4. 4～R8. 3)
調査 区画 単位	任意メッシュ ※都市部等を除いた県域につ いて、稜線や沢筋等により区分 したもの 1 区画面積：約 600ha 総区画数：1, 902 区画 調査対象区画数：1, 902 区画	20 万分の 1 メッシュ ※岩手県鳥獣保護区等位置図と同じ。 都市部等を含む。 1 区画面積：約 2, 484ha 総区画数：770 区画 調査対象区画数：409 区画	20 万分の 1 メッシュ ※岩手県鳥獣保護区等位置図と同じ。都市部等を含む。 1 区画面積：約 2, 484ha 総区画数：770 区画 調査対象区画数：409 区画	20 万分の 1 メッシュ ※岩手県鳥獣保護区等位置図と同じ。都市部等を含む。 1 区画面積：約 2, 484ha 総区画数：770 区画 調査対象区画数：409 区画
調査 方法 (実 施時 期)	(a) 生息分布調査(H18) 対象：全県 内容：H14～H17 の捕獲位置、 目撃位置及び聞取り情 報等の集積 (b) 生息頭数調査(H18. 4～6) 対象：(a)における生息域 内容：観察及び痕跡等の確認	(a) 生息分布調査(H22) 対象：全県 内容：H18. 4～H22. 3 の捕獲位置、目 撃位置及び聞取り情報等の集 積 (b) 観察調査(H22) 対象：(c)①実施区域 内容：観察及び痕跡等の確認 (c) 生息頭数調査(H21～H28) ① H21～H24 対象：全県 内容：全県総区画(770 区画)にお ける調査可能区画(409 区画)の約 15%(62 区画)における大規模 ヘアトラップ※による個体識 別調査 実施時期： 北奥羽：H21	(a) 生息頭数調査(H29～R3) ① H30～R2 対象：全県 内容：全県総区画(770 区画)にお ける調査可能区画(409 区 画)の約 12%(50 区画)にお ける大規模ヘアトラップに よる個体識別調査 実施時期： 北奥羽：H30 北上山地（南部）：R1 北上山地（北部）：R2 ② H29～R3 対象：花巻市、遠野市 内容：小規模ヘアトラップによ る生息密度調査	(a) 生息頭数調査(R4～R7) ① R6～R7 対象：全県 内容：全県総区画(770 区画) における調査可能区画 (409 区画)の約 15%(62 区 画)における大規模ヘア トラップによる個体識 別調査 実施時期： 北奥羽：R6 北上山地：R7 ② R4～R7 対象：花巻市、遠野市 内容：小規模ヘアトラップによ る生息密度調査

		北上山地（北部）：H22 北上山地（南部）：H24 ② H25～H28 対象：花巻市、遠野市 内容：小規模ヘアトラップによる生息密度調査		
個体数推計方法	上記(a)(b)結果及びH16年度内に県内の一部地域で実施したヘアトラップ調査をもとにした統計処理	上記(c)①大規模ヘアトラップ調査をもとにした空間明示型再捕獲モデルによるシミュレーション	上記(a)①大規模ヘアトラップ調査をもとにした空間明示型再捕獲モデルによるシミュレーション	上記(a)①大規模ヘアトラップ調査をもとにした空間明示型再捕獲モデルによるシミュレーション

※ ヘアトラップ調査について

有刺鉄線を利用したトラップでクマの体毛を回収し個体判別をすることで、クマ類の個体数を推定する方法。3年間でトラップを県内のクマ生息地をカバーするように設置し、1トラップ当たり3～4回の体毛の回収を行う。

シミュレーションは空間明示型再捕獲モデルを用いる。トラップの利用状況から推定された個体の行動範囲から、個体数や分布のパラメータを探索的に変化させ、得られたデータと最も当てはまりの良いパラメータを採用することで、個体数の推定を行う。また、シミュレーションに当たっては、行動範囲の雌雄差、季節による体毛の回収率の変化等も考慮し、より当てはまりの良いモデルを採用している。

詳細は「クマ類の個体数推定法の開発に関する研究」 (<http://www.bear-project.org/>) を参照。

表 2 年度別捕獲数

捕獲 区分		個体 群名	性別	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計	
春季	北 奥羽	雄												7	9	6	13	5	8	7	14	10	11	5	11	10	116	
		雌												4	7	4	4	5	3	5	5	3	5	7	11	10	73	
		不明												0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
		計												11	16	10	17	10	11	12	19	13	16	12	22	21	190	
有害	北 上 山地	雄	43	17	26	64	36	41	62	55	32	98	103	121	54	125	106	110	155	169	162	143	291	180	342	2,535		
		雌	18	22	16	39	17	12	27	21	9	29	29	46	24	52	44	54	48	90	64	64	141	81	242	1,189		
		不明	0	0	0	2	0	0	4	1	0	0	10	2	3	2	3	2	2	9	4	9	17	4	8	82		
		計	61	39	42	105	53	53	93	77	41	127	142	169	81	179	153	166	205	268	230	216	449	265	592	3,806		
	北 奥羽	雄	16	23	9	77	20	22	31	49	41	90	43	84	16	103	72	53	93	122	102	87	220	75	305	1,753		
		雌	6	9	2	42	11	11	10	30	10	50	13	40	13	44	38	17	39	47	49	40	131	29	231	912		
		不明	3	0	0	17	2	2	10	5	11	22	3	21	4	2	4	7	15	3	4	13	20	1	23	192		
		計	25	32	11	136	33	35	51	84	62	162	59	145	33	149	114	77	147	172	155	140	371	105	559	2,857		
	計	雄	59	40	35	141	56	63	93	104	73	188	146	205	70	228	178	163	248	291	264	230	511	255	647	4,288		
		雌	24	31	18	81	28	23	37	51	19	79	42	86	37	96	82	71	87	137	113	104	272	110	473	2,101		
		不明	3	0	0	19	2	2	14	6	11	22	13	23	7	4	7	9	17	12	8	22	37	5	31	274		
		小計	86	71	53	241	86	88	144	161	103	289	201	314	114	328	267	243	352	440	385	356	820	370	1,151	6,663		
	狩獵	北 上 山地	雄	33	20	33	15	43	29	33	19	36	19	24	14	24	27	25	35	20	45	19	16	19	20	17	585	
			雌	13	9	18	13	23	19	20	11	15	22	14	11	11	9	17	27	20	40	33	21	27	23	36	452	
			不明	17	0	0	2	1	0	0	0	0	2	4	3	1	0	5	0	6	1	3	1	2	0	1	49	
		北 奥羽	計	63	29	51	30	67	48	53	30	51	43	42	28	36	36	47	62	46	86	55	38	48	43	54	1,086	
雄			12	4	15	3	11	17	4	17	8	12	16	14	12	4	7	9	5	3	6	4	10	7	3	203		
雌			6	4	9	5	6	5	9	5	7	6	6	3	9	6	6	9	8	7	2	4	8	7	4	141		
不明			1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	1	0	3	0	0	1	0	0	0	10		
計		雄	45	24	48	18	54	46	37	36	44	31	40	28	36	31	32	44	25	48	25	20	29	27	20	788		
		雌	19	13	27	18	29	24	29	16	22	28	20	14	20	15	23	36	28	47	35	25	35	30	40	593		
		不明	18	0	0	2	1	0	0	0	0	2	6	4	2	0	6	0	9	1	3	2	2	0	1	59		
		小計	82	37	75	38	84	70	66	52	66	61	66	46	58	46	61	80	62	96	63	47	66	57	61	1,440		
指定 管理		北 奥羽	雄																								1	12
	雌																									0	26	26
	不明																									0	0	0
	計																									1	38	39
緊急 銃猟	北 上 山地	雄																								0	0	
		雌																								3	3	
		不明																								0	0	
		計																								3	3	
	北 奥羽	雄																								1	1	
		雌																								0	0	
		不明																								0	0	
		計																								1	1	
	計	雄																								1	1	
		雌																								3	3	
		不明																								0	0	
		小計																								4	4	
全体	北 上 山地	雄	76	37	59	79	70	70	95	74	68	117	134	144	84	165	136	153	182	228	191	170	315	211	369	3,236		
		雌	31	31	34	52	40	31	47	32	24	51	47	64	39	65	66	84	73	135	100	90	175	115	291	1,717		
		不明	17	0	0	4	1	0	4	1	0	2	14	5	4	2	8	2	8	10	7	10	19	4	10	132		
		計	124	68	93	135	120	101	146	107	92	170	195	213	127	232	210	239	263	373	298	270	509	330	670	5,085		
	北 奥羽	雄	28	27	24	80	31	39	35	66	49	102	59	98	28	107	79	62	98	125	108	91	230	83	321	1,970		
		雌	12	13	11	47	17	16	19	35	17	56	19	43	22	50	44	26	47	54	51	44	139	36	261	1,079		
		不明	4	0	0	17	2	2	10	5	11	22	5	22	5	2	5	7	18	3	4	14	20	1	23	202		
		計	44	40	35	144	50	57	64	106	77	180	83	163	55	159	128	95	163	182	163	149	389	120	605	3,251		
	計	雄	104	64	83	159	110	109	130	140	117	219	193	242	112	272	215	215	280	353	299	261	545	294	690	5,206		
		雌	43	44	45	99	57	47	66	67	41	107	66	107	61	115	110	110	120	189	151	134	314	151	552	2,796		
		不明	21	0	0	21	3	2	14	6	11	24	19	27	9	4	13	9	26	13	11	24	39	5	33	334		
		總計	168	108	128	279	170	158	210	213	169	350	278	376	182	391	338	334	426	555	461	419	898	450	1,275	8,330		

	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
有害捕獲	79	133	34	71	61	58	92	72	118	40	47	53	32	58	60	58	35	14	56	41	34	73	50	58	80	82	37	75	38	84	70	69	51	66	61	66	46	58	46	31	80	62	96	63	47	66	57	61	
春季捕獲																																																	
狩猟	104	73	42	123	91	87	76	106	105	169	103	107	109	64	76	79	82	92	87	67	76	69	92	58	80	82	37	75	38	84	70	69	51	66	61	66	46	58	46	31	80	62	96	63	47	66	57	61	
指定管理																																																	
緊急銃猟																																																	
出没件数																											287	296	257	578	338	351	290	528	1052	2369	1897	2221	1370	3070	2575	2612	2806	3316	2602	2179	5877	2883	9739

○平成 23 年 7 月分以降：岩手県環境生活部自然保護課調べ（各市町村に寄せられた情報をもとに集計）

図 3 月別有害捕獲数

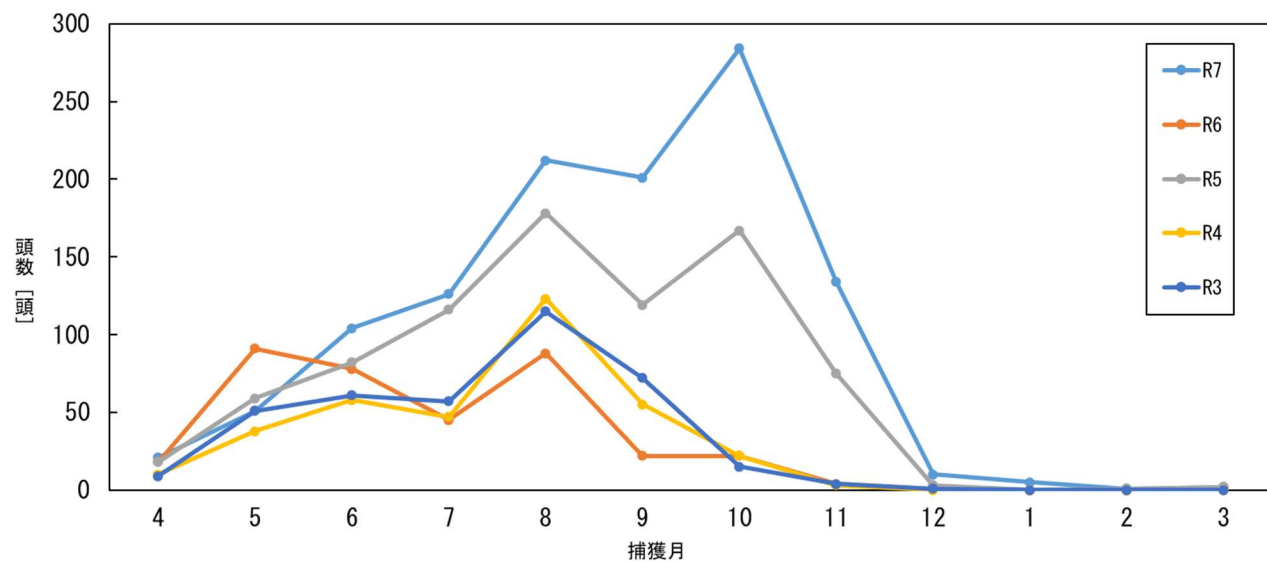


図 4 年度別人身被害発生件数

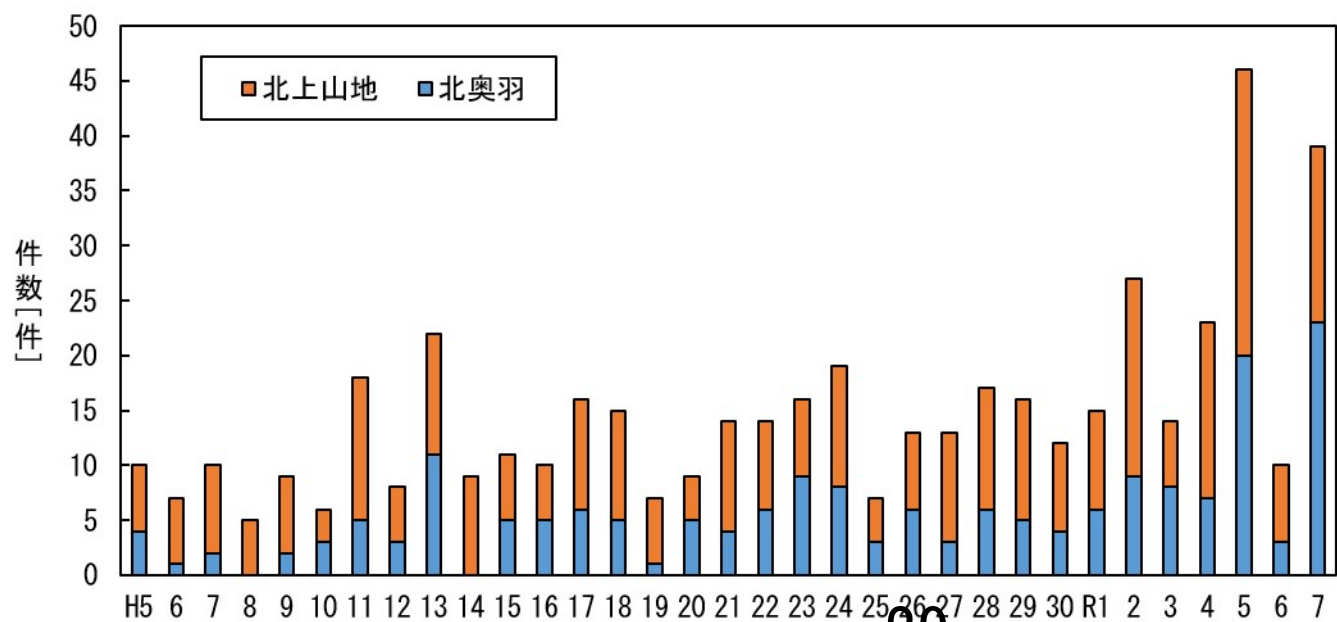


図 5 地域別人身被害発生割合

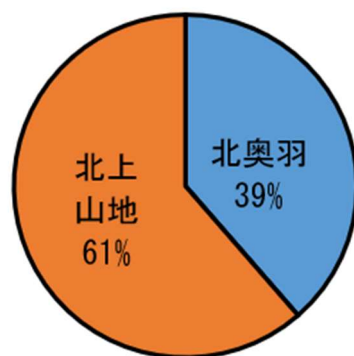


図 6 環境別人身被害発生割合

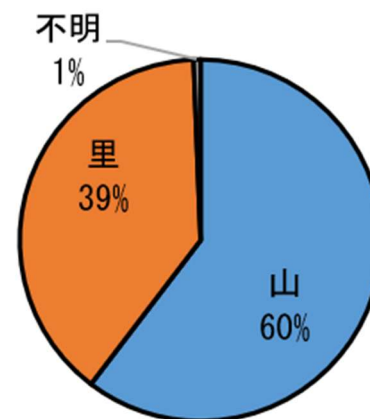


図 7 地域ごとの環境別人身被害発生割合

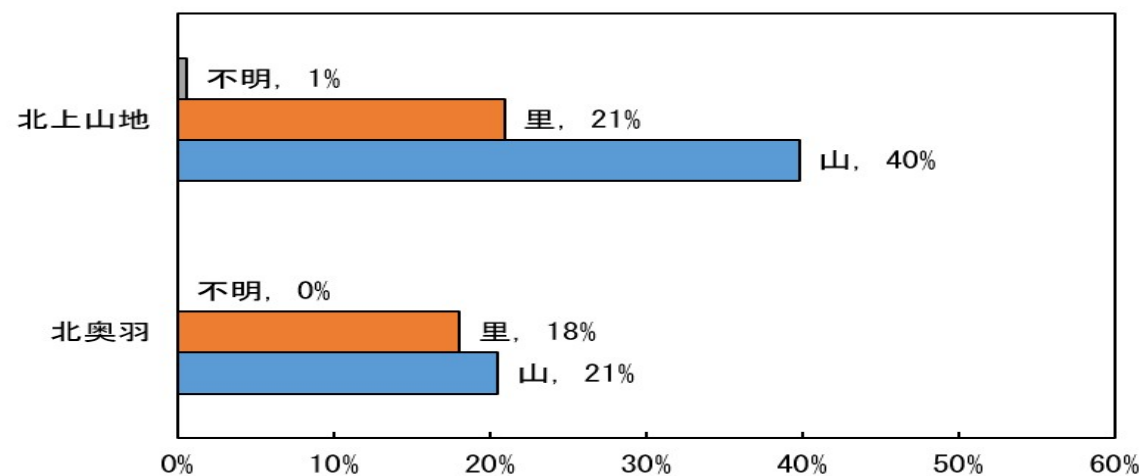


図 8 山での被害発生状況

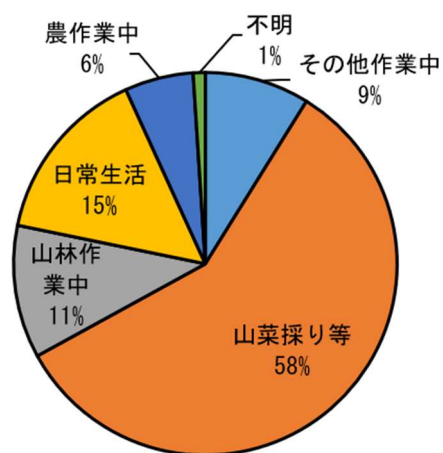


図 9 里での被害発生状況

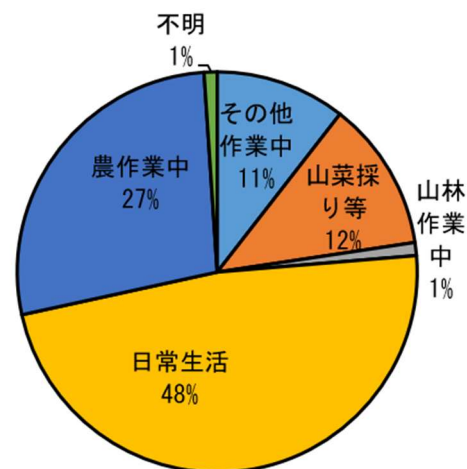


図 10 北奥羽地域における山での被害発生状況

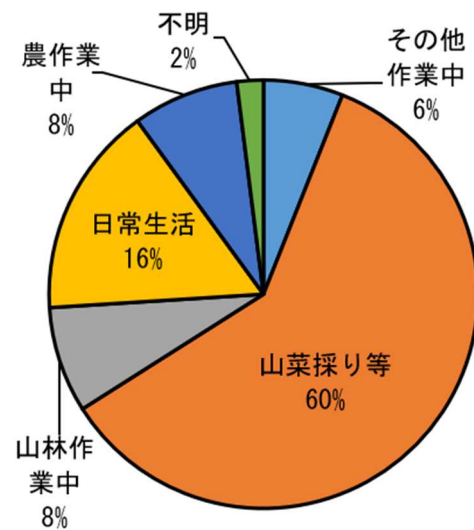


図 11 北奥羽地域における里での被害発生状況

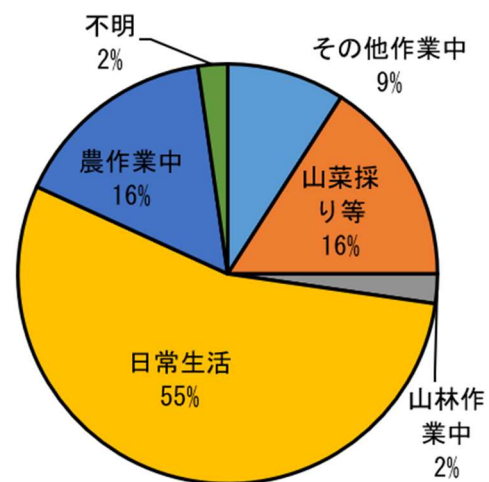


図 12 北上山地地域における山での被害発生状況

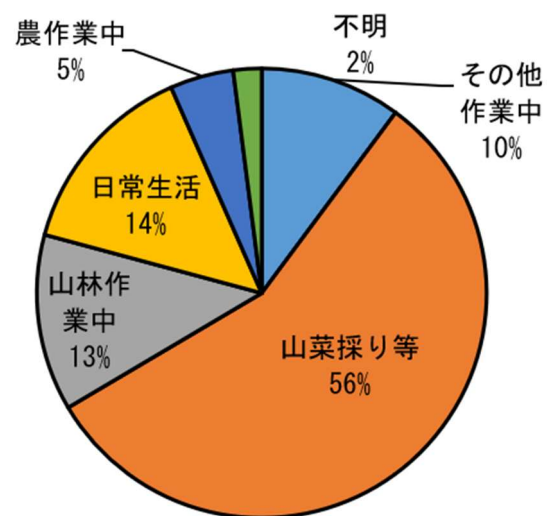


図 13 北上山地地域における里での被害発生状況

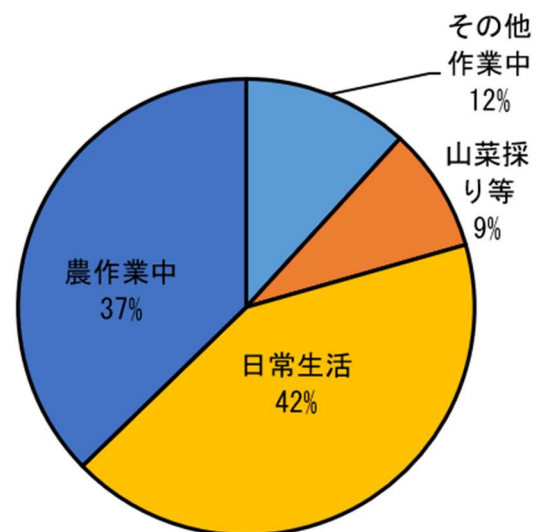


図 14 月別発生件数

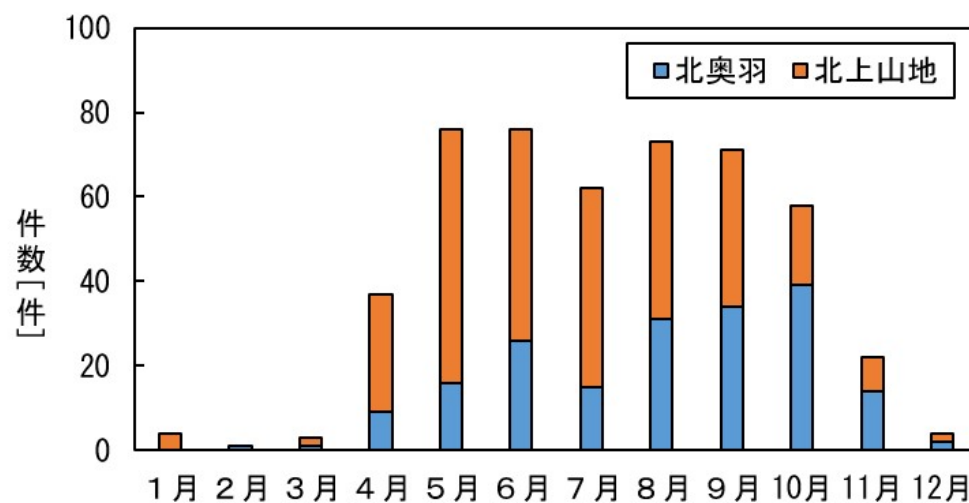


図 15 山での月別人身被害発生件数

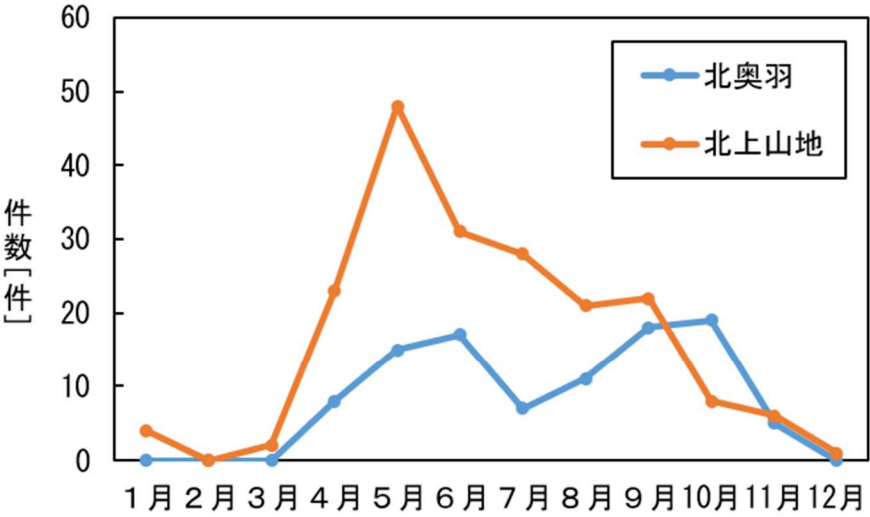


図 16 里での月別人身被害発生件数

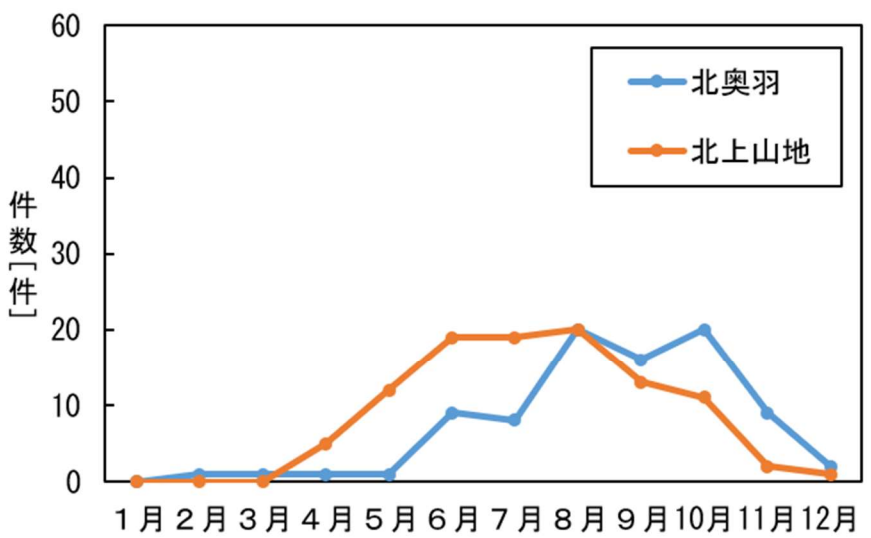


図 17 被害者の年齢と性別

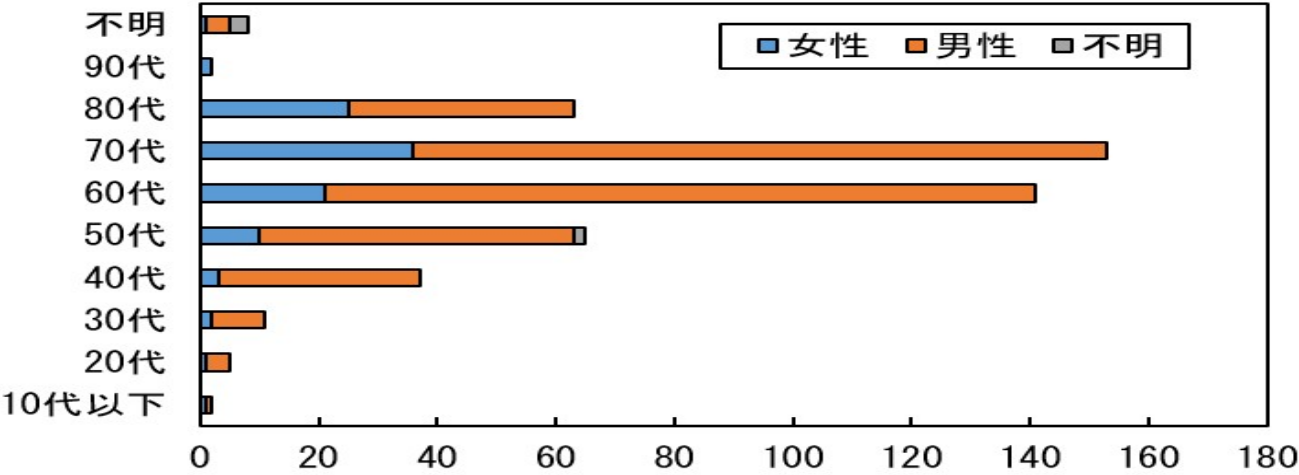


図 18 人身被害発生時間

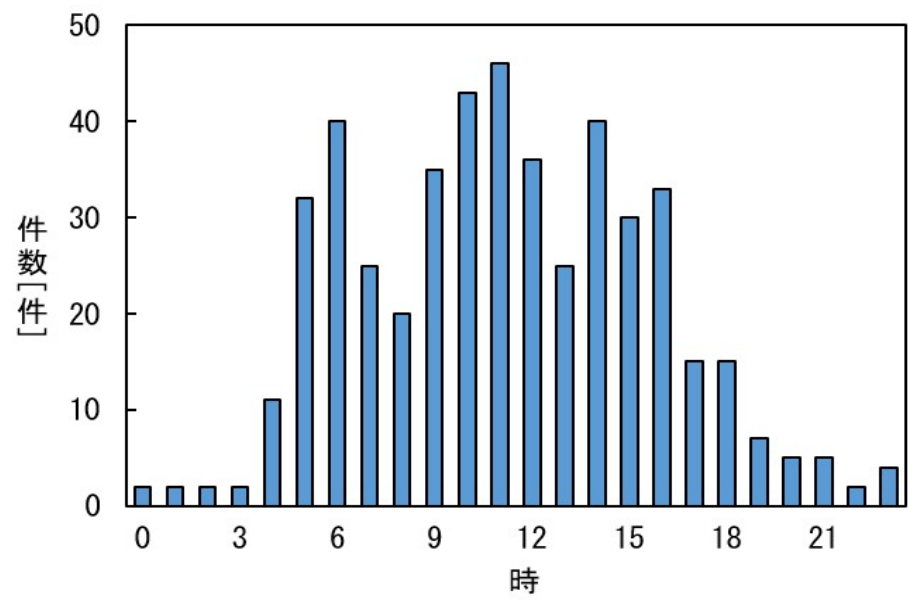


図 19 発生割合（山・里）

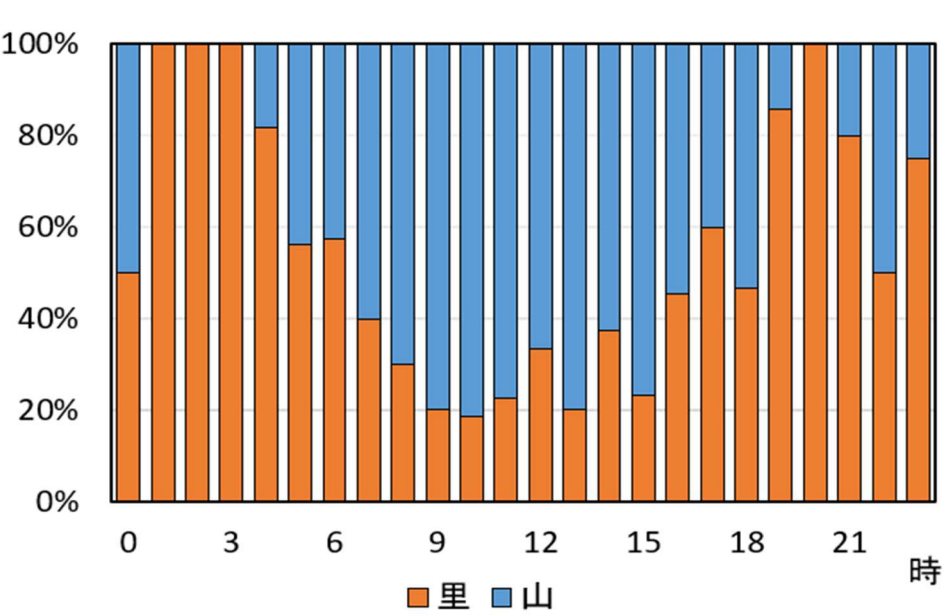


表 3 農業被害発生状況

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7※
被害面積	133	94	76	222	102	71	43	73	66	107	59	70	26	45	55	39	48	50	42	32	79	25	67
被害金額	1,925	1,908	671	4,617	2,315	4,830	4,391	3,980	4,738	7,287	5,466	5,031	2,477	3,467	4,232	4,206	4,427	4,805	4,100	3,314	9,966	3,296	8,100

※10月時点

図 20 農業被害額の推移

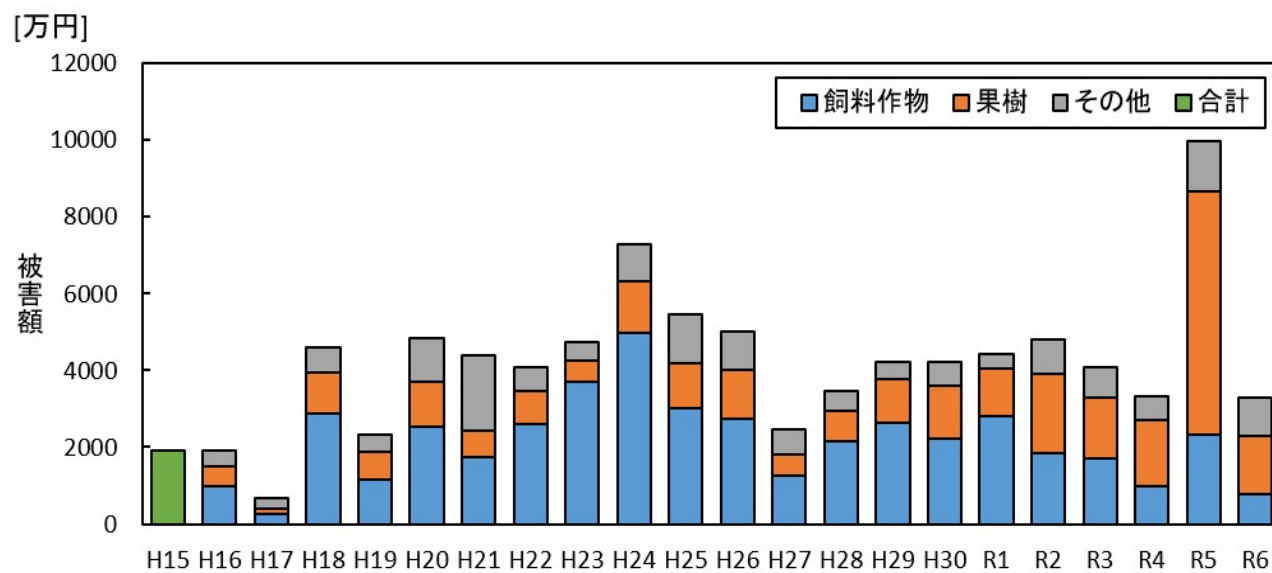


表 4 ブナ豊凶状況及び注意報等発表状況

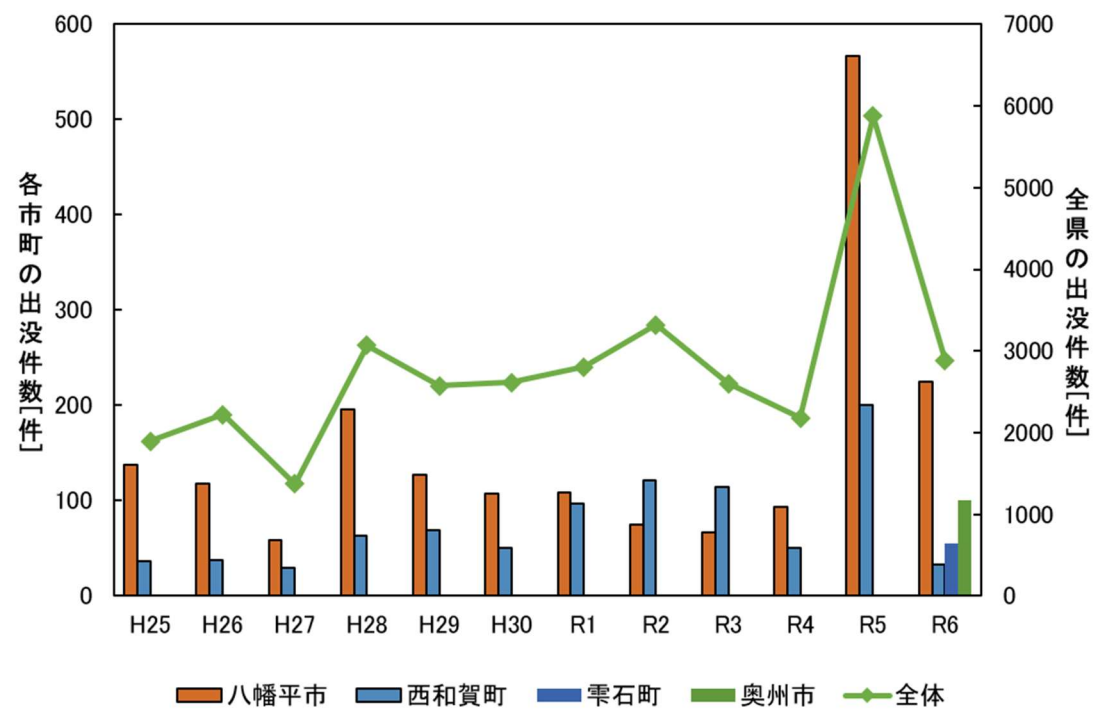
	ブナ豊凶	有害捕獲（頭）	人身被害（件）	注意報等状況
H17	豊作	53	16	
H18	皆無	241	15	注意報発表
H19	凶作	86	7	
H20	凶作	88	9	
H21	凶作	144	14	
H22	皆無	161	14	
H23	凶作	103	16	
H24	皆無	289	19	
H25	豊作	201	7	
H26	凶作	314	13	注意報発表
H27	豊作	114	13	警戒情報発表※
H28	不作	328	17	注意報・警報発表
H29	不作	267	16	注意報発表
H30	並作	243	12	
R1	不作	352	15	注意報発表
R2	不作	440	27	注意報発表
R3	不作	385	14	注意報発表
R4	並作	356	23	注意報発表
R5	凶作	820	46	注意報・警報発表
R6	並作	450	10	注意報発表
R7	凶作	1, 151	39	注意報・警報発表

※冬眠明けが早まることが予想されたことから発表したもの。

表 5 春季捕獲に係る捕獲・目撃等の状況

			H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
八幡平市	捕獲数		6	12	8	12	5	6	8	12	6	10	5	16
	目撃数	成獣	2	6	7	12	3	5	3	4	3	3	6	13
		幼獣	0	1	2	5	1	1	0	0	0	0	0	3
	踏査距離 (km)		53	35	35	54	98	95	180	114	76	76	96	135
西和賀町	捕獲数		5	4	2	5	5	5	4	7	7		7	5
	目撃数	成獣	5	12	6	18	25	5	1	7	13	9	8	7
		幼獣	2	0	1	9	3	0	10	2	4	0	1	0
	踏査距離 (km)		109	97	66	268	284	73	63	43.5	91	89	27	31
雫石町	捕獲数													1
	目撃数	成獣												0
		幼獣												0
	踏査距離 (km)													53
奥州市	捕獲数													0
	目撃数	成獣												0
		幼獣												0
	踏査距離 (km)													6

図 21 春季捕獲地域の年間出没状況



第 7 次シカ管理計画（素案）の概要

〈策定の根拠、計画の位置付け等〉

◇策定の根拠等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 7 条の 2 及び第 14 次鳥獣保護管理計画

◇位置付け

生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理を図るために特に必要があると認めるときに策定。法、国の指針、いわて県民計画（2019～2028）等を踏まえ、鳥獣の管理の方針を定めるもの。

◇計画の期間

令和 9 年度～令和 13 年度

〈現状と課題〉

◇生息状況

- 1 生息分布 県内全域
- 2 生息頭数 約 12.7 万頭（令和 7 年度推定）

【参考】現時点で遡及して推定し直した平成 30 年度時点の生息頭数は、約 14 万頭

◇被害状況

- 1 農業被害 約 2 億 5,000 万円（R7）
- 2 林業被害 約 5,300 万円（R7）
- 3 自然植生被害
早池峰山に生育する高山植物への被害

◇課題

- 1 第 6 次計画策定時の捕獲目標である年間 2.5 万頭の捕獲では、個体数の十分な低減には至らず、更なる捕獲圧強化が必要。
- 2 農林業被害の低減につながる個体数管理推進のため、生息密度や被害状況を継続的に把握し、効果的な捕獲対策へ反映させることが必要。

〈基本目標〉

- 1 県内に生息するシカの個体数を低減させるため、当面 3 万頭以上を捕獲【拡充】
- 2 効果的な捕獲方法の導入や捕獲の担い手の育成等の継続
- 3 捕獲や被害防止対策の強化による農林業被害の軽減と自然植生被害の抑制
- 4 モニタリング調査を継続し、かつ、最新のデータを用いた個体数推定と将来予測の実施

〈計画の概要〉

◇管理の実施

- 1 個体数管理
 - (1) 狩猟の推進：狩猟期間の延長等
 - (2) 有害鳥獣捕獲：農地周辺での捕獲強化等
 - (3) 指定管理捕獲等事業：認定鳥獣捕獲等事業者に委託し、捕獲を実施

＜密度管理手法の導入＞【新規】

- ① 生息密度調査結果に基づく重点捕獲地域の設定
- ② 指定管理鳥獣捕獲等事業による集中的な捕獲の実施

- (4) 捕獲の担い手確保・育成：狩猟免許取得の促進（更なる受験機会の確保等）、捕獲技術研修会の開催等
- 2 被害防止対策
 - (1) 防護柵の設置の促進及び適切な維持管理の支援
 - (2) シカの餌場となる草地・耕作放棄地の適正管理、農地周辺の環境整備等を推進
 - (3) 地域ぐるみの被害防止体制の整備
 - (4) 捕獲・防鹿柵・モニタリングによる高山

植物被害対策

- 3 モニタリング
 - (1) 捕獲・目撃情報の収集
 - (2) 生息密度の把握【新規】
 - (3) 植生の被食状況の把握
 - (4) 被害状況の把握
 - (5) 防鹿柵設置状況等把握【新規】

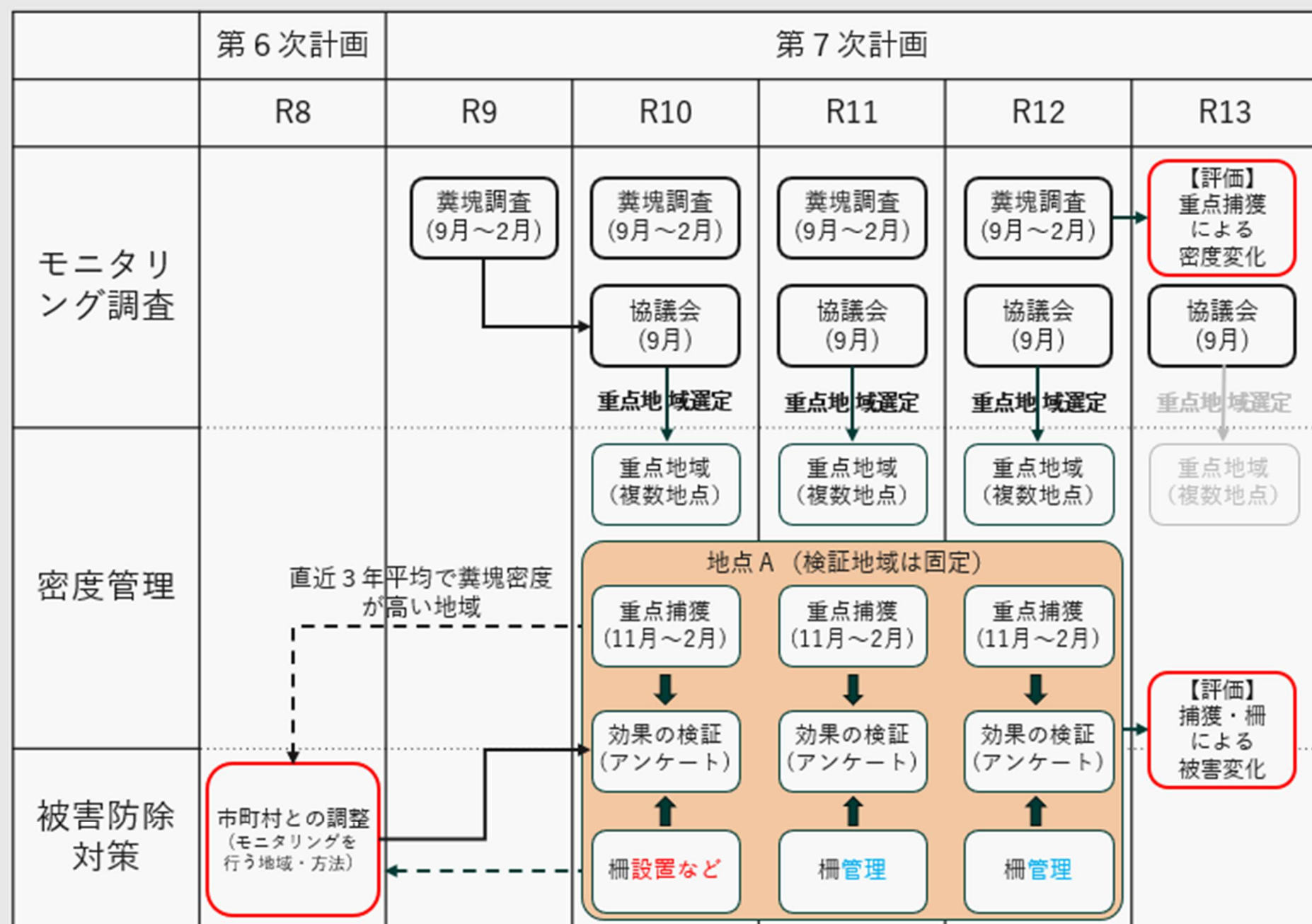
◇その他管理のために必要な事項

- 1 各機関の果たす役割
県、市町村、集落・地域住民、狩猟者団体等の役割
- 2 普及啓発
シカの生態、捕獲技術、防除対策、生息環境管理等に関する研修会の実施
- 3 他県との連携
宮城県、秋田県及び青森県との捕獲手法の検討や個体数管理に係る情報交換
- 4 その他
 - (1) 鳥獣被害防止計画との調整
 - (2) 錯誤捕獲対応の実施体制
 - (3) 感染症及び安全対策の実施
 - (4) 捕獲の担い手の確保・育成

〈今回追加・修正する主な項目〉

- 1 推定個体数の更新
- 2 年間捕獲目標の引き上げ
(2.5 万頭→3 万頭)
- 3 生息密度調査に基づく重点捕獲地域の導入
- 4 捕獲及び防護柵設置による効果の検証に向けたモニタリング調査の実施

■シカ重点捕獲及び防護柵設置の実施と検証のイメージ



現計画からの追加・変更事項は朱書き記載部分です。

第 7 次シカ管理計画（素案）

令和 9 年 3 月

岩 手 県

目 次

1	計画策定の目的及び背景.....	1
	(1) 計画策定の目的.....	1
	(2) 計画策定の背景.....	1
2	管理すべき鳥獣の種類	2
3	計画の期間等	2
	(1) 計画の期間.....	2
	(2) 計画の見直し.....	2
4	対象地域	2
5	シカに関する現状	2
	(1) 生息状況.....	2
	(2) 捕獲状況.....	3
	(3) 被害状況.....	5
	(4) 狩猟者の動向.....	7
6	管理計画の評価と改善	8
	(1) 個体数の低減.....	8
	(2) 担い手の育成.....	8
	(3) 農林業被害の軽減と自然植生被害の抑制.....	8
	(4) 生息状況の把握.....	8
7	管理の目標	9
	(1) 基本目標.....	9
	(2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方.....	9
8	管理の実施	10
	(1) 地域区分.....	10
	(2) 各地域区分の対策目標等.....	10
	(3) 個体数管理.....	11
	(4) 被害防除対策.....	13
	(5) 生息環境管理.....	13
	(6) モニタリング調査.....	14
	(7) 精度の高い個体数推定手法の検討.....	14
9	その他管理のために必要な事項.....	15
	(1) 各機関・団体等の果たす役割.....	15
	(2) 普及啓発.....	15
	(3) 他県との連携.....	16
	(4) 鳥獣被害防止計画との調整.....	16
	(5) 錯誤捕獲の防止等.....	16
	(6) 感染症及び安全対策の実施.....	16

1 計画策定の目的及び背景

(1) 計画策定の目的

この第二種特定鳥獣管理計画は、県内に生息するニホンジカ（以下「シカ」という。）を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 7 条の 2 の規定に基づく第二種特定鳥獣として、科学的かつ計画的な管理を実施することにより、地域個体群の存続に配慮しながら個体数を適正な水準まで減少させ、農林業及び自然植生等への被害の低減を図ること、また、いわて県民計画（2019～2028）及び岩手県環境基本計画並びに第 14 次鳥獣保護管理事業計画に基づき、多様で優れた環境を守り次世代に引き継ぐことを目的とする。

(2) 計画策定の背景

これまで、地域個体群の健全な維持をしつつ、農林業等の被害の軽減を図るため、平成 12 年から平成 25 年 11 月までの期間に、4 次にあたるシカ保護管理計画を作成し、五葉山地域を中心に関係機関と連携したシカ被害対策を進めてきたが、シカの生息域は五葉山地域から県内全域に拡大しており、それに伴い被害も続いていた。

こうした中、国では、鳥獣の急速な個体数増加や分布拡大が農林業及び生態系に深刻な被害を及ぼしている事態に対応するため、「抜本的な鳥獣捕獲対策」を平成 25 年 12 月に策定し、当面の目標として 10 年後（令和 5 年度）までにシカの個体数を半減させることを掲げた。

県では、平成 27 年 5 月に、シカの管理を推進するため、「第 4 次シカ保護管理計画」を「第 4 次シカ管理計画」に変更し、第二種特定鳥獣管理計画に位置付け、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項等を追加した。

平成 27 年度には、国が公表した岩手県内における平成 24 年度末時点のシカの推定個体数約 4 万頭（中央値）について、これを令和 5 年度までに半減させる国の方針を考慮した上で、シカの捕獲を強化し、早急な農林業被害の減少とシカの生息数減少を目標とした「第 5 次シカ管理計画」（平成 29 年 4 月～令和 3 年 3 月）を作成した。

第 5 次シカ管理計画で目標とした年間 1 万頭以上の捕獲に取り組んできたにもかかわらず、依然として農林業被害は高い水準で推移し、また、自然植生への過度の影響もみられており、令和 3 年度に県が公表した岩手県内における平成 30 年度秋時点のシカの推定個体数 10.7 万頭（95%信用区間 7.3～15.2 万頭）に基づく捕獲の管理目標を新たに設定し、順応的に管理を進めるための「第 6 次シカ管理計画」を策定した。

第 6 次シカ管理計画で目標とした年間 2 万 5 千頭以上の捕獲を進めてきたが、農林業被害は高い水準で推移し、また、自然植生への影響も継続している。さらに、令和 8 年度に公表した個体数推定結果では、令和 7 年度秋時点の県内シカ個体数は約 12 万 7 千頭（資源量を過小評価するリスクを低減するため推定分布の第三四分位数を採用）と推定されており、個体数の十分な低減には至っていない。

なお、令和 7 年度までのデータを用いて平成 30 年度時点の個体数を遡及推定した場合は約 14 万頭と推定されており、第 6 次計画策定時に用いた推定個体数（約 10 万 7 千頭）を上回る結果となった。

このため、第 7 次シカ管理計画では、これまでの取組を継承しつつ、年間 3 万頭以上の捕獲を管理目標として設定し、モニタリング結果に基づく順応的管理の下、重点捕獲地域を設定した個体数管理、被害防除対策及び生息環境管理を一体的に推進することで、農林業被害の軽減と自然植生への影響抑制を図る。

2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ (*Cervus nippon*。以下「シカ」という。)

3 計画の期間等

(1) 計画の期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までとする。

(2) 計画の見直し

計画の期間内であっても、生息状況及び社会状況に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

4 対象地域

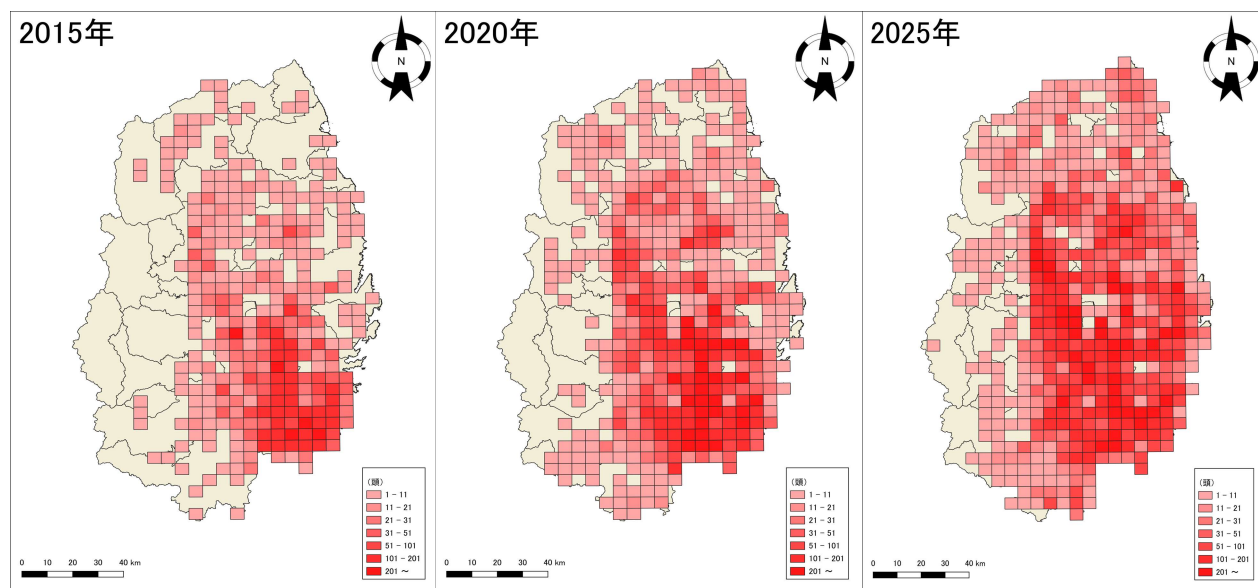
県内全域とする。ただし、国指定鳥獣保護区（日出島、三貫島）の地域を除く。

5 シカに関する現状

(1) 生息状況

ア 生息分布（時点修正）

シカの捕獲情報によると、令和 2 年度時点では、秋田県境の位置する一部の市町村を除き生息していたが、令和 7 年度時点では、県内全域で捕獲されており、県内全域に生息している状況である。【図 1】

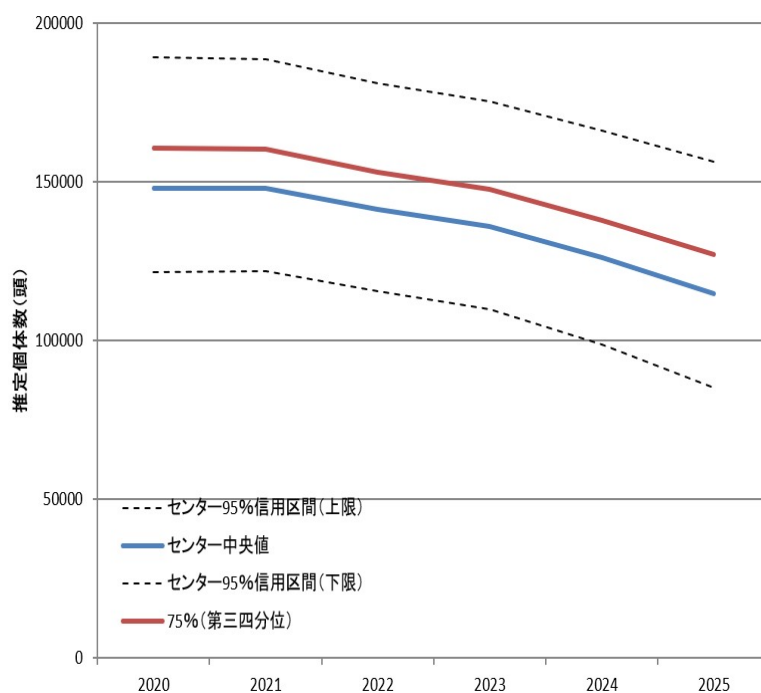


【図 1】シカ捕獲位置図

イ 生息数

第7次計画期間において、これまでの捕獲数と、生息数と相関のある指標データ（糞塊密度、追出し調査）を使用して統計学的手法（ハーベストベースモデル※）により個体数の推定を行った。

その結果、令和7年度秋時点の推定個体数は、95%信用区間で約8.5万頭～15.6万頭と推定されており、本県では、個体数の過小評価リスクを低減し、より慎重な管理を行う観点から、中央値ではなく、第三四分位数（75%値）の約12.7万頭を採用した。【図2】



※ 出典：環境保健研究センター

【図2】岩手県内におけるシカの推定個体数

※生息状況や捕獲状況の時間的な変化のデータを使用し、生息状況調査の観測時の誤差を考慮したうえで個体数と自然増加率を推定する方法。

【参考】

第3次計画期間中（H24年度）までは、ヘリコプターを使用した直接観察法による生息数調査を実施していたが、第4次計画期間以降は、シカの生息域の拡大に伴い、ヘリコプター調査を全県に拡大して実施することが経費や労力の面から困難であったことから、糞塊法による生息状況調査から統計学的手法により個体数を推定している。

第6次計画期間以降は、県内各地域の糞塊地点数を増やし、順次、調査範囲を拡大した。

(2) 捕獲状況

平成25年度以降のシカの捕獲状況は、【図3】のとおりである。

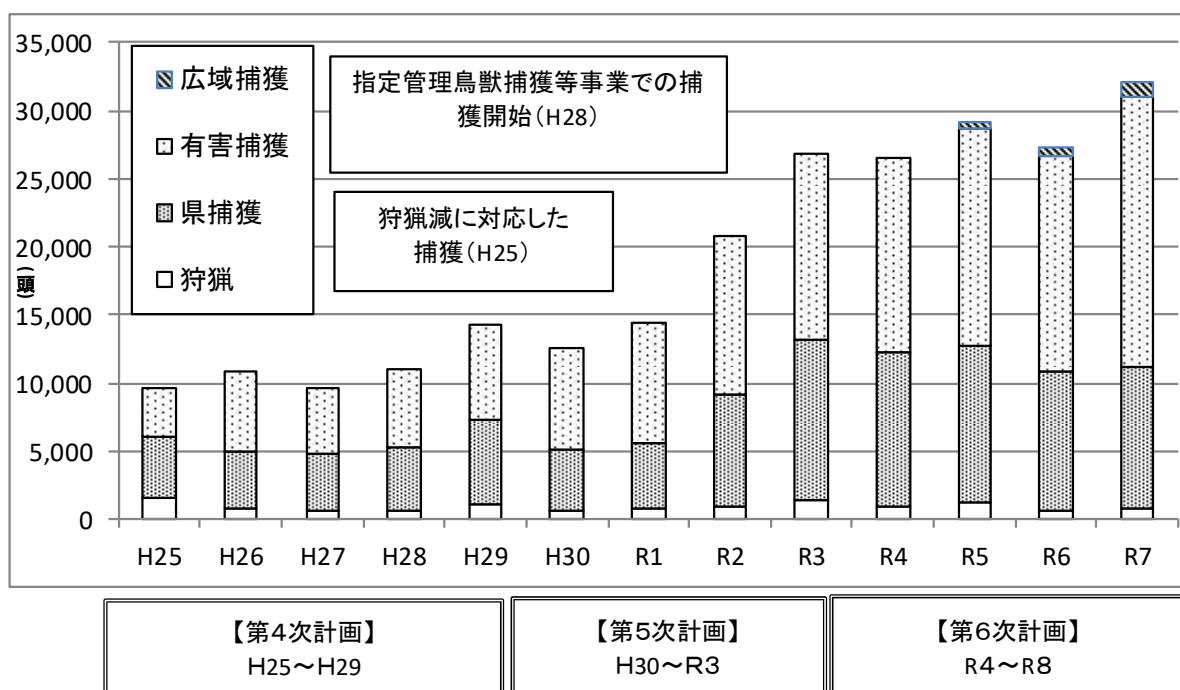
第4次計画期間以降、地域区分を見直し、県内を3つの地域（北上山地北部、南部及び奥羽地域）に区分して個体数管理を行っている。

第6次計画期間中の平均捕獲数は、北上山地北部で6,362頭、南部で21,954頭、奥羽地域では497頭となっている。

なお、平成23年3月の東日本大震災津波における福島原発事故の影響により、岩手県の県南地域を中心に、シカ肉から基準値を超える放射性物質が検出されたことから、平成23年度以降は狩猟による捕獲頭数が減少傾向となっている。

また、平成27年度以降は、国の交付金を活用した指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲に取り組み、令和5年度以降、狩猟、有害鳥獣捕獲、広域捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲を合わせて年間2万5千頭以上を捕獲し、令和7年度に初めて3万頭を超える捕獲数となった。

区 分		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
北上高地 南部	狩猟	1,356	727	552	578	922	411	651	748	1,113	653	1,015	528	625
	県捕獲	4,406	3,837	3,624	3,934	5,202	3,810	3,743	6,799	9,785	8,452	8,613	7,087	7,441
	有害捕獲	3,266	5,612	4,469	5,297	6,557	6,881	8,018	10,170	11,717	11,901	12,423	12,310	14,944
	広域捕獲											333	538	905
	その他												49	0
	計	9,028	10,176	8,645	9,809	12,681	11,102	12,412	17,717	22,615	21,006	22,384	20,512	23,915
北上高地 北部	狩猟	185	86	75	69	146	111	69	122	186	183	221	121	71
	県捕獲	140	321	405	635	845	687	925	1,386	1,897	2,667	2,611	2,845	2,673
	有害捕獲	241	299	311	399	466	465	786	1,263	1,829	2,296	3,306	3,255	4,612
	広域捕獲											81	202	268
	その他												36	0
	計	566	706	791	1,103	1,457	1,263	1,780	2,771	3,912	5,146	6,219	6,459	7,624
奥羽山脈	狩猟	5	3	2	2	10	22	37	33	53	46	38	22	5
	県捕獲	10	24	81	63	132	98	126	117	128	191	271	257	302
	有害捕獲	10	10	26	22	38	53	65	93	131	138	205	218	295
	広域捕獲											0	0	0
	その他													
	計	25	37	109	87	180	173	228	243	312	375	514	497	602
合計	狩猟	1,546	816	629	649	1,078	544	757	903	1,352	882	1,274	671	701
	県捕獲	4,556	4,182	4,110	4,632	6,179	4,595	4,794	8,302	11,810	11,310	11,495	10,189	10,416
	有害捕獲	3,517	5,921	4,806	5,718	7,061	7,399	8,869	11,526	13,677	14,335	15,934	15,783	19,851
	広域捕獲											414	740	1,173
	合計	9,619	10,919	9,545	10,999	14,318	12,538	14,420	20,731	26,839	26,527	29,117	27,383	32,141



※ 県捕獲：平成27年度以降、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲

※ 広域捕獲：令和5年度以降、野生鳥獣広域捕獲事業による捕獲

【図3】シカ捕獲数の推移（管理区分別）

(3) 被害状況

ア 林業被害

シカによる林業被害は、主にスギ、カラマツ等の造林木の芽や葉及び原木しいたけの食害である。令和元年度以降、被害額は増加傾向にあり、令和7年度の林業被害は9市町で発生しており、被害額は約5千300万円となっている。【図4】

なお、林業被害防止対策として、森林整備事業を活用した防護柵の設置や忌避剤の散布、食害防止チューブの設置等を実施している。

イ 農業被害

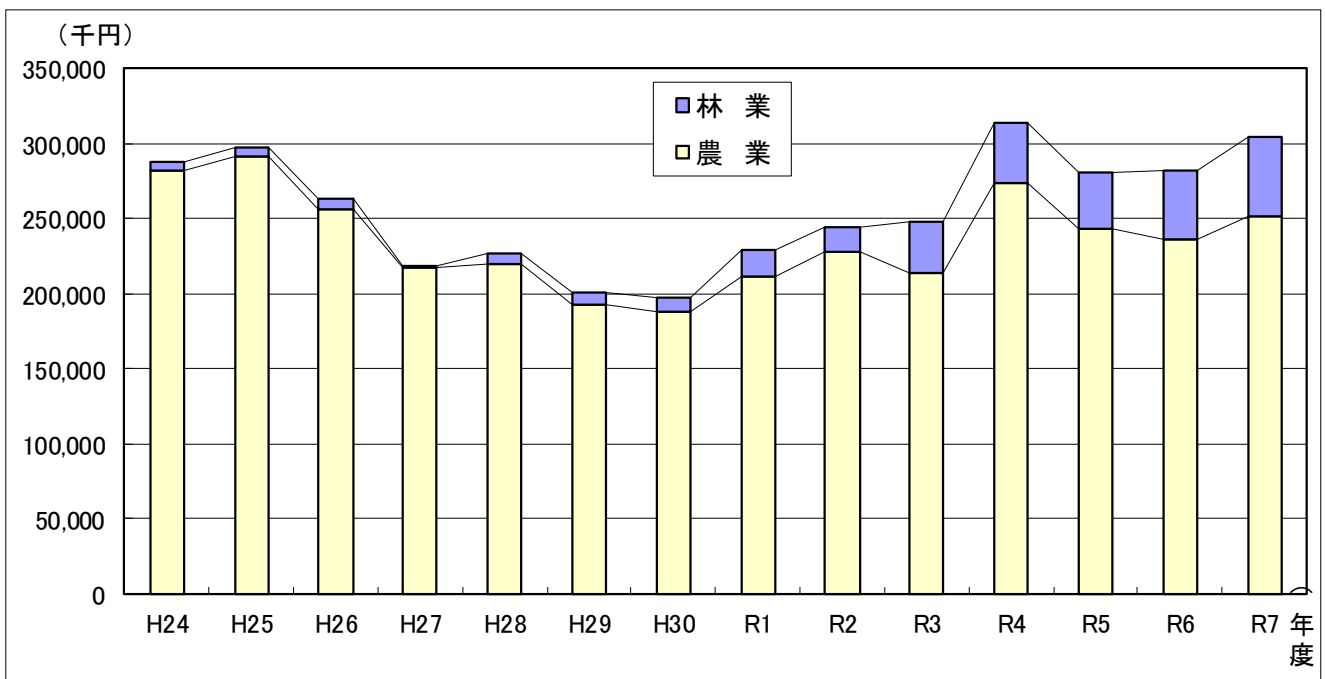
シカによる農業被害は、水稻、野菜、飼料作物及び果樹等の食害である。被害額は平成25年度の約2億9,000万円をピークに平成30年度まで減少に転じたが、令和元年度から再び増加し、令和7年度は速報値で2億5,000万円となっている。【図4】

また、生息域の拡大に伴い、農業被害発生市町村数が増加している。

農業被害防止対策のため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年12月21日法律第134号）（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）が平成19年に施行され、市町村は、鳥獣被害防止特措法に基づき作成する被害防止計画により、防護柵の設置等の被害防止対策を実施している。

（単位：千円）

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
農 業	282,620	291,282	256,467	217,206	219,783	192,267	188,439	212,090	227,485	213,540	274,145	243,215	236,266	251,899
林 業	5,773	6,331	7,340	870	6,789	9,178	9,349	16,668	16,463	34,651	40,141	37,391	46,234	52,818
合 計	288,393	297,613	263,807	218,076	226,572	201,445	197,788	228,758	243,948	248,191	314,286	280,606	282,500	304,717



※ 令和7年度は速報値

【図4】シカによる農林業被害の推移

ウ 自然植生への影響

早池峰山周辺は、シカの生息が確認されて以来、森林内での樹皮剥ぎ及び枝葉や下層植生への食痕が見られるようになり、森林の持つ公益的機能の低下が懸念されるほか、高山植物への食害も確認されている。平成 29 年度には、岩手県希少野生動植物の保護に関する条例（平成 14 年 3 月 29 日条例第 26 号）の指定種である、ナンブトウチソウ、ナンブトラノオに食痕が確認された。

令和 7 年 4 月に東北森林管理局が公表した糞粒調査の結果によると、令和 3 年度と比較して令和 7 年度の生息密度が 28.8%減少した。【表 2】

しかしながら、県が実施したセンサーカメラ調査では、高標高でもシカの出没が確認されているなど、山頂付近のシカの利用区域拡大が懸念されることから、モニタリング調査の継続による情報収集、防鹿柵の設置、周辺地域での捕獲等の強化が必要である。

【表 2】早池峰山周辺地域における平均生息密度（糞発見率 40%）

調査年度	H23	H29	R3	R7
平均生息密度 (頭/km ²)	1.5 頭	8.2 頭	23.6 頭	16.8 頭

※ 出典：東北森林管理局・令和 7 年度早池峰山周辺地域ニホンジカ生息状況・森林影響等調査

※ 平均生息密度は、糞粒法により特別天然記念物指定区域を中心とした約 120 平方キロメートルの区域内の生息密度を算出したもの。（調査対象区域内の推定生息数は、 $16.8 \text{ 頭/km}^2 \times 120 \text{ km}^2 = 2,016 \text{ 頭}$ ）

エ その他の被害

近年、県内を走行する列車との衝突事故も増加している。【表 3】

特に、JR 山田線の上米内～区界間、箱石～腹帯間及び JR 釜石線の陸中大橋～洞泉間において、多くの衝突事故が発生している。

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
JR 東日本盛岡支社	419	647	700	483	572	379	629
IGR	2	5	21	25	41	50	37
三陸鉄道	126	143	162	157	178	160	190
計	547	795	883	665	790	589	856

※ 出典：各鉄道事業者からの聞き取り。

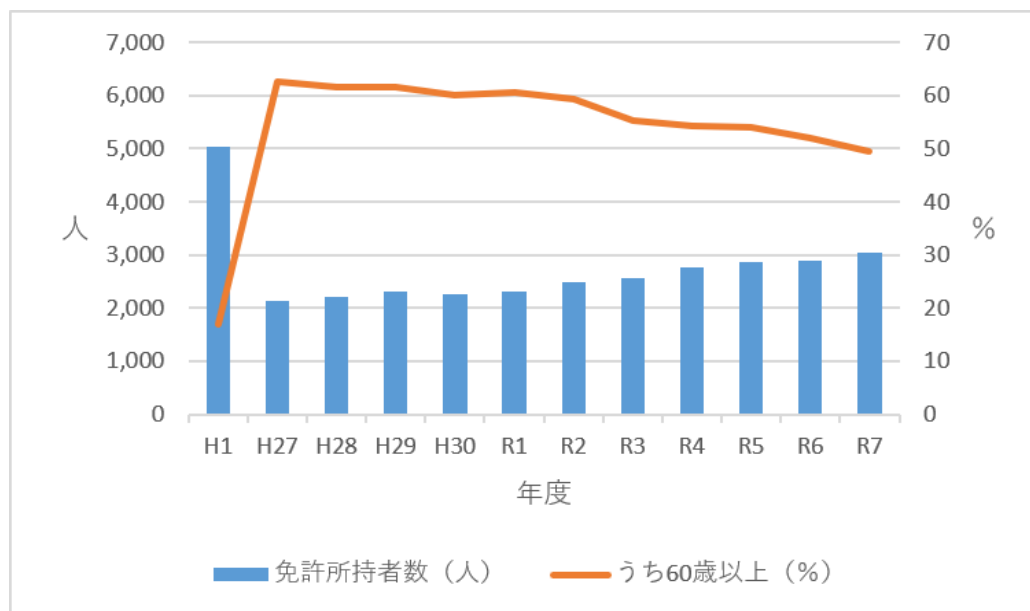
なお、三陸鉄道は、平成 31 年 3 月に JR 山田線（宮古～釜石間）が移管されたことから衝突件数が増加した。

(4) 狩猟者の動向

ア 狩猟免許所持者数

捕獲の担い手である狩猟者数について、狩猟免許所持件数をみると、平成元年度の約 5,000 人から平成 27 年度には約 2,100 人まで減少したが、その後は年々増加し、令和 7 年度には約 3,000 人となっている。

また、狩猟免許所持者に占める 60 歳以上の割合は、平成元年度の 2 割以下から平成 26 年度には 6 割以上まで上昇したが、令和 7 年度には 5 割未満にまで減少し、次第に 50 歳未満の割合が増加している。

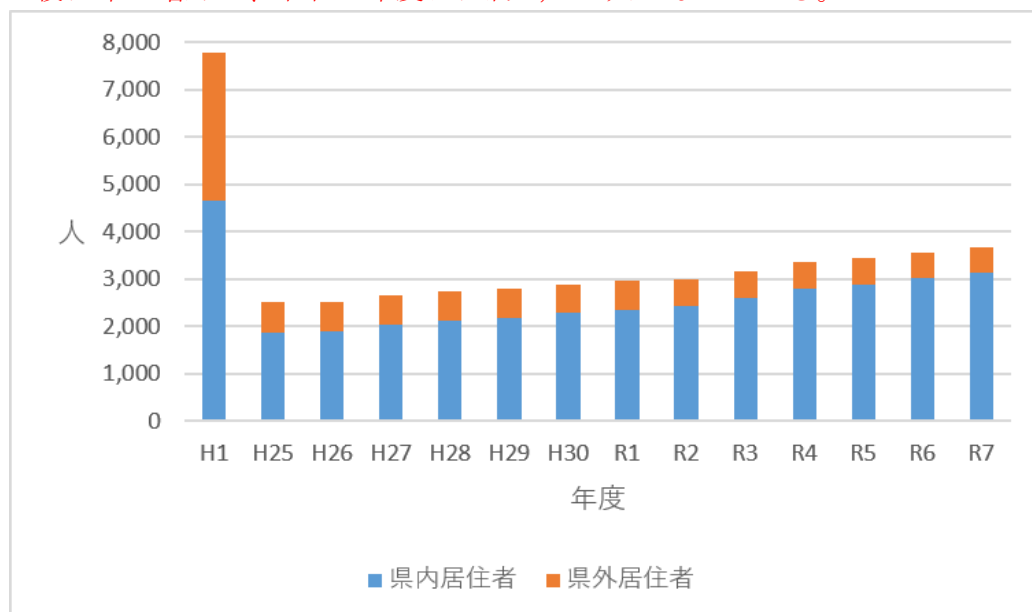


【図 5】 狩猟免許の所持者数（延べ人数）及び 60 歳以上の割合の推移

イ 狩猟者登録者数

狩猟者登録数をみると平成元年度は県内居住者及び県外居住者の合計が 7,000 人を超えていたものの、平成 25 年度には約 2,500 人まで減少した。

その後は年々増加し、令和 7 年度には約 3,600 人となっている。



【図 6】 狩猟者登録数の推移

6 管理計画の評価と改善

(1) 個体数の低減

シカの生息域が全県に拡大していることから、第6次シカ管理計画において、毎年2万5千頭以上の捕獲が必要として、狩猟、有害鳥獣捕獲に加え、平成27年度以降は指定管理鳥獣捕獲等事業、令和5年度以降は広域捕獲事業による捕獲に取り組んできた。

令和3年度以降、毎年2万5千頭以上の捕獲を実施しており、モニタリング調査や捕獲頭数の状況から、一部地域では個体数の低減が確認されたが、県北地域では個体数の増加が確認された。

今後は、個体数の低減に必要な捕獲目標数の設定の見直しや更なる捕獲強化の対策を検討していく必要がある。

(2) 担い手の育成

経験が浅い狩猟者を対象に、野生鳥獣肉の衛生的な取扱いや解体技術等の向上を目的としたシカ解体等スキルアップ研修会や新たな捕獲の担い手を確保することを目的とし、狩猟免許を取得したことがない一般県民を対象にした捕獲の担い手研修会を実施した。

これにより、狩猟免許所持者数及び狩猟者登録者数は増加傾向にあるが、引き続き、担い手の確保・育成等をより一層推進する。

(3) 農林業被害の軽減と自然植生被害の抑制

農作物被害については、令和4年度以降、積極的な捕獲活動や侵入防止柵整備等の被害防止対策を推進しているが、個体数の増加や生息域の拡大等により、被害額は高止まりしている状況であり、引き続き、被害防止対策を強化していく必要がある。

林業被害については増加傾向にあるため、引き続き侵入防止柵の設置や忌避剤の散布等の継続、更なる対策を検討していく必要がある。

自然植生被害について、県では東北森林管理局との連携によるモニタリング調査を実施し、早池峰山周辺地域において設置した防鹿柵設置箇所については、植生の回復が確認されており、食害防止等に一定の効果が認められている。

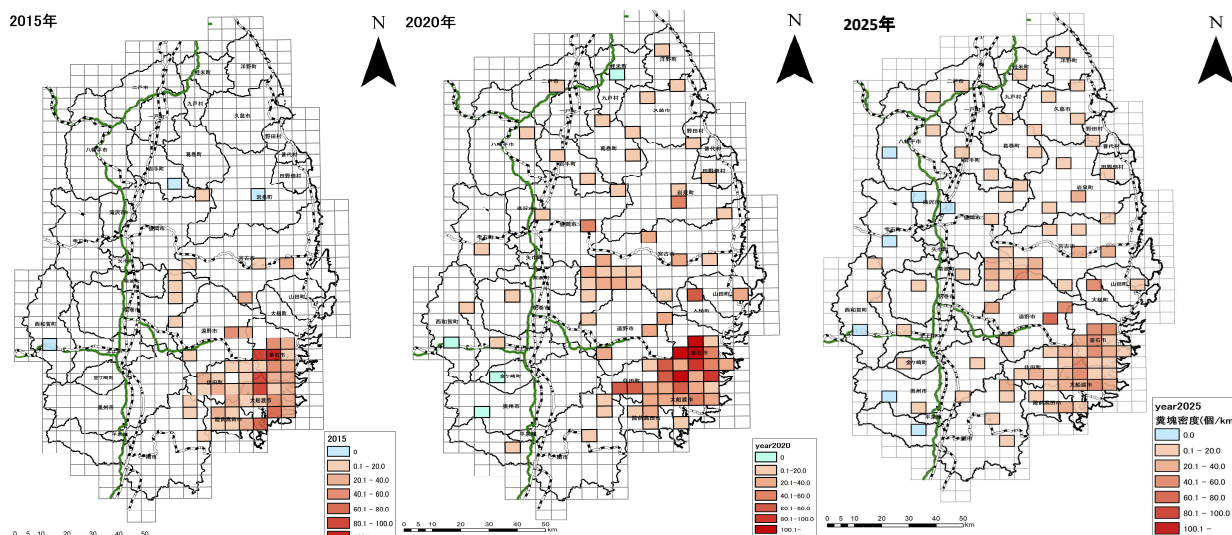
一方で、一部地域ではシカの侵入や高山植物への食害が継続しており、センサーカメラ調査ではシカの生息が引き続き確認され、一部地点では撮影頻度の増加も見られることから、柵の維持管理、設置箇所の見直しや、モニタリングを継続する必要がある。

(4) 生息状況の把握

従来は、主に五葉山周辺地域で実施していた糞塊法による生息状況調査は、シカの生息密度を推定する上で効果的かつ広域的なモニタリングに適した方法であることから、第4次計画（H25）からは調査地点数を県内50地点程度、令和2年度では、計81地点、令和7年度には、県内92地点で調査し、より広域での生息分布の把握に努めた。【図8】

また、この調査で得られたデータは、推定個体数の算出に利用している。

なお、広域的な生息状況のモニタリングや精度の高い推定個体数の算出を行うためには、地域的な偏りなく調査地を設定し、データ収集する必要があることから、県内の調査地点数を100地点以上確保する必要がある。



【図 7】糞塊調査位置図

7 管理の目標

(1) 基本目標

長期的には、地域個体群を健全に維持しつつ、農林業被害等の軽減を図り、人とシカとの共生を目的とするが、シカの個体数の増加や生息域の拡大により、農林業被害の継続的な発生や被害地域が拡大していることを踏まえ、短期的な目標として、本計画期間の目標を次のとおりとする。

- ① 令和 7 年度秋時点のシカの推定個体数 12.7 万頭（75%値）を低減させるため、当面、年間 3 万頭以上の捕獲※
- ② 捕獲の担い手の育成等を継続
- ③ 農林業被害の軽減と自然植生への影響の抑制
- ④ モニタリング調査を継続し、かつ、最新のデータを用いた個体数の推定及びそれを基にした将来予測の実施

※本県におけるニホンジカの生息状況は依然として予断を許さない状況にあり、推計結果等から、現在の捕獲水準を継続した場合でも短期間での大幅な個体数低減は困難であると考えられる。今後は、糞塊密度調査等によるモニタリング結果を踏まえながら、重点捕獲地域における捕獲の強化及び捕獲体制の充実を図り、関係機関との連携のもと、着実な個体数管理を推進していく必要がある。

(2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

シカの生息域がほぼ全県に拡大していることから、狩猟期間の延長等狩猟による捕獲を推進するとともに、有害捕獲と指定管理鳥獣捕獲により、県内全域で捕獲に取り組みつつ、高密度地域においては個体数管理のための捕獲を重点的に推進し、生息密度の管理を図る。

また、シカ解体等スキルアップ研修会や、狩猟免許を取得したことがない一般県民を対象にした捕獲の担い手研修会開催による捕獲の担い手の確保・育成等を継続し、更なる捕獲圧の強化を図る。

また、並行してモニタリング調査を行い、その結果から目標の達成状況を評価し、計画的な個体数管理に努める。

なお、効果的に個体数を減少させるため、引き続きメスジカの捕獲を推進する。

さらに、個体数管理だけでは農林業被害を軽減することが困難であることから「個体数管理」に加え、「**侵入防止対策**」及び「生息環境管理」の各種対策を引き続き総合的に実施するとともに、効果的かつ継続的に対策を実施するためには地域主体の取組が欠かせないことから「地域ぐるみの被害防止対策」を**推進**する。

8 管理の実施

(1) 地域区分

本県におけるシカの生息状況は全県一様ではなく、被害状況等も地域により異なっていることから、各地域の実態に応じた管理を進めるため、分布状況等から一定程度の移動障害となっておりと考えられる大規模な河川をもって大きく3つに区分する。【表4、図6】

【表4】地域区分

区分	区域
①北上山地南部地域	北上川及び閉伊川に囲まれた区域
②北上山地北部地域	北上川、馬淵川(平糠川)及び閉伊川に囲まれた区域
③奥羽山脈地域	北上川及び馬淵川(平糠川)以西の区域



【図6】地域区分図

(2) 各地域区分の対策目標等

生息状況等に応じて、対策の目標等が異なることから、各地域区分に目標等を設定する。

【表5】

なお、各地域区分内にも様々な生息状況が混在している場合があるので、画一的な運用とならないよう、各地域の生息状況や被害状況に応じた対策を講じる。

【表5】地域区分別の対策目標及び重点対策

地域区分	生息状況等	目標	重点対策
北上山地南部	高密度段階 ・個体数の多い状態が継続 ・被害が恒常的に発生	・早急な個体数低減 ・被害の軽減	・捕獲の強化 ・防護柵等による農地保護
北上山地北部	定着段階 ・定着が進み、徐々に個体数が増加し、急増地域も発生 ・被害も増加	・定着個体の低減 ・被害の拡大防止	・捕獲の強化 ・被害への早期対応 ・防護柵等による農地保護
奥羽山脈	侵入段階 ・目撃情報が続き、被害が発生し始めている地域	・定着防止 ・被害の発生防止	・捕獲の強化 ・早期発見と早期対応

(3) 個体数管理

ア 狩猟による捕獲の推進

(ア) 狩猟期間の延長

狩猟によるシカの捕獲を推進するため、シカに係る狩猟期間を延長し、以下のとおりとする。

(延長前) 11月15日から翌年2月15日まで

(延長後) 11月1日から翌年3月31日まで

(イ) シカ肉の放射性物質検査の実施

平成23年3月の東日本大震災津波における福島原発事故の影響により、本県で捕獲されたシカ肉から基準値を超える放射性物質が検出され、国から平成24年7月に本県全域を対象とした出荷制限指示が出されている。これ以降、出荷制限の解除のためのモニタリング検査を行っているが、**直近では、令和6年度時点で、**県内の一部地域のシカ肉から基準値を超える放射性物質が検出されている。このため、シカ肉の放射性物質検査を引き続き行い、狩猟者等に対し各地域での検出状況について情報提供を行う。

なお、**大槌町、遠野市及び岩泉町の食肉処理加工施設が受け入れる**シカ肉について全頭検査を条件に出荷制限を一部解除していることから、引き続き県が定める「**出荷・検査方針**」に基づき放射性物質検査を実施しながら、捕獲したシカの有効活用について検討していく。

イ 有害鳥獣捕獲の推進

被害発生状況（場所、程度、時期等）を把握し、効果的かつ効率的な有害捕獲を推進する。特に農業被害の軽減及び被害発生地の拡大防止のため以下の取組を優先的に実施する。

(ア) 農地周辺のシカの定着解消

農地周辺に定着したシカにより継続した農業被害が発生している地域においては、農業被害の軽減に向けて、定着解消のため農地周辺での有害捕獲を優先的に実施する。

なお、銃器の使用が困難な農地周辺等においては、わなを使用した捕獲を促進する。

(イ) 草地のシカの定着解消

大型囲い**わな**や遠隔操作方式による囲い罠等の新しい捕獲技術の普及啓発等を行い、草地での効果的な捕獲について関係機関等が連携し対策を推進する。

(ウ) 地域ぐるみの捕獲体制の整備

農地周辺においてわなを使用した捕獲には、こまめな見回り等が必要であり、狩猟者や農家等地域住民が一体となった捕獲活動が欠かせないことから、地域ぐるみの捕獲体制の整備を促進する。

また、従事者の中に狩猟免許を受けていない者を補助者として含むことができる制度を活用し、地域ぐるみによる捕獲を促進する。

(エ) 予察捕獲の推進

被害が発生していない地域であっても、生息状況を踏まえ、予察捕獲（被害を未然に防止するために実施する有害捕獲）により、有害捕獲を推進する。

ウ 指定管理鳥獣捕獲等事業の推進

(ア) 目的

シカの個体数の増加や生息域の拡大により、農林業被害の継続的な発生や被害地域の拡大を踏まえ、捕獲の強化による農林業被害の早急な軽減と自然植生被害の抑制を目的として実施する。

(イ) 実施期間

令和 9 年 4 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日

(ウ) 実施区域

県内全域

(エ) 事業の目標

シカの個体数の抑制及び農林業被害の低減を図るため、狩猟及び有害捕獲の実施状況及び過去の指定管理事業による捕獲実績等を踏まえ、年度ごとに設定する。

(オ) 実施方法

認定事業者等に委託

(カ) 生息密度管理の実施

県内で実施する糞塊調査により地域ごとの生息密度を把握し、その結果を指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域及び捕獲目標数の設定に活用する。特に生息密度の高い地域については重点的に捕獲を実施し、生息密度の低減を図る。

(キ) 実施結果の把握並びに評価

年度ごとに、捕獲実績に基づき分析及び評価を行い、農林業被害及び糞塊密度調査等によるモニタリング調査結果の情報とあわせてシカ管理検討協議会に報告するとともに、次年度以降の重点捕獲地域の選定及び管理施策に反映するものとする。

(ク) 実施者

岩手県

エ 捕獲の担い手の確保・育成及び捕獲の効率化

(ア) 捕獲の担い手の確保・育成

狩猟者の減少や高齢化は、野生鳥獣の管理の円滑な実施に支障をきたすおそれがあることから、狩猟者の確保に向けて狩猟に対する県民の関心の喚起や狩猟免許を取得しやすい環境整備等の取組を推進する等、関係機関等と連携を図りながら、狩猟者の確保・育成を推進するとともに、狩猟免許試験に係る予備講習会の拡充などを通して狩猟免許取得者の確保に努める。

また、経験が浅い狩猟者の捕獲技術の向上のため、熟練狩猟者による捕獲技術等の伝達、継承を内容とする技術研修会等の開催や、鳥獣保護管理に関する人材登録事業（鳥獣プロデータバンク）に登録されている有識者から、捕獲技術等を学ぶ狩猟者育成プログラム事業の活用等も検討し、狩猟者の確保・育成を推進する。

(イ) 狩猟者の負担軽減と捕獲の効率化

狩猟者の減少や高齢化が進んでいることから、ICTの活用、シャープシューティング、その他の方法についても検討を進め、効率的かつ省力的な捕獲により狩猟者の負担軽減を図る。

また、今後さらに捕獲頭数の増加が想定されることから、市町村や猟友会等関係機関と連携し、捕獲個体の処分先の確保や効率的な処理方法等についても検討して

いくこととする。

(4) 被害防止対策

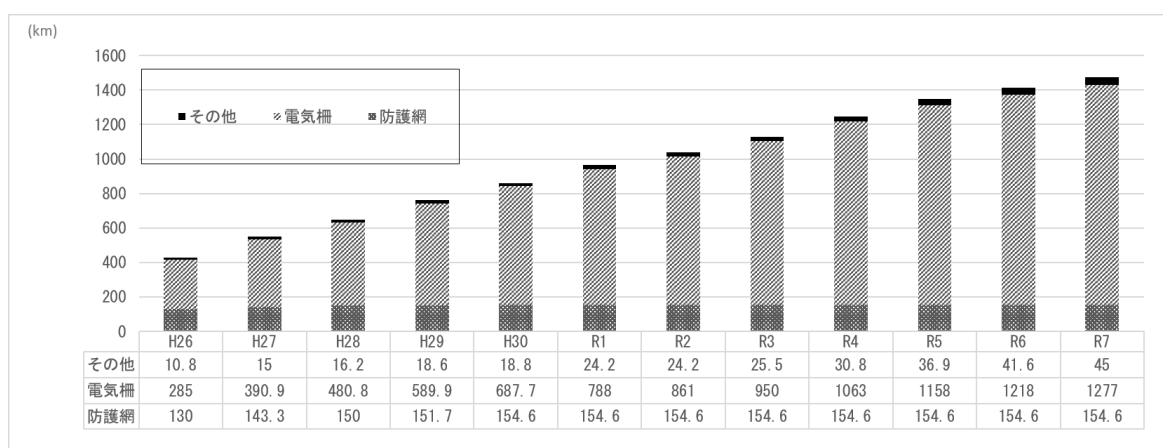
ア 農林業被害対策

(ア) 防護柵の設置の促進

県内における鳥獣被害防止総合対策交付金等による、令和7年度までの防護柵等設置状況は累計で約1,477kmとなっており、農業被害の低減に一定の効果が現れている。

農林業被害のさらなる低減を図るためには、個体数管理だけでは困難なことから、防護柵の設置を組み合わせた被害防止対策を引き続き促進する。【図8】

なお、設置された防護柵の侵入防止効果を持続的に発揮させるため、適切な維持管理に努めるとともに、防護柵の設置に関する各種研修会や侵入防止効果を上げる改良等について、関係機関等と連携し実施する。



※ 他の獣種の防除を兼ねるものがあることに注意。

R7までの累計：約1,477km（防護柵：154.6km、電気柵：1,277km、その他：45km）

【図8】防護柵の設置状況

(イ) 生息環境管理

・ シカを寄せ付けない環境づくり

鳥獣が生息する山林と農地との間に鳥獣が身を隠すことのできない見通しの良い緩衝帯を設置する等、人と鳥獣の棲み分けを進めることが重要であることから、シカが身を隠す場所等となる耕作放棄地や農地に隣接したやぶの刈払いを促進する。

また、農地に放置された収穫残渣や放棄果樹等の適切な処分についても指導を行う。

・ 個体数増加要因の解消

森林伐採後に適切に管理されなかった山林、管理が不十分で雑草等が繁茂した農地や法面、防護柵が設置されていない採草放牧地、シカの餌の供給源となっていることから、個体数の急激な増加の要因となり、このような地域において個体数の密度が高まっていると考えられる。

効果的に個体数を低減させるため、これら草地化した場所が個体数増加の要因とならないよう、適切な刈払い、採草放牧地の侵入防止対策を推進する。

(ウ) 森林における被害防止体制の整備

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）で定める市町村森林整備計画において、鳥獣被害が発生している区域等鳥獣害を防止するための措置を講ずべき森林の区域を「鳥獣害防止森林区域」として設定し、区域内における具体的な鳥獣害防止の対応策を強化して森林整備と一体となった鳥獣害防止の取組を促進する。

(エ) 地域ぐるみの被害防止体制の整備

効果的かつ継続的に被害防止対策を行うためには、地域住民からの生息情報や被害情報の収集、面的な防護柵の設置、防護柵後の継続的な維持管理等、地域が一体となった取組が重要であることから、これらの取組を実施するための研修会等を開催する等、地域ぐるみの被害防止対策を推進する。

イ 自然植生被害対策

近年、早池峰山の高山植物が被害を受けていることから、個体数が増加している周辺部において、引き続き関係機関等が連携して捕獲圧を高め、個体数低減に努めるとともに、モニタリングや被害情報の収集を継続し、高標高部への侵入を注視していく。

また、被害を防止するため、東北森林管理局と連携し、河原の坊、小田越、薬師岳及び門馬握沢登山道沿い等に合計約1.5kmの防鹿柵を設置するとともに、センサーカメラを用いたシカの動向調査等を実施している。

今後も、防鹿柵の設置やモニタリング調査を継続して個体数の動向を把握する。

(5) モニタリング調査

管理計画の不確実性を補い、科学的かつ計画的な管理施策を推進するため、生息状況や被害状況、個体数等について、モニタリング調査を継続的に実施する。【表 6】

モニタリング調査の結果をもとに管理対策の評価を行うとともに、管理計画に反映（フィードバック）させる。

また、生息域の拡大に対応するため、モニタリング調査は県内全域で実施するとともに、新たな技術を活用した調査手法の導入についても検討する。

【表 6】モニタリングの内容

項 目	内 容
① 捕獲情報の収集	狩猟及び有害捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲の捕獲報告票から捕獲数、捕獲場所、目撃効率、捕獲効率を把握することにより、個体数の増減、分布状況の指標とする。
② 目撃情報の収集	目撃情報を収集することにより、分布状況の指標とする
③ 生息密度の把握	糞塊法により生息密度の変化を把握、個体数の増減の指標とする。
④ 植生の被食状況の把握	植生（ササ）の被食状況を把握し、分布状況や自然植生への影響の指標とする。
⑤ 被害状況等の把握	農林業被害状況及び被害防除対策の実施状況等を把握
⑥ 防護柵設置状況等把握	⑤の状況を把握することで、設置による効果の検証を行う。

(7) 精度の高い個体数推定手法の検討

第 4 次～第 6 次計画においては、ハーベストベースドモデルを用いた個体数推定を実施してきたが、「第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編・令和 8 年度）」によると、推定値は、幅のある値で示されるものであり、新たに追加された年

のデータを用いて改めて推定をすると、過去の推定値が変わる等、バラつきや変動があることから、定期的に推定値を見直し、生息数の動向を把握していくよう努める。

9 その他管理のために必要な事項

管理計画の目的を達成するため、県、市町村、集落・地域住民、狩猟者団体、大学・民間団体等が分担して役割を担い、相互に連携することが重要である。

(1) 各機関・団体等の果たす役割

ア 県

県は、国からの指導又は助言等を踏まえ、鳥獣保護管理事業計画、管理計画の作成及び見直しを行うとともに、各種管理施策を実施する。

また、捕獲数の取りまとめや各種モニタリング調査の実施により個体数管理に努めるとともに、シカの生態や被害防除方法等について情報収集し、市町村や農林業関係団体等に提供する。

イ 市町村

市町村は、鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害防止計画を作成し、地域の状況に応じた有害捕獲、防護柵設置等の被害防除対策及び生息環境管理について関係団体と連携の上、総合的に実施する。

なお、効果的かつ効率的な被害防止対策のため、被害発生地及び被害状況等の把握に努める。

また、地域が一体となった被害防止対策を促進するため、地域住民や県と連携し、体制づくりに取り組む。

ウ 集落・地域住民

防護柵の設置・管理、やぶの刈り払い、誘引物の除去（廃棄農作物の管理、放棄果樹の管理）は集落・地域住民が主体となって実施する。

また、地域ぐるみで組織的、面的に対策を実施することが重要であることから、行政と連携し効率的な体制で実施する。

エ 捕獲従事者

個体数管理に重要な役割を担う捕獲従事者は、特定計画に沿った狩猟捕獲の推進に努めるとともに、効果的な有害捕獲の実施について市町村等を支援する。

また、県が行う捕獲並びに生息状況及び捕獲個体調査等のモニタリングに協力する。

オ シカ管理検討協議会

学識経験者、行政機関及び関係団体等で構成するシカ管理検討協議会は、特定計画の作成及び見直し並びに各種管理施策について、必要な検討及び助言を行う。

また、県が行うモニタリング結果の評価、分析及び助言を行う。

カ 大学・民間団体等

大学や民間団体等は、シカ被害防止や新技術による捕獲の実証等、県が行う捕獲・生息状況の分析等に対し助言を行う。

(2) 普及啓発

特定計画を適切に推進するためには、本計画の内容について広く県民に周知を図る必要がある。特に、シカの分布が拡大している地域において農林業被害の発生を予防するためには、シカの生態や効果的な防除方法、耕作放棄地等の生息環境管理についての普及啓発が重要である。

このため、県、市町村及び関係団体等が連携し、研修会の開催や被害防除対策の成功

事例について、各種広報媒体等を作成・活用し、普及啓発に努める。

(3) 他県との連携

本県と隣接する宮城県、秋田県及び青森県においても、シカの生息域が拡大していることから、情報交換を行い、捕獲手法の検討や個体数管理に努める。

(4) 被害防止計画との調整

鳥獣被害防止特措法に基づいて市町村において作成される被害防止計画の内容については、特定計画の内容を踏まえて作成する。

なお、県は、広域的な生息密度や個体数を把握し、密度分布や捕獲状況を俯瞰できる情報を取りまとめて提供することで、市町村における被害防止計画の策定を支援し、市町村においては、その情報を踏まえた捕獲目標数の設定や事業の評価に努める。

(5) 錯誤捕獲の防止等

本県全域がツキノワグマの生息区域であることを踏まえ、捕獲従事者は、わなの見回りに努める。設置したわなの周辺でクマの生息が確認された場合には、わなを移動する等、わなの設置に係る基本事項を遵守し、錯誤捕獲の発生予防に努める。

(6) 感染症及び安全対策の実施

シカの捕獲はイノシシの捕獲と同時に行う場合があるため、シカの捕獲であっても、野生イノシシへの接触、ウイルスに汚染された血液、泥の付着等による豚熱（CSF）ウイルスの拡散リスクを認識し、防疫措置については、「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」を参考の上、必要な防疫措置がとれる体制を整備する。

また、各捕獲事業の実施主体は、従事者に対してシカが関係する人獣共通感染症（SFTS：重症熱性血小板減少症候群、Q熱、E型肝炎等）について注意喚起を行う。

第 6 次カモシカ管理計画（素案）の概要

〈策定の根拠、計画の位置付け等〉

◇策定の根拠等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 7 条の 2 及び第 14 次鳥獣保護管理計画

◇位置付け

生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理を図るために特に必要があると認めるときに策定できるもの。法、国の指針、いわて県民計画（2019～2028）等を踏まえ、鳥獣の管理の方針を定めるもの。

◇計画の期間

令和 9 年度～令和 13 年度

〈現状と課題〉

◇生息状況

- 1 生息分布 県内全域
- 2 生息密度 0.70 頭/km² (R7)
(推定個体数：7,451 頭)

◇被害状況

- 1 林業被害（造林木の芽の食害）
1.2 万円 (R7)
- 2 農業被害（果樹、野菜、水稻等）
834 万円 (R7)

◇課題

- 1 現行計画に基づき被害防除等を実施しているが、依然として農林業被害が発生
- 2 生息密度についてはほぼ横ばいだが、今後個体数の著しい減少が確認された場合は、保護に向けた検討が必要

〈基本目標〉

- 1 遺伝的多様性を含むカモシカの地域個体群の安定的な維持
- 2 農林業に対する食害の軽減

〈計画の概要〉

◇管理の実施

- 1 地域区分
 - (1) 保護地域（国が指定）
 - ア 北上山地カモシカ保護地域
 - イ 北奥羽山系カモシカ保護地域
 - ウ 南奥羽山系カモシカ保護地域
 - (2) 管理地域
保護地域以外の地域
- 2 被害防除対策
 - (1) 物理的防除（防護柵、食害防止チューブ等）
 - (2) 化学的防除（忌避剤）
- 3 生息環境管理
 - (1) 森林環境の保全
 - (2) 関係機関等の施策との連携
- 4 捕獲の実施
種指定の特別天然記念物であり、当該管理計画の策定及び市町村における管理実施計画の策定等が捕獲許可の要件となっている。
 - (1) 管理実施計画の作成
 - (2) 捕獲実施に係る許可申請
 - (3) 捕獲の実施

5 モニタリング

- (1) 生息密度調査
- (2) 被害状況調査

◇管理のために必要な事項

- 1 各機関の果たす役割
県、市町村、カモシカ管理検討委員会等の役割
- 2 普及啓発
 - (1) 管理計画の内容
 - (2) カモシカの生態
 - (3) 地域住民に対する捕獲実施の周知
- 3 錯誤捕獲の防止等
ニホンジカやイノシシを捕獲する場合の餌付け方法、設置場所等の工夫

〈今回追加・修正する主な項目〉

- 1 生息密度調査結果の更新
- 2 錯誤捕獲が確認された場合の対応について、国の通知に準ずる旨として修正
- 3 感染症の実態について追加

現計画からの追加・変更事項は朱
書き記載部分です。

第 6 次カモシカ管理計画（素案）

令和 9 年 3 月

岩 手 県

目 次

1	計画策定の目的及び背景	1
(1)	計画策定の目的	1
(2)	計画策定の背景	1
2	管理すべき鳥獣の種類	3
3	計画の期間等	3
(1)	計画の期間	3
(2)	計画の見直し	3
4	対象地域	3
(1)	対象地域	3
(2)	地域個体群の区分	3
5	カモシカに関する現状	4
(1)	生息環境	4
(2)	生息状況	6
(3)	被害状況	10
(4)	被害防除状況	13
6	管理の目標	15
(1)	基本目標	15
(2)	地域個体群ごとの管理の目標	15
(3)	目標を達成するための施策の基本的な考え方	15
7	管理の実施	17
(1)	管理のための地域区分	17
(2)	被害防除対策	17
(3)	生息環境管理	18
(4)	捕獲の実施	18
(5)	モニタリング調査	21
(6)	管理の推進等に係る今後の課題	22
8	その他管理のために必要な事項	23
(1)	各機関の果たす役割	23
(2)	普及啓発	23
(3)	錯誤捕獲の防止等	24
(4)	感染症の実態について	24

1 計画策定の目的及び背景

(1) 計画策定の目的

この第二種特定鳥獣管理計画は、県内に生息するカモシカを鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 7 条の 2 の規定に基づく第二種特定鳥獣として、科学的かつ計画的な管理を実施することにより、各地域個体群の安定的な維持及び農林業被害の軽減を図り、もって人とカモシカとの適切な関係の構築に資すること、また、いわて県民計画（2019～2028）及び岩手県環境基本計画並びに第 14 次鳥獣保護管理事業計画に基づき、多様で優れた環境を守り次世代に引き継ぐことを目的とする。

(2) 計画策定の背景

ア 背景

カモシカは本州、四国、九州に生息する偶蹄目ウシ科ヤギ亜科の動物で、日本の固有種として学術上貴重な種である。

旧来から狩猟の対象となっていたが、個体数の減少が懸念されるようになり、大正 14 年の「狩猟法」の改正に伴い狩猟獣から除外され、さらに日本固有種としての学術的価値から、昭和 9 年には「史蹟名勝天然記念物保存法」により天然記念物に種指定され、その後制定された「文化財保護法」により昭和 30 年には特別天然記念物に指定された。

しかし、これらの保護施策と密猟の取締まり強化等により狩猟圧から解放されたことや、戦後の拡大造林の進展による良好な餌場の一時的形成等により、全国的に地域個体群の回復が進んだ。その結果、幼齢造林木や農作物への食害の問題が顕在化し、農林業の衰退と相まって深刻な社会問題となった。

このため、昭和 54 年には環境庁、文化庁、林野庁によるいわゆる三庁合意が交わされ、カモシカの保護と被害防止の両立を図るための方針が示された。

【三庁合意の主な内容】

① 地域指定の天然記念物への移行

地域を限定した天然記念物に指定し保護する方向で対処することとし、これに至る措置として保護地域を設ける。

② 被害防除目的の捕獲の許可

保護地域以外では被害防除を進めるとともに、必要な場合は捕獲を認める。

この三庁合意によって、カモシカについては将来的には地域を定めた天然記念物として保護する方向で対処することとなり、文化庁は順次保護地域を設定している。この保護地域は全国で 15 箇所が設定されることとされており、本州における 13 箇所は既に設定されているが、四国及び九州地域の設定がいまだ完了していないため、天然記念物の種指定から地域指定への転換はなされていない。（図 1）

また、カモシカの捕獲は、保護地域設定が完了した地域においては、環境庁、文化庁、林野庁による協議（三庁協議）を経て保護地域以外の区域で実施することが認められることとなった。

本県においても、カモシカの保護対策が講じられた結果、里山周辺のみならず市街地においてもカモシカが出現するほどに個体数の回復が進み、昭和 40 年代からカモシカによる造林地での被害が顕著になり始めた。その後、昭和 55 年前後をピークとして近年は減少傾向にあるものの、依然として被害が発生している状況にある。また、近年では農業被害についても報告されるようになってきている。

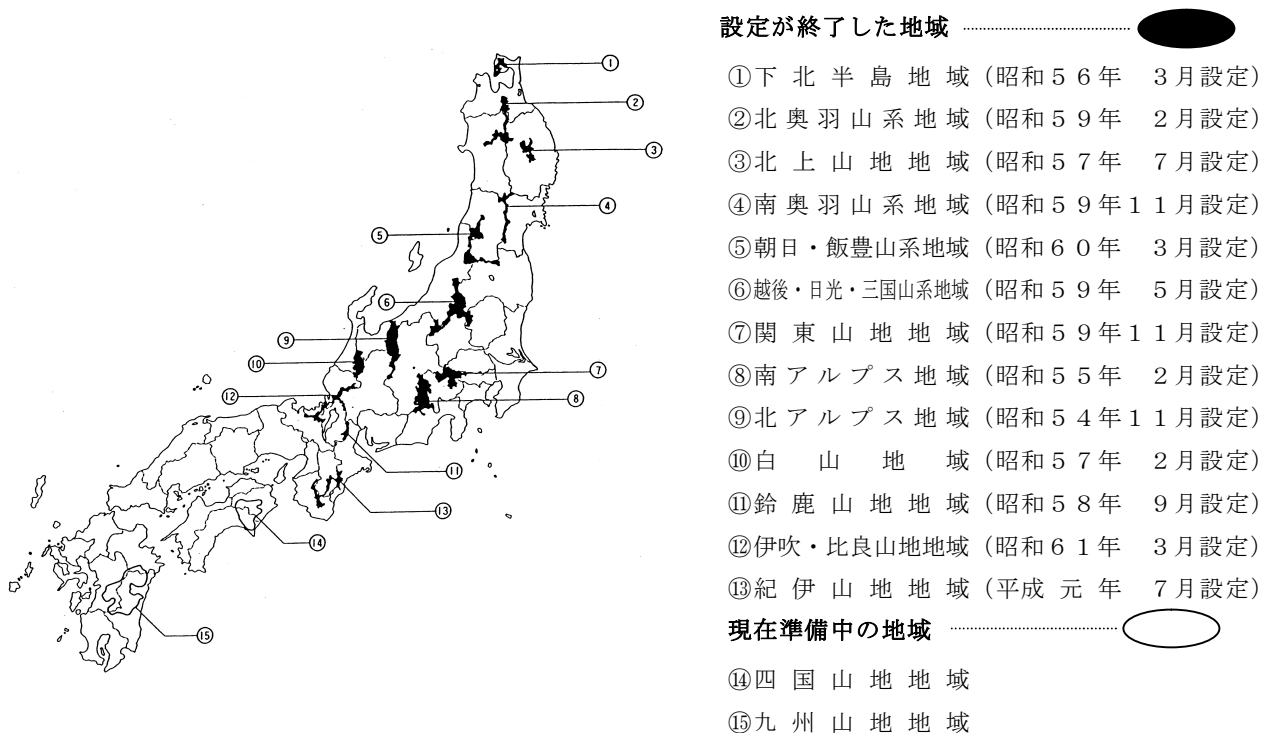


図 1 全国におけるカモシカ保護地域の設定

【カモシカの生態的特徴】

- ・ 体重は成獣でおよそ 30～40 kg で、シカよりやや小型。
- ・ 全身は長い体毛に覆われ、体毛の色は灰色、白色、黒色、灰褐色等様々。
- ・ 四肢は太く短く、山岳地の急峻な地形で生活するのに適した体型となっている。
- ・ 生息分布はおおよそブナ・ミズナラ林の分布と一致しており、基本的には低山帯上部から亜高山帯に分布する森林性の動物。ただし、本県では、海岸線から亜高山帯までの広い範囲に分布している。
- ・ 定着性が強くなわばりを持つ。一般にメスよりオスのなわばりの方が大きい。
- ・ 1 頭 1 頭が単独で生活する社会構造を持ち、群ができることは稀。
- ・ 一定の範囲を移動しながら嗜好性の高い植物を選択的に採餌する傾向がある。

イ 計画策定の趣旨

このような状況の中、平成 11 年 6 月に鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（現在の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）が改正され、「保護管理」（Wildlife Management）という概念による特定鳥獣保護管理計画の制度が創設されたことから、本県においても捕獲を含む総合的な対策を推進するため、平成 16 年度に「カモシカ保護管理計画」を策定した。

なお、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に併せ、平成 27 年 5 月に第二種特定鳥獣管理計画に位置付け、「カモシカ管理計画」とし、この計画に基づき、地域個体群の安定的な維持と農林業被害の軽減を図ることを目的として、防除対策の強化や生息環境管理に取り組むとともに、それにもかかわらず被害が軽減しない場合に限って、一定の条件下で管理捕獲を認めることとして対策を行っている。

しかしながら、依然としてカモシカによる農林業被害は発生しており、引き続き被害軽減のための対策を講じていく必要がある。そこで、カモシカの適切な管理を図るため、「第 6 次カモシカ管理計画」（以下「管理計画」という。）を策定する。

2 管理すべき鳥獣の種類

本県に生息する野生のカモシカ（*Capricornis crispus*）とする。

3 計画の期間等

(1) 計画の期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までとする。

(2) 計画の見直し

計画の期間内であっても、生息状況及び社会状況に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

4 対象地域

(1) 対象地域

県全域とする。ただし、国指定鳥獣保護区（日出島、三貫島）の地域を除く。

(2) 地域個体群の区分

環境省の提案する地域個体群の区分によれば、本県のカモシカ地域個体群は、「十和田」、「阿仁・八幡平」、「真昼山脈」、「栗駒」、「北上」の 5 つに区分されている。この区分は、山塊を基礎として分布の連続性と分布が縮小していた時期の分断状況をもとに区分したものとなっているが、必ずしも生物学的に明確な根拠があるわけではない。

他方、県内におけるカモシカの生息は、現在では県内のほぼ全域にわたって分布が確認されており、このように 5 つの地域個体群に細分化して捉えることは、必ずしも合理

的ではないとも考えられる。

このため、管理計画では、便宜的に、カモシカにとって大きな移動障害になっていると考えられる馬淵川（平糠川）及び北上川をもって地域個体群の境界とし、以東を「北上山地地域個体群」、以西を「奥羽山脈地域個体群」と区分する。

なお、この地域個体群の区分は、あくまで暫定的なものであり、遺伝的な特徴等の今後の科学的な知見の積み重ねにより、必要に応じて見直すこととする。



図2 地域個体群の区分

5 カモシカに関する現状

(1) 生息環境

ア 森林の状況

本県の総土地面積 1,527,504ha のうち、その 76.8% に当たる 1,172,742ha が森林であり、北海道に次いで広い森林面積を有している。このうち 40.7% をスギやアカマツ等の人工林が占めている。（令和6年3月末現在、表1）

この背景としては、昭和44年度の14,469haをピークとして進められた拡大造林の推進があり、天然林の多くがスギ等の針葉樹林へ転換されてきたことが挙げられる。このような人工林への転換に伴い、カモシカの生息適地である落葉広葉樹林地

が減少したが、一方では、造林のための伐採跡地には早期に草本類や低木が生育するため、カモシカの格好の採餌場所ともなっている。

なお、令和5年度の民有林における造林面積は941haである。

表1 森林の現況（R6.3月末現在）

総土地面積 (ha)	森林面積 (ha)	森林率 (%)	林種別			
			天然林(ha)	人工林(ha)	その他(ha)	人工林率(%)
1,527,504	1,172,742	76.8	627,595	476,936	68,211	40.7

イ カモシカ保護地域

本県における三庁合意に基づくカモシカ保護地域は、昭和57年7月に北上山地カモシカ保護地域が、昭和59年2月に北奥羽山系カモシカ保護地域が、昭和59年11月に南奥羽山系カモシカ保護地域がそれぞれ設定されている。（表2、図3）

表2 カモシカ保護地域設定状況

保護地域	関係県	設 定 年月日	面積 (km ²)	う ち 岩手県分 (km ²)	関 係 市町村	面積 (km ²)	備 考
北上山地	岩手県	昭和57年 7月	411.68	411.68	盛岡市	166.06	国有林＋民有林
					岩泉町	79.26	国有林＋民有林
					宮古市	115.84	国有林＋民有林
					花巻市	18.72	国有林
					遠野市	31.80	国有林
北奥羽山系	青森県 岩手県 秋田県	昭和59年 2月	1,043.11	213.87	八幡平市	125.13	国有林
					滝沢市	5.97	国有林
					雫石町	82.77	国有林
南奥羽山系	岩手県 宮城県 秋田県 山形県	昭和59年 11月	580.20	12.29	一関市	12.29	国有林

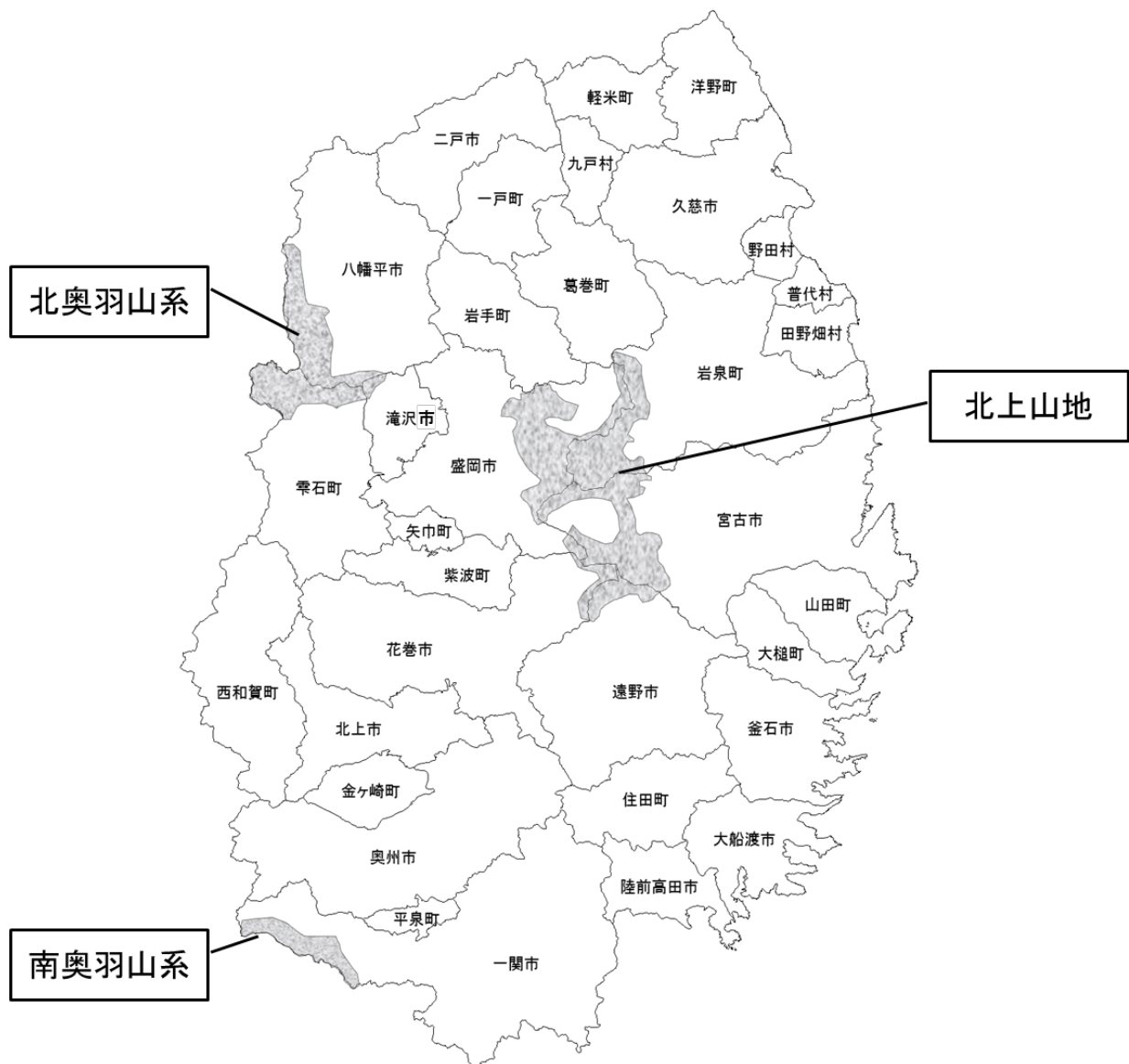


図3 カモシカ保護地域

表3 分布メッシュ数及び分布割合（中大型哺乳類分布調査）

総メッシュ数	分布メッシュ数、分布割合		増減数、増減率
	(2003 年)	(2018 年)	
704	659 (93.6%)	641 (91.1%)	-18 (97.3%)

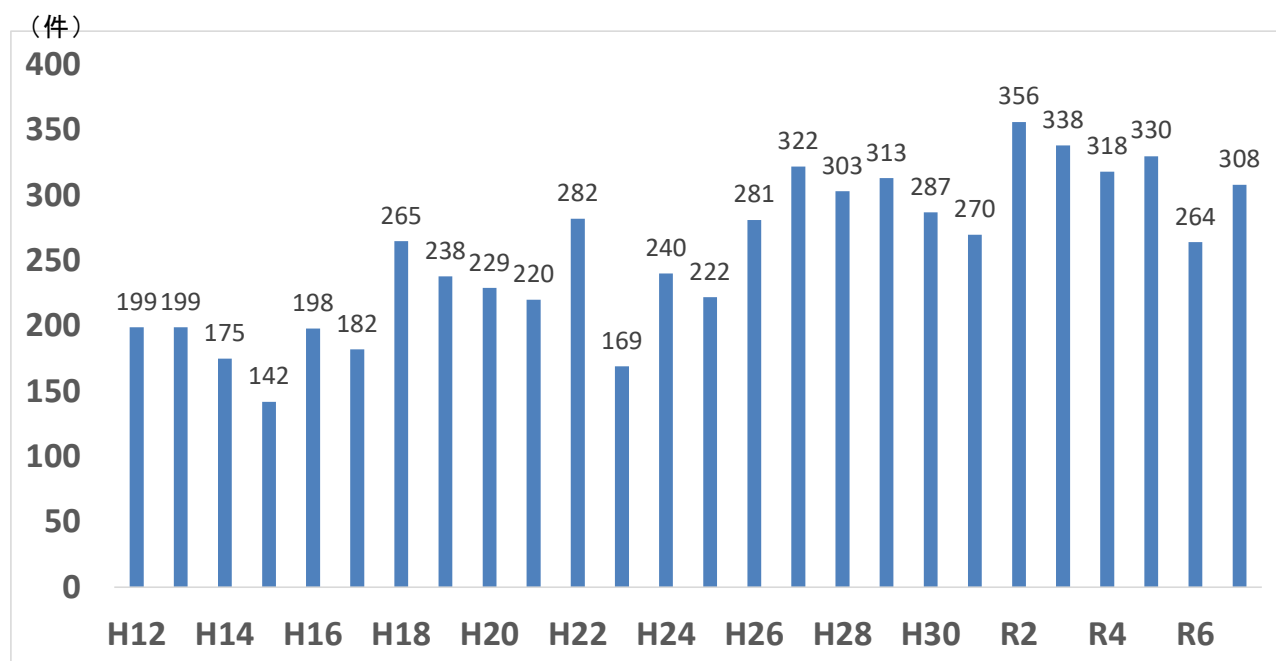


図4 カモシカ減失件数(死亡個体が発見された件数)

イ 生息密度

県が実施したカモシカの生息密度調査結果は、平成 15 年度は 2.76 頭/km²、平成 24 年度は 0.95 頭/km²、令和 2 年度は 0.56 頭/km²、令和 7 年度は 0.70 頭/km²となっており、近年はほぼ横ばいの傾向を示している(表 4、表 5、表 6、表 7)。

なお、調査対象とした地域は、カモシカの被害状況や目撃情報等を考慮し、主に五葉山周辺の市町村を中心としており、全 26 調査地点のうち 20 地点は、平成 15 年度、平成 24 年度、令和 2 年度及び令和 7 年度の調査で同じ地点を実施している。このことから、必ずしも県全域における生息密度を表しているものではない。

表 4 平成 15 年度生息密度調査結果【追い出し調査・痕跡調査】

市町村	調査箇所数	面積 (km ²)	発見頭数	平均密度 (頭/km ²)
盛岡市	2	2.304	3	1.30
大船渡市	4	1.316	2	1.52
遠野市	4	2.015	11	5.46
陸前高田市	4	1.582	7	4.42
釜石市	4	2.329	4	1.72
住田町	4	2.408	5	2.08
大槌町	4	1.827	6	3.28
全体	26	13.781	38	2.76

表 5 平成 24 年度生息密度調査結果【追い出し調査・痕跡調査】

市町村	調査箇所数	面積 (km ²)	発見頭数	平均密度 (頭/km ²)
大船渡市	4	1.316	0	0
遠野市	4	2.015	4	1.99
陸前高田市	4	1.582	1	0.63
釜石市	4	2.329	3	1.29
葛巻町	1	0.436	1	2.29
岩手町	1	0.977	0	0
住田町	4	2.213	0	0
大槌町	4	1.827	3	1.64
全体	26	12.695	12	0.95

表 6 令和 2 年度生息密度調査結果【追い出し調査・痕跡調査】

市町村	調査箇所数	面積 (km ²)	発見頭数	平均密度 (頭/km ²)
大船渡市	4	1.447	0	0
遠野市	4	2.015	2	0.99
陸前高田市	4	1.582	1	0.63
釜石市	4	1.964	1	0.51
葛巻町	1	0.436	1	2.29
岩手町	1	0.977	2	2.05
住田町	4	2.213	0	0
大槌町	4	1.827	0	0
全体	26	12.461	7	0.56

表 7 令和 7 年度生息密度調査結果【追い出し調査・痕跡調査】

市町村	調査箇所数	面積 (km ²)	発見頭数	平均密度 (頭/km ²)
大船渡市	2	0.935	0	0
遠野市	4	2.015	4	1.99
陸前高田市	4	1.582	2	1.26
釜石市	3	1.451	0	0
一関市	2	0.810	1	1.23
宮古市	2	0.250	0	0
久慈市	2	0.149	0	0
葛巻町	1	0.436	0	0
岩手町	1	0.977	1	1.02
住田町	2	1.374	0	0
大槌町	3	1.454	0	0
全体	26	11.433	8	0.70

なお、調査方法等が異なるため一律に比較できないが、**県教育委員会が実施した**カモシカ保護地域特別調査の結果は、**表 8** のとおりとなっている。

表 8 カモシカ保護地域における生息密度【区画法】

保護地域	関係市町村	平均密度（頭/km ² ）		
北上山地	盛岡市、花巻市、遠野市、宮古市、岩泉町	0.61 (H18-19 年度)	0.25 (H26-27 年度)	0.15 (R4-5 年度)
北奥羽山系	八幡平市、滝沢市、雫石町	0.87 (H14-15 年度)	0.27 (H22-23 年度)	0.00 (H30-31 年度)
南奥羽山系	一関市	0.37 (H16-17 年度)	0.46 (H24-25 年度)	— (R2-3 年度)

（岩手県教育委員会調べ）

※区画法：調査区域をいくつかの分担区画に区分し、各分担区画に調査員を配置し、一定時間内にそれぞれの分担区画内を一斉に踏査する調査方法。

また、ニホンジカ（以下「シカ」という。）とカモシカは餌資源や生息環境が競合関係にあると考えられており、シカの生息数拡大によるカモシカ生息環境への影響が懸念されている。**県教育委員会が実施した**北上山地カモシカ保護地域におけるシカとカモシカの生息密度調査結果によると、カモシカの生息密度は平成 18 年調査から減少しているのに対し、シカの生息密度は増加を示している（**表 9**）。

表 9 カモシカ保護地域におけるシカ及びカモシカの生息密度【区画法】

保護地域	関係市町村	平均密度（頭/km ² ）			
北上山地	盛岡市、花巻市、遠野市、宮古市、岩泉町		H18-19 年度	H26-27 年度	R4-5 年度
		カモシカ	0.61	0.25	0.15
		シカ	0.24	2.42	8.03

（岩手県教育委員会調べ）

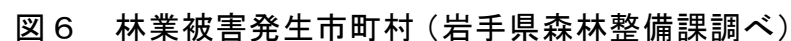
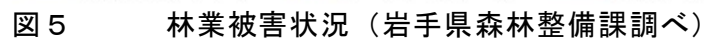
（3）被害状況

ア 林業被害

カモシカによる林業被害は、造林木の芽や葉を食べるという食害であり、主にスギ、アカマツ、カラマツ等で発生している。

県内における林業被害については昭和 49 年度以降の記録が残っており、実損面積で見ると、昭和 54 年度の 694.73ha をピークに、その後は減少傾向にある（図 5）。

また、過去の林業被害発生市町村の推移は、図6のとおりである。



イ 農業被害

カモシカによる農業被害は、水稻、豆類、野菜、果樹及び飼料作物等の食害である。県内における農業被害については、平成9年度以降の記録が残っており、平成14年以降は増減を繰り返している（図7）。

なお、令和7年度における被害面積は、6.61ha となっており、依然として被害は継続している。

過去の農業被害発生市町村の推移は、図8のとおりである。

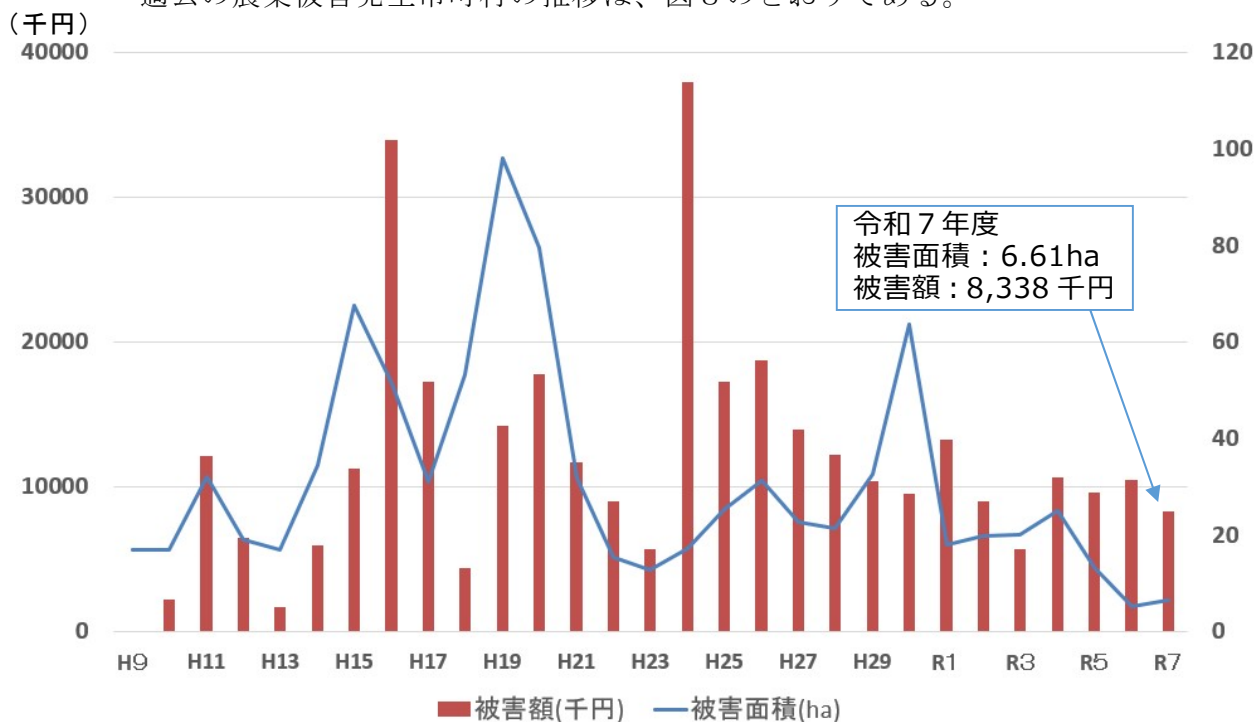


図7 農業被害状況（岩手県農業振興課調べ）

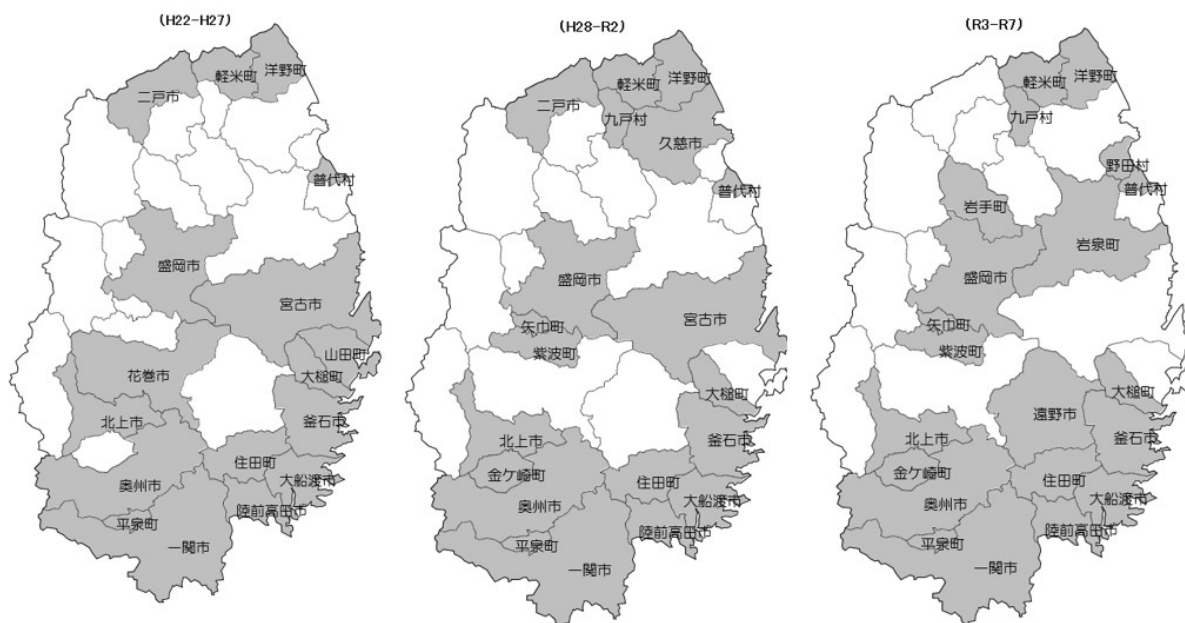


図8 農業被害発生市町村（岩手県農業振興課調べ）

ウ その他

カモシカによる農林業以外の被害等については、飼い犬に対する被害事例（平成 21 年度）1 件、自宅敷地内に入り込んだカモシカによる人身被害（平成 27 年）1 件となっている。今後も関係機関等を通じて情報を把握していく。

(4) 被害防除状況

ア 被害防除の状況

県内で実施されている被害防除対策は、忌避剤の塗布及び防護柵の設置を中心に行われている。

これらの被害防除対策については、カモシカ保護地域を含む市町村を対象とした文化庁の国庫補助事業と、その他の市町村を対象とした県教育委員会の補助事業があり、令和 7 年度は、忌避剤については 2 市町で計 17.77ha の規模で実施されているが、防護柵の設置については、平成 25 年度（大船渡市）以降は実施されていない。この他、忌避剤については補助事業によらない自力での取組も行われている。

補助事業による過去 5 年間の取組状況は、表 10 のとおりである。

表 10 被害防除状況

1 忌避剤塗布又は散布

年度	事業量 (ha)	事業費 (千円)	実施市町村
令和 3 年度	34.61	3,966	(保護地域内) 盛岡市 (保護地域外) 住田町、大槌町
令和 4 年度	33.42	3,457	同上
令和 5 年度	20.20	2,266	(保護地域内) 盛岡市 (保護地域外) 大槌町
令和 6 年度	20.68	2,484	同上
令和 7 年度	17.77	2,187	同上

2 防護柵設置

年度	事業量 (m)	事業費 (千円)	実施市町村
平成 25 年度～ 令和 7 年度	—	—	実施なし

(県教育委員会調べ)

イ 捕獲の状況

本県では、第1次カモシカ保護管理計画を平成16年12月に策定し、平成17年度以降、被害防除対策を講じても被害が軽減しない場合に限って捕獲を行っている。

これまでの16年間（平成17年度～令和2年度）で、合計27頭が捕獲されているが、平成25年度以降の捕獲実績はない(表11)。

なお、捕獲個体の調査結果は表12のとおりである。

表 11 捕獲状況

年 度	実施市町村	申請頭数	承認頭数	捕獲頭数
平成17年度	陸前高田市・住田町	20頭	8頭	8頭
平成18年度	住田町	6頭	3頭	3頭
平成19年度	陸前高田市	8頭	6頭	6頭
平成20年度	住田町	4頭	0頭	0頭
平成21年度	陸前高田市・住田町	6頭	6頭	6頭
平成22年度	陸前高田市・住田町	6頭	6頭	0頭 (震災のため中止)
平成23年度	申請なし	—	—	—
平成24年度	住田町	4頭	4頭	4頭
平成25年度 ～令和7年度	申請なし	—	—	—
合計		54頭	33頭	27頭

表 12 捕獲個体の調査結果

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成21年度	平成24年度
陸前高田市	捕獲頭数	4頭		6頭	4頭	
	メスの頭数 (妊娠頭数)	2頭 (2頭)		4頭 (2頭)	1頭 (0頭)	
	平均年齢	—		9.3歳	—	
	主な胃内要物	広葉草本 シダ		広葉草本 枯葉	広葉草本 ササ	
住田町	捕獲頭数	4頭	3頭		2頭	4頭
	メスの頭数 (妊娠頭数)	2頭 (0頭)	1頭 (0頭)		1頭 (1頭)	1頭 (1頭)
	平均年齢	—	6.5歳		—	10.0歳
	主な胃内要物	木本非同化部 枯葉	スギ 木本非同化部		広葉草本 針葉樹	針葉樹 広葉樹

6 管理の目標

(1) 基本目標

カモシカは森林生態系の重要な構成要素であり、学術的な価値の高い種として特別天然記念物に指定されていることを踏まえ、管理の基本目標は次の2点とする。

ア 遺伝的多様性を含む地域個体群の安定的な維持

(ア) 地域個体群の状況について、生息分布状況と生息密度を基準としたモニタリングを行い、地域個体群の安定的な維持を図る。

(イ) 地域個体群の安定的な維持を図るため、隣接県と連携を図りつつ管理を進める。

イ 農林業に対する食害の軽減

地域個体群を安定的に維持するという前提から、被害を完全に防止することは極めて困難であるため、被害防除対策や生息環境管理対策の費用対効果を考慮しつつ、地域の実情に応じて被害の軽減を図る。

(2) 地域個体群ごとの管理の目標

本県のカモシカ地域個体群については、管理計画では「北上山地」と「奥羽山脈」に区分したが、それぞれの地域について、個別の管理目標を設定しなければならないほどの大きな差異も見られないため、当面は地域個体群ごとの個別の管理目標は設けず、(1)を共通の目標として管理を進める。

(3) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

カモシカは種指定の特別天然記念物であることに鑑み、防護柵や忌避剤等による被害防除対策（捕獲を除く。以下「被害防除対策」という。）と生息環境管理対策の充実により被害を効果的に防除することを基本とする。

しかし、これらの防除対策を講じても、被害発生地の立地条件等によっては被害が軽減しない場合もある。このような、真にやむを得ない場合に限り捕獲を認める。ただし、捕獲を実施する場合においても、カモシカはシカと比べて捕獲圧に対して脆弱であることに配慮する必要がある。

また、捕獲を行ったとしても、被害発生の要因が除去されない限り新たな個体が侵入し被害発生が継続する可能性もある。したがって、捕獲を行う場合でも、被害防除対策と生息環境管理の実施が重要であることに留意しなければならない。

併せて、モニタリングの結果をフィードバックすることにより、より効果的な施策推進に努め、必要に応じ見直しを行う。

以上の被害防除対策の概念図を図9に示す。

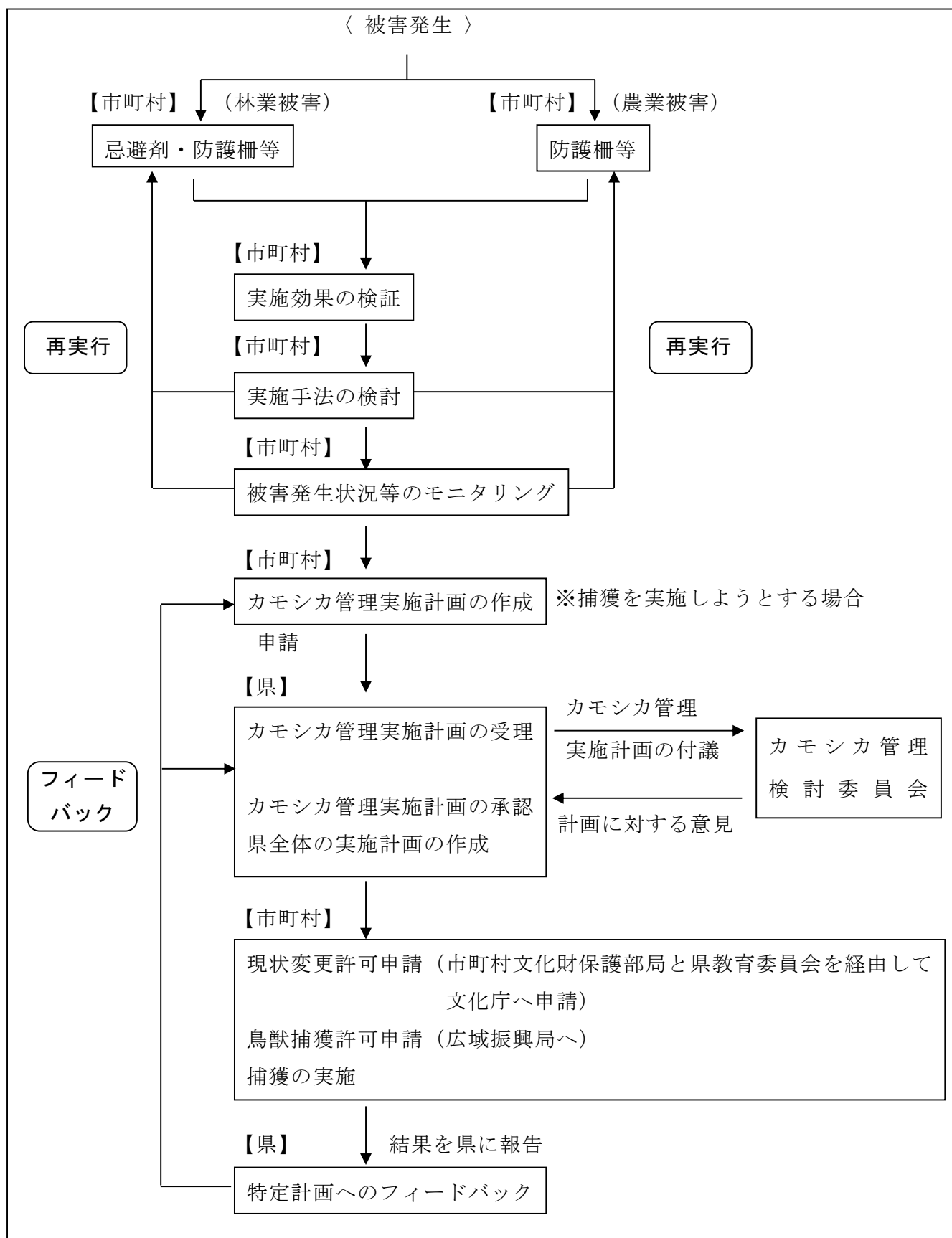


図 9 被害防除対策の概念図

7 管理の実施

(1) 管理のための地域区分

カモシカ地域個体群の安定的な維持を確保しつつ、農林業被害等の軽減を図るため、以下のとおり区分し、管理の取組を行う。

地域区分		位置付け	区域
管理地域	重点管理地域	農林業被害対策として捕獲に取り組むことを認める地域	管理地域のうち、カモシカ管理実施計画に定める捕獲実施区域
	人間生活地域	直接、人間とカモシカの接触が起きた場合に、追い払い等の措置が必要と認める地域	本来カモシカが生息・行動する地域ではない、人間の生活区域
	その他の管理地域	人とカモシカとの共存に資するため、被害防除対策に取り組む地域	上記以外の管理地域
保護地域		地域個体群存続のための保護の中心領域で、原則として自然の推移に委ねる地域	三庁合意に基づくカモシカ保護地域 ・北上山地カモシカ保護地域 ・北奥羽山系カモシカ保護地域 ・南奥羽山系カモシカ保護地域

(2) 被害防除対策

被害防除対策は、被害を未然に防止するための基本的な施策であり、市町村が主体となって積極的に取り組むこととする。

なお、被害防除対策にはいくつかの方法があることから、防除対象地域の地形や気象条件等に応じた方法を選択することとする。

また、特定の場所のみの実施は周辺地域の被害を招くおそれもあることから、近接する地域で合同実施することが望ましい。

ア 物理的防除

【防護柵】

被害防除の対象となる造林地や農耕地を金網や合成樹脂ネット等の柵で囲い、カモシカの侵入を阻止する方法である。

防除効果の確実性は高く、長期間にわたる効果が期待できる。しかし、設置コストが高く、大面積の防除対象地で実施しないと単位コストが一層高くなるため、費用対効果を考えると小規模な個人の造林地における実施は困難な面もある。

また、風雪等により柵の一部でも損壊すると、そこからカモシカが侵入してしまうため、常に見回り等を行い、必要であれば速やかに補修する等メンテナンスが重要で

ある。

【食害防止チューブ】

造林地で行われる防除方法で、幼齢木を一本ごとにチューブで覆い、カモシカの食害を防除するものである。

適切に施工すれば防除効果は高いが、植栽木が夏場に蒸れたり、雪によって折れたりすることがあるため、十分に注意が必要である。

イ 化学的防除

【忌避剤】

忌避剤は、食害の対象となる幼齢木の葉等に散布又は塗布し、これを食べたカモシカに味覚刺激を与え、食欲減退効果による食害防除を図るものである。

食害は通年で発生することもあるが、発生の集中する時期が限定されることが多く、食害発生時期を予測し直前に実施することが効果的である。

有効期間は3～6ヶ月程度であり、長期間の忌避効果を期待することはできない。

(3) 生息環境管理

カモシカの地域個体群を安定的に維持するためには、生息の核となる地域の確保が必要である。県内においても、三庁合意に基づくカモシカ保護地域が設定されているが、これらの保護地域は、県境付近や県中央地域に偏在している。

このため、「いわての森林づくり県民税」による事業や針広混交林への誘導、国有林及び民有林の「緑の回廊」等の各種施策との連携を図りながら人工林の適切な管理に努めるとともに、落葉広葉樹林及びそれに準じた森林を確保できるよう地域の実情に応じてカモシカの生息環境の保全・管理に努める。

また、シカの生息数増加や生息域拡大によるカモシカの生息環境への影響について継続的な調査を行い、実態把握に努めると共に、シカ対策を含めた総合的な対策を検討していく。

(4) 捕獲の実施

カモシカは、なわばり性の社会構造を持ち、定着性であるため、被害を起こしている個体のある程度特定することができる。また、カモシカによる被害は、幼齢木の食害と、森林に隣接した耕作地における農作物の食害であることから、被害が発生している場所又はその可能性のある場所を、高い精度で予測又は特定することが可能である。

他方で、生息密度が全体として低い状態でも、被害対象となるものがある場所になわばりを持つ個体がいる場合には、被害が発生しうる。

以上のことから、カモシカの捕獲は、個体数をどこまで減らすかという個体数管理や、生息密度をどこまで抑えるかという密度管理ではなく、個体群が維持される範囲内で、加害個体又はその可能性が高い個体を選択的に排除するという個体管理を基本とする。

【市町村が作成するカモシカ管理実施計画に基づく場合】

捕獲の実施は、次の手順に従い行う。

ア 管理実施計画の作成

農林業被害対策として捕獲を行う場合は、市町村において毎年度、カモシカ管理実施計画を作成する。

イ カモシカ管理実施計画の作成手順

カモシカ管理実施計画を作成する場合には、次の手順に従う。

(ア) 林業被害の場合

a 被害地区等の図化

次の情報を示した図（縮尺 1/25000 程度）を作成する。

- I・II 齢級の造林地
- 被害発生造林地
- 被害防除対策の実施林分及び実施予定林分

b 被害状況の把握

巡視業務（造林検査、下刈り検査を含む。）の際の調査や聞き取り調査等により、被害状況（発生場所、時期、対象樹種、被害の程度等）を把握する。

c 捕獲実施区域の設定

被害発生林分及び被害の可能性のある林分の配置や地形等を考慮して、50～100ha 程度の区域を設定する。

100ha 以上の捕獲実施区域は原則として設定しないが、被害林分の分布状況によっては、隣接して設定することは妨げない。

捕獲実施区域は、被害発生地の立地条件等を考慮し、捕獲が必要でかつ効果的であると認められる場所に設定することとし、被害防除対策による効果が認められる場所には設定しない。

d 捕獲数の設定

各捕獲実施区域の年間捕獲数は、原則として 1～4 頭の間で設定する。

捕獲数の設定は、生息状況等のモニタリング結果や、被害状況等により、被害を起こしている個体又はその可能性の高い個体を推定することにより行う。

(イ) 農業被害の場合

a 被害地区等の図化

次の情報を示した図（縮尺 1/25000 程度）を作成する。

- 被害を受けている地区の耕作地全体と被害発生耕作地
- 被害防除対策の実施状況及び実施予定箇所（山すそ及び耕作地等）

b 被害状況の把握

現地調査又はアンケート調査等により、被害状況（発生場所、時期、対象作物、

被害の程度等）を把握する。

c 捕獲実施区域の設定

対象地域を集落又は字単位で区分した上で、地形等を考慮し、被害発生耕作地の後背地にある森林について、加害個体が生息していると考えられるおおむね500m以内の奥行きを囲み、当該被害発生耕作地を含めて捕獲実施区域を設定する。

100ha以上の捕獲実施区域は原則として設定しないが、被害発生耕作地の分布状況によっては、隣接して設定することは妨げない。

捕獲実施区域は、被害発生地の立地条件等により被害防除対策を実施しても被害が軽減しない等、捕獲が必要でかつ効果的であると認められる場所に設定する。

d 捕獲数の設定

各捕獲実施区域の年間捕獲数は、原則として1～4頭の間で設定する。

捕獲数の設定は、生息状況等のモニタリング結果や、被害状況等により、被害を起こしている個体又はその可能性の高い個体を推定することにより行う。

ウ カモシカ管理実施計画の承認・県全体の管理実施計画の作成

カモシカ管理実施計画を作成した市町村は、県に計画を提出する。

県は、カモシカ管理実施計画についてカモシカ管理検討委員会に付議し、その意見を踏まえて市町村ごとの捕獲数を決定し、その範囲でカモシカ管理実施計画を承認する。

県は、承認したカモシカ管理実施計画に基づき、県全体の管理実施計画（以下「県全体の実施計画」という。）を作成する。

【カモシカ管理実施計画の承認に当たっての基本的考え方】

- ・ 捕獲実施区域の設定が適切かどうか。
（カモシカの捕獲がその区域の被害軽減につながるかどうか。）
- ・ 被害防除対策が十分か。（労力・効率・効果等の観点から十分な対策となっているか。）
- ・ カモシカによる被害が経年的に発生しているか。

エ 捕獲実施に係る許可申請

捕獲を実施するためには、事前に、文化財保護法に基づく現状変更許可と法に基づく鳥獣捕獲等許可を得る必要がある。

このため、捕獲を実施する市町村は、現状変更許可については県を經由して文化庁に申請するとともに、鳥獣捕獲等許可については県に申請する。

なお、現状変更許可については、「管理のための計画」策定等の条件を整えることで、許可の権限移譲を文化庁に対して申し出ることが可能である。

オ 捕獲の実施

市町村は、エにより許可を得たときは、被害を起こしている個体又はその可能性の高い個体を捕獲するため、適切かつ効果的と認められる期間及び方法により捕獲を行う。

【カモシカ管理実施計画に基づかない場合】（生活環境被害に係る捕獲の実施）

市街地等の本来カモシカが生息・行動する地域ではない人間の生活区域にカモシカが出現し、森に戻らない、交通混乱等の生活環境への影響や被害が予想される場合には、原則として追い払い又は一時的に収容し、適地に移動させて放獣する。

(5) 生息状況調査（モニタリング調査）

管理計画の不確実性を補い、科学的・計画的な管理施策を推進するため、生息状況や被害状況等についてモニタリングを行い、その結果を管理計画にフィードバックする。

ア モニタリングの役割分担

県と市町村は、それぞれの役割分担に応じた調査項目についてモニタリングを実施し、その結果を管理計画等に反映させる。

(ア) 県が行うモニタリング

- a 全県的な生息動向（生息分布、生息密度）
- b 全県的な被害動向
- c 捕獲個体の分析

(イ) 市町村が行うモニタリング

- a 捕獲実施区域における生息状況及び被害状況
- b 捕獲に関する記録
- c 捕獲個体の試料収集

イ モニタリングの調査頻度

モニタリングは、その目的や内容に応じて調査頻度が異なり、長期的なモニタリング項目と短期的なモニタリング項目とに分けることができる。

全県的な生息動向については、長期的なスパンでの動向を把握し管理計画に反映させようとするものであることから、おおむね5年ごとに実施する。同様に、全県的な被害動向についても、調査自体は毎年行うものの、その動向分析については、おおむね5年ごとに実施する。

他方、捕獲実施区域におけるモニタリングについては、次年度以降の計画にフィードバックすべき内容であるため、捕獲を行った際は、捕獲の実施前後における、被害動向及び生息状況等について毎年実施する。

ウ モニタリングの内容

(ア) 県が行うモニタリング

a 全県的な生息動向

【生息分布】

アンケート調査や聞き取り等により分布域を調査する。

【生息密度】

追い出し調査、糞塊調査等により、生息密度を推計する。

b 全県的な被害動向

被害調査資料を整理し、被害の動向を把握する。

c 捕獲個体の分析

市町村が収集した捕獲個体試料を基に、性別、年齢、胃内容、メス個体の妊娠率等を調査する。

(イ) 市町村が行うモニタリング

a 捕獲実施区域における生息状況及び被害状況

捕獲実施区域において、捕獲による被害防除効果を判定するため、捕獲実施前と捕獲実施後における生息状況及び被害状況をそれぞれ調査する。

b 捕獲の記録

捕獲のための出動記録（出動年月日、出動者数、出動時の目撃頭数、捕獲頭数等）、捕獲個体の計測（体長、体重、性別、推定年齢等）及び捕獲位置図を整理する。

c 捕獲個体の試料収集

捕獲した個体から、角、胃内容物、生殖器等の試料を収集する。

エ その他

(ア) 上記のほか、管理施策を推進する上で、調査箇所の追加等新たにモニタリングを実施することが必要となる事項が生じた場合には、調査実施主体、調査方法、調査頻度等を検討し、可能な範囲でモニタリング調査を行う。

(イ) 捕獲の毛皮等を製品化して利用する場合には、「岩手県ニホンカモシカ捕獲事務処理要領」及び「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（カモシカ編）」に基づき対応する。違法に輸入されたり国内で密漁された個体の流通を防止する観点から、捕獲個体の毛皮等を製品化して利用する者から製品化登録申請があった場合、申請者に対し目印票（製品タグ）を交付し、製品への装着を指導する。

(6) 管理の推進等に係る今後の課題

保護に関する検討

前述したとおり、シカとカモシカは餌資源や生息環境が競合関係にあると考えられている。また、イノシシについても年々、捕獲地域は拡大していることから、シカ及

びイノシシの生息数拡大によるカモシカ生息環境への影響が懸念されている。カモシカのモニタリング調査の結果、生息数又は生息密度に著しい減少が見られた場合は、第一種特定鳥獣保護計画を策定する等も含め、保護に関する検討を行う。

8 その他管理のために必要な事項

管理計画の目的を達成するため、県及び市町村は、関係機関及び地域住民の理解と協力の下に、各種施策の実施に取り組む。

(1) 各機関の果たす役割

ア 県

県は、管理計画の作成及び見直しを行うとともに、カモシカ管理実施計画の承認並びに県全体の実施計画を作成する。

なお、管理施策の実施に当たっては、管理に必要なモニタリング調査や、保護を推進するため三庁合意の進捗や滅失の状況及び生息状況等を把握するとともに、カモシカ管理検討委員会から必要な助言を受ける。

また、捕獲を実施する市町村に対して、カモシカ管理実施計画及び文化財現状変更申請書作成の支援を行うとともに、県全体の申請を取りまとめ文化庁に提出する。

被害防除対策においては、農林業経営者等への鳥獣被害対策に関する補助事業の実施や被害情報の把握を行う等、農林業被害状況把握及び対策に関する事業を推進する。

イ 市町村

市町村は、各種被害防除対策を実施するほか、地域ぐるみの被害防除対策が継続的に行われるための支援を行う。

また、捕獲を実施する市町村は、管理計画の内容に沿ったカモシカ管理実施計画を作成し、地区猟友会との連携の下に、適切かつ効果的な捕獲に努める。

カモシカ管理実施計画の作成及び見直しに当たっては、被害状況や捕獲の効果判定のため必要なモニタリング調査を行うとともに、県が行う調査に対して協力する。

なお、生活環境への影響や被害が予想される場合には、原則として追い払い又は一時的に収容し、適地に移動させて放獣する等の対応を行う。

ウ カモシカ管理検討委員会

学識経験者及び関係団体等で構成するカモシカ管理検討委員会は、管理計画の作成及び見直し、カモシカ管理実施計画等について必要な検討及び助言を行う。

また、県及び市町村が行うモニタリング調査結果の評価・分析を行う。

(2) 普及啓発

管理計画を適切に推進していくためには、管理計画の目的及び内容について広く周知を図る必要がある。特に、カモシカ管理の内容及び手法がシカと異なることや、その前

提としてカモシカの生態や特徴及び人との関わりの歴史が考慮されていることについて広く理解を得る必要がある。このため、県、市町村及び関係機関の連携により、この計画及びカモシカの生態等について各種広報媒体等を活用して普及啓発に努める。

市町村は捕獲の実施等に当たっては、地域住民等に十分な周知を図る。

(3) 錯誤捕獲の防止等

ニホンジカやイノシシを捕獲するためのわなをカモシカの生息区域に設置する場合は、カモシカの出没状況を確認しながら、設置したわなの移動や設置時期の検討等により、錯誤捕獲を防止するよう努める。また、錯誤捕獲された場合に放獣作業が困難となるような場所や障害物等がある場所へのわなの設置を避けるよう努めるとともに、わなの見回りを頻繁に行う。

また、錯誤捕獲が確認された場合は「カモシカの錯誤捕獲の防止に向けた留意事項について」(令和2年11月20日 環自野発第2011201号)に準じ、関係機関及び捕獲事業従事者等と連携し、迅速かつ安全な放獣を行う。

(4) 感染症の実態について

県内において、パラボックスウイルスに感染したと見られるカモシカが確認されたとの報告も受けている。

パラボックスウイルスに感染したカモシカは、口唇周辺や口腔内の病変により採食が困難になったり、蹄の間の病変により歩行困難となったり、肺炎の併発、細菌等の感染により重症化し、死亡する場合もある。なお、家畜との共通感染リスクも注視していく必要がある。当該感染症は、カモシカの生息数にも影響を与えている可能性も考えられることから、その動向を注視していく必要がある。

第 4 次イノシシ管理計画（素案）の概要

〈策定の根拠、計画の位置付け等〉

◇策定の根拠等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 7 条の 2 及び第 14 次鳥獣保護管理計画

◇位置付け

生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理を図るために特に必要があると認めるときに策定できるもの。法、国の指針、いわて県民計画（2019～2028）等を踏まえ、鳥獣の管理の方針を定めるもの。

◇計画の期間

令和 9 年度～令和 13 年度

〈現状と課題〉

◇生息状況

- 1 生息分布 県内全域
- 2 生息頭数 **6,223 頭**
(令和 6 年度時点推定個体数)

◇被害状況

農業被害（水稻、芋類、野菜等）
約 6,400 万円（R7）

◇課題

- 1 捕獲や防護柵整備といった対策は進んでいるものの、生息域の拡大に伴い農作物被害が増加している。
- 2 農作物被害の低減につながる個体数管理を推進するため、生息密度や被害状況を継続的に把握し、効果的な捕獲対策へ反映させる必要がある。

〈基本目標〉

- 1 県内全域を対象とした積極的な捕獲による個体数の抑制に加え、**重点捕獲地域においては捕獲を強化し生息密度の低減**を図る
- 2 防護柵の設置や加害個体の捕獲による**農作物被害等の軽減**を図る
- 3 人の生活圏へ寄せ付けない環境づくりを推進し**人身被害及び生活環境被害を防止する**

〈計画の概要〉

◇管理の実施

- 1 個体数管理
 - (1) 県内全域を対象とした**積極的捕獲の推進**
 - (2) **生息密度調査結果に基づく高密度地域の把握と当該地域での捕獲の強化【新規】**
- 2 被害防止対策
 - (1) 防護柵の設置促進及び適切な維持管理の支援
 - (2) 地域ぐるみの被害防止体制の整備
 - (3) 農地周辺における有害鳥獣捕獲の推進
- 3 生息環境管理

やぶの刈払い、耕作放棄地の適正管理、放棄果樹や収穫残さの除去等による生息環境管理を推進
- 4 モニタリング
 - (1) 農作物被害状況の把握
 - (2) 防護柵設置状況等の把握
 - (3) 捕獲情報の収集
 - (4) 生息状況調査に基づく生息密度の把握

◇その他管理のために必要な事項

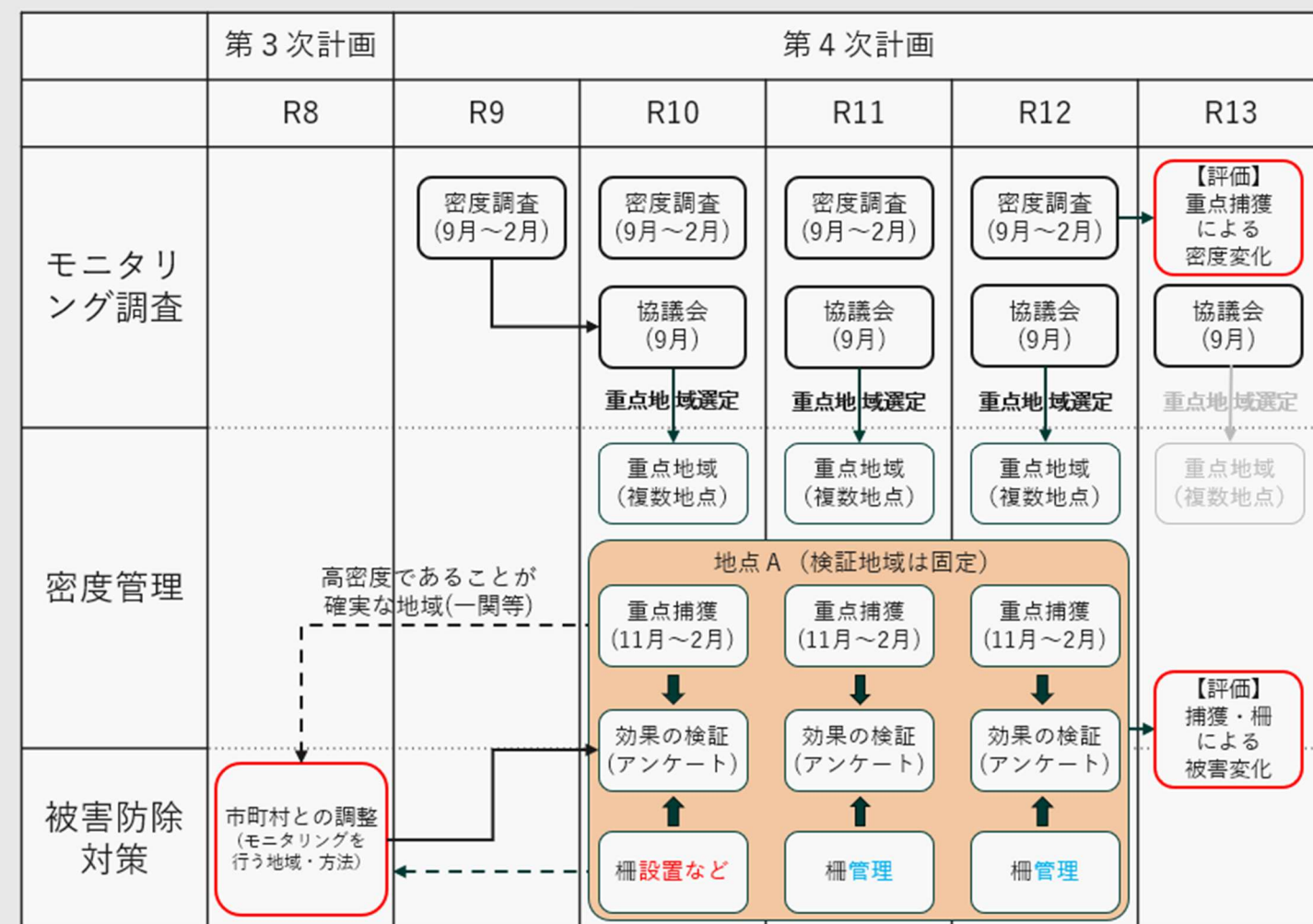
- 1 各機関の果たす役割
県、市町村、集落・地域住民、狩猟者団体等の役割
- 2 普及啓発
イノシシの生態、捕獲技術、被害防止対策、生息環境管理等に関する研修会の実施
- 3 他県との連携
宮城県、秋田県及び青森県との捕獲手法の検討や個体数管理に係る情報交換
- 4 その他
 - (1) 鳥獣被害防止計画との調整
 - (2) 錯誤捕獲対応の実施体制
 - (3) 感染症及び安全対策の実施
 - (4) 捕獲の担い手の確保・育成
 - (5) 市街地出没時の対応

〈今回追加・修正する主な項目〉

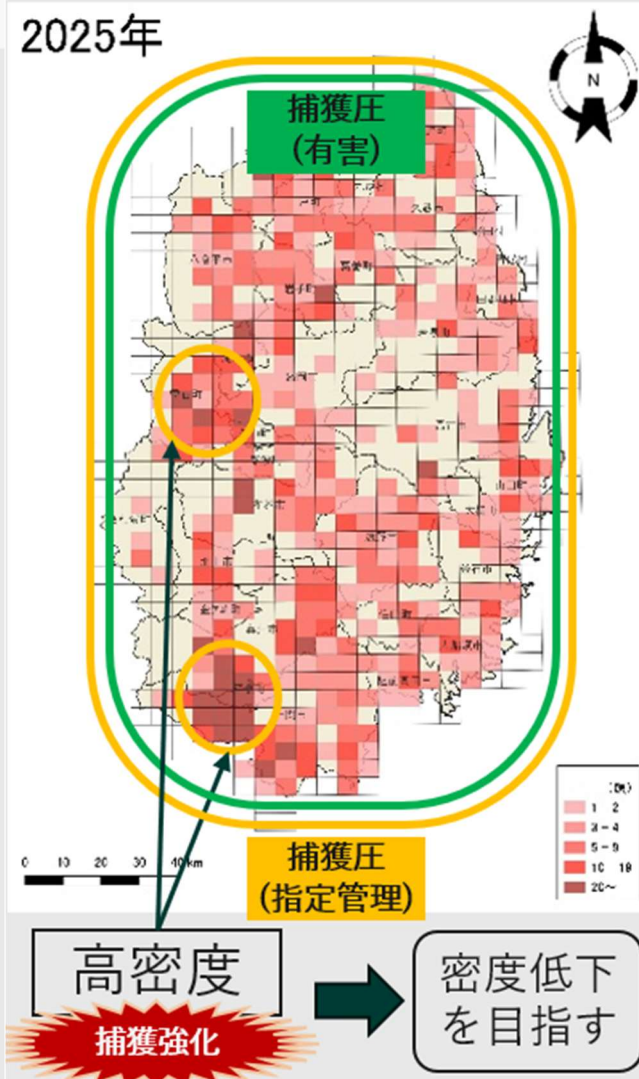
- 1 生息状況調査に基づく**密度管理の導入**
- 2 密度管理を踏まえた**重点捕獲地域の設定**
- 3 捕獲及び防護柵設置による効果の検証に向けた**モニタリング調査の実施**
- 4 市街地出没時対応の追加

※ 1～3 の実施イメージは次ページ参照

重点捕獲及び防護柵設置の実施と検証のイメージ



2025年



現計画からの追加・変更事項は朱書き記載部分です。

第 4 次イノシシ管理計画（素案）

令和 9 年 3 月

岩 手 県

目 次

1	計画策定の目的及び背景	1
(1)	計画策定の目的	1
(2)	計画策定の背景	1
2	管理すべき鳥獣の種類	2
3	計画の期間等	2
(1)	計画の期間	2
(2)	計画の見直し	2
4	対象地域	2
5	イノシシに関する現状	3
(1)	生息状況	3
(2)	捕獲状況	5
(3)	被害状況	6
(4)	狩猟者の動向	7
6	これまでの管理計画の評価	8
7	管理の目標	8
(1)	個体数の抑制及び生息密度の低減	8
(2)	農作物被害の軽減	8
(3)	人身被害や生活環境被害の防止	8
8	管理の実施	8
(1)	個体数管理	8
(2)	被害防止対策	9
(3)	生息環境管理	10
(4)	モニタリング調査	10
9	その他管理のために必要な事項	11
(1)	各機関・団体等の果たす役割	11
(2)	普及啓発	12
(3)	他県との連携	12
(4)	鳥獣被害防止計画との調整	12
(5)	錯誤捕獲対応の実施体制	12
(6)	感染症の状況及び安全対策の実施	12
(7)	捕獲の担い手の確保・育成	12
(8)	狩猟による捕獲の推進	13
(9)	市街地出没時の対応	13

1 計画策定の目的及び背景

(1) 計画策定の目的

この第二種特定鳥獣管理計画は、県内に生息するイノシシ（ニホンイノシシ）を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 7

条の 2 の規定に基づく第二種特定鳥獣として、科学的かつ計画的な管理を実施することにより、生息域拡大と農作物被害の抑制を図ること、また、いわて県民計画（2019～2028）及び岩手県環境基本計画並びに第 14 次鳥獣保護管理事業計画に基づき、多様で優れた環境を守り次世代に引き継ぐことを目的とする。

(2) 計画策定の背景

イノシシは、本州、四国、九州に広く分布しており、昭和 30～40 年代から増加・拡大傾向に転じたとみられ、全国的には、1978 年度調査から 2020 年度調査の間で約 1.9 倍に拡大しており、これまでイノシシの分布の空白地帯とされていた東北地方や北陸地方等の積雪地域でも生息が確認されるようになった。

国では、平成 25 年に「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を取りまとめ、令和 5 年度までにニホンジカとイノシシの個体数を半減することを掲げ、平成 26 年に法を改正し、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣としてイノシシを指定し、指定管理鳥獣捕獲等事業（以下「指定管理事業」という。）を導入した。

本県においては、明治中期から末期に一度絶滅したとされているが、平成 23 年 9 月に一関市で 1 頭が有害捕獲されて以降、年々捕獲数は増加、捕獲地域は拡大し、令和 7 年度は 3,072 頭が捕獲されている。

また、農作物被害についても増加傾向にあり、令和 7 年度はニホンジカ、ツキノワグマに次いで 3 番目に多い約 6,400 万円の被害が発生している。

このことから、農作物被害の抑制のための取組が求められている状況にある。

加えて、平成 30 年には、我が国において豚・イノシシの伝染病である豚熱（CSF）が 26 年ぶりに発生し、県内の野生イノシシや養豚農場においても感染が確認されていることから、感染拡大防止又はまん延予防の観点からも、野生イノシシの個体数及び生息密度の低減を目的とした捕獲強化が進められている。

さらに、全国的には市街地出没、人身被害の発生が問題となっているほか、ダニ媒介感染症である SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等の報告数が増加傾向にあることから、人身被害・感染症対策を含めた対策が求められている。

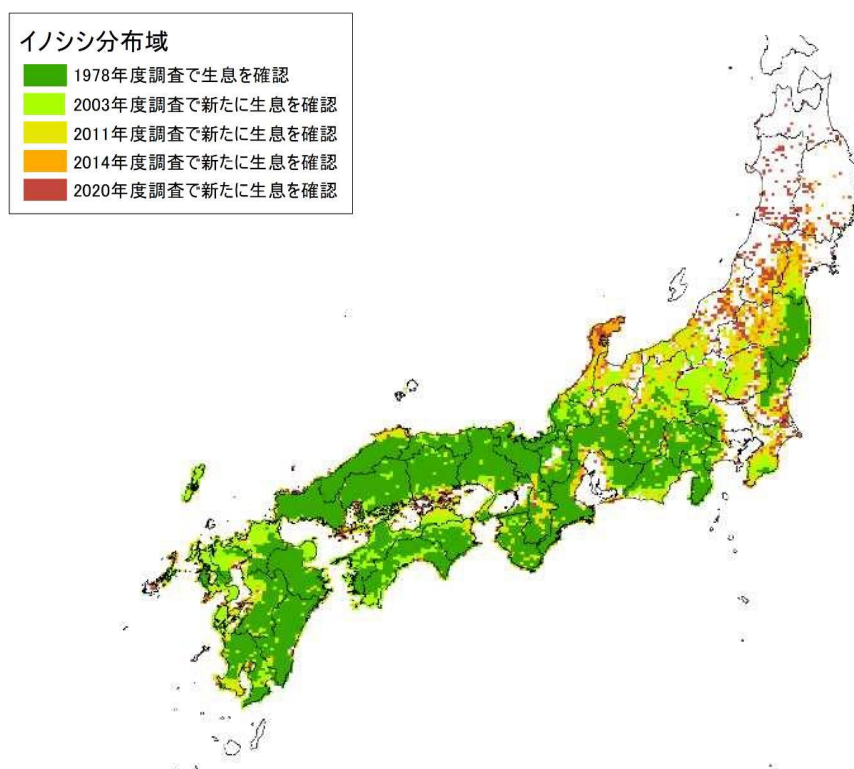


図1 全国のイノシシの分布変遷

(出典：第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン（イノシシ編）改訂版、令和3年3月、環境省）

2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*)

3 計画の期間等

(1) 計画の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

(2) 計画の見直し

計画の期間内であっても、生息状況及び社会状況に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

4 対象地域

県内全域とする。ただし、国指定鳥獣保護区（日出島、三貫島）の地域を除く。

5 イノシシに関する現状

(1) 生息状況

ア GPS 追跡調査による生息好適地の解析

県内におけるイノシシの行動特性や生息確率などを推定するため、捕獲したイノシシに GPS 装置を装着し得たデータと環境条件等を掛け合わせて解析する調査を、令和4年度と令和5年度に実施した。

その結果、イノシシの生息確率は標高や最大積雪深、斜度などの影響を強く受け、標高は 70m から 350m、最大積雪深は 15cm 前後、斜度の平均値は 5° から 20°、禁猟区が近くにあるほど生息可能性が高いということが示された。

予想される生息好適地を地図上で表すと図2のようになる。

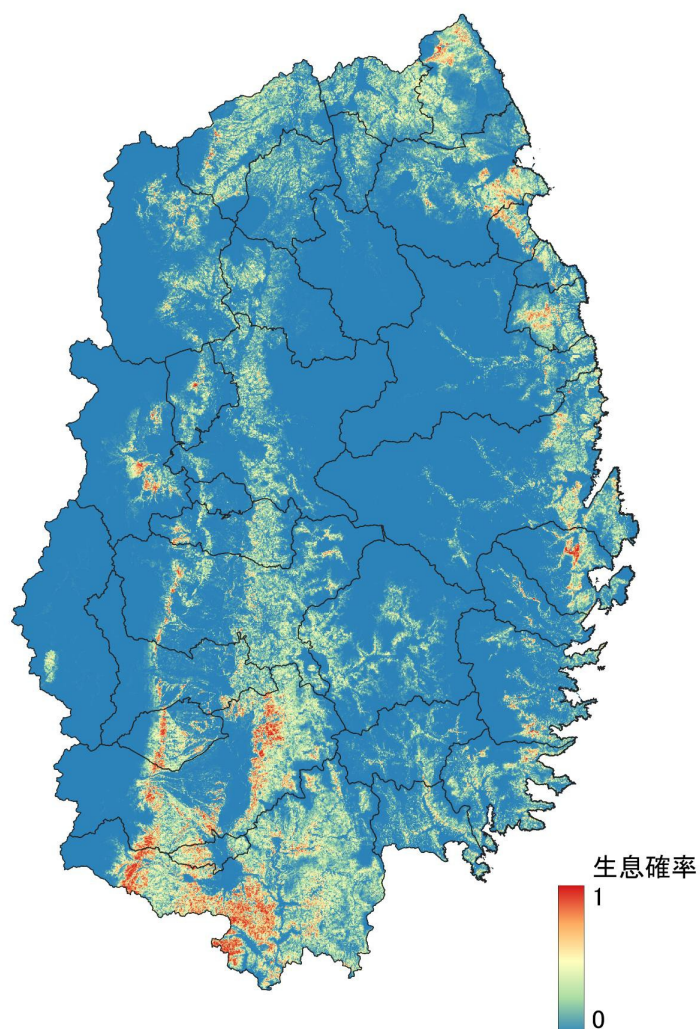


図2 イノシシの生息好適地の予測位置図

イ センサーカメラを用いた生息状況調査

県内のイノシシの生息状況を把握するため、センサーカメラを用いた調査を令和6年度及び令和7年度に実施した。

令和6年度は一関市の2地点に、令和7年度は一関市及び雫石町に1地点ずつ計2地点にセンサーカメラを設置して生息密度推定を行い、その結果と県内における捕獲数や目撃効率、過去に実施した痕跡調査の結果を組み合わせることで、県内全域の生息密度分布を推定した。(図3)

その結果、令和6年度時点での県内の個体数の総和は、中央値 6,223 頭 95%信頼区間 3,503~12,630 頭と推定された。

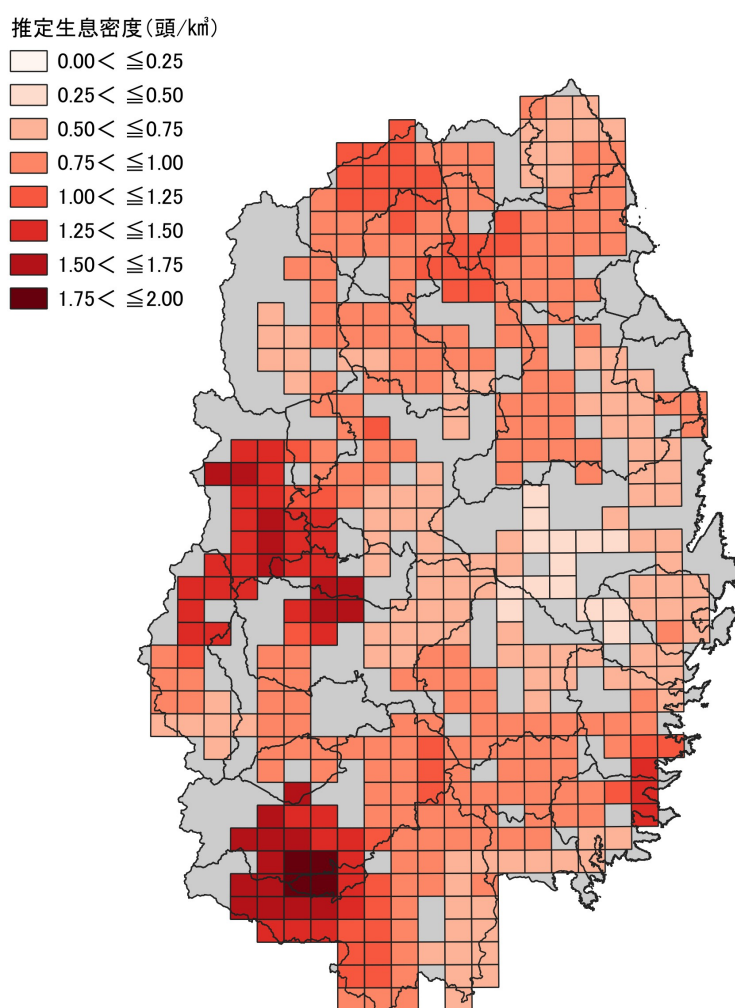


図3 イノシシの推定密度分布図(令和6年度時点)

(2) 捕獲状況

本県では、平成 23 年度に県南広域振興局管内で捕獲されて以降、捕獲頭数は増加傾向にある。

令和 7 年度には、狩猟 147 頭、有害捕獲 1,754 頭、指定管理事業 1,086 頭、広域捕獲 85 頭の合計 3,072 頭が捕獲されている。(図 4、表 1)

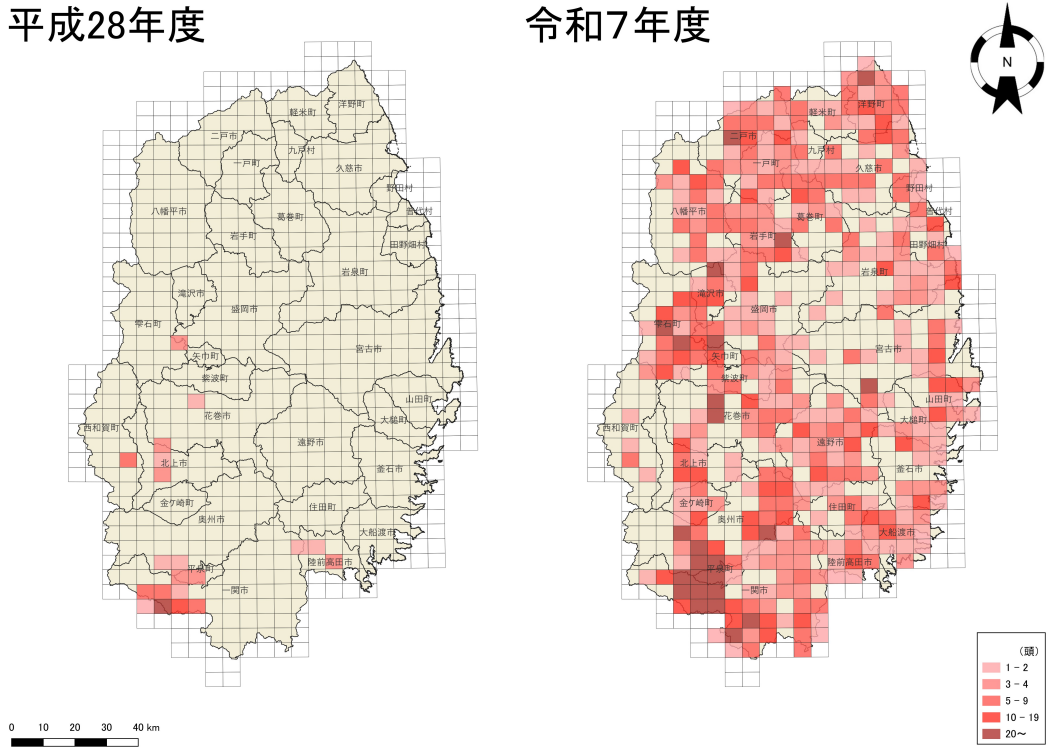


図 4 イノシシ捕獲状況

表 1 イノシシ捕獲数の推移 (単位：頭)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
狩猟	0	0	15	15	15	25	13	10
有害	2	1	22	32	25	42	43	100
指定	－	－	－	－	－	27	24	133
計	2	1	37	47	40	94	80	243
年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
狩猟	11	27	50	40	46	37	147	
有害	145	422	624	746	805	1,066	1,754	
指定	190	213	271	193	736	493	1,086	
広域	－	－	－	－	27	20	85	
計	346	662	946	979	1,614	1,616	3,072	

(3) 被害状況

ア 農林業被害

本県におけるイノシシによる農作物被害は、平成 22 年度に県南広域振興局管内で確認されて以降、拡大・増加しており、令和 7 年度には 31 市町村、約 6,400 万円の被害が報告されている。(表 2、図 5)

作物別では大部分が稲の被害であり、その他には飼料作物、野菜及び果樹の被害が発生している。被害の形態としては、作物を倒される、土を掘り返して根や根菜を食べられる、泥浴びにより圃場を荒らされる等である。

表 2 イノシシによる農作物被害額及び市町村数 (単位：千円)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
被害額	1,070	2,128	2,509	745	1,735	6,045	10,895	15,299
市町村数	1	3	1	4	5	6	6	10
年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
被害額	18,300	27,623	51,524	40,685	60,108	45,911	64,172	
市町村数	13	20	24	24	32	31	31	

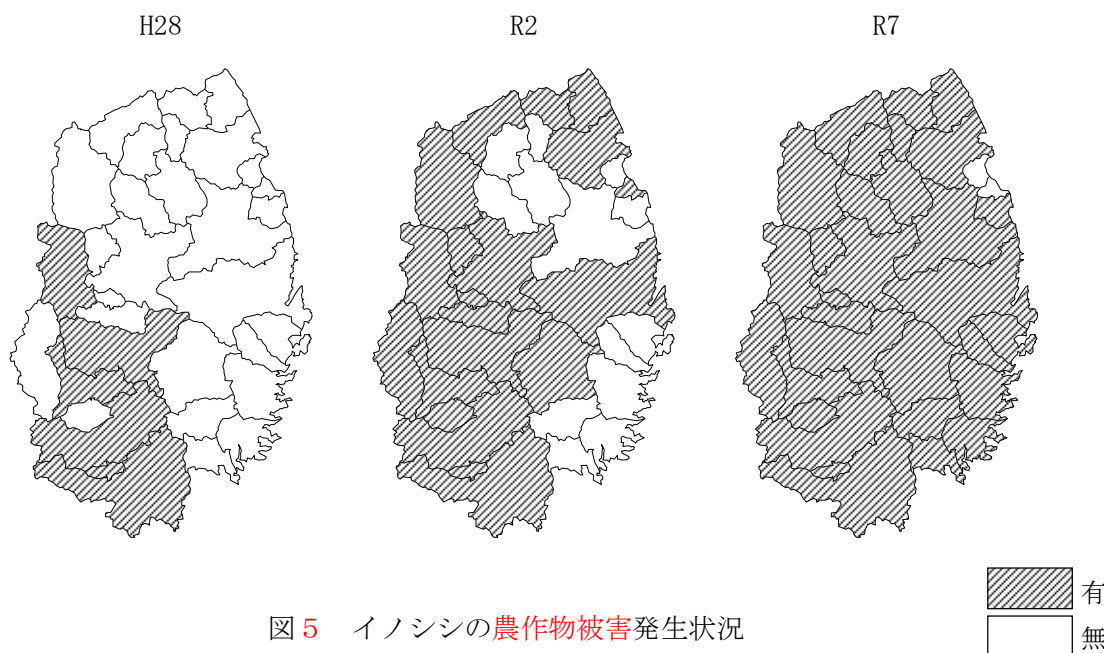


図 5 イノシシの農作物被害発生状況

イ その他の被害

全国的には、イノシシの市街地出没や人身被害等の生活環境被害が発生しており、その対応が必要となっている。

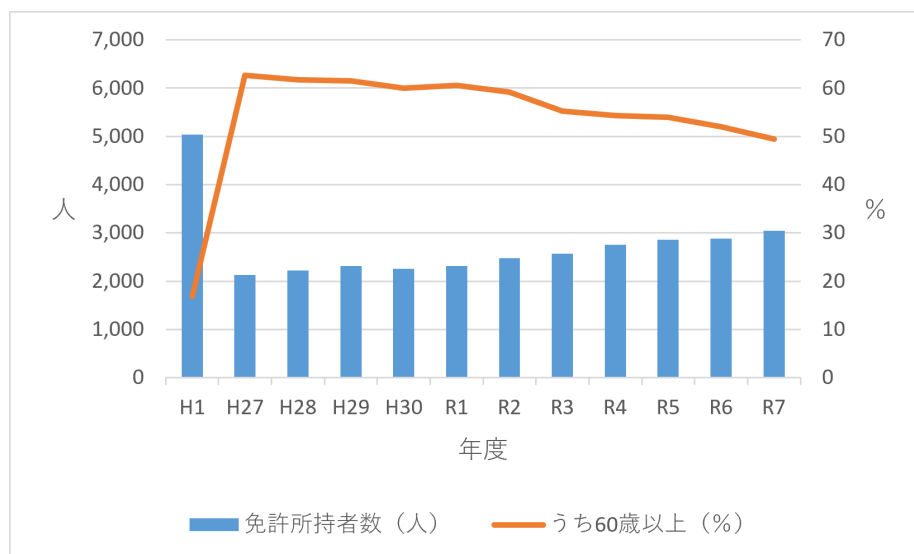
本県では、令和 3 年度に沿岸広域振興局管内でイノシシによる咬傷事故が初めて報告されており、今後、生息域の拡大に伴い被害の発生が懸念される。

(4) 狩猟者の動向

ア 狩猟免許所持者数

狩猟免許所持者数をみると平成元年度の約 5,000 人から平成 27 年度には約 2,100 人まで減少したが、その後は年々増加し、令和 7 年度には約 3,000 人となっている。

また、狩猟免許所持者に占める 60 歳以上の割合は、平成元年度の 2 割以下から平成 26 年度には 6 割以上まで上昇したが、令和 7 年度には 5 割未満にまで減少し、次第に 50 歳未満の割合が増加している。

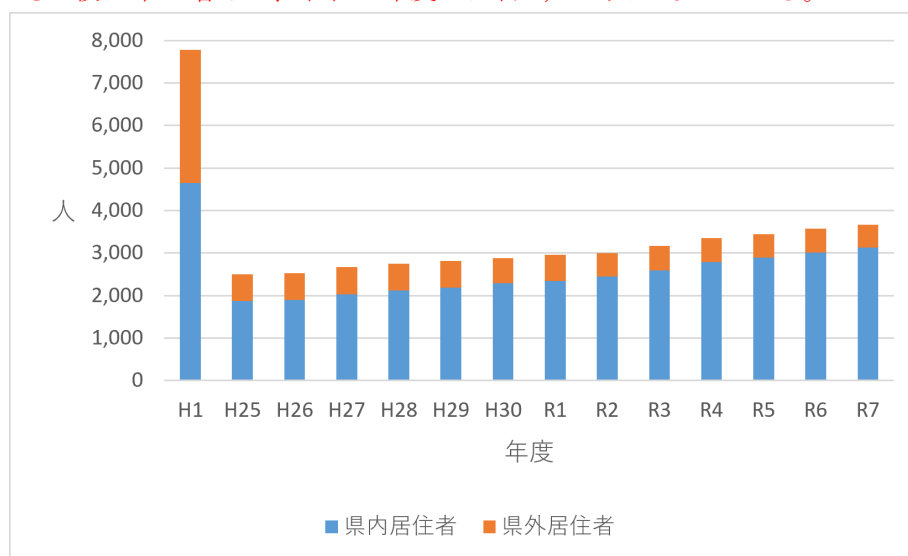


グラフ 1 狩猟免許の所持者数（延べ人数）及び 60 歳以上の割合の推移

イ 狩猟者登録数

狩猟者登録数をみると平成元年度は県内居住者及び県外居住者の合計が 7,000 人を超えていたものの、平成 25 年度には約 2,500 人まで減少した。

その後は年々増加し、令和 7 年度には約 3,600 人となっている。



グラフ 2 狩猟者登録数の推移

6 これまでの管理計画の評価

県では、法第14条の2に基づく指定管理事業の創設を踏まえ、平成28年度に第1次イノシシ管理計画を策定し、その後、平成29年度に第2次イノシシ管理計画（平成29年度～令和3年度）を、令和4年度に第3次イノシシ管理計画（令和4年度～令和8年度）を策定している。

第3次イノシシ管理計画では、基本目標を「積極的に捕獲を実施し、生息域の縮小や生息数の低減を図ること」とし、県内を定着地域と侵入地域の2つの地域区分に分け、各地域の生息状況や被害状況に応じた対策を講じることとした。

その結果、捕獲頭数は増加し、各地での防護柵の設置も進んだものの、生息域の拡大に伴い農作物被害は増加傾向にあり、更なる対策の推進が必要となっている。

7 管理の目標

(1) 個体数の抑制及び生息密度の低減

イノシシは個体数変動が激しい動物であり、生息数が増加し高密度化した場合、拡大周辺地域への分散、農地以外への被害拡大、感染症リスクの増大を招くおそれがあることから、過去の捕獲実績を考慮して個体数の低減のため積極的な捕獲を推進する。

なお、高密度地域においては捕獲を特に強化し、生息密度の低減を図る。

(2) 農作物被害の軽減

防護柵の設置や管理を中心とした被害防止体制の整備や、加害個体の捕獲を地域ぐるみで進め、農作物被害等の軽減を図る。

(3) 人身被害や生活環境被害の防止

人の日常生活圏及びその付近にイノシシを寄せ付けない環境づくりを推進し、人身被害や生活環境被害の発生を防止する。

8 管理の実施

(1) 個体数管理

ア 実施期間

令和9年4月1日～令和14年3月31日

イ 実施区域

県内全域

ウ 捕獲頭数

捕獲頭数の具体的な目標は、農作物被害の発生状況及び過去の指定管理事業による捕獲実績等を踏まえ、年度ごとに設定する。

エ 実施方法

認定鳥獣捕獲等事業者等に委託し、指定管理事業により実施する。

オ 密度管理の実施

県内で実施する痕跡調査等により地域ごとの生息密度を把握し、その結果を指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域及び捕獲目標数の設定に活用する。

高密度地域については重点捕獲地域に選定し、生息密度の低減を図る。

カ 実施結果の把握並びに評価

捕獲実績、生息密度の変化及び被害発生状況等を検証し、イノシシ管理検討協議会に報告するとともに、次年度以降の重点捕獲地域の選定及び管理施策に反映するものとする。

キ 実施者

岩手県

(2) 被害防止対策

ア 防護柵の設置の促進

農作物被害を抑制するため、防護柵の設置を中心とした被害防止対策を促進する。

なお、防護柵には様々な種類があり、設置方法も様々であることから、設置場所及び環境に応じて、定期的な維持管理を支援する。

また、防護柵は、シカやツキノワグマ対策にも効果的であることから、イノシシの特性や地域の実情をよく理解した上で、それらへの対策も考慮して設置するよう支援する。

イ 地域ぐるみの被害防止体制の整備

効果的かつ継続的に被害防止対策を行うためには、地域住民からの被害情報の収集、面的な防護柵の設置、防護柵設置後の継続的な維持管理等、地域が一体となった取組が重要であることから、これらの取組を実施するための研修会等を開催する等、地域ぐるみの被害防止体制の整備を促進する。

ウ 有害鳥獣捕獲の推進

被害発生状況（場所、程度、時期等）を把握し、効果的かつ効率的な有害鳥獣捕獲を推進する。特に農作物被害の軽減及び被害発生地の拡大防止のため以下の取組を優先的に実施する。

(ア) 農地周辺のイノシシの定着防止

農地周辺に定着したイノシシにより継続した農作物被害が発生している地域においては、農作物被害の抑制のため、農地周辺での有害鳥獣捕獲を実施する。

使用するわなの種類については、シカの有害捕獲においてくくりわなが多く使用されている現状を踏まえつつ、農地周辺では、群れごと捕獲することができる箱わなの使用を促進する。

なお、箱わなを使用する際には、ツキノワグマの錯誤捕獲防止のため、ツキノワグマも好む米ぬか等の誘引エサを用いない防止策や、わなの見回り、30cm四方の脱出口付き箱わなの使用を促進する。

また、冬季以外は周辺環境にイノシシのエサが豊富にあり、箱わなによる捕獲効率が低下することから、くくりわなの使用が必要となる。ただし、本県全域でツキノワグマの生息が確認されており錯誤捕獲の発生が懸念されるため、設置場所や時期を十分に検討するとともに、誘引物の適切な管理や定期的な見回りを実施し、錯誤捕獲の防止に努めるものとする。

(イ) 地域ぐるみの捕獲体制の整備

農地周辺におけるわなを使用した捕獲には、こまめな見回り等が必要であり、狩猟者や農家等地域住民が一体となった捕獲活動が欠かせないことから、地域ぐるみの捕獲体制の整備を促進する。

また、一定条件のもとに従事者の中に狩猟免許を受けていない者を補助者として含むことができる制度を活用し、地域ぐるみによる捕獲を促進する。

(ウ) 予察捕獲の推進

被害が発生しない地域であっても、生息状況を踏まえ、予察捕獲（被害を未然に防止するために実施する有害捕獲）により、有害捕獲を促進する。

(3) 生息環境管理

鳥獣が生息する山林と農地との間に鳥獣が身を隠すことができない見通しの良い緩衝帯を設置する等、人と鳥獣の棲み分けを進めることが重要であることから、鳥獣被害防止総合対策交付金の活用を含め、イノシシの隠れ家等となる耕作放棄地や農地に隣接したやぶの刈払いを促進する。

また、農地に放置された収穫残さや放棄果樹等の適切な処分の必要性についても普及啓発を行う。

(4) モニタリング調査

この管理計画の策定のために実施した調査を補完し、より科学的かつ計画的な管理施策を推進するため、生息状況や被害状況等について、モニタリング調査を継続的に実施する。（表４）

また、モニタリング調査の結果をもとに、管理対策の評価を行うとともに、管理計画に反映（フィードバック）させることとする。

表３ モニタリングの内容

項 目	内 容
①農作物被害状況の把握	県や市町村農林部局による農作物被害金額及び被害量調査に加え、アンケート調査により集落単位で被害状況の把握に努める。
②防護柵設置状況等の把握	防護柵や緩衝帯の設置や管理の状況を把握することで、設置による効果の検証を行う。
③捕獲情報の収集	狩猟、有害捕獲及び指定管理事業の捕獲報告票から捕獲数、捕獲場所、目撃効率、捕獲効率等を把握することにより、事業評価及び生息密度推定の基礎データとする。
④生息状況の把握	掘り返しなどの痕跡や捕獲効率等の密度指標の収集・分析により、県内の生息密度の把握に努め、捕獲及び被害防止対策等の資料とする。

9 その他管理のために必要な事項

管理計画の目的を達成するため、県、市町村、集落・地域住民、狩猟者団体、大学・民間団体等が分担して役割を担い、相互に連携することが重要である。

(1) 各機関・団体等の果たす役割

ア 県

県は、国からの指導又は助言等を踏まえ、鳥獣保護管理事業計画、管理計画の作成及び見直しを行うとともに、各種管理施策を実施する。

また、捕獲数の取りまとめや各種モニタリング調査の実施により個体数管理に努める。

イ 市町村

市町村は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年 12 月 21 日法律第 134 号）（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づく鳥獣被害防止計画を作成し、地域の状況に応じた有害捕獲、防護柵設置等の被害防止対策及び生息環境管理について関係団体と連携の上、総合的に実施する。

なお、効果的かつ効率的な被害防止対策のため、被害発生地及び被害状況等の把握に努める。

また、地域が一体となった被害防止対策を推進するため、地域住民や県と連携し、体制づくりに取り組む。

加えて、イノシシによる人身被害事例及び市街地出没が発生した場合は、情報収集に努め、必要に応じて関係部局と連携して対応する。

ウ 集落・地域住民

防護柵の設置・管理、やぶの刈り払い、誘引物（廃棄農作物の管理、放棄果樹の管理）の除去は、集落・地域住民が主体となって実施する。

また、地域ぐるみで組織的、面的に対策を実施することが重要であることから、行政と連携し効率的な体制で実施する。

エ 狩猟者団体

個体数管理に重要な役割を担う狩猟者団体は、管理計画に沿った狩猟捕獲の推進に努めるとともに、効果的な有害捕獲の実施について市町村等を支援する。

また、県が行う捕獲、生息状況及び捕獲個体調査等のモニタリングに協力する。

オ イノシシ管理検討協議会

学識経験者、行政機関及び関係団体等で構成するイノシシ管理検討協議会は、管理計画の作成及び見直し並びに各種管理施策について、必要な検討及び助言を行う。

また、県が行うモニタリング結果の評価、分析及び助言を行う。

カ 大学・民間団体等

大学や民間団体等は、イノシシ被害防止や新技術による捕獲の実証等、県が行う捕獲・生息状況の分析等に対し助言を行う。

(2) 普及啓発

地域の状況に応じて、県、市町村及び関係団体等が連携し、イノシシの生態や捕獲技術、効果的な被害防止方法、耕作放棄地等の生息環境管理についての研修会の開催や各種広報媒体等を活用し、普及啓発に努める。

(3) 他県との連携

本県と隣接する宮城県、秋田県及び青森県においても、イノシシの生息域が拡大していることから、情報交換を行い、捕獲手法の検討や個体数管理に努める。

(4) 鳥獣被害防止計画との調整

鳥獣被害防止特措法に基づいて市町村において作成される鳥獣被害防止計画の内容については、管理計画の内容を踏まえて作成する。

県は広域的な捕獲状況等を取りまとめて提供することで、市町村の被害防止計画の策定を支援する。

(5) 錯誤捕獲対応の実施体制

本県全域がツキノワグマの生息区域であることを踏まえ、捕獲従事者は、箱わなを使用する際には、ツキノワグマの錯誤捕獲防止のため、ツキノワグマも好む米ぬか等の誘引エサを用いない防止策や、わなの見回り、30cm 四方の脱出口付き箱わなの使用に努める。

また、くくりわなの設置に当たっては、ツキノワグマの足跡や糞などの生息痕跡の有無を十分確認し、生息痕跡が認められる場所を避けるなど、錯誤捕獲の防止に努める。さらに、設置したわなの周辺でクマの生息が確認された場合には、わなの移動等により、ツキノワグマの錯誤捕獲の発生予防に努める。

(6) 感染症の状況及び安全対策の実施

豚熱（CSF）の状況について、県内では令和4年4月に一関市の野生イノシシにおいて、令和6年5月には洋野町の養豚農場において感染が確認されており、養豚業への被害を防止する観点から、対策が必要となっている。

野生イノシシの感染が確認された地域における捕獲行為はウイルス拡散のリスクが伴うことから、各捕獲事業の実施主体は「豚熱・アフリカ豚熱対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（岩手版）」を参考の上、捕獲行為に伴う養豚農場への感染拡大を防止する体制の整備に努めるとともに、イノシシが関係する人獣共通感染症（SF TS：重症熱性血小板減少症候群、野兔病、ブタ回虫、E型肝炎等）による健康被害を防止するため、捕獲従事者に対して注意喚起を行う。

(7) 捕獲の担い手の確保・育成

狩猟者の減少や高齢化は、野生鳥獣の管理の円滑な実施に支障をきたすおそれがあることから、狩猟者の確保に向けて狩猟に対する県民の関心の喚起や狩猟免許を取得しやすい環境整備等の取組を推進するとともに、狩猟免許取得後の技術向上に向けて講習会を開催する等、関係機関等と連携を図りながら狩猟者の確保・育成を推進する。

また、経験が浅い狩猟者の捕獲技術の向上のため、熟練狩猟者による捕獲技術等の伝達・継承を内容とする技術研修会等の開催や、鳥獣保護管理に関する人材登録事業

(鳥獣プロデータバンク) を活用した事業による狩猟者の確保・育成を検討する。

(8) 狩猟による捕獲の推進

狩猟によるイノシシの捕獲を推進するため、イノシシに係る狩猟期間を延長し、以下のとおりとする。

(延長前) 11 月 15 日から翌年 2 月 15 日まで

(延長後) 11 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(9) 市街地出没時の対応

イノシシは危険鳥獣（法第 2 条第 6 項）に指定されており、人の日常生活圏及びその付近に出没した場合における緊急銃猟の実施等については、岩手県ツキノワグマ市街地出没時対応マニュアル（令和 7 年 9 月 1 日策定）に準じた対応を行う。

また、出没に至った経緯について情報収集を行い、再発防止に活かすこととする。

第1次ニホンザル管理計画（新規）の概要

〈策定の根拠、計画の位置付け等〉

◇策定の根拠等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2及び第14次鳥獣保護管理計画

◇位置付け

生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理を図るために特に必要があると認めるときに策定できるもの。法、国の指針、いわて県民計画（2019～2028）等を踏まえ、鳥獣の管理の方針を定めるもの。

◇計画の期間

令和9年度～令和13年度

◇対象地域

岩手県全域（ただし、5市町は個別に管理方針を定める）。

〈管理目標〉

- 1 現存する地域個体群の適正な維持
- 2 人身被害の防止
- 3 集落への出没率低減による農業被害・生活被害の減少
- 4 被害地域の拡大抑制

〈目標達成のための基本的考え方〉

1 順応的管理の実施

群れ毎の現況を把握し、計画を立案・実行し、モニタリングによる検証、評価を行い、評価を基に計画を改善する順応的管理を行う。

2 群れ管理の必要性

サルは群れで行動する動物のため、群れ管理を基本とし、複数の群れが連続分布することから、隣接する群れの集合を管理単位（管理ユニット）として設定し対策を実施する。

3 群れのサイズと個体数管理

加害性が高い群れは、群れの規模が大きいと被害防除対策を講じても被害が軽減しないことから、捕獲する場合は30頭程度を目安とする。その際、群れが絶滅しないよう群れ内のオトナメスが10頭を下回らないようする。

〈目標達成のための方策〉

1 目標達成のための手順

事前調査・モニタリングの結果に基づき、計画の策定、実行、評価、見直しを行う。

2 個体数管理

捕獲許可の方針に基づき、被害を効果的に防除するため、必要最小限の範囲で捕獲を行う。捕獲方法を選択する際は、次の評価項目に基づいて行う。

- (1) 加害レベル（0～5の6段階）
- (2) 被害防除レベル（A～Dの4段階）
- (3) 群れのサイズ（大、中、小の3段階）

3 被害防除対策

県及び市町村は、主に次に掲げる対策について、地域住民が集落ぐるみの取組を推進し、適切な被害防止対策に取り組めるよう指導・支援を行う。

- (1) 防護柵等の設置
- (2) 追い払い・追い上げ
- (3) 環境整備

〈現状と課題〉

◇生息状況

1 生息分布

群れ…宮古市、大槌町、釜石市、住田町、大船渡市
ハナレザル…県内全域

2 生息頭数 208頭+α

（五葉山8群中4群を調査済み）

◇被害状況

農業被害（果樹等）6,003千円（R7）

◇課題

希少野生動物としての側面を持っている本県のサルに対して、地域個体群の安定的維持を図りつつ被害を低減させるためには、正確な生息状況を把握したうえで対策を講じる必要がある。

〈モニタリング等調査研究〉

1 生息状況等調査

個体数・群れ構成調査、加害レベル判定、出没状況調査、捕獲個体調査を踏まえ、群れの状況等を調査する。

2 被害防除状況調査

農作物被害調査、被害防除レベルの判定、捕獲影響調査により、被害防除対策の効果について調査する。

第 1 次ニホンザル管理計画（素案）

令和 9 年 4 月 1 日

岩手県 環境生活部 自然保護課

目 次

1	計画策定の目的	3
2	計画策定の背景	3
3	管理すべき鳥獣の種類	3
4	計画の期間	3
5	計画の対象地域	4
6	これまでの経過と現状	4
	(1) これまでの取組	4
	(2) 現状	4
7	管理の目標及び目標達成のための基本的な考え方	6
	(1) 管理の目標	6
	(2) 目標達成のための基本的な考え方	6
8	目標達成のための方策	8
	(1) 目標達成のための手順	8
	(2) 個体数管理	9
	(3) 被害防除対策	14
	(4) その他必要な方策	14
9	モニタリング等調査研究	15
	(1) 生息状況等調査	15
	(2) 被害防除状況調査	15

1 計画策定の目的

この第二種特定鳥獣管理計画は、県内に生息するニホンザル（以下「サル」という。）を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第7条の2の規定に基づく第二種特定鳥獣として、科学的かつ計画的な管理を実施することにより、希少野生動物の側面を持つ本県のサルの地域個体群^{*}の存続及び保護に配慮しつつ、被害防除対策を実施することにより、農作物被害や生活環境被害（人身被害を含む）の低減や被害地域の拡大抑制を図ることを目的とする。

また、いわて県民計画（2019～2028）及び岩手県環境基本計画並びに第14次鳥獣保護管理事業計画（以下、「第14次計画」という）に基づき、多様で優れた環境を守り次世代に引き継ぐことを目的とする。

※地域個体群：地理的・遺伝的にまとまりをもつ集団単位を指す。

2 計画策定の背景

本県のサルは、主に五葉山から三陸地域を中心に群れが分布していることが確認されている。環境省レッドリストにおいては、北奥羽・北上山系のホンダザルが、「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定されており、岩手県レッドデータブック（2024）においては絶滅危惧Ⅰ類に指定している。また、近隣の東北地域の個体群とは別の独自性を持った進化的背景を持つことがわかっており、本県のサルは、種の保全上、貴重な個体群であるといえる。

一方で、群れが分布している五葉山周辺の市町村では、サルが人里周辺へ出没し、農作物への被害が発生している。令和元年以降、県内のサルによる農作物被害額は増加傾向であり、被害額全体に占めるサルの割合が増加している自治体も存在している。また、サルの群れが人の生活圏と重なって生息している地域もあり、人に対する威嚇行動や屋根に登る等の生活環境被害も発生している。

五葉山周辺に生息するサルについては、分布状況および群れ数はおおむね把握されつつあり、令和7年度に実施した生息状況調査の結果、五葉山周辺には少なくとも8つの群れが存在し、そのうち4群における個体数や加害性の程度が明らかとなり、加害性は高い傾向にあることが分かった。さらに、同調査では、これまで確認されていなかった新たな群れの存在が確認されており、岩手県におけるサルは、個体数増加や分布拡大の傾向にあると推察される。

以上を踏まえ、地域個体群の健全な維持を図りつつ、農作物被害や生活環境被害の軽減対策を実施するため、「第1次ニホンザル管理計画」を策定する。

3 管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル (*Macaca fuscata*)

4 計画の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5ヵ年とする。

（第14次計画との整合性を図るため、同様の計画期間とする。ただし、計画期間内であっても、生息状況その他サルの管理に影響を与える要因が生じた場合は、計画の見直し等を検討するものとする。）

5 計画の対象地域

対象地域は、岩手県全域とする。

ただし、サルの群れの存在が確認されている、宮古市、釜石市、大船渡市、住田町、大槌町の5市町については、個別に管理方針を定める。

6 これまでの経過と現状

(1) これまでの取組と課題

サルによる被害に対しては、市町村が作成する被害防止計画に基づいた被害防除対策（農作物残渣の適正処理、侵入防止柵の設置など）や動物駆逐用煙火を活用した追払いによる防除が実施されてきた。また、頭数管理としての有害鳥獣捕獲については、被害の実態を十分に調査し、有害鳥獣捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可することで対応してきた。

一方で、希少野生動物としての側面を持っている本県のサルに対して、地域個体群の安定的維持を図りつつ被害を低減させるためには、正確な生息状況を把握したうえで対策を講じる必要がある。

(2) 現状

(ア) 生息状況

- 平成初期以前までは、3～5群で40～100頭と推定されていた。
- 平成26年の報告では、4群で90頭であり、平成初期から変化は見られなかった。
- 平成29年の環境省調査では、岩手県では五葉山を中心に沿岸地域でサルの生息が確認されている（図1）。
- 令和4年度に岩手県が実施した調査では、4群で115頭以上が確認されていたほか、ボイスストラップ調査の結果、新たな群れの可能性も指摘され、平成26年よりも分布域が広がり、頭数も増加していることが分かった。
- 令和7年度に岩手県が実施した調査では、五葉山周辺には少なくとも8つの群れが存在し、そのうち4群における個体数や加害性が明らかとなった。さらに、これまで県が実施してきた調査では確認されていなかった新たな群れ（大住群）が確認された。また、五葉山周辺のみならず、これまで群れが確認されていなかった宮古市でも群れの存在が確認され、過去調査でも確認されていた大槌町の群れの存在が再確認されるなど、県内のサルの分布状況が明らかとなりつつある。

(イ) 被害状況と捕獲数

- 岩手県全域におけるサルによる農作物被害額は増加傾向（表1）にあり、特に令和5年度は前年度比で約4倍に急増している。
- 農作物被害のみならず、人馴れしたサルに威嚇されるなど、生活環境被害も確認されている。

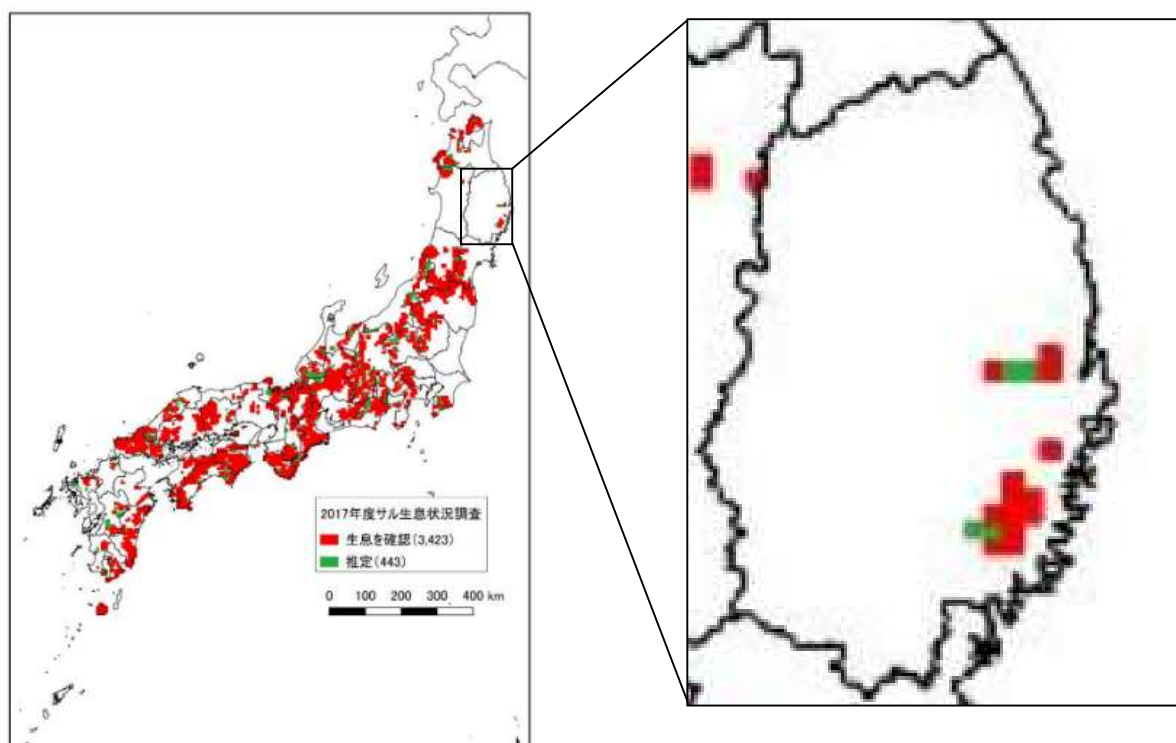


図1) サルの群れの分布状況

(特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン (ニホンザル編) p 5 より転載)

年度	有害捕獲	捕獲合計	農作物被害額	対前年度比
R 1	1 頭	2 頭	878千円	-
R 2	1 頭	4 頭	1,465千円	+587千円
R 3	2 頭	3 頭	1,501千円	+36千円
R 4	0 頭	3 頭	1,733千円	+232千円
R 5	0 頭	3 頭	7,538千円	+5,805千円
R 6	3 頭	5 頭	3,543千円	▲3,995千円
R 7			6,003千円	+2,460千円

(表1) サル捕獲数及び農作物被害額の推移 (R1～R7)

7 管理の目標及び目標達成のための基本的な考え方

(1) 管理の目標

地域個体群の健全な維持を図りつつ、農作物被害や生活環境被害の軽減対策を実施するため、次の目標を設定する。なお、各項目における具体的な指標等は、管理実施計画において定める。

- (ア) 現存する地域個体群の適正な維持
- (イ) 人身被害の防止
- (ウ) 集落への出没率低減による農業被害・生活被害の減少
- (エ) 被害地域の拡大抑制

(2) 目標達成のための基本的な考え方

サルの保護・管理には、群れの管理、被害防除対策、生息環境管理の3つを、地域の状況に応じて適切に組み合わせて、総合的に実施することが必要であることから、特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・令和6年度）（以下、「管理計画策定ガイドライン」という）に準じ、総合的に対策を進めていくこととする。

また、対策を進めていく上で、次の点を考慮することとする。

(ア) 順応的管理の実施

野生動物の保護・管理を行うに当たって留意すべき点は、対象とする相手が野生動物であるため、分布や個体数などが変動して一定ではないという「非定常性」と、分布や個体数などを全て明らかにすることは難しく、誤差や信頼限界をもつ推定に基づいて進めなければならないという「曖昧性」を伴うという点である。また、計画を実行しても必ずしも計画どおりの成果が得られないという「不確実性」もあることから、それらを前提とするシステムを構築することが必要である。

このため、県内におけるサルの管理においても、生息状況や加害状況などの現況を群れ毎に把握し、現況を基に計画を立案し（Plan）、計画を実行し（Do）、効果を検証するためのモニタリング調査を行って、結果を評価し（Check）、評価を基に計画を改善（Act）する、PDCAサイクルによる順応的管理を行う。

(イ) 群れ管理の必要性

サルは基本的に群れで行動する動物であるため、群れの管理が基本である。サルの群れは、群れごとに規模や構成、加害レベルが異なるという特性を持つため、まず加害群を特定し、その加害レベルや行動域、群れサイズや構成などといった現況を把握する必要がある。その上で群れごとに目標を明確にした捕獲手法を選択し、効果的な被害防除対策と合わせて実施し、モニタリングによる効果検証を行いながら進めていく。

なお、サルはほとんどの場合複数の群れが連続して分布するというパターンを示し、県内においても、特に五葉山周辺では同様の傾向が確認されている。したがって、この隣接して生息する群れの集合を保護・管理の基本的な管理単位（管理ユニット）として設定（表2）し、管理ユニットごとに対策を実施していく。

群れ名	管理ユニット名	生息市町名
赤坂峠の群れ/鳩ノ峰群	五葉山山系	釜石市
大沢群		大船渡市・釜石市・住田町
大住群		大船渡市・住田町
仙人群		釜石市
高森群		住田町
中沢群		住田町
桧山群		住田町
六郎群		大船渡市
大槌町の群れ	非五葉山山系	大槌町
宮古市の群れ		宮古市

(表2) 群れごとの管理ユニット区分

※五葉山山系以外は、群れの情報が十分ではないため、便宜上「非五葉山山系」として区分している。

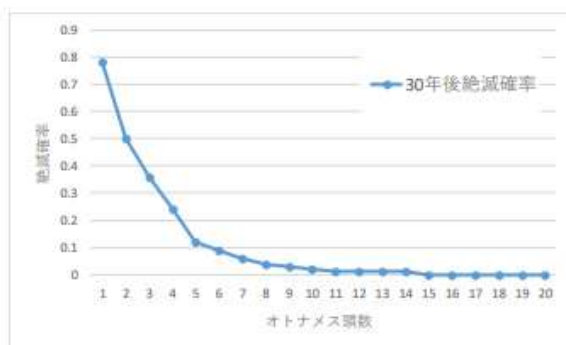
(ウ) 群れのサイズと個体数管理

加害レベルが高い群れにおいては、群れサイズが大きいと被害防除対策を講じても被害が軽減せず、追い払い等が効果的に実行できない。多頭捕獲（群れ捕獲）を行う際は、群れサイズは、追い払いなど被害防除対策のしやすさから30頭程度を目安とし、群れ内のオトナメス※が10頭を下回らないようする（兵庫県の群れの絶滅確率を参照）。

※ オトナメスとは年齢7歳以上の性成熟したメスを指し、体サイズや性器など形態的特徴から判断する。

【個体数管理の考え方】

これまでに県下の個体群を調査して得られた結果を基にして、群れのオトナメスの頭数規模によって、群れが絶滅する確率がどのように変化するかをシミュレーションした。群れのオトナメスの頭数が10頭以上では絶滅確率は2%以下で緩やかに変化するのに対し、10頭を下回ると絶滅確率は急激に大きくなる。したがって、群れの規模はオトナメスの頭数が10頭を下回らないように個体数管理を行うこととする。



群れのオトナメスの頭数と絶滅確率の変化

※兵庫県第3期ニホンザル管理計画より引用

8 目標達成のための方策

(1) 目標達成のための手順

(ア) 事前調査・モニタリング

- 県は、農作物被害や生活環境被害が継発又は悪化している地域において生息状況調査を実施し、サルの出没情報や被害の実態について調査する。この際、必要に応じ、市町村に対し、市町村が独自に実施しているモニタリング調査等の結果の提供を依頼し、多角的な調査を実施するものとする。
- 県は、農作物被害や生活環境被害が継発又は悪化している地域における被害防除対策の実施状況について、該当市町村に聞き取り調査を行う。
- 市町村は、サルの出没情報や被害実態についてモニタリングすることで行動圏や出没状況の把握に努めるとともに、県が行う調査に協力する。
- 県は、上記調査結果に基づき、加害レベルや被害防除対策レベルの判定を行う。

(イ) 計画の策定

- 県は、「ニホンザル管理検討協議会（以下、「協議会」という。）」において意見を聴取したうえで、管理ユニット（及び管理ユニットに含まれる群れ）ごとの管理方法や被害対策の進め方について、「ニホンザル管理計画（以下、「管理計画」という。）」を策定する。
- 県は、管理計画の方針に基づき、計画期間中は毎年度「年度別実施計画（以下、「実施計画」という。）」を策定する。

(ウ) 計画の実行

- 市町村は、県が策定した実施計画に基づき、対策を実行する。

(エ) 計画の評価

- 市町村は、実施計画に基づき対策を行った場合、対策前後における影響等をモニタリングし、県へ報告する。
- 県は、報告に基づき管理計画の達成状況を評価する。

(オ) 計画の見直し

- 県は、評価結果を基に、協議会において意見を聴取したうえで、次年度の実施計画の方針を策定する。
- 県は、管理計画又は実施計画の改定を行うに際しては、必要な調査を実施するものとする。

(2) 個体数管理

(ア) 県による捕獲許可の方針

サルの捕獲許可は、地域個体群（地域個体群と管理ユニットの対象群れが同じ場合は、管理ユニット）が存続することを前提に、サルによる被害を効果的に防除するために必要最小限の範囲で許可することとする。

基本的な考え方は、次のとおりとする。

i) 捕獲についての方針

加害レベル及び被害防除対策レベル、群れの構成等を加味し、必要に応じて捕獲（捕殺を含む。）を認めることとする（表4から表6参照）。

ii) 許可の区域

被害を発生させているサルの群れの遊動域の範囲内に所在する区域とする。ただし、ハナレザル等の場合、その行動域を踏まえて必要かつ適切な区域とする。

※ ハナレザル等…ハナレザルやハナレオスの集団を指す。メスやアカンボウを含む群れは含まない。

iii) 許可の期間

捕獲に必要な最低限の期間とする。

iv) 許可の頭数

被害防除の目的を達成するための必要最小限度の頭数とする。

v) 捕獲の方法

銃器又はわなによって実施する。なお、捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第940号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によって行うこととする。

(イ) 加害レベルの判定

加害レベルの判定は、管理計画策定ガイドラインに示す加害レベル判定表をもとに、関係機関や有識者等により群れの出没頻度、出没規模、人への反応、耕作地の被害程度、生活環境被害のそれぞれについて各指標のポイントを算定する。そのポイントを合計した値を加害レベルポイント表に照らし合わせて、群れの加害レベルとする。

(参考) 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編）抜粋
加害レベルの判定表について

ポイント	出没頻度	平均的な出没規模	人への反応	集落の農作物被害状況	生活被害
0	山奥にいるためみかけない	群れは山から出てこない	遠くにいても、 人の姿を見るだけで逃げる	被害集落はない	被害なし
1	季節的にみかける時がある	2、3頭程度の出没が多い または群れのごく一部が出没	遠くにいても、 人が近づくと逃げる	軽微な被害を受けている集落がある	宅地周辺のみかける
2	通年、週に1回程度 どこかの集落でみかける	10頭未満の出没が多い または群れの一部が出没	遠くにいる場合逃げないが、 20m以内までは近づけない	大きな被害(生産量の10%程度)を受けている集落がある	庭先に来る、屋根に登る
3	通年、週に2、3回近く どこかの集落でみかける	10～20頭程度の出没が多い または群れの半数程度が出没	群れの中に、20mまで近づいても 逃げないサルがいる	甚大な被害(生産量の30%以上、または被害の精神的苦痛が大きい、被害者が怒っている、耕作を諦める)を受けている集落がある	器物を損壊する 倉庫に侵入する
4	通年、ほぼ毎日 どこかの集落でみかける	20頭以上の出没が多い または群れの全体(あるいは大半)が出没	10mまで近づいても逃げない、または 威嚇するサルがいる	甚大な被害を受けている集落が3集落以上ある、または行動域内の過半数の集落に甚大な被害が発生している	住居侵入が常態化 (繰り返し発生する)

それぞれの項目における判定は、現地調査（群れ探索行動特性調査（ルートセンサス）や直接観察など）、アンケート調査（被害状況調査など）、群れの監視員など被害対策の従事者からの情報、専門家によるチェックといった方法（複数の方法が望ましい）での総合的な評価に基づいて行う。

加害レベル	合計ポイント
0	0
1	1-2
2	3-7
3	8-12
4	13-17
5	18-20

(ウ) 被害防除対策レベルの判定

被害が発生している集落等において、被害防除対策が十分ではない場合は、群れの加害レベル判定は高く表示される可能性がある。そこで、集落での被害対策を評価するため、地域個体群の行動域内の集落における被害防除対策レベルについて、表3に基づき判定する。なお、市町村においては対策を推進し、被害防除対策レベルの向上に努める。

(表3) 被害防除対策レベル判定/・評価

レベル	対策の実施	群れ遊動域内の集落における被害防除対策		
		防護柵等の設置	追い払い・追い上げ	環境整備
A	全ての取組みを実施している項目が2つ以上	<ul style="list-style-type: none">被害が発生した農地の8割以上で防護柵等設置設置した防護柵等の定期メンテナンスが実施されている	<ul style="list-style-type: none">地域で組織的に追い払いを実施/追い上げを実施	<ul style="list-style-type: none">地域ぐるみで誘因物除去に取り組んでいる
B	全ての取組みを実施している項目が2つ以上	<ul style="list-style-type: none">被害が発生した農地の5割以上で防護柵等を設置設置した防護柵等の定期メンテナンスが実施されている	<ul style="list-style-type: none">積極的に追い払いを行う人が複数人いる	<ul style="list-style-type: none">複数人が誘因物除去に取り組んでいる
C	全ての取組みを実施している項目が2つ以上	<ul style="list-style-type: none">被害が発生した農地で防護柵等の設置に取り組んでいる	<ul style="list-style-type: none">積極的に追い払いを行う人がいる	<ul style="list-style-type: none">誘因物除去に取り組んでいる人がいる
共通事項		必須	・群れの遊動域等の調査を実施していること。	
		任意	・必要に応じ、群れの遊動域内に所在する集落を対象として、上記対策項目に係る研修会や訓練等が、地域の実状に併せて開催されていること。	
D	共通事項を満たさず、A～Cに該当しない（未判定含む）			

なお、被害防除レベルを判定する上での各項目における留意点は以下のとおり。

i) 防護柵等の設置について

- ・防護柵等とは、防護柵、電気柵、複合柵など、サルによる被害を防除するために設置するサル対策用の柵全般を指す。
- ・メンテナンスの頻度は、設置する柵の仕様書等に示される推奨頻度とする。

ii) 追い払い・追い上げについて

- ・「適切な実施」とは、サルの出沒に際して速やかな追い払い・追い上げ活動を実施できているかどうかを指す。
- ・「組織的に実施」とは、個人の裁量に任せず、集落単位などの組織として追い払い・追い上げの手順や役割分担を定め、継続的に追い払い活動を実施しているかどうかを指す。

iii) 環境整備について

- ・誘因物は、放置果樹の他、廃果やコンポストの生ごみ等であり、サルを誘引したり、市街地固着の理由となったりするものを指す。

(エ) 捕獲方法

捕獲方法は、捕獲しようとする頭数に応じて次のとおりとする。

群れ捕獲 (全頭捕獲)	加害群の除去が目的であり、加害レベルが著しく高く、被害防除対策を実践しても被害が低減しない場合に、群れ全体を取り除く管理手法である。
部分捕獲 (多頭捕獲)	群れの存続を前提としており、群れの個体数が多いと被害防除対策を講じても被害が軽減せず、追い払い等が効果的に実行できないため、増えすぎた群れの個体数を減らす管理手法である。部分捕獲を選択する場合、群れサイズの目標は30頭程度を目安とし、群れ内のオトナメスが10頭を下回らないようにする。
選択捕獲 (個体捕獲)	群れの存続を前提としており、人馴れが進んで住民に対する威嚇や生活環境被害を繰り返す問題個体を識別したうえで、選択的に捕獲する管理手法である。

(表4) 捕獲の方法

(オ) 群れサイズによる捕獲方針

群れサイズはオトナメスの頭数によって区分し、群れサイズによる捕獲方針を表4に示す。

群れの規模	オトナメスの頭数	捕獲方針
群れ（大）	20頭以上	・加害レベルと被害防止対策レベルに応じて、捕獲方法を選択する。 ・捕獲を行う場合は、群れの分裂や、捕獲した地域に外部から新たに群れが流入する等の出没地域の拡大に注意を払う。
群れ（中）	11頭～19頭	・加害レベルと被害防止対策レベルに応じて、捕獲方法を選択するが、原則として、「オトナメス」の捕獲は行わない。 ・被害防止のためやむを得ない場合、問題のあるオトナメスをを識別して選択捕獲してもよい。
群れ（小）	10頭以下	・原則として、「メス」の捕獲は行わない。 ・被害防止のためやむを得ない場合、問題のある個体※（メスを含む）を識別して選択捕獲してもよい。

(表5) 群れサイズによる捕獲方針

※ 問題のある個体:過度に人を威嚇したり、人家へ侵入したりするなど、人身被害を発生させる危険性の高い個体や、特定の農地等に依存し、農業被害を発生させている個体を指す。

(カ) 捕獲方法の選択

捕獲方法の決定については、各群れの加害レベルのほか、被害防除対策レベル、群れサイズ、管理ユニットの方針を考慮して表6に基づき選択する。なお、管理ユニット（及び管理ユニットに属する群れ）ごとの具体的な対応方針は、実施計画において定める。

加害レベル	被害防除 対策レベル	群れの 規模	捕獲方法
4 以上	A	群れの規模 に拠らず	群れ捕獲 ※ただし、次を満たすこと ・群れの除去以外に被害が低減できないこと ・管理ユニットが消滅しないこと ・上記について、協議会で意見を徴すること
	B以上	大	部分捕獲もしくは選択捕獲
		中	
		小	選択捕獲
	C以下	大	部分捕獲もしくは選択捕獲
		中	選択捕獲
		小	
3	B以上	大	部分捕獲もしくは選択捕獲
		中	選択捕獲
		小	
	C以下	大	部分捕獲もしくは選択捕獲
		中	選択捕獲
		小	原則、捕獲は実施せず被害防除に努める。 被害が発生する等やむを得ない場合は、選択捕獲。
2	B以上	大	部分捕獲もしくは選択捕獲
		中	原則、捕獲は実施せず被害防除に努める。 被害が発生する等やむを得ない場合は、選択捕獲。
		小	
	C以下	捕獲は実施しない。被害防除に努める。	
1			捕獲は実施しない。被害防除に努める。
0			捕獲は実施しない。 耕作放棄地や集落等に出没しないか、動向把握を行う。
未判定			加害レベル 2 と同様の取扱いとする。
ハナレザル等			追い払いを実施し、必要に応じて誘引物管理等を実施する。 被害が発生した場合は、当該個体の捕獲を実施する。
著しく加害性 が高い個体			上記評価にかかわらず、選択捕獲

(表6) 群れの加害レベル・規模と捕獲方法

(3) 被害防除対策

県及び市町村、関係団体は、地域住民自らによる集落ぐるみの取組を推進し、適切な被害防除対策に取り組めるよう指導・支援、新たな対策の研究、情報提供を行う。

	市町村	県
防護柵等の設置推進	<ul style="list-style-type: none"> ・運動能力・学習能力の高いサルに効果のある防護柵等の設置推進とその効果の持続を目指し、地域住民に対して必要な情報提供・支援を行う。 ・設置した防護柵等が十分に効果を発揮するために、設置者に対し定期的なメンテナンスの実施を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村における電気柵の設置について国の交付金を活用した支援を実施する。
追い払い・追い上げの推進・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物被害防止のほか、人や集落環境に慣れさせないために、集落内に出没するサルに対して、住民が主体となった花火、爆竹等を活用した追い払い・追い上げ活動を支援する。また、新たな追い払い・方法について調査研究に努める。 ・被害を発生させる群れを監視する人員の配置やサルの群れの動向を探知するマップシステム等の導入に努める。設置後は、群れの位置情報の発信、追い払い活動の支援や被害対策の指導等を実施する。 ・集落において組織的な追い払い・追い上げが実施できるよう、研修や訓練を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・有効な追い払い方法や最新の知見等について情報収集に努め、市町村と共有する。 ・市町村における監視体制に資するよう、生息状況調査等の結果を共有する。 ・必要に応じ、市町村が実施する研修や訓練の支援を行う。 ・市町村等が実施する追い上げ、追い払い等の活動に対する、国の交付金を活用した支援を行う。
環境整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物以外にも、放任果樹や農地の廃果等が誘因物となることから、これらの除去に支援する。また、誘因物が放置等されないよう、注意喚起に努める。 ・農地や集落へサルが接近、侵入しにくい環境づくりのため、刈払いや放任果樹の伐採等により、サルの隠れ場所の除去に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他動物種の対策ともあわせ、市町村の取り組みに対して、国の交付金等を活用して支援する。

(4) その他必要な方策

(ア) 普及啓発・広報活動

サルによる農作物被害等を軽減するには、単に捕獲等に依存するだけでは困難であることを地域住民が十分に理解し、自らや自らの地域において防除対策を実施することの重要性について認識を深めることが重要である。

このため、県及び市町村は、関係者の協力の下、追い払い・追い上げ等の被害防除対策技術やサルの生態や行動等について情報を収集し、研修会の開催やホームページ及びパンフレット等の配布などにより、住民等に対し、サルとの基本的な接し方や個々人でできる被害防除方法についての広報・普及啓発に努める。

管理計画の実施に当たっては、幅広い関係者の理解と協力が必要なことから、県ホームページ等により管理計画や先進的取組みを公表するほか、自然保護関連行事等を通じ普及啓発を行う。

(イ) 近隣県との情報共有

必要に応じ、出没情報、捕獲情報や地域個体群の管理について、近隣県と情報共有を実施する。また、得られた情報については、関係機関と共有する。

9 モニタリング等調査研究

以下の項目の調査・モニタリングを行う。

(1) 生息状況等調査

(ア) 個体数・群れ構成調査

県は、定期的に個体数カウント調査を実施し、群れの構成を把握する。

(イ) 加害レベル判定

県は、(ア)の個体数・群れ構成調査の実施にあわせ、群れの出没頻度、出沒規模、人への反応、耕作地の被害程度、生活環境被害のそれぞれについて指標を示した判定表を作成し、各指標のポイントを算定し、加害レベルを判定する。

(ウ) 出沒状況調査

市町村は、サル監視員の設置等、サルの出沒情報や被害実態の把握が出来る体制を整備する。また、サル監視員等のモニタリングデータのとりまとめや電波発信器による各群の追跡調査により、行動圏及び集落出沒状況を把握する。さらに、直接観察により人身被害を起こす危険性の高い個体の有無を確認する。

(エ) 捕獲個体調査

県又は市町村は、専門機関と連携し、捕獲個体の性・年齢や栄養状態、遺伝情報等の資料収集に努める。

(2) 被害防除状況調査

(ア) 野生鳥獣による農作物被害調査

市町村は、毎年、市町村毎に被害作物や被害金額等の内容を調査する。また、必要に応じ、農業集落単位の農業被害と被害対策に関するアンケート調査を行い、農作物被害の発生状況とその変化をモニタリングする。

(イ) 被害防除対策レベル判定

県は、農作物被害や生活環境被害が継発又は悪化している地域における被害防除対策の実施状況について、該当市町村に聞き取り又は書面にて調査し、被害防除対策レベルを評価する。

(ウ) 捕獲影響調査

市町村は、計画に基づき捕獲を行った際は、捕獲の実施によって被害状況や行動圏及び集落出沒状況がどのように変化したか、捕獲前後の状況が比較できるよう調査を行う。

県は、市町村が行う標記調査の結果を踏まえ、定期的に生息状況調査を実施する。